

令和 7 年 11 月

犯罪収益移転危険度調査書



国家公安委員会

凡　　例

法令の略称は、次のとおり用いる。

[略称]

外為法

携帯電話不正利用防止法

国際テロリスト等財産凍結法

資金決済法

出資法

組織的犯罪処罰法

テロ資金提供処罰法

入管法

犯罪収益移転防止法

犯収法施行令

犯収法規則

風営適正化法

暴力団対策法

麻薬特例法

[法令名]

外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成 17 年法律第 31 号）

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成 26 年法律第 124 号）

資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 11 年法律第 136 号）

公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 67 号）

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成 20 年政令第 20 号）

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成 20 年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第 1 号）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）

国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成 3 年法律第 94 号）

目 次

はじめに - 1 -

【令和7年犯罪収益移転危険度調査書の概要】 2 -

第1 危険度調査の方法等 - 5 -

1 経緯	- 5 -
2 目的	- 6 -
3 調査方法	- 6 -
(1) 調査の方法	- 6 -
(2) 調査に用いた情報	- 8 -
4 調査書の更新内容等	- 9 -
(1) 昨年までの調査書の主な更新内容	- 9 -
(2) 近時の情勢変化を踏まえた主な変更点	- 10 -

第2 我が国の環境 - 11 -

1 地理的環境	- 11 -
2 社会的環境	- 11 -
3 経済的環境	- 11 -
4 犯罪情勢等	- 12 -
(1) 国内犯罪情勢	- 12 -
ア 刑法犯認知件数等	
イ 詐欺（特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺）	
ウ 組織的窃盗・盗品流通事犯	
エ 悪質商法事犯（利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯）	
オ サイバー事案等	
カ 金地金密輸	
キ オンラインカジノ	
【トピック】オンラインカジノの実態、特徴等	- 23 -
【国民を詐欺から守るための総合対策 2.0】	- 26 -
(2) テロ情勢	- 28 -

第3 マネー・ローンダリング事犯等の分析 - 29 -

1 主体	- 30 -
(1) 匿名・流動型犯罪グループ	- 30 -
ア 特徴	

イ 資金獲得犯罪	
ウ 匿名・流動型犯罪グループが関与したマネー・ローンダリング事犯の手口	
(2) 暴力団	38 -
ア 特徴	
イ 事例	
(3) 来日外国人犯罪グループ	40 -
ア 特徴	
イ 事例	
2 前提犯罪	44 -
(1) 主たる前提犯罪	44 -
ア 詐欺	
イ 電子計算機使用詐欺	
ウ 窃盗	
エ 出資法・貸金業法違反	
オ 常習賭博・賭博場開張等図利	
カ 入管法違反	
キ 風営適正化法違反・売春防止法違反	
ク 人身取引事犯	
ケ 利殖勧誘事犯（金融商品取引法違反等）	
コ 薬物事犯	
(2) 國際的に懸念される前提犯罪	52 -
ア 贈収賄	
イ 脱税	
ウ 環境事犯	
3 マネー・ローンダリングに悪用された主な取引等	55 -
(1) マネー・ローンダリングに悪用された主な取引等の分析	55 -
(2) 預貯金口座の悪用を助長する犯罪への対策	56 -
【トピック】APG Yearly Typologies Report 2024 について	58 -
4 疑わしい取引の届出	59 -
(1) 概要及び届出状況	59 -
(2) 活用事例等	60 -
ア 都道府県警察において疑わしい取引の届出を端緒として検挙した事件例*	
イ 都道府県警察以外の捜査機関等が疑わしい取引の届出を活用した事件例等	
【検察庁の把握した最近の犯罪事例・傾向等】	66 -
【国税庁の把握した最近の犯罪事例・傾向等】	67 -
【税關の把握した最近の犯罪事例・傾向等】	68 -
【厚生労働省地方厚生局麻薬取締部の把握した最近の犯罪事例・傾向等】	69 -
【海上保安庁の把握した最近の犯罪事例・傾向等】	69 -

第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度 - 70 -

1 取引形態と危険度 70 -

(1) 非対面取引 70 -

ア 危険度を高める要因

イ 疑わしい取引の届出

ウ 危険度の低減措置

エ 危険度の評価

【トピック】インターネットバンキングを悪用した不正送金、特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺 - 75

(2) 現金取引 77 -

ア 危険度を高める要因

イ 疑わしい取引の届出

ウ 危険度の低減措置

エ 危険度の評価

(3) 外国との取引 82 -

ア 危険度を高める要因

イ 疑わしい取引の届出

ウ 危険度の低減措置

エ 危険度の評価

【トピック】貿易を利用したマネー・ローンダリングの分析 91 -

【トピック】東南アジアを拠点とする国際的な詐欺及びマネー・ローンダリングの脅威等について 92 -

2 国・地域と危険度 93 -

(1) 危険度を高める要因 93 -

ア 北朝鮮

イ イラン

ウ ミャンマー

(2) 危険度の低減措置 94 -

(3) 危険度の評価 94 -

【トピック】FATF声明で参加国等に対して対抗措置等が要請された国・地域及びマネー・ローンダリング等対策の改善のためにFATFの監視プロセス下に指定された国・地域の推移 96 -

3 顧客の属性と危険度 98 -

(1) 暴力団 98 -

ア 危険度を高める要因

イ 疑わしい取引の届出

ウ 危険度の低減措置

エ 危険度の評価

(2) 非居住者 102 -

ア 危険度を高める要因

イ 危険度の低減措置	
ウ 危険度の評価	
(3) 外国の重要な公的地位を有する者 103 -
ア 危険度を高める要因	
イ 危険度の低減措置	
ウ 危険度の評価	
(4) 法人（実質的支配者が不透明な法人等） 105 -
ア 危険度を高める要因	
イ 疑わしい取引の届出	
ウ 危険度の低減措置	
エ 危険度の評価	
【トピック】法人を利用してマネー・ローンダリングを行う犯行グループに係る分析 113 -
【トピック】法的取極のマネー・ローンダリング等への悪用リスク 116 -
第5 商品・サービスの危険度 - 118 -
1 危険性の認められる主な商品・サービス 118 -
(1) 預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービス 119 -
ア 危険度を高める要因	
イ 疑わしい取引の届出	
ウ 危険度の低減措置	
エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項	
オ 危険度の評価	
(2) 保険会社等が取り扱う保険 134 -
ア 危険度を高める要因	
イ 疑わしい取引の届出	
ウ 危険度の低減措置	
エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項	
オ 危険度の評価	
(3) 金融商品取引業者等及び商品先物取引業者が取り扱う有価証券の売買の取次ぎ等 139 -
ア 危険度を高める要因	
イ 疑わしい取引の届出	
ウ 危険度の低減措置	
エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項	
オ 危険度の評価	
(4) 信託会社等が取り扱う信託 145 -
ア 危険度を高める要因	
イ 疑わしい取引の届出	
ウ 危険度の低減措置	

エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項	
オ 危険度の評価	
(5) 貸金業者等が取り扱う金銭貸付 149 -
ア 危険度を高める要因	
イ 疑わしい取引の届出	
ウ 危険度の低減措置	
エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項	
オ 危険度の評価	
(6) 高額電子移転可能型前払式支払手段発行者が取り扱う高額電子移転可能型前払式支払手段 153 -
ア 危険度を高める要因	
イ 危険度の低減措置	
ウ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項	
エ 危険度の評価	
(7) 資金移動業者が取り扱う資金移動サービス 157 -
ア 危険度を高める要因	
イ 疑わしい取引の届出	
ウ 危険度の低減措置	
エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項	
オ 危険度の評価	
(8) 電子決済手段等取引業者が取り扱う電子決済手段 163 -
ア 危険度を高める要因	
イ 危険度の低減措置	
ウ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項	
エ 危険度の評価	
(9) 暗号資産交換業者が取り扱う暗号資産 167 -
ア 危険度を高める要因	
イ 疑わしい取引の届出	
ウ 危険度の低減措置	
エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項	
オ 危険度の評価	
(10) 両替業者が取り扱う外貨両替 176 -
ア 危険度を高める要因	
イ 疑わしい取引の届出	
ウ 危険度の低減措置	
エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項	
オ 危険度の評価	
(11) ファイナンスリース事業者が取り扱うファイナンスリース 181 -

ア 危険度を高める要因	
イ 疑わしい取引の届出	
ウ 危険度の低減措置	
エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項	
オ 危険度の評価	
(12) クレジットカード事業者が取り扱うクレジットカード	184 -
ア 危険度を高める要因	
イ 疑わしい取引の届出	
ウ 危険度の低減措置	
エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項	
オ 危険度の評価	
(13) 宅地建物取引業者が取り扱う不動産	189 -
ア 危険度を高める要因	
イ 疑わしい取引の届出	
ウ 危険度の低減措置	
エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項	
オ 危険度の評価	
(14) 宝石・貴金属等取扱事業者が取り扱う宝石・貴金属	194 -
ア 危険度を高める要因	
イ 疑わしい取引の届出	
ウ 危険度の低減措置	
エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項	
オ 危険度の評価	
(15) 郵便物受取サービス業者が取り扱う郵便物受取サービス	200 -
ア 危険度を高める要因	
イ 疑わしい取引の届出	
ウ 危険度の低減措置	
エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項	
オ 危険度の評価	
(16) 電話受付代行業者が取り扱う電話受付代行	204 -
ア 危険度を高める要因	
イ 疑わしい取引の届出	
ウ 危険度の低減措置	
エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項	
オ 危険度の評価	
(17) 電話転送サービス事業者が取り扱う電話転送サービス	206 -
ア 危険度を高める要因	
イ 疑わしい取引の届出	

ウ 危険度の低減措置	
エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項	
オ 危険度の評価	
(18) 法律・会計専門家が取り扱う法律・会計関係サービス	211 -
ア 危険度を高める要因	
イ 危険度の低減措置	
ウ 危険度の評価	
2 利用実態等を注視すべき商品・サービス	219 -
(1) カジノ	219 -
第6 危険度の低い取引	- 221 -
1 危険度を低下させる要因	221 -
2 危険度の低い取引の種別	222 -
第7 テロ資金供与に関する危険度	- 224 -
1 危険度を高める要因	224 -
(1) 国際テロ情勢と我が国に対する脅威	224 -
(2) 特徴	226 -
(3) 国内事例	227 -
(4) 国外事例	227 -
2 疑わしい取引の届出	228 -
(1) 届出に当たっての主な留意点	228 -
(2) 届出事例にみられる傾向	229 -
3 危険度の低減措置	230 -
(1) 法令上の措置	230 -
(2) その他の措置	231 -
4 危険度の評価	231 -
【トピック】非営利団体のテロ資金供与への悪用リスク	233 -

はじめに

我が国を取り巻くマネー・ローンダリング（Money Laundering：資金洗浄）及びテロ資金供与（以下「マネー・ローンダリング等」という。）の脅威は、外国の犯行拠点から実行されるものも含む特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺の増加、サイバー事案の手口の多様化、更には暗号資産等を用いた匿名性の高い資金移転の広がり等により、深刻化している。

国際社会では、FATF（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）による勧告等や参加国間の相互審査を通じ、リスクに即した実効的な対策の整備と運用が強く求められている。

我が国としては、令和3年8月に「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」（以下「政策会議」という。）を設置し、令和4年5月には、政策会議において、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」を決定し、①リスクベース・アプローチの徹底、②新たな技術への速やかな対応、③国際的な協調・連携の強化、及び④関係省庁間や官民の連携強化を、我が国が取り組むべき4つの柱とした。また、政策会議では、FATF第5次対日相互審査も見据え、マネー・ローンダリング等対策の実効性を更に高めるとともに、リスク環境の変化に対応するため、令和6年4月、新たに「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024-2026年度）」を策定した。

さらに、近年では、金融庁・警察庁と金融機関等との間で、被害の増加が顕著となっているSNSを使用した非対面型の投資・ロマンス詐欺への対応について、実務レベルで、情報共有や、在るべき対策の協議が進められるなど、官民が共同して対策を強化するための枠組みの構築が着実に進行している。

国際的な要請に対応するのみならず、国民の資産を守るための実効的な措置として、こうした取組を今後一層推進する必要がある。

犯罪収益移転危険度調査書（以下「調査書」という。）は、国家公安委員会が、関係省庁や民間事業者等の協力を得て作成しているものであり、社会情勢や犯罪手口の変化に伴って絶えず変化する我が国におけるマネー・ローンダリング等のリスクを、適時適切に把握・分析し、リスクベース・アプローチに資するよう、毎年公表している。

犯罪収益の移転やテロ資金供与を効果的に防止するためには、所管行政庁や特定事業者を含む関係者が、マネー・ローンダリング等のリスクとそれぞれの役割を十分に理解した上で、官民一体となって対策に取り組んでいくことが重要である。

本調査書が、関係者によるマネー・ローンダリング等のリスクの適切な理解を促進し、リスクに応じた効果的な対策の構築を後押しすることで、我が国における金融システムの健全性及び国民生活の安全の確保と、経済活動の持続的な発展へ寄与することを望む。

【令和7年犯罪収益移転危険度調査書の概要】

第1 危険度調査の方法等

調査書は、犯罪収益移転防止法第3条第3項に基づき、毎年公表しているものである。平成 26 年に公表した「犯罪による収益の移転の危険性の程度に関する評価書」の内容を踏まえ、国家公安委員会が平成 27 年以降、毎年継続して公表しているものであり、特定事業者におけるリスクベース・アプローチに当たって、その前提となるものとして位置付けられている。調査書における危険度調査は、FATF のリスク評価に関するガイダンスを参照した上で、我が国の独自の方法で実施している。

第2 我が国の環境

1 地理的・社会的・経済的環境

我が国は島国であり、他国との間での人の往来や物流は、海空港を経由して行われている。総人口は少子化の進行に伴い長期的な減少傾向にある一方で、在留外国人の数は増加傾向にある。また、我が国は高度に発達した金融セクターを有しており、全国に展開された金融機関の店舗や ATM 網を通じて、金融サービスへのアクセスが広く確保されている。現金流通残高は他国に比較して依然として高い水準にあるが、キャッシュレス決済の比率は堅調に上昇している。

2 犯罪情勢

令和6年の刑法犯のうち、財産犯の被害額は約 4,021 億円に上り、平成元年以降で最も高かった平成 14 年当時の水準を超えた。特に詐欺による被害額が約 3,075 億円に達し、深刻な状況が続いている。特殊詐欺の被害額は 718.8 億円、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害額は 1,271.9 億円で、いずれも過去最高を記録した。サイバー空間をめぐる脅威については、フィッシング報告件数が令和6年に約 172 万件に上り、依然として増加傾向が続いているほか、クレジットカード不正利用による被害額は約 555 億円で過去最多となるなどの状況が見受けられた。また、ランサムウェアによる被害が依然として高水準で推移し、令和6年には、北朝鮮を背景とするサイバー攻撃グループにより、国内の暗号資産交換業者から約 482 億円相当の暗号資産が窃取される事案等が確認された。

第3 マネー・ローンダリング事犯等の分析等

1 主体

我が国における主なマネー・ローンダリングの主体として、「匿名・流動型犯罪グループ」、「暴力団」及び「来日外国人犯罪グループ」を挙げている。特に、SNS 等を通じた募集等により犯罪の実行者が流動化し、中核的人物が匿名化されている匿名・流動型犯罪グループが獲得した犯罪収益についてのマネー・ローンダリングの多様な手口がみられる。匿名・流動型犯罪グループによる資金獲得活動は、特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺、組織的窃盗、繁華街・歓楽街での資金獲得活動、オンライン上で行われる賭博事犯等多岐にわたる。また、犯罪によって獲得した資金を新たな資金獲得活動に充てるなど、その収益を還流させながら、組織の中核部分が利益を得ている構造がみられる。さらに、これらの資金の一部が暴力団に流れているとみられる事例や、暴力団の構成員が匿名・流動型犯罪グループの首領やメンバーとして関与する事例も確認されている。

2 前提犯罪等

令和6年のマネー・ローンダリング事犯の検挙事件数は、組織的犯罪処罰法違反及び麻薬特例法違反の合計で 1,283 件であり、警察による取締りの強化等により増加傾向にある。過去3年間の前提犯罪別検挙事件数の合計では、詐欺と電子計算機使用詐欺が全体の約5割を占め、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺等を背景とした検挙が増加している。

3 マネー・ローンダリングに悪用された主な取引等

過去3年間の合計では、預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービスが、マネー・ローンダリングに悪用された取引の約6割を占めている。近年はクレジットカードの悪用が増加しているほか、前払式支払手段、暗号資産、資金移動サービス等の悪用もみられる。

4 疑わしい取引の届出

我が国全体のマネー・ローンダリング等対策への意識の向上等を背景として、増加傾向にある。令和6年の疑わしい取引の届出の警察庁に対する年間通知件数は約 85 万件となった。

第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度

1 危険度の高い取引形態

(1) 非対面取引

取引の相手方や本人確認書類を直接確認できないため、対面取引と比較して、本人確認書類の偽造や改ざん等を通じた本人特定事項の偽装等による架空名義又は他人名義の口座の開設等が容易となる。また、取引時確認手続の完了後に、契約者以外の第三者が取引を行うおそれもある。実際に、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺において、インターネットバンキングによる振り込みが被害金の交付手段の一つとなっているほか、偽造書類による口座の開設事例も確認されている。

(2) 現金取引

匿名性が高いことに加え、捜査機関等による資金移転の追跡が困難となりやすく、マネー・ローンダリング等に悪用されやすい。キャッシュレス比率の上昇により現金の利用は減少傾向にあるが、依然として現金取引が悪用される事例がみられる。

(3) 外国との取引

国内の取引と比較して捜査機関等による資金移転の追跡が困難となりやすく、近年では暗号資産を含む多様な手段で外国への資金移転が行われている。「匿名・流動型犯罪グループ」による外国への資金移転も確認されている。

2 危険度の高い国・地域

FATF声明を踏まえ、犯罪収益移転防止法及び犯収法施行令では、イラン及び北朝鮮を犯罪収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国・地域として規定している。また、ミャンマーとの取引は、犯収法規則における「犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して犯罪による収益の移転の危険性の程度が高いと認められるもの」に該当する。

3 危険度の高い顧客属性

(1) 暴力団

財産的利得の獲得を目的として、集団的又は常習的に犯罪を実行する、我が国における代表的な犯罪組織である。

(2) 非居住者・外国の重要な公的地位を有する者

本人特定事項等を確認する顧客管理措置が制約的であり、顧客管理が困難である。

(3) 法人(実質的支配者が不透明な法人等)

法人は、取引上の信頼性が高く、法人名義口座であれば多額の資金移動が可能であるといった特性がある。この特性を悪用し、実体のない法人の設立や休眠法人の買収等を通じて、法人名義口座を第三者が支配し、これを用いて、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺、オンラインカジノの運営等によって得た犯罪収益を隠匿・移転する事例がある。

第5 商品・サービスの危険度

特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺、サイバー事案等に係る犯罪情勢、マネー・ローンダリングの主体や前提犯罪で悪用された商品・サービス、高リスクとされる非対面取引・現金取引・外国との取引といった取引形態、各業態の規模や各商品・サービスの脆弱性等を総合的に勘案すると、預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービス、暗号資産、資金移動サービス及び電子決済手段は、他の業態よりも相対的に危険度が高い取引と認められる。

第6 危険度の低い取引

取引の危険度を低下させる要因には、資金の原資が明らかであること等が挙げられる。また、危険度の低い取引の種別には、金銭信託等における一定の取引等が挙げられる。

第7 テロ資金供与に関する危険度

我が国におけるテロ資金供与リスクは他国と比較して相対的に低いと評価される。これまで国内において、国際連合安全保障理事会が指定するテロリストによるテロ行為は確認されていない。一方、国内で資金が収集され、国外に送金される可能性は排除できず、特に、イスラム過激派等との関係が疑われる者との取引は、テロ資金供与の危険度が高いと認められる。

【評価の概要】

脅威		脆弱性
主 体		
1. 匿名・流動型犯罪グループ 2. 暴力団 3. 来日外国人犯罪グループ	前提犯罪（詐欺、窃盗等）	マネー・ローンダリングに悪用された主な取引等（預貯金口座、内国為替取引等）

○ 危険度の評価①：危険度が高い取引形態、国・地域及び顧客属性

脆弱性	取引形態	国・地域	顧客属性
1. 非対面取引 2. 現金取引 3. 外国との取引	1. FATF声明により対抗措置が要請されている国・地域 イラン・北朝鮮 2. FATF声明により対象となる国・地域から生じるリスクに見合った厳格な顧客管理措置の適用が要請される国・地域 ミャンマー		1. 暴力団 2. 非居住者 3. 外国の重要な公的地位を有する者 4. 法人（実質的支配者が不透明な法人等）

○ 危険度の評価②：商品・サービス

商品・サービス						
他の業態よりも相対的に危険度が高い取引	<ul style="list-style-type: none"> ● 預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービス（下欄に掲げられたものを除く。） ● 資金移動サービス ● 電子決済手段 ● 暗号資産 					
危険度が認められる取引	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険 ● 投資 ● 信託 ● 金銭貸付 ● 高額電子移転可能型前払式支払手段 </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 外貨両替 ● ファイナンスリース ● クレジットカード ● 不動産 </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 宝石・貴金属 ● 郵便物受取サービス ● 電話受付代行 ● 電話転送サービス ● 法律・会計関係サービス </td> </tr> </table>			<ul style="list-style-type: none"> ● 保険 ● 投資 ● 信託 ● 金銭貸付 ● 高額電子移転可能型前払式支払手段 	<ul style="list-style-type: none"> ● 外貨両替 ● ファイナンスリース ● クレジットカード ● 不動産 	<ul style="list-style-type: none"> ● 宝石・貴金属 ● 郵便物受取サービス ● 電話受付代行 ● 電話転送サービス ● 法律・会計関係サービス
<ul style="list-style-type: none"> ● 保険 ● 投資 ● 信託 ● 金銭貸付 ● 高額電子移転可能型前払式支払手段 	<ul style="list-style-type: none"> ● 外貨両替 ● ファイナンスリース ● クレジットカード ● 不動産 	<ul style="list-style-type: none"> ● 宝石・貴金属 ● 郵便物受取サービス ● 電話受付代行 ● 電話転送サービス ● 法律・会計関係サービス 				

○ 危険度の低い取引（犯収法規則第4条で規定する簡素な顧客管理が許される取引）

危険度を低下させる要因			
<ol style="list-style-type: none"> 1. 資金の原資が明らか 2. 顧客等が国又は地方公共団体 3. 法令等により顧客等が限定されている 4. 取引の過程において、法令により国等の監督が行われている 5. 会社等の事業実態を仮装することが困難 6. 蓄財性がない、又は低い 7. 取引金額が規制の敷居値を下回る 8. 顧客等の本人性を確認する手段が法令等により担保されている 			

○ テロ資金供与に関する危険度

脅威	脆弱性
ISIL、AQ等のイスラム過激派をはじめとするテロ組織、テロ資金供与関係者等	テロ資金の合法・非合法な出所及び供与手段

第1 危険度調査の方法等

1 経緯

ITの進歩や経済・金融サービスのグローバル化が進む現代社会において、マネー・ローンダリング等に関する情勢は刻々と変化しており、その対策を強力に推進していくためには、各国が協調したグローバルな対応が求められる。

FATFは、平成24年（2012年）2月に改訂した新「40の勧告」（以下「FATF勧告」という。）の勧告1において、各国に対し、「自国におけるマネー・ローンダリング^{*1}及びテロ資金供与^{*2}のリスクを特定、評価」すること等を要請している^{*3}。

また、平成25年（2013年）6月のロック・アーン・サミットにおいては、所有・支配構造が不透明な法人等がマネー・ローンダリングや租税回避のために利用されている現状を踏まえ、各国が「リスク評価を実施し、自国の資金洗浄・テロ資金供与対策を取り巻くリスクに見合った措置を講じること等が盛り込まれた「法人及び法的取極めの悪用を防止するためのG8行動計画原則」（以下「G8行動計画原則」という。）の合意がなされた。

我が国では、FATF勧告及びG8行動計画原則を踏まえ、同月、警察庁のほか、金融庁等の関係省庁により構成される作業チームを設置し、取引における犯罪による収益の移転の危険性の程度（以下「危険度」という。）の評価を行い、平成26年12月、「犯罪による収益の移転の危険性の程度に関する評価書」（以下「評価書」という。）を公表した^{*4}。

その後、平成26年の犯罪収益移転防止法の改正により新設された犯罪収益移転防止法第3条第3項^{*5}の規定に基づき、評価書の内容も踏まえた上で、国家公安委員会が、特定事業者^{*6}等が行う取引の種別ごとに、危険度等を記載した調査書を毎年作成・公表している。

*1 マネー・ローンダリングとは、一般に、犯罪によって得た収益を、その出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関による収益の発見や検挙を逃れようとする行為である。我が国では、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法においてマネー・ローンダリングが罪として規定されている。

*2 マネー・ローンダリングとテロ資金供与には、①テロ資金は必ずしも違法な手段で得られるとは限らないこと、②マネー・ローンダリングと比較してテロ資金供与に関係する取引は少額であり得ること、③マネー・ローンダリングとテロ資金供与では送金先等に関して注意を要する国・地域等が異なる場合があること等の相違点があり、調査書では、当該相違点を踏まえた危険度等について記載しているところである。また、テロ資金供与自体が犯罪とされ、テロ資金そのものが犯罪収益としてマネー・ローンダリングの対象にもなり得ることから、他の犯罪収益と同様、テロ資金供与を行おうとする者は、その移動に際して様々な取引や商品・サービスを悪用することによりその発見を免れようとするものと考えられる。したがって、調査書に記載する取引や商品・サービスの危険度には、テロ資金供与に利用される危険度も含まれる。

*3 令和2年10月にFATF勧告の勧告1が改定され、リスク評価の対象に拡散金融に対するリスク（同勧告7における対象を特定した金融制裁措置の義務の潜在的な違反、不実施又は回避のみを厳格に意味する。）が追加された。我が国では、令和6年3月に政策会議が「拡散金融リスク評価書（初版）」を公表し、同年12月に更新している。調査書の対象に拡散金融は含まれていない。

*4 評価書においては、「国においては、リスク評価の結果を受けて、リスクベース・アプローチの考え方に基づき、今後関係省庁が、リスクに応じて、戦略的かつ効果的な対策を講じていくこととなる」とされた。

*5 同項では、「国家公安委員会は、毎年、犯罪による収益の移転に係る手口その他の犯罪による収益の移転の状況に関する調査及び分析を行った上で、特定事業者その他の事業者が行う取引の種別ごとに、当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度その他の当該調査及び分析の結果を記載した犯罪収益移転危険度調査書を作成し、これを公表するものとする」と規定している。

*6 犯罪収益移転防止法第2条第2項各号に掲げる者をいう。

2 目的

調査書は、特定事業者が行う取引の種別ごとに、それらがマネー・ローンダリング等に悪用されるリスクを特定し、評価するものである。特定事業者は、調査書の記載内容を勘案して、マネー・ローンダリング等の疑いの有無を判断の上、疑わしい取引の届出を行う^{*1}とともに、取引時確認等を的確に行うための措置を講じる^{*2*3}など、取り扱う商品・サービスが犯罪による収益（以下「犯罪収益」という。）の移転に悪用されることを効果的に防止することが求められる。調査書は、特定事業者のリスクベース・アプローチに基づく効果的・効率的なマネー・ローンダリング等対策の前提となるものである。

なお、調査書以外では、特定事業者を監督する行政庁（以下「所管行政庁」という。）のガイドラインの内容を踏まえることが必要であるほか、所管行政庁等が公表するマネー・ローンダリング等のリスクや対策等に関するレポート・年次報告書等の公表物^{*4}を参考とすることも有益であると考えられる。我が国のマネー・ローンダリング等対策の主な沿革、マネー・ローンダリング等対策に関する法制度、国際的な連携等については、警察庁が公表する「犯罪収益移転防止に関する年次報告書」を参照されたい。

3 調査方法

（1）調査の方法

犯罪収益の移転に係る情報や疑わしい取引に関する情報を集約、整理及び分析する立場にある国家公安委員会が、所管行政庁、業界団体等から、特定事業者が取り扱う商品・サービスの特性やマネー・ローンダリング等への対策の状況に関する情報等を得た上で、その保有する情報や専門的知見を生かし、調査書を作成している。

調査書は、平成26年に公表された評価書^{*5}の内容も踏まえ、我が国を取り巻くマネー・ローンダリング等のリスクの変化に応じて、その作成過程における調査分析対象を更新・拡充し、平成27年以降毎年公表している。調査書では、FATFが公表している「国が実施するリスク評価に関するガイダンス」（「National Money

*1 犯罪収益移転防止法第8条第3項

*2 犯罪収益移転防止法第11条第4号

*3 犯収法規則第32条第1号では、「自らが行う取引について調査し、及び分析し、並びに当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度その他の当該調査及び分析の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（「特定事業者作成書面等」という。）を作成し、必要に応じて、見直しを行い、必要な変更を加えること。」と規定している。

*4 金融庁「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題（2025年6月）」、警察庁「犯罪収益移転防止に関する年次報告書」「警察白書」「組織犯罪の情勢」、法務省「犯罪白書」等

*5 評価書では、以下の資料や統計等を基にして、分科会において多角的・総合的に分析を行い、リスクを評価した。
 ①FATFガイダンス（国が実施するリスク評価に関するガイダンス）、FATF勧告及びFATFの第3次対日相互審査において指摘された事項、
 ②分科会において収集した、マネー・ローンダリング等の実態やその対策に関して、各関係省庁が保有する各種統計や事例等の資料、
 ③所管行政庁を通じて、業界団体や事業者に対して実施した、マネー・ローンダリング等対策への取組状況、自らが行う取引や取り扱う商品・サービスのマネー・ローンダリング等に係る脆弱性の認識等について、書面によるアンケート又はヒアリング調査、
 ④疑わしい取引の届出状況及びマネー・ローンダリング事犯として検挙された事例（定性・定量）、
 ⑤部外有識者（金融・経済系学者、銀行実務家、マネー・ローンダリング等対策に知見を有する専門家）からの意見聴取及びパブリックコメント、
 ⑥他国のリスク評価に関する調査

Laundering and Terrorist Financing Risk Assessment (February 2013)」^{*1}を踏まえた上で、FATF勧告、その解釈ノート^{*2}、FATF第3次及び第4次対日相互審査での指摘事項、法執行機関が把握したマネー・ローンダリング事犯の検挙事例、疑わしい取引の届出の分析結果、所管行政庁が把握した特定事業者に関する情報、犯罪収益移転防止法上の措置等を参考にして、危険度の要素である「脅威」と「脆弱性」として次のとおり特定している。

脅威	犯行主体：匿名・流動型犯罪グループ、暴力団及び来日外国人犯罪グループ 前提犯罪 ^{*3} ：犯罪収益を生み出す詐欺、窃盗 等
脆弱性	預貯金口座、内国為替取引等の商品・サービス 非対面取引、現金取引等の取引形態 等

また、それらの「影響」として、移転され得る犯罪収益の大きさ、組織的な犯罪を助長する危険性や健全な経済活動に与える影響等を踏まえて、

「取引形態」、「国・地域」及び「顧客」並びに「商品・サービス」の観点から、危険度に影響を与える要因^{*4}を特定した。

そして、当該要因ごとに、

- ・ マネー・ローンダリング等に悪用される固有の危険性
- ・ マネー・ローンダリング事犯
- ・ 疑わしい取引の届出状況
- ・ 危険度を低減させるためにとられている措置（特定事業者に対する法令上の義務、所管行政庁による特定事業者に対する指導・監督、業界団体又は特定事業者による自主的な取組等）に関する状況

等を分析し、多角的・総合的に危険度の評価を行った。

*1 同ガイダンスは、マネー・ローンダリング等のリスク評価の方法について世界共通のものはないとして、リスク要素と評価プロセスに関する一般的な理解として次のものを示している。リスクは、脅威（国家、社会、経済等に危害を加えるおそれのある者、物又は活動）、脆弱性（脅威によって悪用されたり、脅威を助長したりする事柄）及び影響（マネー・ローンダリング等が経済や社会生活に与える効果や危害）の3要素の作用と考えられる。ただし、影響を判定することの難しさに鑑み、脅威及び脆弱性の理解に主に焦点を合わせてもよい。また、リスク評価は、一般的に次の3段階のプロセスに分けられる。①把握している脅威や脆弱性を基に、分析対象とするリスクを暫定的に特定する。当初特定されなかったものが後に特定されることもあり得る（特定プロセス）。②特定したリスクについて、その性質、具体化する見込み等を検討する（分析プロセス）。③リスクの優先度を判定する（評価プロセス）。

*2 FATF勧告の勧告10（顧客管理）の解釈ノートは、マネー・ローンダリング等の危険度を高める状況の例として、「顧客が非居住者である」、「取引が現金中心である」、「会社の支配構造が異常又は過度に複雑である」、「相互審査、詳細な評価報告書、公表されたフォローアップ報告書等の信頼できる情報源により、適切なマネー・ローンダリングやテロ資金供与への対策がとられていないとされた国」、「非対面の業務関係又は取引」等を挙げている。

*3 前提犯罪については、本調査「第3 マネー・ローンダリング事犯等の分析」「2 前提犯罪」に記載している。

*4 これらのほか、危険度を高める要因として、事業者の規模が挙げられる。取引量や取引件数が多いほど、その中に紛れた犯罪収益を特定し、追跡することが困難となること等から、一般に事業者の規模が大きくなるほど危険度が上昇するといえる。これに対して、犯罪収益移転防止法では、特定事業者に取引時確認等を的確に行うための措置を義務付け、使用人に対する教育訓練の実施その他の必要な体制の整備に努めなければならないこととし、規模に応じた体制整備を通じて、危険度の低下を図っている。

(2) 調査に用いた情報

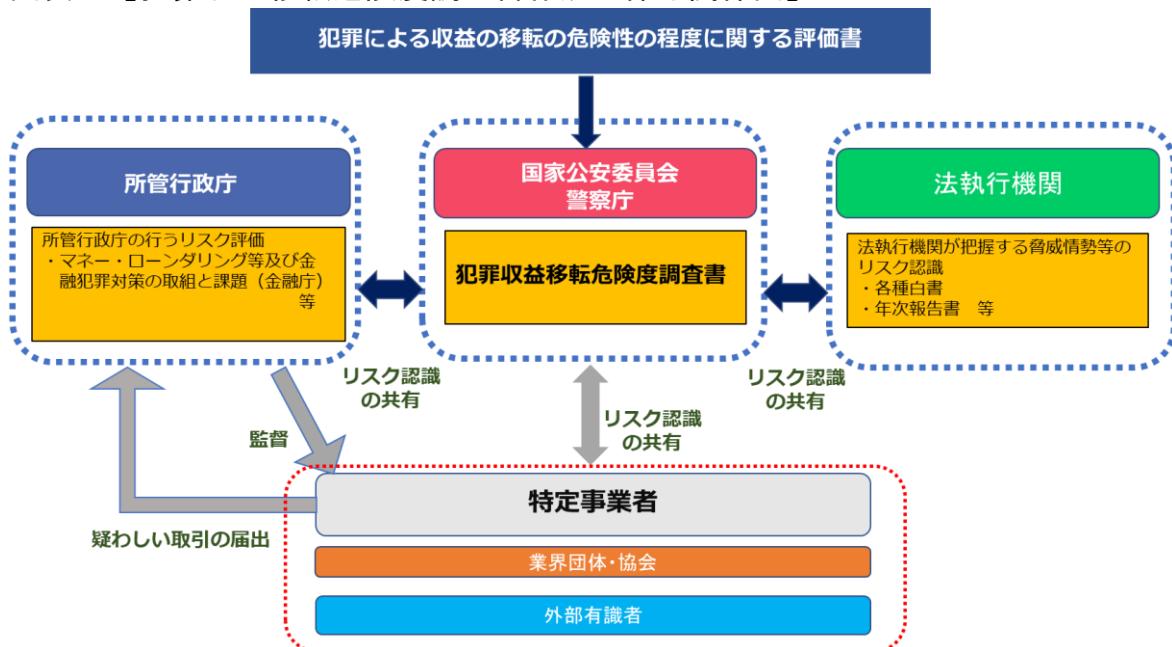
調査においては、マネー・ローンダリング等対策について関係省庁、法執行機関、業界団体、特定事業者及びマネー・ローンダリング等対策に知見を有する専門家との緊密な連携を図る中で、幅広く収集した次の情報等を活用し、分析を行っている。

- ・ 関係省庁や法執行機関が保有する統計、知見、事例及びリスク認識
- ・ 国家公安委員会等が保有する過去3年間のマネー・ローンダリング事犯の検挙事例及び疑わしい取引の届出に関する情報
- ・ 所管行政庁が把握した、又は業界団体、特定事業者及びマネー・ローンダリング等対策に知見を有する専門家との意見交換によって得られたマネー・ローンダリング等に対する認識の程度及び対策の状況についての情報
- ・ 関係省庁が国際協力の中で実施している外国（地域を含む。以下同じ。）当局との意見交換等により収集した情報
- ・ F A T F が公表しているリスク分析に係る文書やリスクベース・アプローチによる監督に関するガイダンス、レポート等
- ・ 国際機関等（エグモント・グループ、A P G（アジア太平洋マネー・ローンダリング対策グループ）、I C P O（国際刑事警察機構）、U N O D C（国連薬物・犯罪事務所）、世界銀行、I M F（国際通貨基金）等）が公表するレポート及び統計

年次で調査書を公表することで、我が国を取り巻くマネー・ローンダリング等のリスクの変化を適切に把握する仕組みとしている。また、我が国固有のリスクだけではなく、前提犯罪、マネー・ローンダリング等の世界的な動向を踏まえ、新たな技術を利用した取引等の外部リスクの分析も行っている。

なお、調査書は、国家公安委員会及びJ A F I C（Japan Financial Intelligence Center）のウェブサイトに掲載している。

図表1 【犯罪収益移転危険度調査書作成に係る関係図】



4 調査書の更新内容等

(1) 昨年までの調査書の主な更新内容

公表年月	前年調査書から変更・拡充された主な項目
平成 27 年 9 月	<ul style="list-style-type: none"> 危険性の認められる商品・サービスの分析範囲を、犯罪収益移転防止法上の特定事業者が行う取引全般に拡大(金銭貸付、ファイナンスリース、クレジットカード、電話受付代行及び電話転送サービスを追加)
平成 28 年 11 月	<ul style="list-style-type: none"> 危険性の認められる商品・サービスに「仮想通貨交換業者が取り扱う仮想通貨」を追加 危険度の高い取引の顧客属性に「国際テロリスト(イスラム過激派等)」を追加
平成 29 年 11 月	<ul style="list-style-type: none"> 危険度の高い取引から「写真付きでない身分証明書を用いる顧客との取引」を除外
平成 30 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の具体的な取組事例及びマネー・ローンダリング事犯の手口に関する記載を追加 カジノに関する記載を追加
令和元年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> 疑わしい取引の届出を端緒として検挙した事件例を追加
令和2年 11 月	<ul style="list-style-type: none"> 我が国の環境についての記載を追加 所管行政庁、業界団体又は特定事業者により講じられた危険度の低減措置に関する記載を拡充
令和3年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> サイバー犯罪・暗号資産をめぐる国際的な情勢等に関する記載を追加 実態の不透明な法人・資金移動サービス・暗号資産に関する記載を拡充 野生動植物の違法取引に関するFATFレポートを紹介
令和4年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> NPOのテロ資金供与悪用リスクについての記載を追加 所管行政庁が新たに認識した脅威・脆弱性についての記載を追加 警察以外の法執行機関における疑わしい取引の届出の活用状況を追加 環境犯罪に関するFATFレポートを紹介
令和5年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> 危険性の認められる商品・サービスに「電子決済手段等取引業者が取り扱う電子決済手段」を追加 特殊詐欺をめぐる近年の犯罪情勢等の記載を拡充 ランサムウェアに関するFATFレポートを紹介
令和6年 11 月	<ul style="list-style-type: none"> マネー・ローンダリングの主体のうち、「特殊詐欺の犯行グループ」を「匿名・流動型犯罪グループ」に変更し、SNS 型投資・ロマンス詐欺等の資金獲得活動について記載を追加 実体のない又は実態の不透明な法人や法人名義口座の悪用実態を踏まえ、法人の分析を深化 サイバー関連詐欺(CEF) やオンラインカジノに関する、APG 等の国際機関等によるレポートを紹介

(2) 近時の情勢変化を踏まえた主な変更点

令和7年調査書は、国内外の情勢の変化、FATFによる第4次対日相互審査の結果、第5次相互審査に向けた対応等を踏まえ、記載内容の更新・充実を図った。

主な変更点は、次のとおりである。

- ① マネー・ローンダリングの主体について、犯罪情勢や健全な経済活動に与える影響等を鑑み、従来の記載順を見直し、「匿名・流動型犯罪グループ」を冒頭に配置した上で、資金獲得犯罪に関する記載を更新した。
- ② 国内からオンラインカジノが利用されている実情や、オンラインカジノの仕組みを利用してマネー・ローンダリングが行われている実態を踏まえ、実態調査結果、所管行政庁や特定事業者が講じている措置、オンラインカジノに関する資金の流れ等について記載した。
- ③ マネー・ローンダリングを専門に請け負う犯罪グループによる、法人や法人主義の預貯金口座等の悪用がみられる実態を踏まえ、悪用事例に関して分析を深化させた。
- ④ 危険度の高い取引である非対面取引に関する記載を更新した。その中で、インターネットバンキングに関するトピックを追加した。
- ⑤ 危険度の高い取引である外国との取引に関する記載を更新した。その中で、貿易を利用したマネー・ローンダリングや東南アジアを拠点とする詐欺の脅威等に関するトピックを追加した。
- ⑥ テロ資金供与に関する危険度について、記載の明確化を図る観点から、独立した章として整理した。

第2 我が国の環境

本章では、我が国におけるマネー・ローンダリング等の危険度に対する評価の前提となる、地理的・社会的・経済的環境及び犯罪情勢等について記載する。地理的・社会的・経済的環境は主にマネー・ローンダリング等に悪用される脆弱性^{ぜいせいかくせい}に、犯罪情勢は主にマネー・ローンダリング等の脅威に関わる要素となる。

1 地理的環境

我が国は、ユーラシア大陸東方に位置し、北東アジア（又は東アジア）と呼ばれる地域にあり、太平洋、オホーツク海、日本海及び東シナ海に囲まれている島国で、領土の総面積は、約37万8,000平方キロメートルである。他国との間での人の往来や物流は海空港を経由して行われ、全国の海空港では、テロの未然防止や国際犯罪組織等による密輸阻止等の観点から出入国管理や税関手続等を行っている。

2 社会的環境

我が国の総人口は令和6年10月1日現在で約1億2,380万人となっており、14年連続で減少しているほか、総人口に占める65歳以上人口の割合は29.3%と過去最高となり、他の先進諸国と比較しても極めて高い水準にある。我が国の人団は、長期の減少過程に入っており、2056年には1億人を割るという推計がある。

令和6年の外国人入国者数^{*1}は約3,678万人で、前年の約2,583万人と比べ大幅に増加し、過去最高値となっている。新規入国者数は約3,402万人であり、国籍・地域別にみると韓国が最も多く、次いで台湾、中国^{*2}の順となっており、目的（在留資格）別にみると短期滞在が約3,336万人（98.1%）と最も多く、次いで留学が約17万人（0.5%）、技能実習が約15万人（0.4%）となっている。

令和6年末現在の在留外国人数は約377万人であり、前年末と比べ10.5%増加している。国籍・地域別の在留外国人数をみると、中国が最も多く全体の23.2%を占め、次いでベトナム、韓国、フィリピン、ネパールの順となっている。

3 経済的環境

我が国の経済は、世界経済の中で重要な地位を占めている。令和6年の名目GDP（2025年4－6月期2次速報値）は608.4兆円で、米国、中国、ドイツに次ぐ世界第4位の経済規模である。令和6年度の実質GDP成長率は0.7%、令和5年の経済活動別（産業別）のGDPの構成比（名目）のシェアは、第1次産業が0.9%、第2次産業が26.1%、第3次産業が72.9%である。令和6年の貿易額（確々報値）について、輸出額は約107兆879億円、輸入額は約112兆5,591億円であり、主な輸出相手国等は米国、中国、韓国、台湾、香港等で、輸入相手国等は中国、米国、オーストラリア、アラブ首長国連邦、韓国等である。

なお、我が国では対外取引が自由に行われることを基本としつつも、北朝鮮のミサ

*1 「新規入国者数」と「再入国者数」の合計。「新規入国者数」とは、我が国への入国時に在留資格を受けて上陸を許可された者の数、「再入国者数」とは、我が国に在留している外国人（特別永住者を含む。）で、一時的に我が国を出国し、再び入国した者の数をいう。

*2 調査書中の「中国」には、特に断りのない限り、「台湾」、「香港特別行政区」及び「マカオ特別行政区」を含まないところ、在留外国人数には、「香港特別行政区」及び「マカオ特別行政区」を含む。

イル発射や核実験、イランの核開発、ロシアによるウクライナ侵略等を踏まえ、外為法に基づく経済制裁措置を実施している。

また、我が国は、グローバルな金融の中心として高度に発達した金融センターを有しており、世界有数の国際金融センターとして相当額の金融取引が行われている。金融システムは、全国的に張り巡らされており、迅速かつ確実に資金を移動させることができる。令和6年3月末時点の主要金融機関^{*1}の店舗数は37,181店舗（うち外国に所在する店舗は172店舗）で、ATMは約8.3万台^{*2}が設置されており、金融システムへのアクセスが容易である。さらに、FSB（金融安定理事会）が令和6年（2024年）に指定したグローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs：Global Systemically Important Banks）29行のうち、3行が我が国の金融機関である。

我が国の金融取引の規模をみると、令和7年3月末時点の銀行の預金残高は約1,190兆円、令和6年中の決済取引は内国為替取扱状況（他行為替取扱高）が約3,814兆円（約21億件）で、1日平均約16兆円（約861万件）、外国為替円決済交換高が約6,044兆円（約839万件）で、1日平均約25兆円（約3.4万件）となっている。

次に、証券市場の規模をみると、令和6年12月末時点の我が国の株式時価総額は約996兆円となっている。なお、令和6年中に東京証券取引所で行われた上場株式の売買金額は、プライム市場で約1,255兆円、スタンダード市場で約35兆円、グロース市場で約34兆円となっている。

現金取引に関しては、金融機関の店舗やATMが多く、預金口座からの現金の引き出しや口座への入金を行いやすいこと、紙幣の偽造防止技術の水準が高く、偽札の流通が少ないと等があいまって、我が国の現金流通状況は他国に比べて高い状況にある。一方、キャッシュレス化の推進等によるキャッシュレス決済比率^{*3}は堅調に上昇している。

このように、グローバル化し、高度に発展した我が国の経済的環境は、マネー・ローンダリング等を企図する国内外の者に対して、マネー・ローンダリング等を行うための様々な手段・方法を提供することとなる。これらの者は、世の中に存在する様々な取引や商品・サービスの中から最も適した手段・方法を選択し、マネー・ローンダリング等を実行しようとする。

4 犯罪情勢等

(1) 国内犯罪情勢

ア 刑法犯認知件数等

我が国の犯罪情勢を測る指標のうち、刑法犯認知件数の総数は、平成15年から令和3年まで一貫して減少してきたところ、令和6年は73万7,679件と、戦

*1 本項目における主要金融機関とは、都市銀行、地方銀行、信託銀行、第二地方銀行、SBI新生銀行、あおぞら銀行及びゆうちょ銀行を指す。

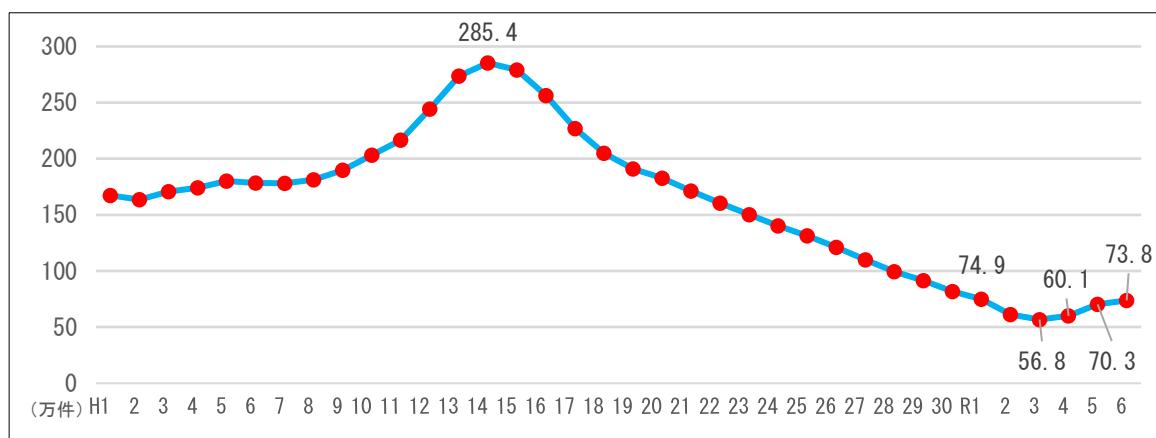
*2 ATMの台数については、都市銀行、地方銀行、信託銀行及び第二地方銀行は令和6年9月末時点、ゆうちょ銀行は令和6年3月末時点を基準に算出した。なお、SBI新生銀行、あおぞら銀行、協同組織金融機関、コンビニエンスストア等の店舗にATMを設置し主に決済サービスの提供を行う銀行等の台数は含まれていない。

*3 民間最終消費支出に対するキャッシュレス決済額の割合。「2024年のキャッシュレス決済比率を算出しました」（経済産業省）によると、キャッシュレス決済比率は、令和元年（2019年）の26.8%から令和6年（2024年）には42.8%に上昇している。

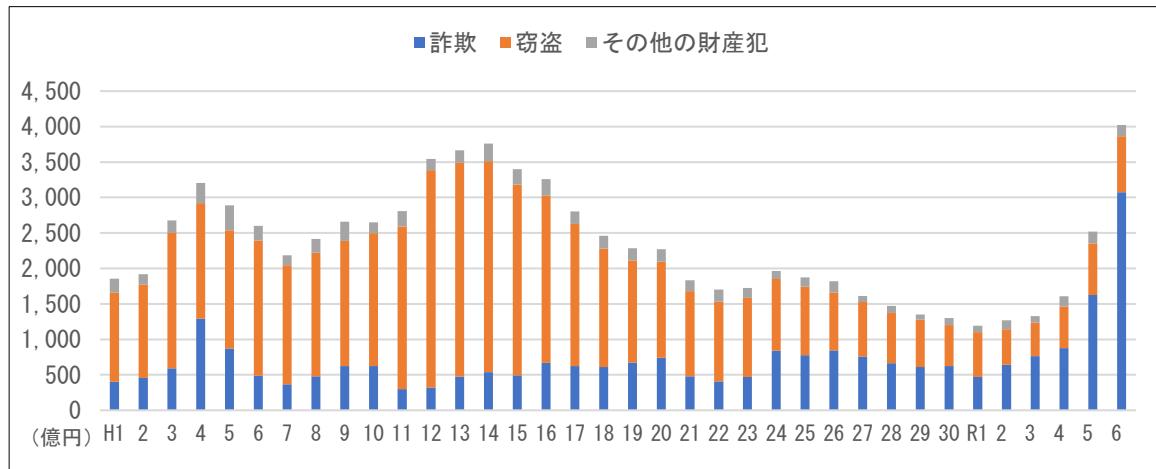
後最少となった令和3年から3年連続して増加している（前年比4.9%増加）（図表2参照）。

刑法犯のうち、財産犯^{*1}の被害額の推移をみると、約4,021億円に達しており、前年比59.6%の増加となっている。これは、平成元年以降で最も高かった平成14年当時の被害額を上回る水準である。その内訳を見ると、詐欺による被害額が約3,075億円に上り、前年比89.1%の大幅な増加が確認され、極めて憂慮すべき状況にある（図表3参照）。

図表2【刑法犯の認知件数の推移】



図表3【財産犯（刑法犯に限る。）の被害額の推移】



被害額（億円）	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
詐欺	469.5	640.1	763.0	876.8	1,625.8	3,074.7
窃盗	633.2	501.6	474.0	585.3	725.8	789.3
その他の財産犯	90.6	125.3	89.5	145.8	167.4	156.6
合計	1,193.3	1,267.0	1,326.5	1,607.8	2,519.1	4,020.7

注：小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計と内訳の計は必ずしも一致しない。

*1 強盗、恐喝、窃盗、詐欺、横領及び占有離脱物横領

イ 詐欺（特殊詐欺^{*1}及びSNS型投資・ロマンス詐欺^{*2}）

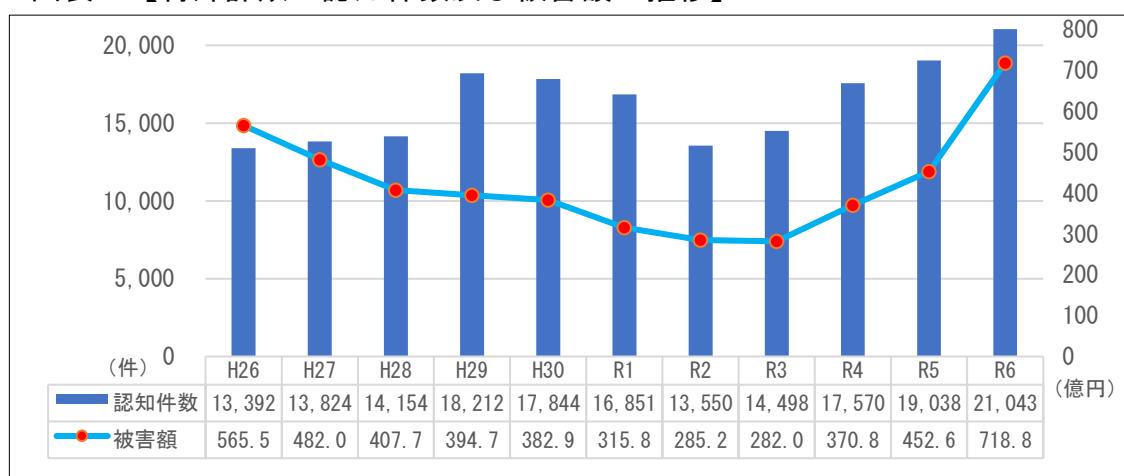
令和6年の特殊詐欺の認知件数は2万1,043件、被害額は718.8億円であり、いずれも前年比で増加した。特に被害額については、過去最多であった平成26年の565.5億円を上回っており、深刻な状況が続いている（図表4参照）。

被害は大都市圏に集中しており、認知件数は東京都3,494件、大阪府2,644件、神奈川県1,999件、埼玉県1,586件、愛知県1,469件、兵庫県1,445件及び千葉県944件で、総認知件数に占めるこれら7都府県の割合は64.5%であった。また、1日当たりの平均被害額は1億9,639万円であり、既遂1件当たりの平均被害額は350.3万円であった。

手口別の認知状況では、オレオレ詐欺は、認知件数6,752件、被害額458.4億円と、認知件数、被害額共に増加し、総認知件数に占める割合は32.1%、被害総額に占める割合は63.8%であり最も多い（図表5及び6参照）。また、オレオレ詐欺では、警察官等をかたり、捜査（優先調査）名目で現金等をだまし取る手口（ニセ警察詐欺）による被害が顕著である。

高齢者（65歳以上）被害の認知件数は、13,738件で、法人被害を除いた総認知件数に占める割合は、65.4%であった。

図表4【特殊詐欺の認知件数及び被害額の推移】

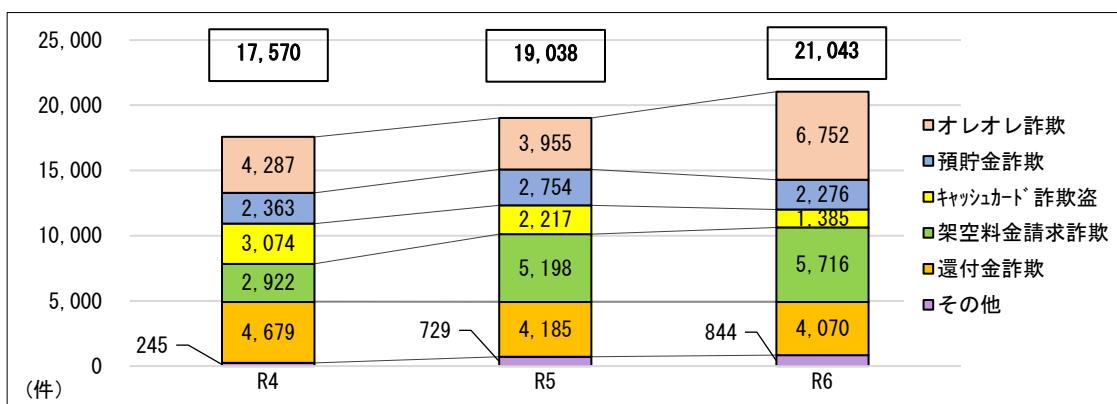


*1 被害者に電話をかけるなどして被害者と対面することなく信用させ、指定した預貯金口座への振り込みその他の方により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及びキャッシュカード詐欺盗を含む。）の総称

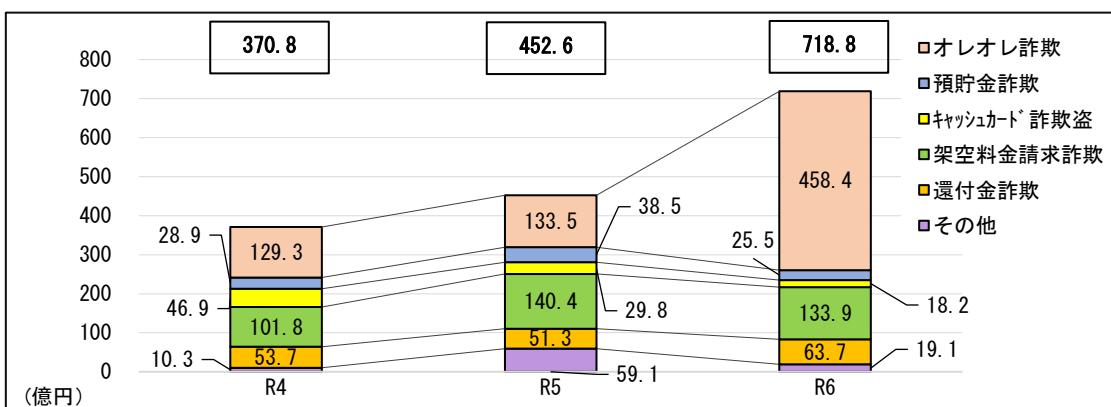
*2 SNS型投資詐欺:SNS等を通じて対面することなく、交信を重ねるなどして関係を深めて信用させ、投資金名目やその利益の出金手数料名目等で金銭等をだまし取る詐欺（SNS型ロマンス詐欺に該当するものを除く。）

SNS型ロマンス詐欺:SNS等を通じて対面することなく、交信を重ねるなどして関係を深めて信用させ、恋愛感情や親近感を抱かせて金銭等をだまし取る詐欺

図表5【手口別の認知件数】



図表6【手口別の被害額】



注：小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計と内訳の計は必ずしも一致しない。

令和6年のSNS型投資・ロマンス詐欺の認知件数は1万237件、被害額は1,271.9億円となっており、いずれも前年に比べて大幅に増加した。被害額は前年の約2.8倍、認知件数も約2.7倍に増加しており、極めて深刻な状況となっている（図表7参照）。

都道府県別の認知件数では、大阪府が1,024件と最も多く、次いで兵庫県914件、東京都877件、愛知県675件、福岡県664件、神奈川県538件、広島県346件の順で、総認知件数に占めるこれら7都府県の割合は49.2%となっており、特殊詐欺に比べると大都市圏に集中していない。

また、1日当たりの被害額は3億4,752万円であり、既遂1件当たりの被害額は1,242.7万円であった。

図表7【SNS型投資・ロマンス詐欺の認知件数及び被害額の推移】

罪名	令和5年		令和6年	
	認知件数(件)	被害額(億円)	認知件数(件)	被害額(億円)
SNS型投資詐欺	2,271	277.9	6,413	871.1
SNS型ロマンス詐欺	1,575	177.3	3,824	400.9
合計	3,846	455.2	10,237	1,271.9

ウ 組織的窃盗・盗品流通事犯

近年、不法滞在外国人グループ等により、組織的な金属盜^{*1}や自動車盜、大量万引き^{*2}が実行され、盗品が外国へ不正に輸出されるなどの事案が発生しており、治安上の課題となっている。

令和6年中におけるこれらの認知件数については、太陽光発電施設からの金属ケーブル窃盗が7,054件（前年比+1,693件、+31.6%）、自動車盜が6,080件（同+318件、+5.5%）、衣料品店やドラッグストアにおける大量万引きが981件（同一246件、-20.0%）となっている。

検挙件数については、太陽光発電施設からの金属ケーブル窃盗が868件（前年比+552件、+174.7%）、自動車盜が2,683件（同+221件、+9.0%）、衣料品店やドラッグストアにおける大量万引きが281件（同一24件、-7.9%）となっている。

図表8【組織的窃盗・盗品流通事犯の認知・検挙状況】

組織的窃盗・盗品流通事犯【認知・検挙状況】			
太陽光発電施設における金属ケーブル窃盗		自動車盜	
○令和5年 認知件数 5,361件 検挙件数 316件 検挙率 5.9% 検挙人員 61人 検挙人員（国籍別） カンボジア人 36人 日本人 24人 ベトナム人 1人	○令和6年 認知件数 7,054件 検挙件数 868件 検挙率 12.3% 検挙人員 147人 検挙人員（国籍別） カンボジア人 74人 日本人 37人 タイ人 19人 ベトナム人 8人 ラオス人 5人 スリランカ人 4人	○令和5年 認知件数 5,762件 検挙件数 2,462件 検挙率 42.7% 検挙人員 745人 検挙人員（国籍別上位） 日本人 682人 ベトナム人 18人 スリランカ人 8人 ブラジル人 8人 韓国人 8人	○令和6年 認知件数 6,080件 検挙件数 2,683件 検挙率 44.1% 検挙人員 600人 検挙人員（国籍別上位） 日本人 516人 ベトナム人 24人 スリランカ人 11人 ハキスタン人 10人 ブラジル人 10人

大量万引き（被害総額10万円以上を計上）			
衣料品店		ドラッグストア	
○令和5年 認知件数 108件 検挙件数 24件 検挙率 22.2% 検挙人員 4人 検挙人員（国籍別） ベトナム人 4人	○令和6年 認知件数 79件 検挙件数 65件 検挙率 82.3% 検挙人員 12人 検挙人員（国籍別） ベトナム人 10人 中国人 1人 モンゴル人 1人	○令和5年 認知件数 1,119件 検挙件数 281件 検挙率 25.1% 検挙人員 133人 検挙人員（国籍別） 日本人 65人 ベトナム人 47人 ブラジル人 16人 中国人 5人	○令和6年 認知件数 902件 検挙件数 216件 検挙率 23.9% 検挙人員 91人 検挙人員（国籍別） ベトナム人 50人 日本人 40人 アメリカ人 1人

※実務統計（令和7年3月、警察庁刑事局）

*1 被害品が金属類(銅板、銅線、溝蓋・マンホール等)に係る窃盗

*2 被害総額10万円以上の万引き

エ 悪質商法事犯（利殖勧誘事犯¹及び特定商取引等事犯²）

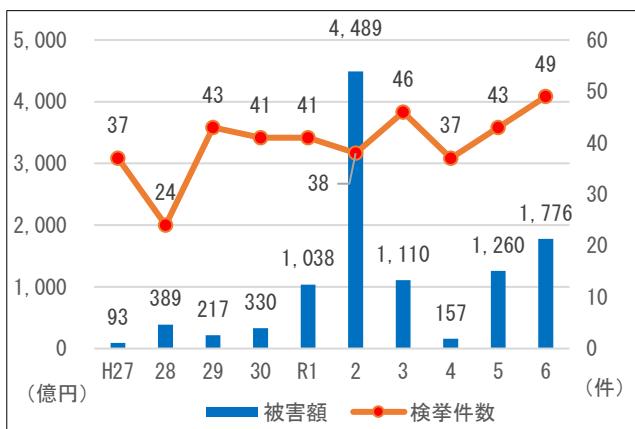
令和6年中の利殖勧誘事犯の検挙事件数は49事件であり、前年より6事件(14.0%)増加した。検挙人員は162人で、前年より35人(27.6%)の増加となっている。

検挙事件数を類型別にみると、21事件(全体の42.9%)が預り金に関連した事犯であり、FX等の国際金融取引や暗号資産関連事業への投資運用を名目とした事犯がみられる。令和6年中の被害額は約1,776億円に上っている(図表9参照)。

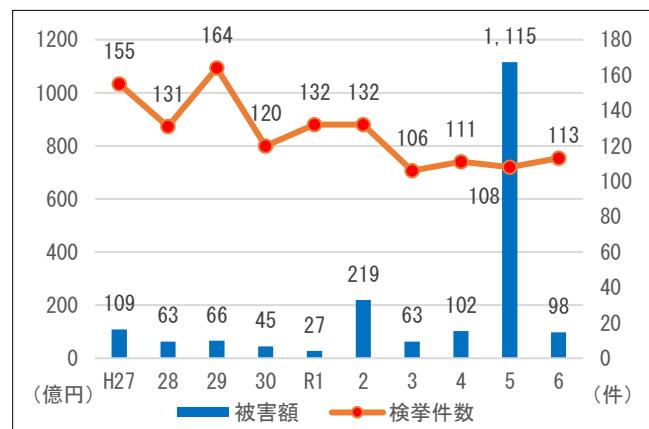
令和6年中の特定商取引等事犯の検挙事件数は113事件であり、前年より5事件(4.6%)増加した。検挙人員は228人で、前年より34人(17.5%)増加している。

検挙事件数を類型別にみると、92事件(全体の81.4%)が訪問販売に関連した事犯であり、屋根修繕工事等の住宅リフォーム工事請負契約に係る事犯等が確認されている。令和6年中の被害額は約98億円となっている(図表10参照)。

図表9【利殖勧誘事犯の被害額等の推移】



図表10【特定商取引等事犯の被害額等の推移】



オ サイバー事案³等

令和6年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢⁴については、次に掲げる状況が見受けられた。

○ 高度な技術を悪用したサイバー攻撃の脅威情勢

令和6年中には、情報窃取を目的としたサイバー攻撃、国家等を背景とする暗号資産獲得を目的としたサイバー攻撃事案等が相次いで発生したほか、年

*1 出資法違反(預り金の禁止等)、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)違反、無限連鎖講の防止に関する法律(昭和53年法律第101号)違反、預託等取引に関する法律(昭和60年法律第62号)違反等に係る事犯(捜査の結果、詐欺に当たるものも含まれる。)

*2 特定商取引に関する法律(昭和50年法律第57号)違反、特定商取引に関連した詐欺・恐喝等に係る事犯

*3 サイバーセキュリティが害されることその他情報技術を用いた不正な行為により生ずる個人の生命、身体及び財産並びに公共の安全と秩序を害し、又は害するおそれのある事案

*4 詳細は「[令和6年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について](#)」(令和7年3月、警察庁サイバー警察局)参照

末から翌年始には金融機関等におけるDDoS攻撃とみられる被害が発生した。また、ランサムウェアの被害報告件数も引き続き高水準で推移している。

○ インターネット空間を悪用した犯罪に係る脅威情勢

インターネットバンキングに係る不正送金事案のみならず、SNS型投資・ロマンス詐欺等においても、暗号資産によるマネー・ローンダリングが行われるなど、インターネット上のサービスが悪用されている。

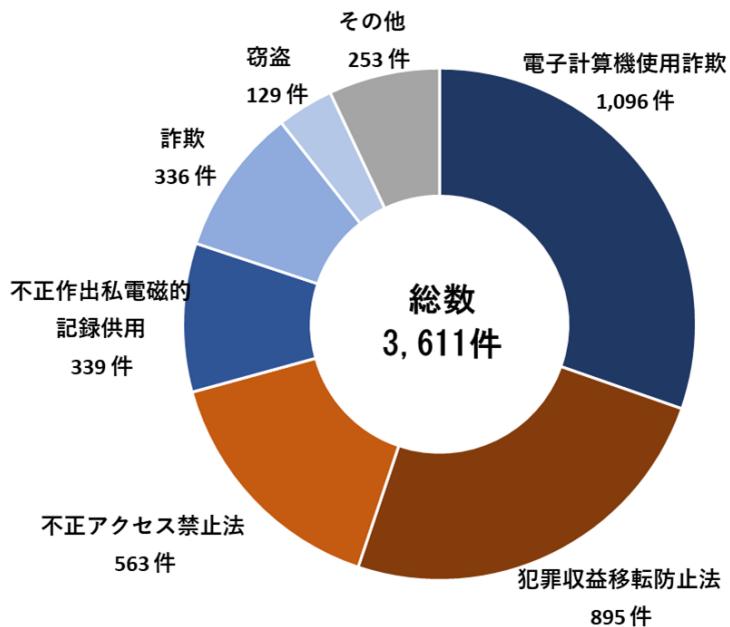
○ 違法・有害情報に係る情勢

SNS上には、「ホワイト案件」等の文言を用いた犯罪実行者募集情報が氾濫しているほか、令和6年能登半島地震に際しては、過去の災害時の画像や偽の救助情報が拡散した。

○ サイバー事案の検挙

令和6年のサイバー事案の検挙状況においては、電子計算機使用詐欺に次いで、犯罪収益移転防止法違反が多くを占めている。サイバー事案に該当する犯罪収益移転防止法違反については、インターネットを利用した匿名性の高い通信方法を用いてインターネットバンキング等におけるユーザーIDやパスワード等を提供するものが該当する。

図表11【令和6年のサイバー事案の検挙内訳】



(ア) フィッシング^{*1}の状況

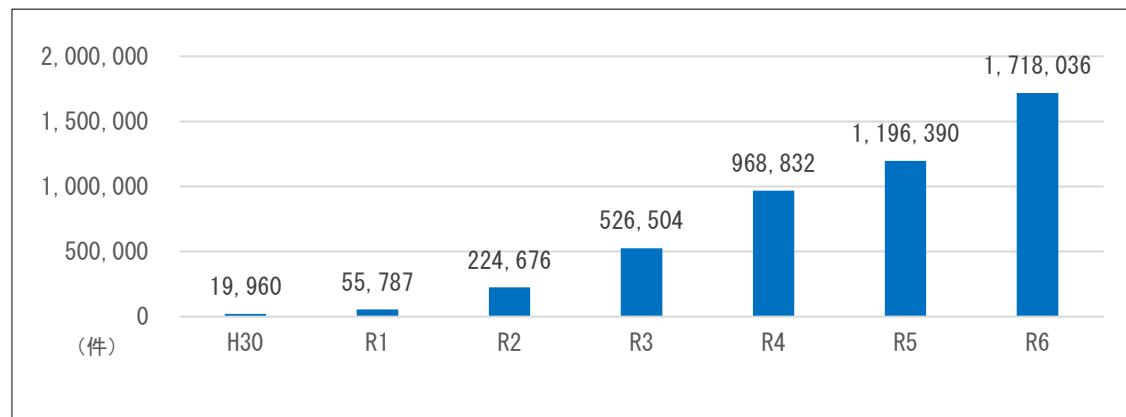
令和6年におけるフィッシング報告件数は、171万8,036件に上り、依然として増加傾向が続いている^{*2}。フィッシングにより不正に取得された情報は、

*1 実在する企業・団体等や官公庁を装うなどしたメール又はショートメッセージサービスを送り、その企業等のウェブサイトに見せ掛けて作成した偽のウェブサイト(フィッシングサイト)を受信者が閲覧するように誘導し、当該フィッシングサイトでアカウント情報やクレジットカード番号等を不正に入手する手口

*2 フィッシング対策協議会の調査による。

インターネットバンキングに係る不正送金や、クレジットカードの不正利用等に悪用されている。

図表12【フィッシング報告件数の推移】

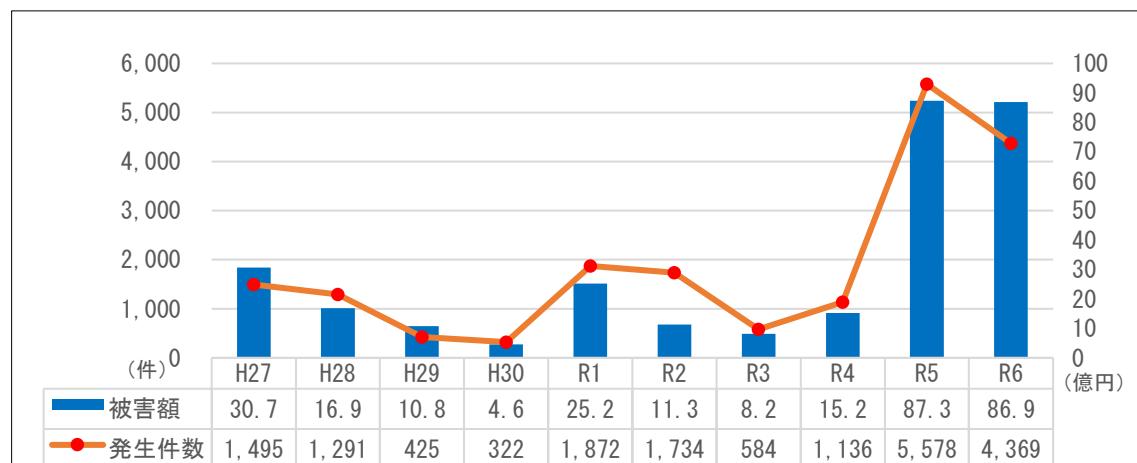


(1) インターネットバンキングに係る不正送金事犯の状況

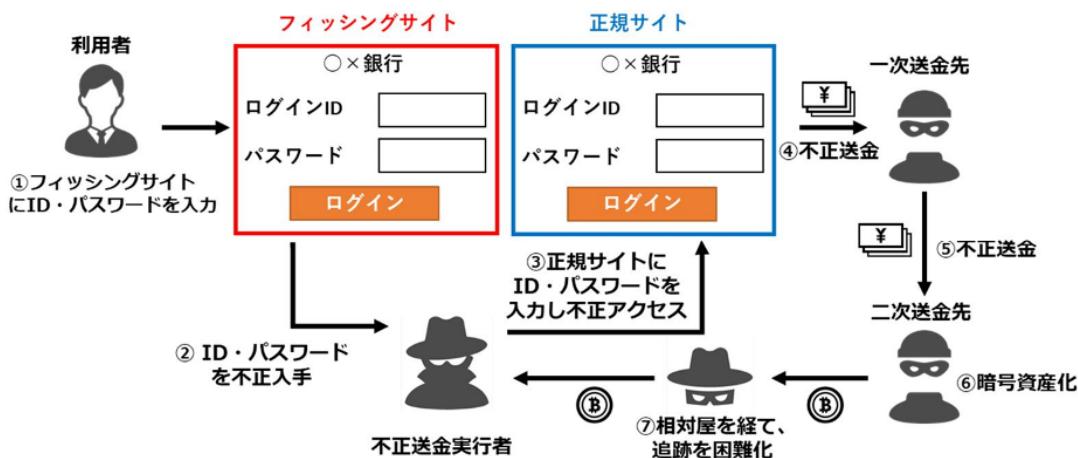
令和6年におけるインターネットバンキングに係る不正送金事犯の発生件数は4,369件、被害額は86.9億円に上っており、その手口の約9割がフィッシングによるものと考えられる。令和6年のインターネットバンキングに係る不正送金事犯には、次のような特徴がみられた。

- ・ボイスフィッシング（音声通話を利用したフィッシング）による法人名義口座の不正送金被害が急増
- ・フィッシング以外の手口としては、マルウェア感染を契機とする事例、SIMスワップによって本人確認を突破する手口を確認
- ・被害額のうち、32.1億円が暗号資産交換業者への送金に利用

図表13【インターネットバンキングに係る不正送金事犯の発生件数等の推移】



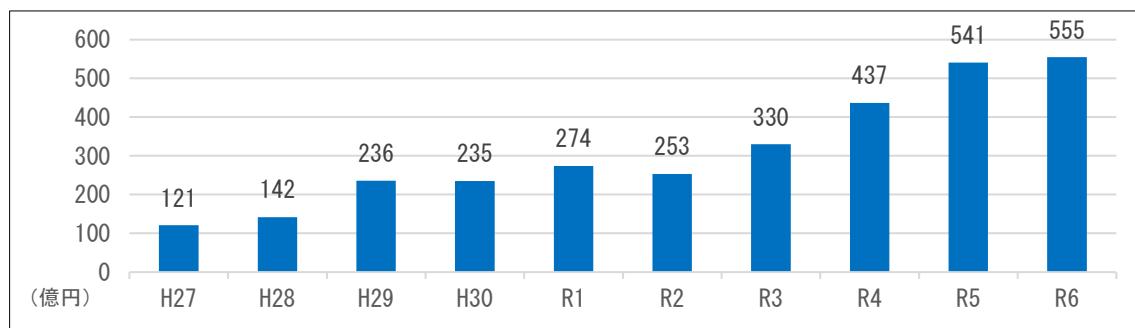
図表14【インターネットバンキングに係る不正送金の流れ】



(ウ) クレジットカード不正利用の情勢

令和6年におけるクレジットカード不正利用による被害額は約555億円に上り、過去最多となった^{*1}。クレジットカードの不正利用事件の中には、犯罪収益を暗号資産に換えてマネー・ローンダリングを行っていた実態が確認されたものもある。

図表15【クレジットカード不正利用被害の発生状況】



(I) ランサムウェアの状況

令和6年中に警察庁に報告されたランサムウェアによる被害件数は222件であり、依然として高い水準で推移している。また、ランサムウェアによる被害のほかに、企業・団体等のネットワークに侵入し、データを暗号化することなく窃取した上で対価を要求する手口（いわゆる「ノーウェアランサム」）による被害も22件^{*2}確認されている。

近年のランサムウェアの特徴としては、

- 二重恐喝（ダブルエクストージョン）^{*3}による被害が多くみられる
- 複数の関与者が役割を分担して攻撃を構成しており、実行者が高度な技術的知識を必要としなくなっているため、攻撃者の裾野が拡大していること

*1 一般社団法人日本クレジット協会の調査による。

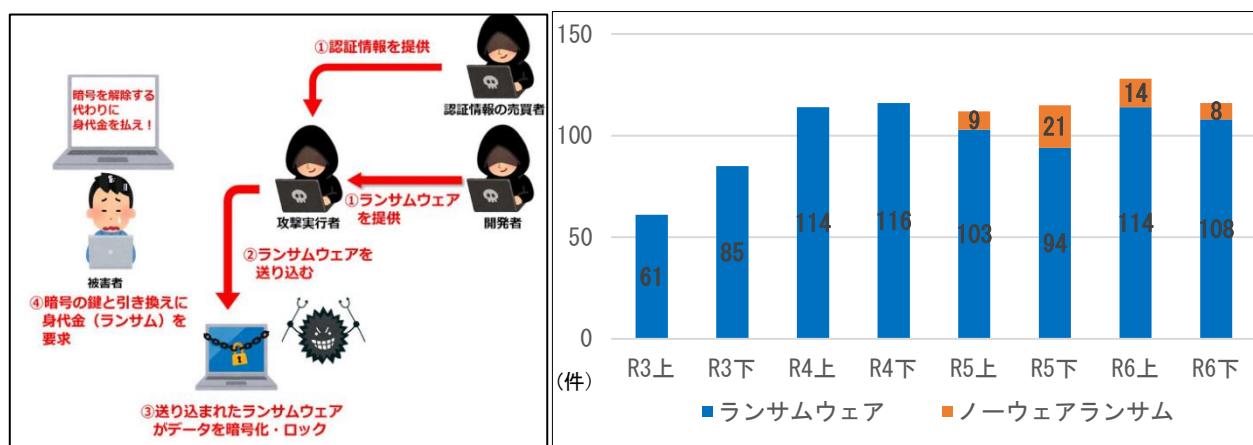
*2 「ノーウェアランサム」による被害件数は、令和6年におけるランサムウェアによる被害の報告件数（222件）には含まれない。

*3 「二重恐喝（ダブルエクストージョン）」とは、データの暗号化のみならず、データを窃取した上、企業・団体等に対し「対価を支払わなければ当該データを公開する」などと対価（金銭又は暗号資産）を要求する手口をいう。

が挙げられる。

なお、ランサムウェア被害件数を組織規模別に令和5年と比較すると、大企業の被害報告件数は減少している一方、中小企業の被害報告件数は増加している。攻撃実行者の裾野の広がりが、対策が比較的手薄な中小企業の被害増加につながっていると考えられる。

図表16【ランサムウェア攻撃の流れ】 図表17【ランサムウェア等による被害報告件数の推移】



(オ) 国家等の関与が疑われるサイバー攻撃

令和6年には、暗号資産等を窃取し、外貨を獲得することを目的とする、国家等の関与が疑われるサイバー攻撃が確認されている。同年5月には、北朝鮮を背景とするサイバー攻撃グループ「Trader Traitor」により、国内の暗号資産交換業者から約482億円相当の暗号資産が窃取される事案が発生した^{*1}。

カ 金地金密輸

令和5事務年度^{*2}における金地金密輸による処分（検察官への告発又は税関長による通告処分）の件数は102件であり、前事務年度と比べて18%の減少となった。一方で、脱税額は約3億6,000万円に上り、前事務年度の約2.1倍に増加している。

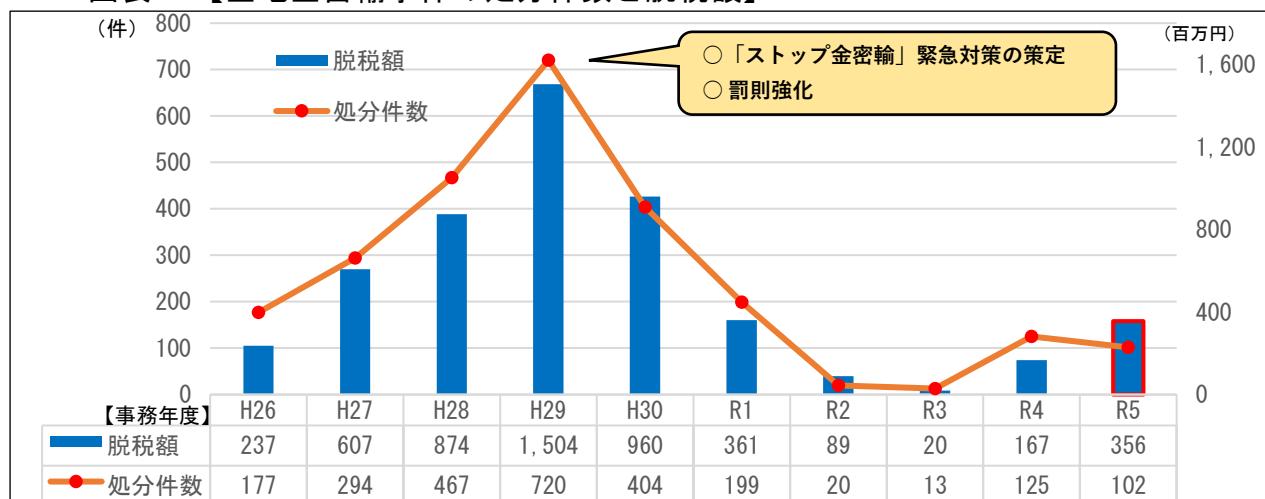
平成30年に金密輸に対する罰則が大幅に引き上げ^{*3}られて以降、金密輸による処分件数及び脱税額は共に減少傾向にあったが、金価格の上昇に加え、新型コロナウイルス感染症対策として実施されていた水際措置が終了し、訪日外国人旅客数が急増したこと等を背景として、令和4事務年度には再び増加傾向に転じている。さらに、令和5事務年度には脱税額が大幅に増加していることから、今後の動向についても注視が必要な状況にある。

*1 当該事案の発生について、令和6年(2024年)12月、警察庁は米国と連携し、「Trader Traitor」による窃取事案であると特定した。また、令和7年(2025年)1月、日米韓3か国の政府は、北朝鮮による暗号資産窃取及び官民連携に関する共同声明を発出した。

*2 令和5年7月から翌年6月までをいう。

*3 関税定率法等の一部を改正する法律(平成30年法律第8号)

図表18【金地金密輸事件の処分件数と脱税額】



キ オンラインカジノ

近年、外国で運営されるオンラインカジノサイトへの国内からのアクセス数の増加が指摘されている。国内の賭客が自宅や違法な賭博店等のパソコン等からオンラインカジノサイトにアクセスして賭博を行う状況がうかがわれ、実際、オンラインカジノを通じて行われるもののはじめとするオンライン上で行われる賭博事犯が検挙されている。

図表19【オンライン上で行われる賭博事犯の検挙状況^{*1}】

年区分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
検挙件数(件)	16	10	13	62
検挙人員(人)	127	59	107	279

*1 賭客が自宅等においてパソコン等を使用して直接オンラインカジノサイトにアクセスし賭博を行うもののほか、賭博店等に設置したパソコン等を利用して賭客にオンラインカジノサイト運営者が配信するゲームをさせ賭博を行うものを、オンライン上で行われる賭博事犯として計上している。

【トピック】オンラインカジノの実態、特徴等^{*1}

1 オンラインカジノの実態把握のための調査研究

オンラインカジノについては、合法的に運営されている国・地域が存在するが、その運営主体が所在する国・地域においては合法であっても、日本国内からアクセスして賭博を行うことは犯罪である。近年、外国で運営されるオンラインカジノサイトへのアクセス数の増加が指摘されており、国内の賭客や決済代行・収納代行業者と称する業者^{*2}が検挙されている事例もある。警察庁では、オンラインカジノの利用実態やサイトの情報を把握するため民間事業者に業務委託しており、令和7年3月に「[オンラインカジノの実態把握のための調査研究の業務委託報告書](#)」(以下「調査研究報告書」という。)が公表されている。

調査研究報告書の主な内容は次のとおりである。

(1) 市場規模推計

15歳から79歳までのオンラインカジノの国内利用者数は推計で約196.7万人であり、年間賭額の総額は約1兆2,423億円と見込まれる。年代別に見ると、20代が最も高い利用率(5.8%)を示している。また、賭額総額では30代が最も高い約4,606億円である。これらから、20代と30代の若年層が市場規模の大部分を占めていることが分かる。

図表20【年代別のオンラインカジノ市場規模推計^{*3}】

年代	総人口(千人)	オンラインカジノの利用率(%)	利用者人口(人)	賭額/年(円)	賭額総額/年(円)
合計	97,575	2.02	1,967,133	631,523	1,242,289,566,650
10代	5,494	1.63	89,501	303,833	27,193,464,077
20代	12,715	5.80	738,024	620,120	457,663,724,985
30代	13,427	4.29	575,641	800,229	460,644,727,649
40代	16,880	2.10	353,984	576,563	204,094,143,200
50代	17,929	0.66	118,032	580,692	68,540,042,032
60代	14,839	0.40	58,899	229,950	13,543,748,973
70代	16,291	0.20	33,052	321,000	10,609,715,735

(2) 国内からの利用が確認されたオンラインカジノサイト

オンラインカジノ経験者に対し、利用経験のあるオンラインカジノサイトを質問したところ、最も利用経験者が多かったオンラインカジノサイトは「ベラジョンカジノ(Vera & John)」で、37.2%がこのカジノを利用した経験があると回答した。次いで「カジノシークレット(Casino Secret)」が25.0%、「クイーンカジノ(Queen Casino)」が21.2%、「遊雅堂(Yuugado)」が20.2%と続いている。

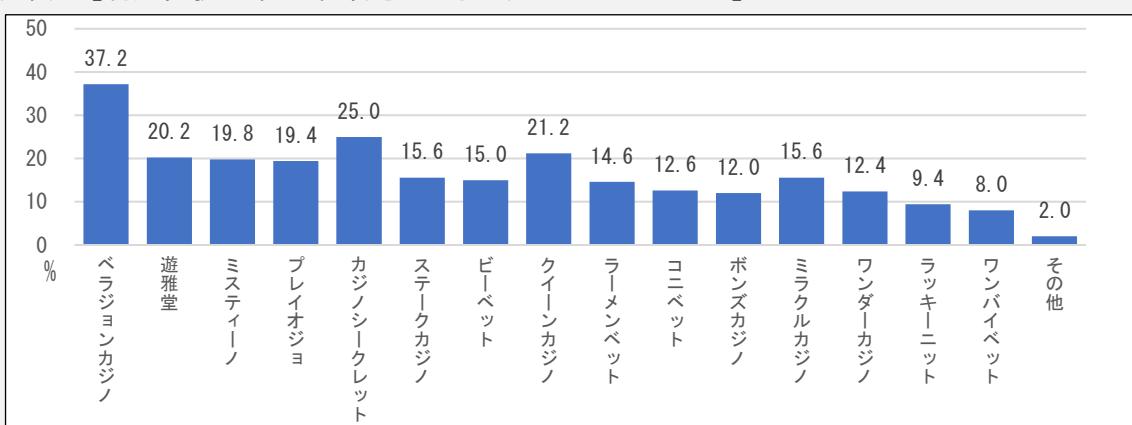
また、調査対象となった全てのオンラインカジノサイト^{*4}は、外国で取得されたライセンスに基づいて運営されていることが分かった。特に、キュラソー島(オランダ)でライセンス取得が際立っており、40サイト中過半数を占める結果となった。他のサイトについては、アンジュアン島(コモロ連合)、コスタリカ、マルタ共和国、ジブラルタル(英国)、マン島(英國)、ジョージアといった国・地域におけるライセンスが確認された。

*1 令和6年調査書「【トピック】オンラインカジノに関するマネー・ローンダリングと国際組織犯罪等のレポート」でも、オンラインカジノを使用したマネー・ローンダリングの特徴・手口等を紹介している。

*2 「決済代行業」や「収納代行業」と称される事業形態については、現時点において、いずれも業態自体に関する統一的な定義や法令上の登録・認可制度は存在していない。そのため、当該名称を用いて業務を行っている事業者において、その業務内容は一律ではない。

*3 調査研究報告書 P.8図表6から引用

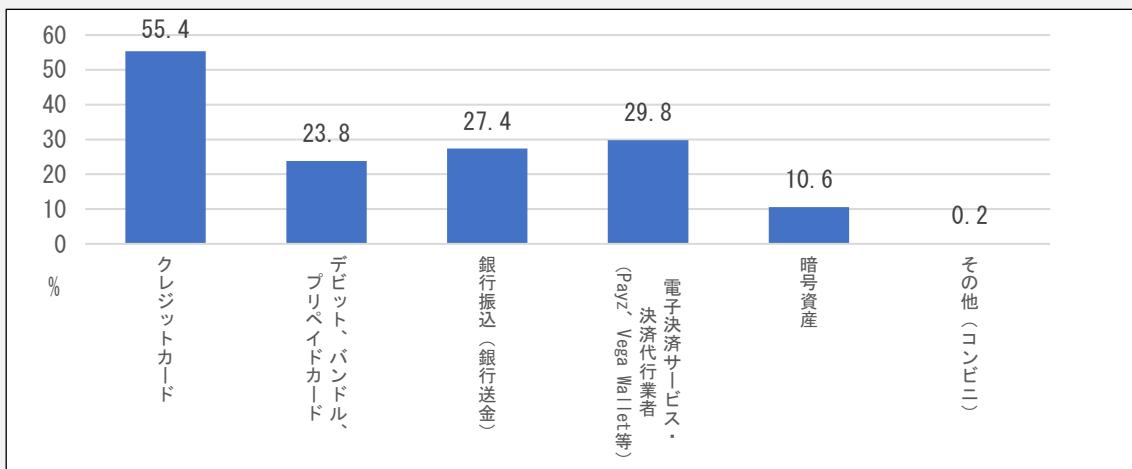
*4 一般的なプラットフォームから検索可能なサイトに限定し、日本人向けオンラインカジノサイトを紹介する比較サイト7つにおいて、紹介頻度の高い上位40サイトを抽出し、本調査の対象とした。

図表 21【利用経験があると回答されたオンラインカジノサイト^{*1}】

(3) オンラインカジノへの入金方法

オンラインカジノへの入金方法には多様な選択肢がある。主な入金方法には、クレジットカードや、電子マネー(例: Vega Wallet、Payz、Jetton Wallet)^{*2}等が含まれ、入金が即時反映される点が特徴である。また、暗号資産(例: Bitcoin、Ethereum)も広く採用されており、匿名性や即時性が利点となっていると考えられる。さらに、大半のオンラインカジノでは、銀行振込も利用可能となっている。

オンラインカジノ経験者を対象として、オンラインカジノへの入金方法を調査したところ、図表 22 のとおりであった。

図表 22【オンラインカジノへの入金方法^{*3}】

2 所管行政庁等による取組

令和7年5月、金融庁及び警察庁は、オンラインカジノに係る賭博事犯防止のための対応について、預金取扱金融機関の各業界団体、日本資金決済業協会及び日本暗号資産等取引業協会に対し、傘下の金融事業者に次の3点を周知するよう、要請している。

- ・ 日本国内でオンラインカジノサイトにアクセスして賭博を行うことは犯罪であることについて利用者へ注意喚起すること。
- ・ オンラインカジノにおける賭博等の犯罪行為を含む法令違反行為や公序良俗に反する行為のための決済等のサービス利用を禁止している旨を当該サービスの利用規約等で明らかにすること。

*1 調査研究報告書 P.35 図表 34 から引用(複数回答可の設問)

*2 利用者が擬似的なポイントや残高をやり取りする形態をとる電子的な決済サービスとみられるが、我が国の資金決済法上の前払式支払手段や資金移動サービスを指すものではない。

*3 調査研究報告書 P.39 図表 38 から引用(複数回答可の設問)

- 利用者が国内外のオンラインカジノサイトで決済を行おうとしていることを把握した場合に当該決済を停止すること。

3 特定事業者による措置

特定事業者による危険度の低減措置の例は、次のとおりである。

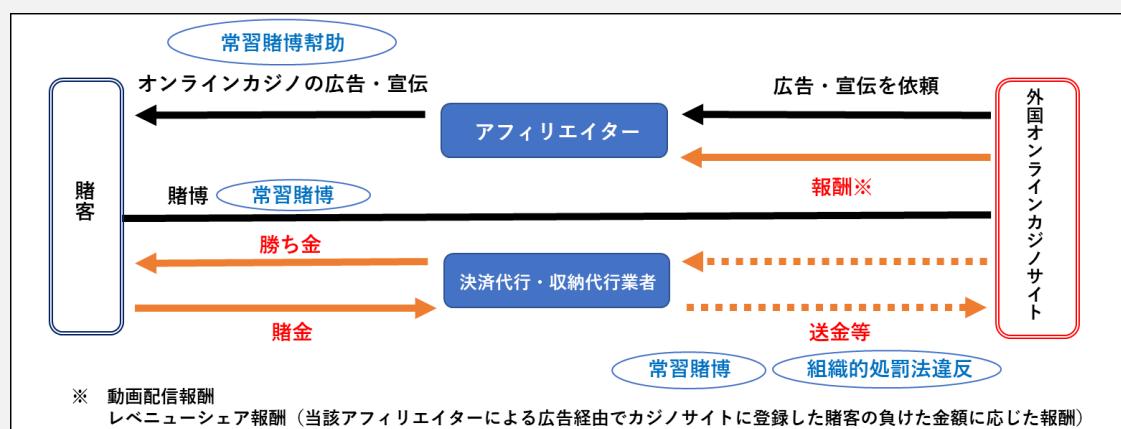
- 全顧客に対して「オンラインカジノの利用は犯罪である」旨の注意喚起メールを配信
- 取引モニタリングによってオンラインカジノの利用が疑われた顧客に対し、直接、ヒアリングや注意喚起を実施
- アクセス情報等のモニタリングによってオンラインカジノの利用が疑われる顧客に対し、取引アプリ上で注意喚起を実施
- 決済代行や収納代行を行っていると思われる法人の口座開設の審査において、インターネットによる事業実態等の確認や、商品・取引相手等に関する追加のヒアリングを行い、口座開設の可否を判断。また、オンラインカジノに関連していることが判明した場合、口座開設を謝絶

4 オンラインカジノに関する資金の流れについて

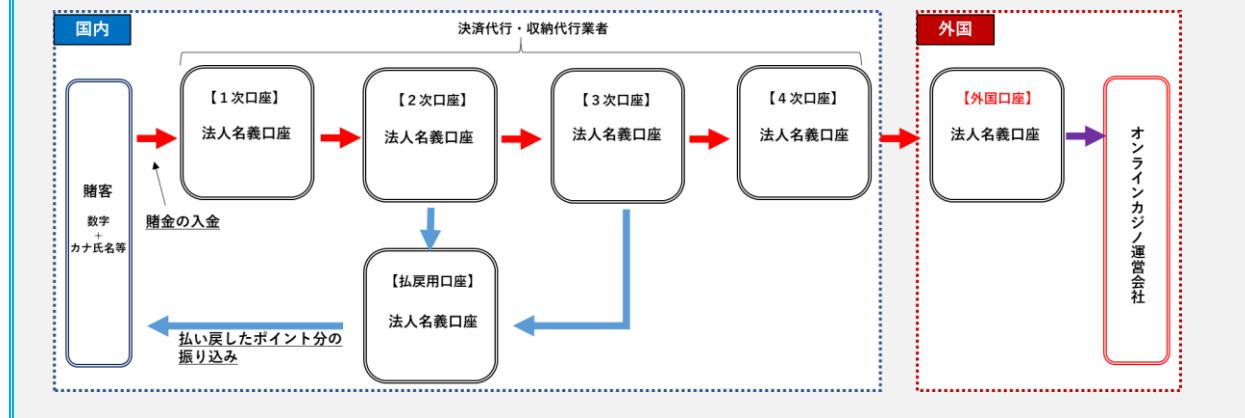
オンラインカジノをめぐっては、図表23のとおり、決済代行・収納代行業者を自称する業者の口座を通じ、賭客からオンラインカジノサイト運営会社に資金が流れしており、また、アフィリエイターが報酬を得てオンラインカジノの広告・宣伝を行う収益構造がみられる。

また、図表24のとおり、決済代行・収納代行業者を自称する業者の口座を通じた資金の流れについては、複数の法人名義口座を経由し、最終的に外国にある口座に資金が移転される例も認められる。

図表23【オンラインカジノに関する収益構造の例】



図表24【オンラインカジノをめぐる資金の流れのイメージ】



【国民を詐欺から守るための総合対策 2.0^{*1}】

SNSやキャッシュレス決済の普及等が進む中で、これらを悪用した詐欺等の被害が加速度的に拡大する状況を受け、「国民を詐欺から守るための総合対策」(令和6年6月 18 日犯罪対策閣僚会議決定。以下「詐欺総合対策」という。)を策定し、官民一体となった対策を講じてきたところ、令和6年中の財産犯の被害額は4,000 億円を超えた。このうち、詐欺による被害額は約3,075 億円に上っており、更なる詐欺対策が急務となった。

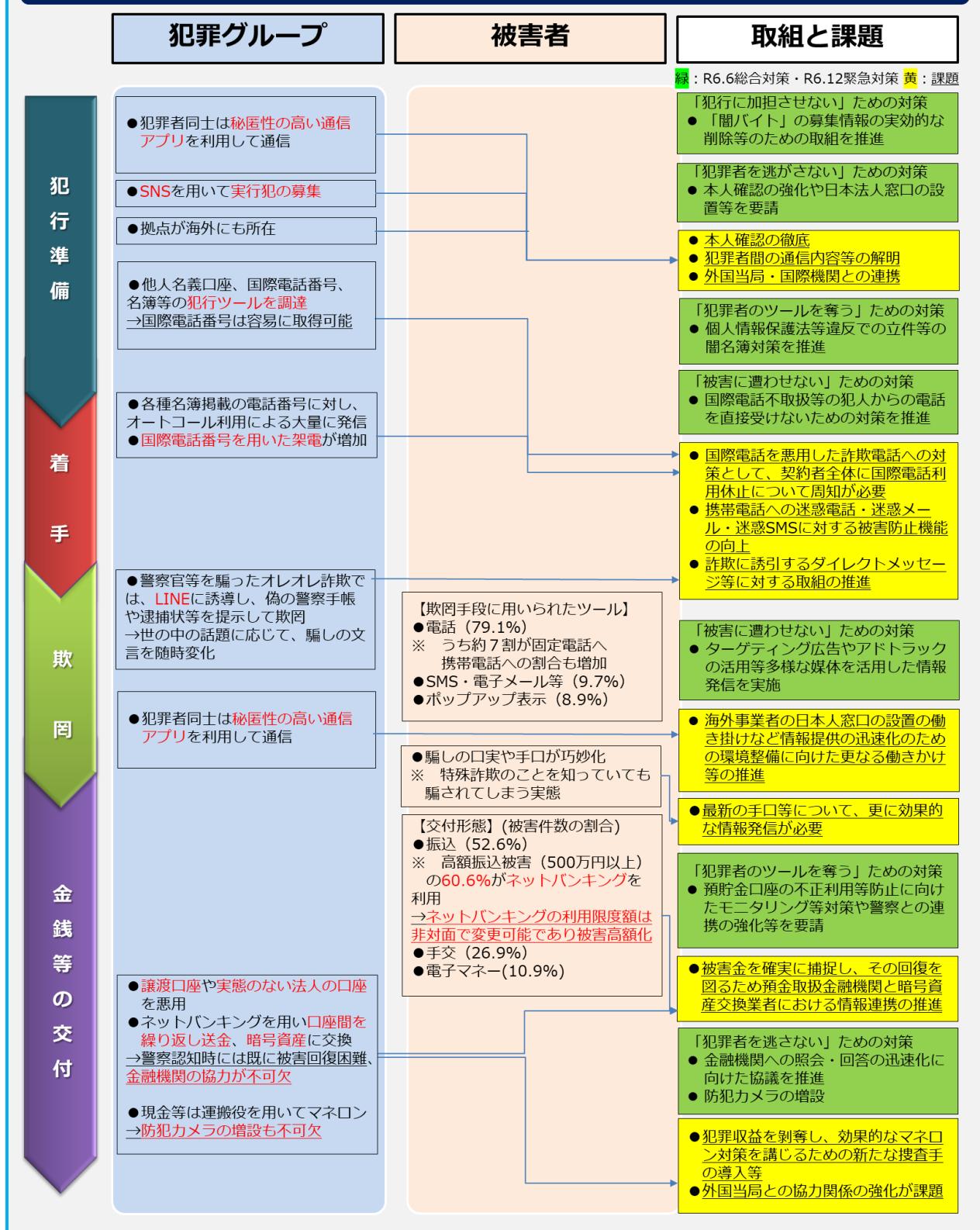
一層複雑化・巧妙化する詐欺等の被害から国民を守るために、手口の変化に応じて機敏に対策をアップデートすることに加え、犯罪グループを摘発するための実態解明、犯罪グループと被害者との接点の遮断等の取組が必要と考えられた。そこで、令和7年4月に従来の詐欺総合対策を改定した「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」(令和7年4月 22 日犯罪対策閣僚会議決定。以下「詐欺総合対策 2.0」という。)を策定し、政府を挙げた詐欺等に対する取組を抜本的に強化することとした。

なお、詐欺総合対策 2.0 は、従来の詐欺総合対策と「いわゆる「闇バイト」による強盗事件等から国民の生命・財産を守るための緊急対策」(令和6年 12 月 17 日犯罪対策閣僚会議決定)を統合するとともに、金融・通信に関するサービス・インフラの悪用を防止するための対策や、架空名義口座を利用した新しい捜査手法の検討等の新たな取組を追加して従来の詐欺総合対策を改定したものである。詐欺総合対策 2.0 の策定に当たっては、詐欺等の犯罪類型ごとに、犯罪グループと被害者との接点等の段階に応じた取組と課題が検討されており、特殊詐欺に関しては図表 25 のとおり整理された。

*1 詳細については、首相官邸ウェブサイト(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/index.html>)参照

図表25【特殊詐欺被害の流れ^{*1}】

特殊詐欺被害の流れ



*1 犯罪対策閣僚会議第42回会合(令和7年4月22日開催)資料より抜粋

(2) テロ情勢

国際テロ情勢としては、ISIL^{*1}が従前から、「対ISIL有志連合」に参加する欧米諸国等に対してテロを実行するよう呼び掛けているほか、中東やアフリカにおいて活動するAQ^{*2}関連組織は、現地の政府機関等を狙ったテロを継続している。令和6年（2024年）12月には、HTS^{*3}を中心とする反政府勢力がシリアのアサド政権を打倒し、HTSの指導者を大統領とする暫定政府が樹立されたが、情勢が依然として不安定であり、これに乗じてISILをはじめとする国際テロ組織がテロの実行を企図する可能性が指摘されている。

また、令和5年（2023年）10月に発生したハマス等のパレスチナ武装勢力によるイスラエルへのテロ攻撃及びその後の武力衝突を受け、ISIL、AQ及びそれらの関連組織や支持者らは、イスラエル、欧米権益等に対するテロの実行を呼び掛けており、各国で同情勢に關係するとみられるテロ事件が発生している。

これらのほかにも世界各地でテロ事件が発生するとともに、過去には、邦人や我が国の権益がテロの標的となる事案等が現実に発生していることから、今後も邦人がテロや誘拐の被害に遭うことが懸念され、我が国に対するテロの脅威は継続しているといえる。北朝鮮による拉致容疑事案についても、発生から長い年月が経過しているが、いまだに全ての被害者の帰国は実現しておらず、一刻の猶予も許されない状況にある。

こうした情勢に加え、サイバー空間においては、世界的規模で政府機関や企業等を標的とするサイバー攻撃が発生しており、我が国において、社会の機能を麻痺させるサイバーテロが発生することも懸念される。

*1 Islamic State in Iraq and the Levant の頭字語。いわゆるイスラム国

*2 Al-Qaeda(アル・カイダ)の略

*3 Hayat Tahrir al Sham(ハイアト・タハリール・アル・シャーム)の略

第3 マネー・ローンダリング事犯等の分析

本章では、我が国におけるマネー・ローンダリング等の脅威となる、「主体」及び犯罪収益を生み出す「前提犯罪」について、マネー・ローンダリング事犯の検挙事例等の観点から分析する。また、マネー・ローンダリング等の脆弱性が認められる「マネー・ローンダリング等に悪用された主な取引等」についても分析を行う。

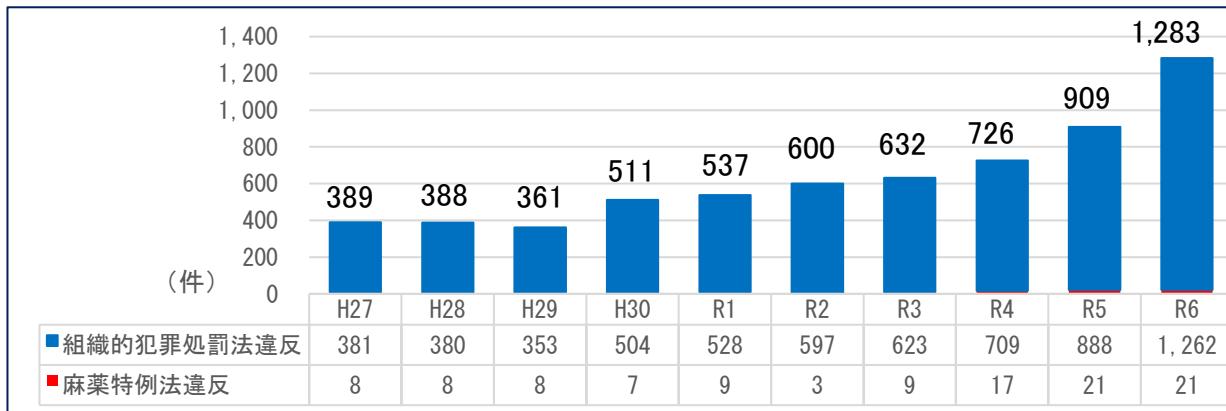
概要は次のとおりである。

脅威	主体	匿名・流動型犯罪グループ、暴力団、来日外国人犯罪グループ	
	前提犯罪	主たる前提犯罪	詐欺、電子計算機使用詐欺、窃盗、出資法・貸金業法違反、常習賭博・賭博場開張等図利、入管法違反、風営適正化法違反・売春防止法違反、人身取引事犯、利殖勧誘事犯、薬物事犯
脆弱性の要因	マネー・ローンダリング等に悪用された主な取引		内国為替取引、現金取引、クレジットカード、前払式支払手段、預金取引、暗号資産、法人格、資金移動サービス、外国との取引、金融商品、宝石・貴金属、電子決済手段、不動産、金銭貸付、外貨両替、法律・会計専門家、手形・小切手、郵便物受取サービス

さらに、疑わしい取引の届出について、業態別の届出状況、捜査等での活用状況等を記載する。

令和6年中のマネー・ローンダリング事犯^{*1}の検挙事件数は1,283件で、前年と比べ374件増加した（図表26参照）。近年、マネー・ローンダリング事犯のうち、組織的犯罪処罰法違反による検挙事件数の増加が顕著であるが、その要因としては、マネー・ローンダリング事犯に対する捜査手法が定着してきたことに加え、前提犯罪である特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺等の発生が増加し、これら前提犯罪により得た犯罪収益がマネー・ローンダリングされる事案も増加していることが考えられる。

図表26【マネー・ローンダリング事犯の検挙事件数】



*1 組織的犯罪処罰法第9条、第10条及び第11条並びに麻薬特例法第6条及び第7条に規定する罪をいう。

また、犯罪収益が、犯罪組織の維持・拡大や将来の犯罪活動への投資等に利用されることを防止するためには、これを剥奪することが重要である。令和4年から令和6年までの間の、起訴前の没収保全命令の発出状況並びに第一審裁判所において行われる通常の公判手続における組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の没収・追徴規定の適用状況は、次のとおりである。

図表 27【犯罪収益の剥奪状況】

		令和4年	令和5年	令和6年
起訴前の没収保全				
組織的犯罪 処罰法	件数(件)	162	211	225
	金銭債権等総額(千円)	1,047,244	1,044,378	1,964,173
麻薬特例法	件数(件)	23	20	27
	金銭債権等総額(千円)	25,363	45,427	23,905
没収				
組織的犯罪 処罰法	人員(人)	76	119	110
	金額(千円)	205,665	353,107	491,081
麻薬特例法	人員(人)	56	54	50
	金額(千円)	5,678	8,404	6,767
追徴				
組織的犯罪 処罰法	人員(人)	92	103	99
	金額(千円)	1,342,766	1,267,096	1,764,624
麻薬特例法	人員(人)	223	199	166
	金額(千円)	860,989	394,534	474,201

注1：起訴前の没収保全命令は、警察官たる司法警察員が請求したものに限る。

2：没収・追徴は、令和7年3月末現在の法務省資料による。

3：金額は、千円未満切捨て。

4：共犯者に重複して言い渡された没収・追徴は、重複部分を控除した金額を計上。

5：没収・追徴した外国通貨は、判決日現在の為替レートで日本円に換算。

1 主体

マネー・ローンダリングとは、一般に犯罪によって得た収益を、その出所や真の所有者が分からぬようにして、捜査機関による収益の発見や検挙を逃れようとする行為をいう。財産を不正に取得する犯罪者であれば、マネー・ローンダリングを実行するおそれがあり、国籍、罪種又は組織性の有無等を問わず、マネー・ローンダリングを行う主体には様々な者が存在する。我が国においては、組織的にマネー・ローンダリングを行う主な主体として、「匿名・流動型犯罪グループ」、「暴力団」及び「来日外国人犯罪グループ」が存在する。

なお、本項目では、匿名・流動型犯罪グループと来日外国人犯罪グループを別の主体として取り上げて分析しているが、来日外国人犯罪グループの中には匿名・流動型犯罪グループに含まれるものもある。

(1) 匿名・流動型犯罪グループ

ア 特徴

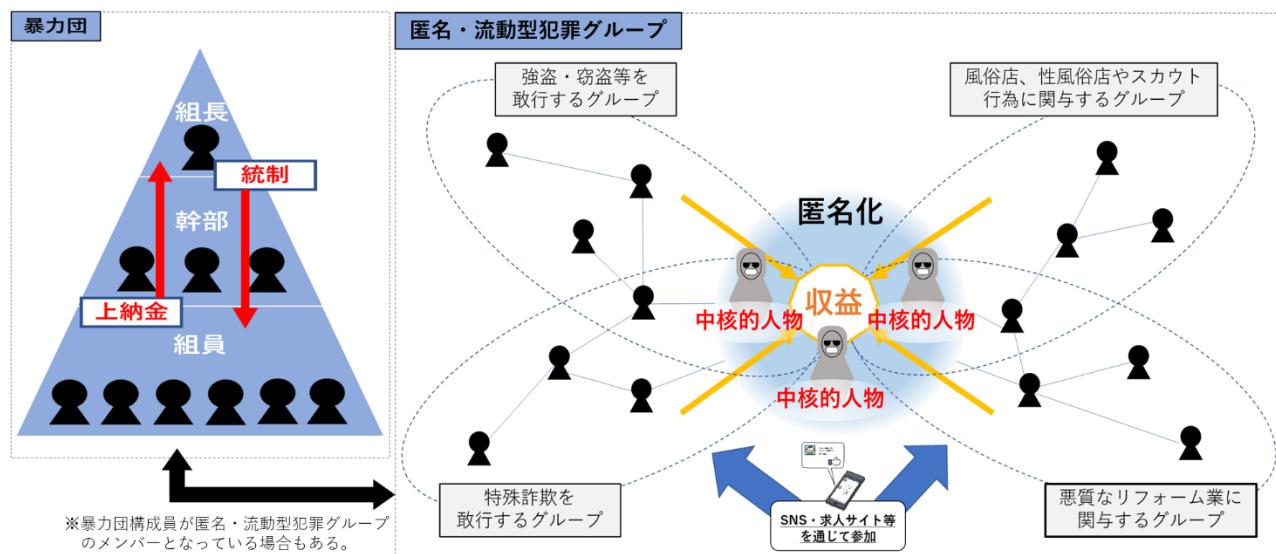
近年、暴力団の勢力が減衰していく中、暴走族や暴力団の元構成員等を中心として、繁華街・歓楽街等で活動している準暴力団に加えて、新たな特徴を有する

「匿名・流動型犯罪グループ」が台頭し、治安対策上の脅威となっている。暴力団は、構成員同士が擬制的な血縁関係によって結び付き、多くの場合、「組長」の統制の下に、地位の上下によって階層的に構成されており、組織の威力を背景に又は威力を利用して資金獲得活動を行っていた。これに対し、匿名・流動型犯罪グループは、各種資金獲得活動により得た収益を吸い上げている中核部分は匿名化されており、また、SNSや求人サイト等を通じて緩やかに結び付いたメンバー同士が役割を細分化させ、その都度、犯罪実行者を募集する情報への応募者を末端の実行犯として、言わば「使い捨て」にするなど、メンバーを入れ替えながら多様な資金獲得活動を行うため、組織の把握やメンバーの特定が容易ではないという特徴を有している。

また、匿名・流動型犯罪グループは、特殊詐欺をはじめ、組織的な強盗や窃盗、違法なスカウト行為、悪質なリフォーム業、薬物密売等の様々な犯罪を実行し、その収益を有力な資金源としているほか、犯罪によって獲得した資金を風俗営業等の新たな資金獲得活動に充てるなど、その収益を還流させながら、組織の中核部分が利益を得ている構造がみられる。

さらには、その資金の一部が暴力団に流れているとみられるものや、暴力団構成員をグループの首領やメンバーとしているもの、暴力団構成員と共に謀して犯罪を行っているものも確認されている。このように、暴力団と匿名・流動型犯罪グループは、何らかの関係を持つ場合があるところ、両者の間で結節点の役割を果たす者も存在するとみられる。

図表 28【暴力団及び匿名・流動型犯罪グループの特徴】



イ 資金獲得犯罪

令和6年中における匿名・流動型犯罪グループによるものとみられる資金獲得犯罪^{*1}について、主な資金獲得犯罪^{*2}の検挙人員 5,203 人を罪種別にみると、詐欺が 2,655 人と最も多く、次いで窃盗 991 人、薬物事犯 917 人、強盗 348 人、風営適正化法違反 292 人の順となっている。匿名・流動型犯罪グループは、特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺に加え、組織的な強盗等^{*3}、悪質ホストクラブ事犯、組織的窃盗・盗品流通事犯、悪質リフォーム事犯のほか、インターネットバンキングに係る不正送金事犯等のサイバー犯罪^{*4}に至るまで、様々な事案に関与し、多様な資金獲得活動を行っている状況がうかがわれる。

(ア) 組織的な強盗等

匿名・流動型犯罪グループによるものとみられる手口により実行された組織的な強盗等の中には、SNSや求人サイト等で「高額バイト」、「ホワイト案件」、「即日即金」等の文言を用いて犯罪実行者が募集された上で実行される事件が発生している。このような強盗等事件の中には、被害者を拘束した上で暴行を加えるなど、その犯行態様が凶悪なものもみられ、令和6年8月以降、関東地方において相次いで発生した強盗等事件によって、国民の体感治安が著しく悪化した。

(イ) 特殊詐欺

特殊詐欺の被害金の交付形態には、直接の対面等を伴うものとして、現金手交型、キャッシュカード手交型及びキャッシュカード窃取型があり、直接の対面等を伴わないものとして、振込型、現金送付型、電子マネー型等がある。被害金交付形態別の認知状況については、振込型の認知件数は 11,060 件と前年から 4,564 件増加し、総認知件数に占める割合は 52.6%、被害総額に占める割合は 58.6% となっている（図表 29 及び図表 30 参照）。

また、被害額が 500 万円以上の振込型（認知件数 1,673 件、被害額 307.7 億円）におけるインターネットバンキング利用については、認知件数は 1,020 件、被害額は 210.3 億円で、被害額 500 万円以上の振込型全体に占める割合は、認知件数が 61.0%、被害額は 68.3% であった。

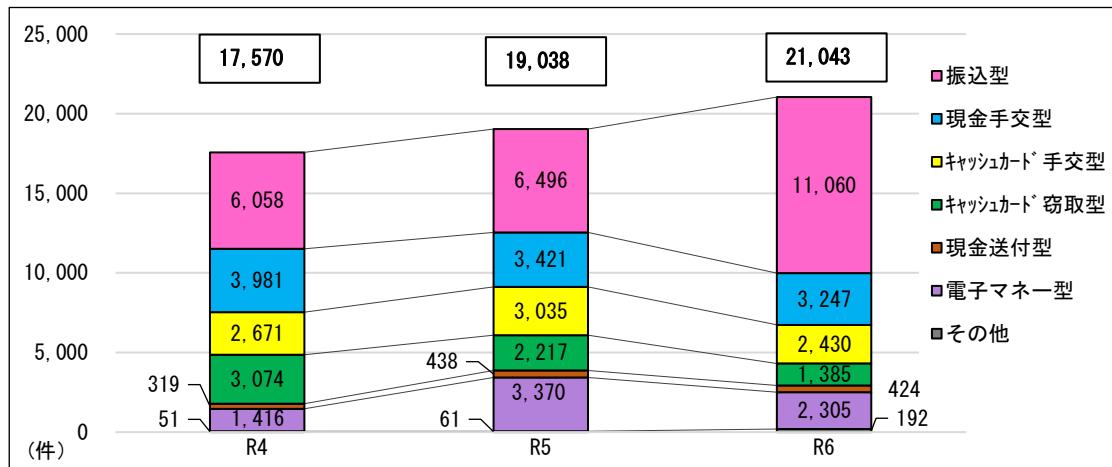
*1 匿名・流動型犯罪グループによる資金獲得犯罪とは、匿名・流動型犯罪グループの活動資金の調達につながる可能性のある犯罪をいい、特殊詐欺や強盗、覚醒剤の密売、繁華街における飲食店等からのみかじめ料の徴収、企業や行政機関を対象とした恐喝又は強要、窃盗、各種公的給付金制度を悪用した詐欺等のほか、一般の経済取引を装った違法な貸金業や風俗店経営、AVへのスカウト等の労働者供給事業等をいう。

*2 詐欺、強盗、窃盗、薬物事犯及び風営適正化法違反

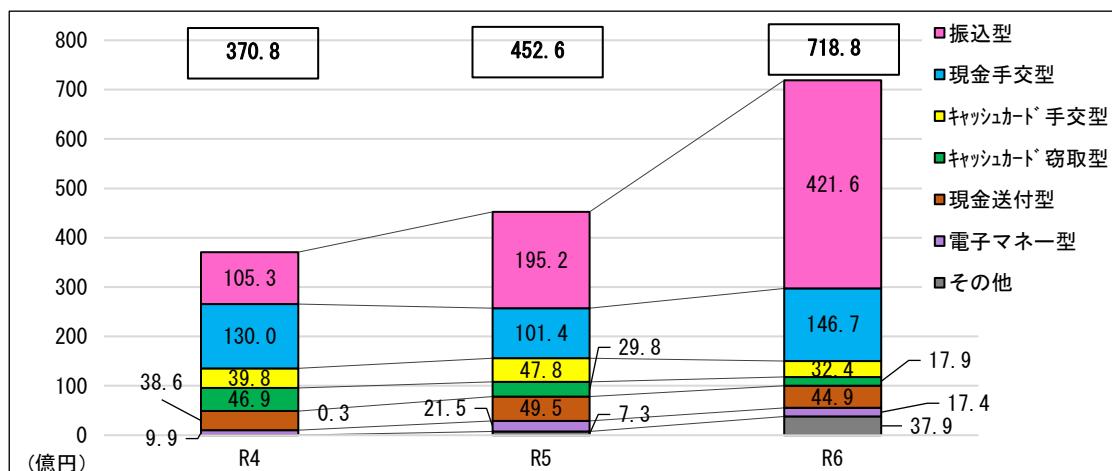
*3 強盗、窃盗、住居侵入及び建造物侵入等

*4 不正アクセス禁止法違反、コンピュータ・電磁的記録対象犯罪その他犯罪の実行に不可欠な手段として高度情報通信ネットワークを利用する犯罪

図表 29 【被害金交付形態別の認知件数】



図表 30 【被害金交付形態別の被害額】



注：小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計と内訳の計は必ずしも一致しない。

特殊詐欺を実行する匿名・流動型犯罪グループは、SNS等で高額な報酬を示唆して「受け子」等を募集し、犯行に加担させるなどしており、首謀者、指示役及び実行役の間の連絡手段には、匿名性が高く、メッセージが自動的に消去される仕組みを備えた通信手段を使用するなど、犯罪の証拠を隠滅しようとする手口が多くみられる。

さらに、近年、国内においては、架け場等の拠点を小規模化・多様化して短期間で移転させる傾向を強めており、賃貸マンションや賃貸オフィスを拠点とする動きもみられる。また、首謀者や指示役のほか、受け子・架け場が外国に所在するなどのケースもみられる。

令和6年中、外国における架け場等の拠点を外国当局が摘発し、日本に移送するなどして都道府県警察が検挙した被疑者は50人である（図表31）。

図表 31【令和6年中の外国拠点に関する特殊詐欺事件等被疑者の検挙状況】

国名	検挙人数（人）
カンボジア	28
フィリピン	14
ベトナム	6
タイ	2

(ウ) SNS型投資・ロマンス詐欺

SNS型投資・ロマンス詐欺は、SNSやマッチングアプリを通じて被害者と接触した上で、他のSNSに連絡ツールを移行し、やり取りを重ねて被害者を信用させ、預貯金口座への振り込み等により被害金をだまし取る手口である。被害者とSNSでやり取りを重ねる「打ち子」の拠点が置かれるなど、匿名・流動型犯罪グループ等によって組織的に実行されているとみられる。

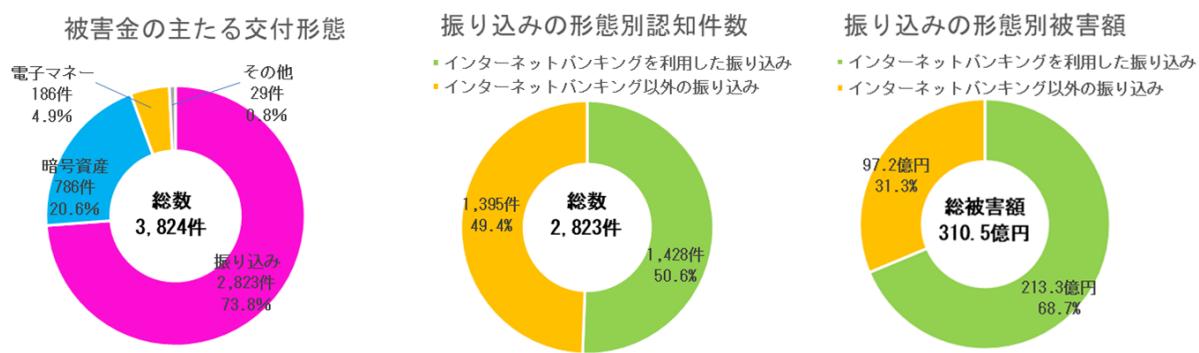
令和6年のSNS型投資詐欺における被害金の主たる交付形態は、振り込みが5,526件(86.2%)、暗号資産が762件(11.9%)と振り込みが9割近くを占めている。振り込みのうち、インターネットバンキング利用の認知件数は3,527件、被害額は562.8億円で、振り込み全体に占める割合は、認知件数が63.8%、被害額が73.7%であった。

図表 32【SNS型投資詐欺の被害金の主たる交付形態等】



令和6年のSNS型ロマンス詐欺における被害金の主たる交付形態ごとの認知件数は、振り込みが2,823件(73.8%)、暗号資産が786件(20.6%)であった。振り込みのうち、インターネットバンキング利用の認知件数は、1,428件、被害額は213.3億円で、振り込みの全体に占める割合は、認知件数が50.6%、被害額が68.7%であった。

図表 33 【SNS型ロマンス詐欺の被害金の主たる交付形態等】



SNS型投資・ロマンス詐欺の被害において、交付形態として振り込みが多く、特にインターネットバンキングを利用した被害額が多い状況がみられる。

(I) 組織的窃盗・盗品流通事犯

組織的窃盗・盗品流通事犯は、不法滯在外国人等の収入源となっている実態がみられるほか、外国に所在する首謀者が、SNS等を通じてつながった実行役に対して盗む物品を指示し、指定した場所に大量の盗品を送らせるという手口での犯行も確認されている。

警察では、匿名・流動型犯罪グループが組織的窃盗・盗品流通事犯に関与している可能性を視野に、実態解明を進めているほか、部門横断的なプロジェクトチームを設置するなど、捜査と抑止を含む総合対策を一元的かつ強力に推進している。

なお、太陽光発電施設からの金属ケーブル窃盗をはじめとする金属盗が増加している情勢を踏まえ、特定金属くず^{*1}の買受けを行う営業を営む者に、特定金属くず買受業の届出義務、特定金属くず買受け時の相手方の本人確認義務、取引記録の作成・保存義務等を課すこと等を内容とした、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号）が、令和7年6月に公布された。

(オ) 悪質ホストクラブ事犯や繁華街・歓楽街における風俗関係事犯

悪質ホストクラブにおいては、女性客の好意に乗じて、およそ返済ができないことを分かっていながら大きな債務を負わせ、売春や性風俗店での稼働を余儀なくさせる悪質な営業行為が認められるほか、性風俗店やそれとの結節点となるスカウトグループ等と結託して女性を徹底的に搾取することで、不当に利益を得ている実態がみられる。

*1 当該金属を使用して製造された物品の窃取を防止する必要性が高い金属（銅及び政令で定める金属）により構成されている金属くず

なお、このような実態が社会問題化している情勢を踏まえ、令和7年5月、悪質な営業行為の規制等を内容とする、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第45号)が公布された。

(カ) オンライン上で行われる賭博事犯

オンラインカジノは、運営する者、利用する者のほか、決済手段に関与する者、宣伝・誘引する者等、様々な形で関与する者が存在し、決済手段に関しても、クレジットカード決済、暗号資産、銀行送金等、様々な手段が用いられる。

スマートフォン等からアクセスして賭博を行う「無店舗型」のオンラインカジノについては、アクセス数の大幅な増加及びこれに伴う依存症の問題が指摘されているほか、我が国の資産の外国への流出、マネー・ローンダリングへの悪用等が懸念されている。

また、オンラインカジノに係る賭博事犯には、実質的な運営者として、又はその背後で、暴力団や匿名・流動型犯罪グループが関与しているケースもみられる。

(キ) インターネットバンキングに係る不正送金事犯等

近年、実在する企業・団体等や官公庁を装うなどしたメール又はSMS(ショートメッセージサービス)を送り、その企業等のウェブサイトに見せ掛けて作成した偽のウェブサイト(フィッシングサイト)を受信者が閲覧するよう誘導し、当該フィッシングサイトで口座情報やクレジットカード番号等を不正に入手するフィッシングの手口によるインターネットバンキングに係る不正送金事犯等が発生しており、匿名・流動型犯罪グループが口座情報の不正取得や不正送金に関与する事例も確認されている。

(ク) 悪質なリフォーム業者等による特定商取引等事犯

近年、高齢者宅を狙って家屋修繕や水回り工事等の住宅設備工事やリフォーム訪問販売を装い、損傷箇所がないにもかかわらず、家屋を故意に損傷させ、それを修理することで高額な施工料を要求するなどの悪質なリフォーム業者による犯罪行為が確認されており、こうした悪質行為を組織的に反復継続して得られた収益が匿名・流動型犯罪グループの資金源になっているとみられる。

ウ 匿名・流動型犯罪グループが関与したマネー・ローンダリング事犯の手口

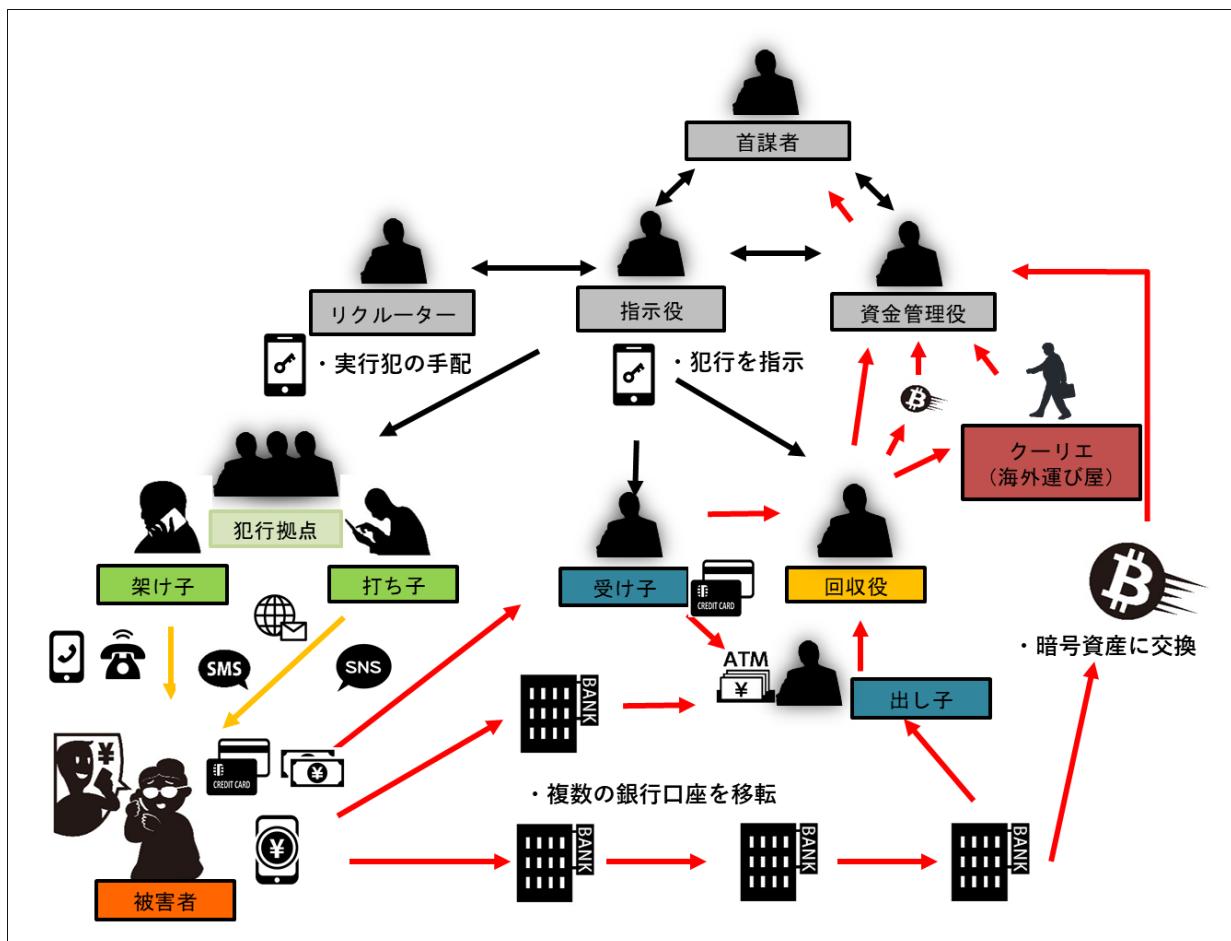
匿名・流動型犯罪グループが関与したマネー・ローンダリング事犯の手口には、

- ・ 架空・他人名義口座を使用して送金するもの
- ・ 暗号資産交換業者の金融機関口座に送金し、被疑者が管理するアカウントに入金するもの
- ・ 犯罪収益である日本円を、個人が保有する外国通貨と両替するため、国内の口座に送金するもの
- ・ 不正に入手した電子ギフト券を、電子ギフト券の売買等を仲介するサイトを通じて売却し、販売代金を被疑者が管理する口座に入金するもの

- 不正に入手したクレジットカード情報を用いて購入した商品を、転売して現金化するもの
 - 犯罪収益である物品を、他人になりすまして売却するもの
 - コインロッカーを使用して犯罪収益等の受け渡しをするもの
 - 空き部屋を使用し、被害者に現金を郵送させ、受取人を装って受け取るもの
 - 外国送金や暗号資産の移転を行うもの
 - 運搬役がキャッシュ・クーリエ（現金の輸送）により、犯罪収益を外国に移転させるもの
- 等がある。

なお、例えば、匿名・流動型犯罪グループが特殊詐欺によって獲得した犯罪収益についてマネー・ローンダリングを行う場合、資金の流れのイメージは図表34のとおりである。資金は、最終的に首謀者等の中核的人物の下に至っているとみられ、そのような中核的人物が外国の拠点に所在している場合もみられる。

図表 34【匿名・流動型犯罪グループによる特殊詐欺とマネー・ローンダリングの実態（イメージ）】



(2) 暴力団

ア 特徴

我が国においては、暴力団によるマネー・ローンダリングが依然として大きな脅威として存在している。令和6年中のマネー・ローンダリング事犯の検挙事件数のうち、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者（以下「暴力団構成員等」という。）によるものは80件で、全体の6.2%を占めている。

図表35【暴力団構成員等によるマネー・ローンダリング事犯の検挙事件数】

区分	年	令和4年		令和5年		令和6年	
		件数(件)	全体に占める割合(%)	件数(件)	全体に占める割合(%)	件数(件)	全体に占める割合(%)
暴力団構成員等による検挙事件数		64	8.8	57	6.3	80	6.2
組織的犯罪処罰法に係る検挙事件数		62	8.7	54	6.1	71	5.6
麻薬特例法に係る検挙事件数		2	11.8	3	14.3	9	42.9

暴力団は、反復継続して犯罪を実行して資金を獲得しており、巧妙にマネー・ローンダリングを行っている。

暴力団の資金獲得活動の特徴としては、

- 暴力団構成員等の検挙状況を主要罪種別にみると、詐欺の割合は10%前後で推移しているところ、令和6年中は13.4%と高い割合であり、詐欺による資金獲得活動が定着化していること
- 近年、暴力団構成員等が主導的な立場で特殊詐欺に深く関与していること
- 金融業、建設業、労働者派遣事業、風俗営業等、多種多様な資金獲得活動が行われていること

が挙げられる。

図表36【特殊詐欺等^{*1}の検挙人員に占める暴力団構成員等の割合等（令和6年）】

	特殊詐欺等による 検挙人員（人）		
		うち暴力団構成員等（人）	割合（%）
主犯	76	19	25.0
出し子・受け子等の指示役	36	14	38.9
リクルーター	163	54	33.1
その他	2,128	353	16.6
合計	2,403	440	18.3

また、令和4年から令和6年までの暴力団構成員等によるマネー・ローンダリング事犯の検挙状況を分析すると、

- 前提犯罪別にみると、詐欺、電子計算機使用詐欺及び窃盗が多いこと
- マネー・ローンダリングの対象となった犯罪収益について、合計金額（金額

*1 特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺を指す。

換算できるものに限る。) は約19億円で、形態は現金(預金債権含む。)が検挙事件数の約8割を占めていること

- 取引等別にみると、内国為替取引が全体の4割を超えており、預金取扱金融機関等が取り扱う商品・サービスを利用しない現金授受によるものが約3割を占めていること
- 暴力団構成員等に使用された口座をみると、架空・他人名義口座が8割を超えており、そのうち5割近くが暴力団構成員等の親族・知人名義の口座であること

等の特徴が認められた。

すなわち、暴力団構成員等が、

- 犯罪収益を現金で授受している
- 犯罪収益の帰属を仮装する目的で、親族、知人等の名義の口座を悪用している

など、犯罪収益の追跡を困難にする方法でマネー・ローンダリングを行っている実態が認められる。

イ 事例

暴力団構成員等が関与した主なマネー・ローンダリング事犯は、次のとおりである。

- 元暴力団構成員が、インターネットバンキングへの不正アクセスを行い、第三者の口座から被疑者が管理する架空・他人名義口座に不正送金した上、現金を払い出した。
- 暴力団構成員が、ヤミ金融の返済口座として、他の債務者に開設させた口座及び親族名義の口座を利用した。
- 元暴力団構成員が、共犯者に指南して架空の事業資金借入名目で金融機関から融資を受けて金銭をだまし取り、親族名義及び知人名義の口座を利用した。
- 暴力団構成員が、違法賭博を主催した上で、同人が管理する親族名義の口座に、利用客からの賭金を振り込ませた。
- 暴力団構成員が、窃盗により得た物品を、虚偽の氏名等を申告するなどして他人になりすまして買取業者に売却して現金化した。
- 暴力団構成員が、風俗営業の無許可営業により、客のクレジットカード決済を用いて得た売上金を、クレジットカード決済代行事業者から当該暴力団構成員が管理する架空・他人名義口座に振り込ませた。
- 暴力団構成員が、違法賭博事犯や売春事犯、風俗営業の無許可営業等により得た犯罪収益と知りながら、いわゆるみかじめ料等の名目で現金を受領した。
- 暴力団構成員が、特殊詐欺により架空・他人名義口座に振り込ませた現金を払い出した上、自己名義の口座に預け入れ、更に同口座から同人らが管理する別の口座に送金した。

(3) 来日外国人^{*1}犯罪グループ

ア 特徴

来日外国人犯罪グループについては、出身国や地域別に組織化されているものがある一方、より巧妙かつ効率的に犯罪を実行するため、犯罪ごとに様々な国籍の構成員が離合集散を繰り返すものもあるなど、組織の多国籍化もみられる。来日外国人犯罪グループが関与する犯罪においては、法制度や取引システムの異なる他国に犯罪収益が移転することによってその追跡が困難となる場合がある。また、近年は、外国に所在する指示役からの指示に基づき、実行役が日本国内で窃盗や詐欺等を実行し、盗品等を外国に輸出したり、犯罪収益を外国に送金したりするなど、国境を越えた組織的な犯罪も多数認められる。

来日外国人犯罪の検挙状況をみると、令和6年は検挙件数・人員共に、前年に比べ増加した。また、国籍等別では、検挙件数・人員共にベトナムと中国の2か国で、総検挙件数の約6割を、総検挙人員の約5割を、それぞれ占めている。

図表37【来日外国人犯罪の国籍等別検挙状況（令和6年）】

	検挙件数		構成比率 (%)
	件数(件)	構成比率 (%)	
総数	21,794	100.0	
ベトナム	9,690	44.5	
中国	2,866	13.2	
タイ	1,201	5.5	
カンボジア	991	4.5	
フィリピン	873	4.0	
ブラジル	830	3.8	
スリランカ	667	3.1	
インドネシア	605	2.8	
ネパール	446	2.0	
韓国	406	1.9	
その他	3,219	14.8	

	検挙人員		構成比率 (%)
	人員(人)	構成比率 (%)	
総数	12,170	100.0	
ベトナム	3,990	32.8	
中国	2,011	16.5	
フィリピン	732	6.0	
タイ	644	5.3	
ブラジル	578	4.7	
インドネシア	484	4.0	
ネパール	424	3.5	
スリランカ	376	3.1	
韓国	318	2.6	
カンボジア	254	2.1	
その他	2,359	19.4	

また、令和6年中におけるマネー・ローンダリング事犯の検挙事件のうち、来日外国人によるものは141件で、全体の11.0%を占めている。

図表38【来日外国人によるマネー・ローンダリング事犯の検挙事件数】

区分	年		令和4年		令和5年		令和6年	
	件数(件)	全体に占める割合(%)	件数(件)	全体に占める割合(%)	件数(件)	全体に占める割合(%)	件数(件)	全体に占める割合(%)
来日外国人に係る検挙事件数	108	14.9	96	10.6	141	11.0		
組織的犯罪処罰法に係る検挙事件数	103	14.5	93	10.5	139	11.0		
麻薬特例法に係る検挙事件数	5	29.4	3	14.3	2	9.5		

*1 「来日外国人」とは、我が国に存在する外国人のうち、いわゆる定着居住者（永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者）、在日米軍関係者及び在留資格不明者を除いた者をいう。

令和4年から令和6年までの来日外国人によるマネー・ローンダリング事犯の検挙状況を分析すると、

- ・ 国籍等別では、中国及びベトナムが多く、特に中国が検挙件数全体の半数以上を占めていること
- ・ 前提犯罪別では、詐欺が最も多く、次いで窃盗、電子計算機使用詐欺の順となっており、取引等別では、内国為替取引が最も多く、次いでクレジットカードが多いこと
- ・ 来日外国人に使用された口座をみると、架空・他人名義口座が約7割を占めていること
- ・ 中国人の検挙事件数を前提犯罪別にみると、詐欺が41.2%と最も多く、次いで窃盗が37.4%、電子計算機使用詐欺が12.6%の順となっており、悪用された取引等別にみると、クレジットカードが23.6%と最も多く、次いで内国為替取引が11.8%と多いこと
- ・ ベトナム人の検挙事件数を前提犯罪別にみると、詐欺が36.4%と最も多く、次いで窃盗が20.3%、電子計算機使用詐欺が14.4%の順となっており、悪用された取引等別にみると、内国為替取引が39.7%と最も多く、次いでクレジットカードが11.1%と多いこと

等が認められた。

また、令和4年から令和6年までにおける預貯金通帳・キャッシュカード等の不正譲渡等の犯罪収益移転防止法違反事件の国籍等別の検挙件数では、ベトナム人が全体の約7割を占めている。

さらに、令和4年から令和6年までにおける疑わしい取引の届出件数をみると、国籍等別ではベトナム及び中国に関する届出が多い。

イ 事例

(ア) 中国人

中国国籍の在留外国人は約87万人で、全在留外国人のうち約23%を占める。中国人犯罪組織は、地縁、血縁等を利用したり、稼働先の同僚等を誘い込んだりしてグループを形成する場合が多い。また、中国残留邦人の子弟らを中心に構成されるチャイニーズドラゴン等の組織も存在し、首都圏を中心に勢力を拡大させている。近年、中国人犯罪組織がSNS等で在留者をリクルートし、犯罪の一部を担わせている例も散見される。

中国人によるマネー・ローンダリング事犯の検挙事例は、次のとおりである。

- ・ 不正に入手したクレジットカード情報をを利用して購入した商品を、名義人になりますとして受領した。
- ・ スキミングで入手した情報から偽造キャッシュカードを作成し、同カードを使用して、架空・他人名義口座へ送金した。
- ・ 詐欺の被害者から被疑者が管理する架空・他人名義口座に金銭を振り込ませた上、詐取金を含む金額を、個人間での外貨両替としての第三者の口座に

送金した。

- ・ 不正に入手した電子マネー利用権を名義人になりすまして商品の会計時に利用して、商品を購入した。
- ・ 宅配業者の営業所において偽造マイナンバーカードを提示し、架空名義人になりすまして宅配物を受け取った。

(イ) ベトナム人

ベトナム国籍の在留外国人^{*1}は約63万人で、全在留外国人の約17%を占める。在留資格別でみると、「技能実習」、「特定技能」及び「技術・人文知識・国際業務」等が多く、一部の素行不良者がSNS等を介して犯罪組織を形成するなどしている。

ベトナム人によるマネー・ローンダリング事犯の検挙事例は、次のとおりである。

- ・ SNSを利用して外国送金の依頼を受け付け、国内の架空・他人名義口座に現金を振り込ませた上、被疑者があらかじめ外国に用意した資金の中から、依頼人が指定する外国にある口座へ、同国通貨に換算した金額を送金するなどして、地下銀行^{*2}を営んだ。
- ・ 不正に入手したインターネットバンキングのログインパスワード等を利用して、被疑者が管理する架空・他人名義口座から別の架空・他人名義口座に送金した後、現金を払い出した。
- ・ 窃盗により入手した化粧品等を、送り状に記載する品名や依頼主を偽って処分役に発送した。

また、ベトナム人による口座売買組織の存在も明らかとなっており、近年、ベトナム人によるSNSを通じた口座売買が多発傾向にある。売買された口座は、マネー・ローンダリングや特殊詐欺をはじめとした様々な犯罪に悪用されている。

(ウ) その他の来日外国人

その他の来日外国人が関与したマネー・ローンダリング事犯の検挙事例は、次のとおりである。

- ・ ナイジェリア人らが、虚偽の内容の電子メールを送信するなどして米国会社をだまし、金銭を日本国内に開設された法人名義の口座に送金させ、正当な取引による送金であるかのように装った。
- ・ ナイジェリア人らが、SNSを通じて知り合った被害者をだまし、金銭を日本国内に開設された架空・他人名義口座に振り込ませた。
- ・ ミャンマー人が、外国送金の依頼を受けて、日本国内に開設された架空・他人名義口座に現金を振り込ませるなどして、地下銀行を営んだ。

*1 出入国在留管理庁の在留外国人統計(令和6年 12月末)による。なお、「在留外国人」とは、中長期在留者及び特別永住者をいう。以下、本項目については同じ。

*2 地下銀行とは、法定資格のない者が、報酬を得て国外送金を代行する仕組みをいい、その行為は、銀行法(昭和56年法律第59号)等に抵触する。

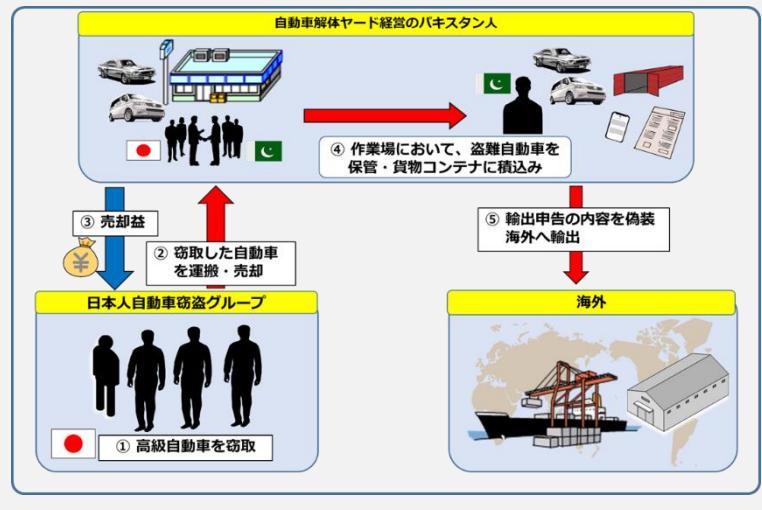
- ・ フィリピン人らが、特殊詐欺における詐取金を、被疑者が管理する架空・他人名義口座に振り込ませた上、即日ATMを利用して払い出した。
- ・ ブラジル人がフリーマーケットアプリの決済システムを利用して、同アプリ内で販売した偽ブランド品の売上げを、被疑者が管理する親族名義のアカウントに計上させた。

(I) その他（盗品の不正輸出事例）

近年、来日外国人犯罪グループ等により、組織的に窃盜が実行され、盗品が外国へ不正に輸出される事案が発生しており、こうした事案が不法滞在外国人等の収入源となっている実態もみられる。

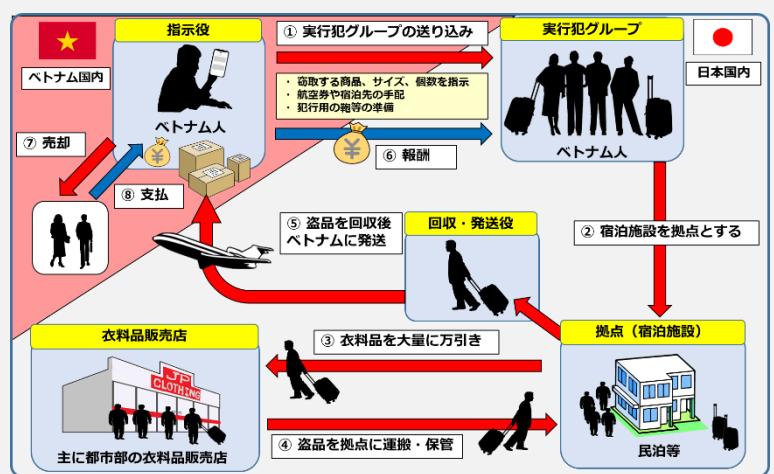
【パキスタン人による自動車の不正輸出事例】

自動車解体ヤードを経営するパキスタン人が、日本人自動車窃盗グループから盗難車両を買い取って保管し、その後、同車両を貨物コンテナへ積み込み、輸出申告の内容を偽って外国に不正輸出した。



【ベトナム人グループによる衣料品販売店対象の大量万引き事例】

ベトナムに所在する指示役の計画の下、実行役のベトナム人グループが来日し、衣料品販売店において短期間で大量の衣料品を窃取し、回収・発送役が盗品を回収してベトナムに発送した上、同国内において売却されていたとみられる。



2 前提犯罪

(1) 主たる前提犯罪

マネー・ローンダリングは、一定の前提犯罪から得られた収益の隠匿及び收受並びにこれを用いた法人等の事業経営の支配を目的として行う一定の行為であり、我が国では組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に犯罪として規定されている。ここでいう「前提犯罪」とは、財産上の不正な利益を得る目的で犯した犯罪であって、死刑又は無期若しくは長期4年以上の拘禁刑が定められている罪、組織的犯罪処罰法の別表第1又は別表第2に掲げる罪及び麻薬特例法に掲げる薬物犯罪をいう。このような前提犯罪によって生み出される犯罪収益は、我が国におけるマネー・ローンダリング等の脅威の主な発生源である。

令和4年から令和6年までの間におけるマネー・ローンダリング事犯の前提犯罪別の検挙事件数^{*1}は、次のとおりである。

図表 39 【組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙事件数（前提犯罪別）】

前提犯罪 年	詐欺	窃盗	電子計算機使用詐欺	薬物事犯 <small>(注1)</small>	出資法・ 資金業法 <small>(注2)</small> 違反	常習賭博及び賭博場開張等 図利	商標法 <small>(注3)</small> 違反	風営適正化法違反	文書偽造事犯 <small>(注4)</small>	恐喝	入管法違反	売春防止法 <small>(注5)</small> 違反	業務上横領	金融商品取引法違反	その他	合計
令和4年(件)	254	257	105	21	13	11	10	4	12	8	7	4	6	1	40	753
令和5年(件)	334	319	160	22	16	17	9	9	9	5	6	5	6	6	32	955
令和6年(件)	462	386	288	24	24	16	13	14	3	9	7	11	8	4	46	1,315
合計(件)	1,050	962	553	67	53	44	32	27	24	22	20	20	20	11	118	3,023

注1：薬物事犯とは、覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬並びに向精神薬事犯及びあへん事犯をいう。

2：資金業法（昭和58年法律第32号）

3：商標法（昭和34年法律第127号）

4：文書偽造事犯とは、刑法第154条から第161条の1までの罪をいう。

5：売春防止法（昭和31年法律第118号）

特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺については、近年その発生が増加し、匿名・流動型犯罪グループの資金獲得活動として実行されるものも多くみられるため、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺を前提犯罪とするマネー・ローンダリング事犯の検挙事件数も増加していると考えられる。実際、図表39に掲げた令和

*1 令和4年から令和6年までの間における組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙事件数は2,918件であるが、前提犯罪別の検挙事件数の合計は3,023件である。これは、複数の前提犯罪にまたがるマネー・ローンダリング事犯が存在するためである。

4年から令和6年までの検挙事件数の合計を前提犯罪別に見ると、詐欺及び電子計算機使用詐欺で全体の約5割を占める状況となっている。

主たる前提犯罪について、生み出される犯罪収益の規模、マネー・ローンダリング事犯との関連性、悪用される取引の種類、組織的な犯罪を助長する危険性等の観点から、総合的に分析を行う。

ア 詐欺

(7) 犯行形態及び犯罪収益

特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺をはじめとする詐欺は、国内外の犯行グループ等によって反復継続して実行されており、架空・他人名義や法人名義の預貯金口座等の多様な犯行ツールを用いて多額の犯罪収益を生み出している。

令和6年中の財産犯においては、詐欺の被害額^{*1}が最も多く、約3,075億円に上っており、前年と比較して89.1%の増加が認められる。また、1件当たりの被害額が高額化している傾向がみられる。

(イ) マネー・ローンダリング事例

詐欺を前提犯罪としたマネー・ローンダリング事犯においては、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺の被害者から架空・他人名義口座に金銭を送金させる事例や、詐取金を暗号資産交換業者の暗号資産ウォレットに入金した後、共犯者が暗号資産を購入して移転する事例がある。

【事例1】

被疑者は、SNS型ロマンス詐欺により被害者をだまして自身の銀行口座に振り込まれた資金を、自身の暗号資産交換業者の顧客用口座に送金し、暗号資産を購入した。その後、この暗号資産を犯罪グループが管理する暗号資産ウォレットに移転した。

【事例2】

出し子役の被疑者は、特殊詐欺により被害者をだまして自身の銀行口座に振り込まれた資金を、ATMで払い出し、複数のコンビニエンスストアで電子ギフト券を購入した。その後、同ギフト券のコード番号を写真撮影して犯罪グループが管理するメールアドレスに送信した。

イ 電子計算機使用詐欺

(7) 犯行形態及び犯罪収益

電子計算機使用詐欺の犯行形態としては、まず、被疑者がインターネットバンキングを利用するためのID・パスワード等を用いて金融機関が管理する業務システムに不正アクセスし、被害者名義口座から被疑者が管理する口座へ資金を振り込ませる不正送金事犯の形態がある。また、特殊詐欺によって不正に入手したキャッシュカードを使用し、名義人以外がATMを操作して架

*1 電子計算機使用詐欺の被害額も含む。

空・他人名義口座に振り込みを行う形態や、被害者にATMを操作させ、被疑者が管理する口座に振り込ませる特殊詐欺の形態（還付金詐欺を含む。）がある。

令和6年中におけるインターネットバンキングに係る不正送金事犯による被害額は前年から減少したものの、86.9億円と依然として高水準で推移している。

(イ) マネー・ローンダリング事例

電子計算機使用詐欺によるマネー・ローンダリング事犯として、本人以外の者がインターネットバンキングや決済アプリを不正に操作して送金する事例や、被害者に振込送金であることを認識させないまま、ATMを操作させて送金させる事例がある。

【事例1】

被疑者らは、警察官や検察官を装って、被害者の口座が犯罪に悪用されていると説明し、被害者からインターネットバンキングを利用するためには必要なログインID、パスワード等を聞き出した上で、被害者の口座に不正アクセスし、被害者の口座から犯罪グループが管理する法人名義口座に送金した。

【事例2】

被疑者らは、市役所の職員になりすまし、被害者に医療費の還付があると信じ込ませ、還付の手続のためにATMに誘導した。その後、被害者に振込送金の操作を行っていると気付かせないままATMを操作させ、犯罪グループが管理する架空・他人名義口座に金銭を振り込ませた。

ウ 窃盗

(ア) 犯行形態及び犯罪収益

窃盗には、侵入窃盗、自動車盗、万引き等、様々な手口がある。このほか、特殊詐欺の手口の一つであるキャッシュカードをすり替えるなどして盗み取るキャッシュカード詐欺盗、窃取したキャッシュカードを使用してATMから現金を引き出す払出盗等があり、これらは匿名・流動型犯罪グループや暴力団、来日外国人犯罪グループ等の犯罪組織によって反復継続して実行されている。

また、近年では、太陽光発電施設からの金属ケーブルの窃盗をはじめとする金属盗の増加が顕著であり、被害品が金属くず買受業者等に売却されるといった事案も確認されている。

令和6年中における窃盗の被害額は約789億円（現金被害額約186億円）に上り、多額の犯罪収益を生み出している。

(イ) マネー・ローンダリング事例

窃盗を前提犯罪とするマネー・ローンダリング事犯においては、窃盗により得た物品を売却して現金化する、窃盗により得た現金を預貯金口座に振り込

ませるといった事例がある。

【事例1】

被疑者は、特殊詐欺（キャッシュカード詐欺盗）によって窃取したキャッシュカードを使用してATMを操作し、犯罪グループが管理する架空・他人名義口座に送金した。

【事例2】

被疑者は、太陽光発電所から盗んだ金属ケーブルを金属買取業者に売却するに当たって、領収書に偽名を記載するなどして他人になりすまして売却し、現金化した。

エ 出資法・貸金業法違反

(ア) 犯行形態及び犯罪収益

出資法・貸金業法違反には、無登録で貸金業を営み、高金利で貸し付けるといったいわゆるヤミ金融事犯^{*1}がみられる。ヤミ金融事犯においては、多重債務者の名簿に記載された個人情報を基にダイレクトメールを送付したり、インターネット広告や電話を用いて不特定多数の者を勧誘したりするなど、非対面の方法による勧誘が行われることがあるほか、非対面の方法で金銭を貸し付けて、架空・他人名義口座への振り込みにより返済させるといった手口も確認されている。

令和6年中のヤミ金融事犯の被害金額は約45億円であり、多額の犯罪収益を生み出している。

(イ) マネー・ローンダリング事例

ヤミ金融事犯を前提犯罪とするマネー・ローンダリング事犯には、

- ・ 返済金として架空・他人名義口座に振り込ませるもの
- ・ クレジットカード決済を利用して返済させるもの
- ・ 金銭の貸付けや返済を、正当な商品売買等を装って行うもの

等がある。また、それらの隠匿先となる口座として、ヤミ金融の債務者が借入金を返済する代わりに譲渡した債務者の名義の口座が悪用されている事例もある。

【事例1】

被疑者は、フリーマーケットサイトの運営を装って貸金業を営み、顧客に金券の出品者を装わせ、購入代金名目で送金して金銭を貸し付けた。その後、貸付金額に違法な利息相当額を加算した額の金券を配達させ、受領した。

オ 常習賭博・賭博場開張等図利

(ア) 犯行形態及び犯罪収益

常習賭博・賭博場開張等図利等の賭博事犯には、花札賭博、野球賭博、ゲー

*1 無登録・高金利事犯（貸金業法違反（無登録営業）及び出資法違反（高金利等）に係る事犯）及びヤミ金融関連事犯（貸金業に関連した犯罪収益移転防止法違反、詐欺、携帯電話不正利用防止法違反等に係る事犯）をいう。

ム機賭博のほか、オンラインカジノを通じた賭博といった多様な形態が存在する。賭博事犯には、暴力団が直接的又は間接的に深く関与しており、暴力団にとって有力な資金源となっている実態が認められる。

オンラインカジノについては、外国において適法に運営されている場合であっても日本国内からアクセスして賭博を行うことは犯罪となり、国内でも次のような検挙事例がある。

- ・ 国内において、外国の会社が運営するサイトにアクセスし、賭博を行った賭客を単純賭博罪で検挙
- ・ 国内の賭客を相手方として、国内に設置された端末から外国に設置されたサーバー上のサイトにアクセスさせ金銭を賭けさせていた者を常習賭博罪で検挙
- ・ オンラインカジノに対応した決済システムを開発し、賭け金の決済代行・収納代行を行っていた者らを常習賭博帮助罪等で検挙

なお、過去3年間における組織的犯罪処罰法に定める起訴前の没収保全命令の発出件数は、賭博事犯に係るものが上位となっており、令和6年中には、常習賭博事件に関し、売上金等である現金約141万円について没収判決がなされた事例がある。

(イ) マネー・ローンダリング事例

常習賭博・賭博場開張等図利を前提犯罪としたマネー・ローンダリング事犯においては、オンラインカジノで賭博を行うためのポイント購入代金の送金を代行し、複数の口座間で資金を移転することにより、資金の出所や取引目的を隠蔽する事例がある。

【事例1】

オンラインカジノの決済代行・収納代行を行っていた被疑者は、オンラインカジノの賭客が賭博を行うためのポイント購入代金を被疑者が管理する複数の法人名義口座に振り込ませた。その後、被疑者は、犯罪収益を更に別の法人名義口座へ送金した。

カ 入管法違反

(ア) 犯行形態及び犯罪収益

入管法違反には、外国人が正規の出入国者、滞在者、就労資格保持者等を装う目的で在留カードを偽造するもの、偽造された在留カードを所持、行使、提供又は收受するもの、就労資格を有しない外国人を不法に就労させ、又は不法就労をあっせんするもの（以下「不法就労助長」という。）等がみられる。不法就労助長としては、被疑者が外国人から旅券等を取り上げるなどして監視下に置き、就労させるといった人身取引事犯が確認されている。また、偽造在留カード事犯としては、中国に所在する指示役の指示に基づき、リクルートされた中国人等の在留者が日本国内に置かれた拠点において、様々な国籍の偽造在留カードを製造するといった事案が確認されている。

(イ) マネー・ローンダリング事例

入管法違反を前提犯罪とするマネー・ローンダリング事犯には、取引の名目を偽って犯罪収益を受領する事例や、正当な事業収益を装って犯罪収益を受領する事例がある。

【事例1】

被疑者は、不法残留する外国人を労働者として紹介した報酬を、架空の賃貸住宅契約に基づく家賃と装って受領した。

【事例2】

被疑者は、外国人を正規の在留資格により認められている活動以外の活動である建設作業員としての業務を行わせるため、複数の企業にあっせんして就労させた。外国人の不法就労活動によって得られた犯罪収益であるあっせん先企業の売上げの一部を、同企業から管理費等の名目で自己名義の口座に振り込ませた。

キ 風営適正化法違反・売春防止法違反

(ア) 犯行形態及び犯罪収益

風営適正化法違反・売春防止法違反等の風俗関係事犯においては、暴力団が違法な風俗店又は性風俗店（以下「風俗店等」という。）の経営者と結託するなどして、暴力団が直接的又は間接的に風俗店等による違反行為に関与している事例があり、暴力団の資金源となっている実態が認められる。

また、匿名・流動型犯罪グループについても、違法な風俗店、性風俗店の経営やスカウト行為等に直接的又は間接的に関与するなど、繁華街・歓楽街における活動を有力な資金源としているとみられる。

過去3年間における組織的犯罪処罰法に係る起訴前の没収保全命令の発出件数は、風営適正化法違反・売春防止法違反に係るもののが最も多くなっており、令和6年中には、風営適正化法違反事件に関し、売上金である預金債権合計約3,187万円について没収判決がなされた事例がある。

(イ) マネー・ローンダリング事例

風営適正化法違反・売春防止法違反を前提犯罪としたマネー・ローンダリング事犯には、無許可営業により得た売上金を知人名義の口座に振り込ませて受領する事例がある。

【事例1】

被疑者は、無許可の社交飲食店の飲食代金を、自己が経営する他の飲食店に設置されたクレジットカード決済端末を使用し精算した。当該社交飲食店の売上金は、クレジットカード決済代行会社から知人名義の口座に振り込ませて受領した。

ク 人身取引事犯

(ア) 犯行形態及び犯罪収益

人身取引事犯とは、罪名を問わず、性的搾取、強制労働、臓器摘出等の搾取を目的として、暴力、脅迫、誘拐、金銭の授受等の手段を用いて、人を獲得し、引き渡し、又は収受するなどの行為に係る事犯をいう。

令和6年中の人身取引事犯の検挙件数は96件であった。また、警察で保護した人身取引事犯の被害者は63人で、その国籍については、日本が約9割を占めており、日本人被害者の年齢は、18歳未満が約7割を占めていた。被害事例としては、ホストクラブの従業員等が、売掛金を回収する目的で、客の女性に対し売春させるための客待ちを強要した事案等が確認されている。

また、令和6年中には、人身取引事犯に該当する売春防止法違反事件において、被疑者が売春により得た犯罪収益である現金約154万円について、没収判決がなされた事例がある。

(イ) マネー・ローンダリング事例

人身取引事犯を前提犯罪として検挙されたマネー・ローンダリング事犯には、売春により得た犯罪収益を被疑者が管理する口座に振り込ませる事例がある。

【事例1】

被疑者は、性風俗店への就職あっせんを行うスカウトグループ構成員として、全国各地から女性を性風俗店へ紹介し、紹介した女性の性風俗店における稼働により得た性風俗店の売上金の一部を、スカウトバック名目で郵送により現金で受け取った。

【事例2】

被疑者は、ホストクラブの女性客から飲食代金の売掛金を回収するため、女性客を個室付浴場で働かせて売春させた。その後、女性客が売春によって得た犯罪収益と知りながら、被疑者が管理する口座に振り込ませた。

ケ 利殖勧誘事犯（金融商品取引法違反等）

(ア) 犯行形態及び犯罪収益

金融商品取引法違反等の利殖勧誘事犯においては、外国の投資事業者や暗号資産取引への出資をうたった事案や、ウェブサイトにおいて、金融商品取引の勧誘から契約の締結までが非対面で行われる事案が発生するなど、時代の変化に伴い犯行に用いる商材や手口に変容がみられる。

令和6年中の利殖勧誘事犯の被害額は、約1,776億円で、多額の犯罪収益を生み出している。

(イ) マネー・ローンダリング事例

利殖勧誘事犯を前提犯罪としたマネー・ローンダリング事犯には、目的を偽装して株式譲渡代金や出資金を被疑者が管理する口座に振り込ませる事例がある。

【事例 1】

被疑者は、第一種金融商品取引業の登録を受けていないにもかかわらず、顧客から依頼を受けて株式を売買した。当該株式の譲渡代金の受領に当たり、被疑者が管理する一般社団法人名義の口座に振り込ませ、顧客に対して寄附金受領書等を送付することで、寄附金であるかのように装った。

【事例 2】

被疑者は、第二種金融商品取引業の登録を受けていないにもかかわらず、PCR検査キットの販売事業への出資名目で顧客から資金を集めた。出資金については、金銭消費貸借契約を交わし、貸付金であるかのように装って、自身の口座に振り込ませた。

コ 薬物事犯**(ア) 犯行形態及び犯罪収益**

我が国の薬物事犯については、次の特徴が挙げられる。

- 押収量及び密輸入押収量（図表 40 参照）をみると、薬物の密輸・密売が依然として多額の犯罪収益を生み出している。
- 令和 6 年中の覚醒剤の密輸入事犯の検挙件数は 101 件であり、前年から減少している。
- 薬物事犯別営利犯検挙状況（図表 41 参照）をみると、営利目的の覚醒剤事犯における検挙人員のうち、暴力団構成員等の割合は約 4 割、外国人の割合は約 2 割であり、暴力団や外国人犯罪組織等の関与がうかがわれる。
- 薬物の密輸・密売により得られた犯罪収益が、法制度や金融取引の仕組みが異なる国間で移転されているおそれがある。
- 令和 6 年中における麻薬特例法に基づく起訴前の没収保全命令の発出件数は 27 件であり、対象となった財産には、総額約 2,391 万円の金銭債権等のほか、外国通貨が含まれている。過去には、自動車、土地、建物等が対象となっており、犯罪収益が現金から他の資産形態へ変換される実態がみられた。

図表 40 【薬物種類別押収量及び密輸入押収量の推移】

	押収量			密輸入押収量		
	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
覚醒剤 (kg)	289.0	1,342.9	1,409.0	282.1	1,215.5	1,379.8
乾燥大麻 (kg)	289.6	784.5	318.0	13.9	370.4	77.2
大麻濃縮物 (kg)	74.0	35.7	67.6	70.2	30.9	61.5

注：覚醒剤の押収量 (kg) は、錠剤型覚醒剤を含まない。

図表 41【薬物事犯別営利犯検挙状況】

		令和4年	令和5年	令和6年
覚醒剤事犯	検挙人員(人)	450	603	516
	暴力団構成員等(人)	191	220	221
	構成比率(%)	42.4	36.5	42.8
	外国人(人)	97	170	108
	構成比率(%)	21.6	28.2	20.9
大麻事犯	検挙人員(人)	436	550	467
	暴力団構成員等(人)	105	112	84
	構成比率(%)	24.1	20.4	18.0
	外国人(人)	40	71	66
	構成比率(%)	9.2	12.9	14.1

(1) マネー・ローンダリング事例

薬物事犯を前提犯罪としたマネー・ローンダリング事犯には、犯罪収益である薬物の代金を、架空・他人名義口座に振り込ませて隠匿・收受する事例のほか、フリーマーケットアプリの決済システムや資金移動サービスを利用して、外国へ送金する事例がある。

【事例 1】

被疑者は、向精神薬を販売するに当たり、フリーマーケットアプリの正当な取引を裝って別の商品を偽装して出品し、同アプリの決済システムを利用して販売代金を受領した。

(2) 国際的に懸念される前提犯罪

FATFは、各国に対してマネー・ローンダリングの前提犯罪として広範な犯罪を網羅的に取り締まることができるよう法整備を進めることを求めている。我が国においてはマネー・ローンダリングとの明確な関連性は限定的であるが、他国においては主要なマネー・ローンダリングの前提犯罪とされているなど、国際的に懸念が示されている犯罪も存在することから、その我が国における状況等を分析する^{*1}。

ア 贈収賄

(ア) 犯行形態及び犯罪収益

国又は地方公共団体の幹部職員等による贈収賄等の政治・行政をめぐる不正は、我が国の社会・経済に対する信頼を根底から覆すものである。令和6年中の贈収賄による検挙件数は28件となっている。また、令和6年中には、加重収賄事件において、110万円の追徴判決がなされた事例がある。

*1 FATFが令和4年(2022年)4月に公表した「[有効性及びFATF基準の遵守状況に関する報告](#)」(Report on the State of Effectiveness and Compliance with the FATF Standards)において、各国の相互審査報告書で確認された主要なマネー・ローンダリングの前提犯罪として、多い順に麻薬密売、汚職、詐欺及び租税犯罪が挙げられている。

なお、FATFが汚職の脅威評価に当たってガイダンスで推奨する国際指標の一つである腐敗認識指数（CPI）^{*1}を見ると、令和6年（2024年）の指数は、日本のCPIスコアは180か国中20位であり、相対的に汚職リスクが低い国として国際的に評価されている。

(イ) マネー・ローンダリング事例

贈収賄を前提犯罪としたマネー・ローンダリング事犯には、賄賂金を本人以外の名義の口座に振り込ませたり、名目を偽って受領したりする事例がある。

【事例1】

被疑者は、賄賂を受け取るに当たり、事情を知らない知人宛に現金書留で送付させて受領した。

【事例2】

被疑者は、賄賂金の一部を給料名目で受領した。

イ 脱税

(ア) 犯行形態及び犯罪収益

脱税は、納税義務者が、偽りその他不正の行為により税を免れ、又は還付を受けること等を構成要件とする犯罪である。

脱税事件には、消費税法（昭和63年法律第108号）違反、所得税法（昭和40年法律第33号）違反、法人税法（昭和40年法律第34号）違反等があり、対象となる租税の種類に応じて適用される法律が異なる。

近年、経済社会のグローバル化の進展に伴い、国境を越える取引が恒常的に行われるようになり、資産の保有・運用の形態も複雑化・多様化している。そのような中、外国法人を利用して脱税を行った事案や、外国に資金を隠匿して脱税していた国際的な脱税事案も認められている。

令和6年度に国税当局が検察庁に告発した件数は98件であり、告発した検察事案に係る脱税総額は約82億円である。

なお、我が国においては、刑事告発の対象となるか否かを問わず、税務当局が調査を行い過少申告・無申告等の事実が認められた場合には、本来納めるべき税額に加え、行政上の制裁としての加算税の賦課徴収を行うとともに、自ら納付を行わない者に対しては財産差押え等の滞納処分を実施することで、租税債権の的確な回収を担保している。

(イ) マネー・ローンダリング事例

脱税を前提犯罪とするマネー・ローンダリング事犯としては、以下のような事例がある。

*1 国際非政府組織 Transparency International が1年ごとに公表する指数

【事例1】

被疑者は、不正な輸出取引で得た犯罪収益を隠匿するために、取引企業との間で金銭消費貸借契約を締結した上で、同社名義の口座に短期貸付金として送金した。

ウ 環境事犯**(ア) 犯行形態及び犯罪収益**

環境事犯には、廃棄物事犯、動物・鳥獣関係事犯等が含まれる。令和6年中の環境事犯の検挙事件数は、廃棄物事犯が4,719件（前年比-335件）、それ以外の環境事犯^{*1}が724件（前年比-54件）である。

このほか、前提犯罪には該当しないものの、近年、沿岸域においてアワビやナマコ等、いわゆる磯根資源を対象とした、組織的かつ広域的な密漁（漁業関係法令^{*2}違反）が増加している。令和5年における全国の海上保安部、都道府県警察及び都道府県による密漁の検挙件数は、1,716件（前年比+155件）である。

(イ) マネー・ローンダリング事例

環境事犯を前提犯罪として検挙されたマネー・ローンダリング事犯には、以下のような事例がある。

【事例1】

被疑者は、無許可で産業廃棄物処理業を営み、施設工事等により発生した産業廃棄物の運搬・処分を受託して得た犯罪収益を、委託者から知人名義の口座に振り込ませた。

*1 それ以外の環境事犯には、森林法（昭和26年法律第249号）違反、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）違反、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）違反等のほか、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）違反、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）違反等の動物・鳥獣関係事犯を計上している。

*2 漁業法（昭和24年法律第267号）、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）、外国人漁業の規制に関する法律（昭和42年法律第60号）等をいう。

3 マネー・ローンダリングに悪用された主な取引等

(1) マネー・ローンダリングに悪用された主な取引等の分析

FATFが公表している「国が実施するリスク評価に関するガイダンス」においては、リスクの評価を行う上で、マネー・ローンダリングの3段階^{*1}を考慮することが有益であるとされている。このガイダンスの趣旨を踏まえ、我が国においては、マネー・ローンダリング事犯として検挙された事件を対象として、実際に悪用された取引等の分析を行った。

具体的には、捜査の過程で判明した範囲内において、犯罪収益の隠匿・收受手段として悪用された取引や商品・サービスのほか、前提犯罪で得た犯罪収益の形態を変化させるために利用された主な商品・サービスについて集計している。

このうち令和4年から令和6年までの3年間の分析結果^{*2}は、図表42のとおりである。

図表42【マネー・ローンダリングに悪用された主な取引等】

悪用された取引 年	内国為替取引 (注1)	現金取引 (盗品の売却等) (注2)	クレジットカード	前払式支払手段 (注3)	預金取引	暗号資産	法人格	資金移動サービス	外国との取引 (外国為替等)	金融商品	宝石・貴金属	電子決済手段 (注4)	不動産	金銭貸付	外貨両替	法律・会計専門家	手形・小切手	郵便物受取サービス	合計
令和4年(件)	266	80	55	39	24	16	6	10	7	0	1	-	0	0	0	1	0	0	505
令和5年(件)	311	89	51	40	36	29	15	21	11	3	3	-	4	2	2	0	1	1	619
令和6年(件)	551	101	73	36	29	43	35	10	5	4	2	6	1	2	1	1	0	0	900
合計(件)	1,128	270	179	115	89	88	56	41	23	7	6	6	5	4	3	2	1	1	2,024

注1：銀行等の預金取扱金融機関は、為替取引（顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること等）を業務の一つとしている。ここでは預金取扱金融機関を利用した国内送金（預貯金の預入れ・払戻しや手形・小切手の利用は除く。）を内国為替取引として計上。

2：本調査書から、現金取引と預金取引の両方が悪用されていた事案については、現金取引の件数には計上せず、預金取引の件数としてのみ計上。

3：令和5年調査書から、電子マネーの名称を前払式支払手段に変更。

4：本調査書から、電子決済手段を計上。

令和4年から令和6年までの3年間に検挙されたマネー・ローンダリング事犯の事例及び疑わしい取引として届出が行われた情報を分析した結果は次のとおりである。

*1 ①プレイスメント(Placement):犯罪収益を金融システムに組み込む段階。②レイヤーリング(Layering):犯罪収益の出所を不透明にするため資金源から分離する段階。③インテグレーション(Integration):犯罪収益を合法的な経済活動に投入する段階。

*2 集計した商品・サービスは、特定事業者が取り扱う商品・サービスと関連するものに限る(現金取引を除く。)。

- 内国為替取引が1,128件、預金取引が89件で、預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービスがマネー・ローンダリングに悪用された取引等の約6割を占めている。
- 迅速かつ確実な資金移動が可能な内国為替取引を通じて、架空・他人名義口座に犯罪収益を振り込ませる事例が大幅に増加している中、実体のない又は実態が不透明な法人名義の口座を悪用する事例も増加傾向にある。
- 内国為替取引により口座に入金された犯罪収益が現金化されるほか、暗号資産に交換されるなどして、その後の追跡が困難になることが多い。
- 現金取引の悪用事例については、盗品等の犯罪収益を買取業者に売却して現金化する手段が多くを占めている。
- クレジットカードがマネー・ローンダリングに悪用された件数は、全体で3番目に多く、高い水準で推移している。クレジットカードがマネー・ローンダリングに悪用される手口の多くがなりすまし等によるクレジットカードの不正利用に起因したものである。
- 前払式支払手段、暗号資産及び資金移動サービスの悪用も依然として確認されていることに加え、令和6年からは電子決済手段の悪用が確認されるなど、決済手段の多様化を受けて新たな商品・サービスが悪用される実態が認められる。

このほか、マネー・ローンダリングの手口では、特定事業者の商品・サービスを利用せずに行われる手段も多く認められる。特定事業者の商品・サービスを介さない事例は次のとおりである。

- 特殊詐欺や窃盗の犯罪収益をコインロッカー等に物理的に隠匿する。
- 特殊詐欺等の犯罪収益である現金を受領した上で、更に他の者に引き渡す。
- 犯罪収益を他人になりすまして郵送するほか、郵送された犯罪収益を空き部屋や宅配ボックスを利用した上、他人になりすまして受け取る。

(2) 預貯金口座の悪用を助長する犯罪への対策

マネー・ローンダリング事犯では、架空・他人名義口座（アカウントを含む。）が主要な犯罪インフラとなっている。

警察では、預貯金口座の悪用を助長するものとして、

- 預貯金通帳・キャッシュカード等の不正譲渡等に関する犯罪収益移転防止法違反
 - 他人に譲渡する目的を秘した上で、郵便物受取サービス業者の所在地を口座開設時の住居と偽り、金融機関から預貯金通帳等をだまし取る「口座詐欺」
 - だまし取られた預貯金通帳等と知りつつ譲り受ける「盗品等譲受け」
- を積極的に取り締まっている（図表43及び44参照）。

犯罪収益移転防止法違反事件の検挙件数を被疑者の国籍等別でみると、日本が最も多く、続いてベトナム、中国の順となっている。外国人名義の口座の悪用では、帰国する在留外国人から不正に譲渡された預貯金口座に金銭を振り込ませた上、当該外国人になりすまして当該口座から現金を出金したり、他口座への振り込み

を行ったりする手口が認められる。

また、預貯金口座を悪用したマネー・ローンダリングの手口として、近年では、物理的に預貯金通帳等を譲渡等する方法以外に、他人に自己名義の預貯金口座の番号や支店名を伝え、当該口座に金銭を振り込ませた上で、当該金銭を当該口座から指定された別の口座に振り込むなどする手口も確認されている。

このような状況や様々な事例等を踏まえれば、譲渡等された口座数は検挙件数を大きく上回ることがうかがわれ、口座譲渡等によりマネー・ローンダリング等の実行が助長されていることに注意を払う必要がある。

図表 43【犯罪収益移転防止法違反の検挙件数】

年区分	令和4年	令和5年	令和6年
預貯金通帳等の譲渡等(件)	2,951	3,230	4,321
預貯金通帳等の譲渡等(業)(件)	18	43	29
預貯金通帳等の譲渡等の勧誘・誘引(件)	10	12	12
為替取引カード等の譲渡等(件)	41	50	60
暗号資産交換用情報の提供等(件)	46	89	90
その他の(件)	0	0	1
合計(件)	3,066	3,424	4,513

図表 44【口座詐欺等の検挙件数】

年区分	令和4年	令和5年	令和6年
口座詐欺(件)	733	726	907
盗品等譲受け(件)	0	3	0
合計(件)	733	729	907

注：都道府県警察から警察庁に対し、特殊詐欺を助長する犯罪として報告があったものを計上。

警察では、特殊詐欺の犯行に利用された口座の利用を速やかに停止し、被害財産を保全するとともに、同一の口座が再度犯罪に利用されることを防止するため、特殊詐欺等の被害を認知した場合、当該被害に係る口座を管理する金融機関に対して、口座凍結依頼を実施している。警察から情報提供を受けた金融機関は、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成19年法律第133号）に基づき、口座凍結の措置を講じることとなっている。

この措置に対し、法人の代表者らが虚偽の内容の支払督促や公正証書を基に裁判所に債権差押えの申立てを行い、強制執行により凍結口座から資金を引き出した事案が確認されている。当該凍結口座は、投資詐欺でだまし取られた資金が振り込まれた外国人名義口座や法人名義口座であった。当該事案に関しては、債権差押えの申立を行った法人の代表者らが詐欺及び公正証書原本不実記載・同行使の罪で起訴されている。

【トピック】APG Yearly Typologies Report 2024について

APG^{*1}は、毎年、マネー・ローンダーリングの手口、傾向等について参加国等から集約し、その結果を「Yearly Typologies Report」(以下「レポート」という。)として公表している。レポートでは例年、トピックが取り上げられており、令和5年(2023年)は「暗号資産」、令和6年(2024年)は「法人の悪用」が取り上げられた。

令和6年(2024年)11月に公表されたレポートにおいては、アジア・太平洋地域におけるマネー・ローンダーリングの情勢等について次のように記載されている。

【特集: 法人の悪用】

1 法人の悪用の目的

法人が悪用される目的は様々であり、次のようなものが挙げられる。

- ・ 犯罪に関与する者らが、犯罪行為から距離を置いて見せ掛けること
- ・ 資産(重要な公的地位を有する者(PEPs: Politically Exposed Persons)が所有するものを含む。)の真の所有者を隠すこと
- ・ 多額の資金の移転について、正当な商取引上の理由を付けること
- ・ 犯罪収益を正当な資金と混ぜ合わせること
- ・ 犯罪収益を消費又は投資すること
- ・ 汚職、詐欺及び脱税を可能にすること
- ・ 賄賂や横領した公金を移転すること
- ・ 犯罪収益を使用して獲得した資産を保護すること

2 法人の悪用に関する近時の傾向

多くのAPG参加国・地域から、共通して、電子メールや電話での詐欺、投資詐欺、ビジネスメールの不正アクセスを使用した詐欺(BEC: Business E-mail Compromise)等の詐欺や脱税といった犯罪の実行に法人が悪用されていることが報告されている。

また、法人の悪用がみられたその他の前提犯罪としては、窃盗、横領、贈収賄・汚職、証券・市場操作、密輸、薬物取引、わいせつ物の頒布等が報告されている。また、マネー・ローンダーリング、特に貿易を利用したマネー・ローンダーリング(TBML: Trade-Based Money-Laundering)に法人が悪用されていることが報告されている。

法人の悪用の手法としては、シェルカンパニーの利用、ノミニーと呼ばれる名義上ののみの取締役等の利用、事業用口座を用いた資金の移動・混合や貸付取引の設定が挙げられる。

3 実質的支配者(Beneficial Ownership)について

実質的支配者を隠す目的は単純であり、資産や収益の真の所有者が、その資産や収益源に結び付かないようにすることである。実質的支配者を隠すことは、課税所得の不申告や、没収・追徴等の手続の阻害につながる。これは、全ての前提犯罪やマネー・ローンダーリングに共通して当てはまる。

また、会社や信託を利用した複雑な法的構造は、多くの場合複数の法域にまたがっており、これは、租税犯罪やそれに関連するマネー・ローンダーリングのスキームではよくみられる特徴である。例えば、違法漁業に使用される船舶や会社の実質的な支配者を不透明にするために、こうした法的構造が利用される。

*1 Asia/Pacific Group on Money Laundering。アジア・太平洋地域のFATF非参加国・地域におけるマネー・ローンダーリング等対策を強化・促進するために設置された機関であり、マネー・ローンダーリング等対策に取り組む国・地域に対する支援等を行っている。令和7年6月末現在、我が国を含む42の国・地域が参加している。

4 疑わしい取引の届出

(1) 概要及び届出状況

犯罪収益移転防止法は、特定事業者（弁護士等^{*1}及び司法書士等^{*2}を除く^{*3}。）に対し、特定業務^{*4}に係る取引等において收受した財産が犯罪収益である疑いがある場合又は特定業務に係る取引等に関しマネー・ローンダリングを行っている疑いがあると認められる場合には、所管行政庁への疑わしい取引の届出を行うことを義務付けている。また、疑いがあるかどうかの判断については、取引時確認の結果、取引等の態様その他の事情及び調査書の内容を勘案し、かつ、主務省令で定める方法により行わなければならないとしている。

さらに、所管行政庁は、当該特定事業者の業務の特徴を踏まえ、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべきものの類型を例示した「疑わしい取引の参考事例」^{*5}を策定し、ウェブサイトで公表している。「疑わしい取引の参考事例」は、犯罪手口の変化や法令の改正等に伴い、適宜更新されている。

疑わしい取引の届出は、我が国全体のマネー・ローンダリング等対策への意識の向上や、特定事業者におけるモニタリング体制の高度化等を背景として、増加傾向にある中、令和6年の疑わしい取引の通知件数^{*6}は84万9,861件となった。

業態別にみると、銀行等の預金取扱金融機関が61万1,069件で届出全体の71.9%を占め最も多く、次いで貸金業者（8万8,282件、10.39%）、クレジットカード事業者（5万7,978件、6.82%）の順となっている（図表45参照）。一方、宅地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱業者、郵便物受取サービス業者といった非金融分野の特定事業者については、届出件数は増加しているものの、全体に占める割合は依然として低い。

疑わしい取引の届出の質については、疑いを抱いた理由を具体的に記載し、取引明細等の資料が添付された届出は、分析・検査の参考として有用であり、質の高い

*1 犯罪収益移転防止法第2条第2項第45号に掲げる者（弁護士又は弁護士法人。本調査書においては「弁護士等」とする。）

*2 犯罪収益移転防止法第2条第2項第46号に掲げる者（司法書士又は司法書士法人。本調査書においては「司法書士等」とする。）

*3 令和4年12月に公布された国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和4年法律第97号）による改正後の犯罪収益移転防止法が、令和6年4月1日から施行されたことにより、同法第2条第2項第47号に掲げる者（行政書士又は行政書士法人。本調査書においては「行政書士等」とする。）、同項第48号に掲げる者（公認会計士又は監査法人。本調査書においては「公認会計士等」とする。）及び同項第49号に掲げる者（税理士又は税理士法人。本調査書においては「税理士等」とする。）については、守秘義務に係る事項を除き、疑わしい取引の届出を行わなければならないこととされた。

*4 犯罪収益移転防止法第4条第1項に規定する特定業務をいう。

*5 これらの事例は、特定事業者が日常の取引の過程で疑わしい取引を発見又は抽出する際の参考とするものであり、これらの事例に形式的に合致するものが全て疑わしい取引に該当するものではない一方、これらの事例に該当しない取引であっても、特定事業者が疑わしい取引に該当すると判断したものは、届出の対象となることに注意を要する。また、特定事業者が疑わしい取引の届出を行う際には、当該参考事例のうち主にいずれに該当するか「疑わしい取引の届出における入力要領」のガイドライン番号名称を記入することとなっている。

*6 国家公安委員会・警察庁が所管行政庁から疑わしい取引の届出に係る事項の通知を受けた件数

届出と考えられる^{*1*2}。

図表 45 【業態別の疑わしい取引の年間通知件数】

区分	年	令和4年	令和5年	令和6年	
		件数(件)	件数(件)	件数(件)	全体比(%)
金融機関等		542,003	661,838	791,440	93.13
預金取扱金融機関		435,728	522,649	611,069	71.90
銀行等（注1）		414,651	498,155	580,382	68.29
信用金庫・信用協同組合		18,520	21,636	24,925	2.93
労働金庫		316	397	1,370	0.16
農林等（注2）		2,241	2,461	4,392	0.52
保険会社		3,939	4,575	5,428	0.64
金融商品取引業者		19,032	20,550	23,804	2.80
貸金業者		45,684	63,954	88,282	10.39
資金移動業者		20,271	29,232	39,122	4.60
暗号資産交換業者		16,550	19,344	22,667	2.67
商品先物取引業者		318	846	428	0.05
両替業者		430	655	617	0.07
電子債権記録機関		0	14	3	0.00
その他（注3）		51	19	20	0.00
ファイナンスリース事業者		71	214	141	0.02
クレジットカード事業者		41,106	45,674	57,978	6.82
宅地建物取引業者		11	18	25	0.00
宝石・貴金属等取扱事業者		124	138	223	0.03
郵便物受取サービス業者		1	30	35	0.00
電話受付代行業者		0	0	0	-
電話転送サービス事業者		1	17	5	0.00
その他（注4）		-	-	14	0.00
合計		583,317	707,929	849,861	100.00
					+20.0

注1：銀行等には、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行等の年間通知件数を計上。

2：農林等には、農林中央金庫、農業協同組合、信用農業協同組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会の年間通知件数を計上。

3：その他には、無尽会社、信託会社等の年間通知件数を計上。

4：その他には、行政書士等の年間通知件数を計上。

(2) 活用事例等

国家公安委員会・警察庁では、疑わしい取引に関する情報の集約、整理及び分析

*1 ランサムウェアに関するマネー・ローンダリング等の特徴及び疑わしい取引の届出を行う際の着眼点は、令和6年調査書「【トピック】ランサムウェアに関するマネー・ローンダリング等」に記載している。

*2 サイバー関連詐欺に関する特徴及び疑わしい取引の届出を行う際の着眼点は、令和6年調査書「【トピック】サイバー関連詐欺(CEF)による犯罪収益の流れ」に記載している。

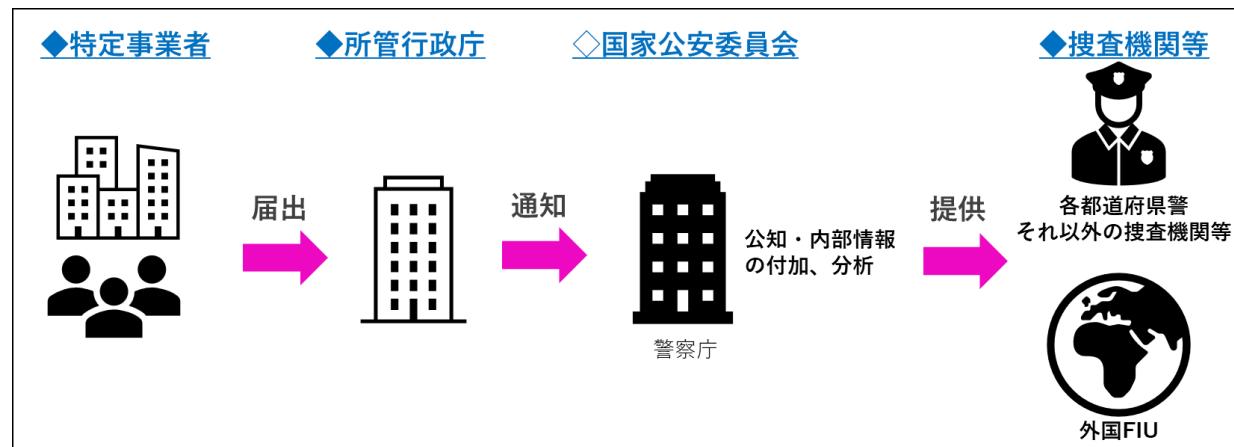
を行い、マネー・ローンダリング事犯若しくはその前提犯罪に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査に資すると判断されるものを都道府県警察以外の捜査機関等^{*1}に対しても提供しており(図表46及び図表47参照)、犯罪組織の実態解明、脱税犯の犯則調査等に幅広く活用されている。

また、令和6年中に都道府県警察等による捜査等において活用された疑わしい取引に関する情報は62万9,135件であった(図表48参照)。

図表46【捜査機関等に対する提供件数】

	令和4年	令和5年	令和6年
疑わしい取引の届出に関する情報の提供件数(件)	581,252	685,330	815,318
分析結果の提供件数(件)	15,990	21,730	26,871

図表47【疑わしい取引に関する情報の流れ】



図表48【捜査等において活用された疑わしい取引に関する情報の件数】

	令和4年	令和5年	令和6年
捜査等に活用した疑わしい取引に関する情報の件数(件)	373,849	496,093	629,135

届け出られた疑わしい取引に関する情報は、マネー・ローンダリング事犯及びその前提犯罪の捜査等に有効活用されている。都道府県警察や他の捜査機関等が実際に疑わしい取引に関する情報を端緒として検挙した事件例、疑わしい取引に関する情報を活用した事件例等については、次のとおりである。

ア 都道府県警察において疑わしい取引の届出を端緒として検挙した事件例^{*2 *3}

(ア) 組織的犯罪処罰法違反(犯罪収益隠匿)事件

*1 犯罪収益移転防止法第13条第1項に規定する検察官等をいう。

*2 届出の内容と検挙罪名との間に直接的な関連がない場合もある。

*3 届出理由における対象口座の種別については、種別ごとに番号を付している。

届け出た業態	預金取扱金融機関
対象口座	日本人名義口座
届出理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 突然、関係性不明の多数の個人から多額の振り込みがあり、その後多数の個人への送金及びATMからの現金出金あり ・ 関係性不明の複数の個人や法人へ頻繁に送金 ・ 短期間かつ頻繁に原資不明の現金入金があり、その後ATMから現金出金、金額も高額で過去の取引内容とかい離
検査結果	口座名義人が特殊詐欺事件の被害金の出金等を行っていることが判明し、同人を検挙

届け出た業態	預金取扱金融機関
対象口座	日本人名義口座
届出理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数法人との取引が多数あることに加え、不特定多数の個人からまとまった金額の振り込みあり ・ ATM出金及び送金の限度額を上限まで引き上げた上で、振り込まれた資金を全額ATMから現金出金又は他行本人名義口座に送金
検査結果	口座が特殊詐欺事件に利用され、口座名義人がその後の資金移転も行っていたことが判明し、同人を検挙

届け出た業態	預金取扱金融機関
対象口座	法人名義口座
届出理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多数回の振り込みを受けた後、60分以内にATMから現金出金 ・ キャッシュカード引き出し限度額引上げの申出を受け、法人の代表者からヒアリングするも限度額引上げの詳細な目的を答えることができず、携帯電話で第三者と連絡を取り合いながら回答するなど不自然な言動 ・ 複数回の多額の振り込みを受ける都度、全額ATMから現金出金する不審な取引あり。法人の代表者からヒアリングするも、取引を疎明する資料として押印等のない契約書を提示するなど不自然な言動
検査結果	口座がSNS型投資詐欺事件に利用されており、偽造の契約書を提出して正当な金銭に見せ掛けて、犯罪収益となる詐取金を收受していたことが判明し、法人の代表者らを検挙

(イ) 詐欺事件

届け出た業態	預金取扱金融機関
対象口座	日本人名義口座
届出理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多額の振込入金後、他口座へ振り込み又は現金出金するなど一般的な取引と比較して不自然 ・ 法人から多額の振り込みがあり、資金を窓口にて現金出金。現金出金の理由を確認するも、顧客は「時限的なこと」と曖昧な理由しか説明せず ・ 事業資金を個人口座でやり取りしている点や取引金額が名義人の年齢に不相応な高額であるなど不審
検査結果	口座名義人がSNS型投資詐欺事件の首謀者の一人であることが判明し、同人らを検挙

届け出た業態	預金取扱金融機関、暗号資産交換業者
対象口座	日本人名義口座

届出理由	《預金取扱金融機関》 <ul style="list-style-type: none"> 半年以上取引のない口座へ突如多額の振り込みがあり、即日遠隔地のATMにおいて全額現金出金 口座の入出金が、申告された口座の開設目的(生活費決済)に見合わず、不自然
	《暗号資産交換業者》 <ul style="list-style-type: none"> 多額の入金後、すぐに暗号資産に交換して複数回の移転を行う。
検査結果	口座の名義人が、給付金を不正受給していることが判明し、同人を検挙

届け出た業態	預金取扱金融機関、保険会社、貸金業者、暗号資産交換業者、金融商品取引業者
	対象口座 日本人名義口座
届出理由	《預金取扱金融機関》 <ul style="list-style-type: none"> 犯罪に利用された疑いのある口座との取引あり ATMからの不正引き出しで逮捕されたと報道された者名義の口座において、頻繁な預け入れや特定の者からの複数回の振り込みがあり、不審
	《保険会社》 <ul style="list-style-type: none"> 新規の契約申込者の情報が、自社において把握済みの暴力団等の情報と一致
検査結果	口座名義人が暴力団員であることを秘し、サービスの契約を締結させ、財産上不法の利益を得たことが判明し、同人を検挙

届け出た業態	預金取扱金融機関、暗号資産交換業者
	対象口座 日本人名義口座及び同名義人の親族名義口座
届出理由	《預金取扱金融機関》 <ul style="list-style-type: none"> 一定期間取引のない口座に、突如多数の法人や個人からの振り込みあり 法人からの振り込みを含む多数回の振り込みがあり、その後多数の口座へインターネット送金又はATMから現金出金 銀行アプリに従来と異なる外国語でのログイン情報あり、譲渡口座の機能確認と疑う操作
	《暗号資産交換業者》 <ul style="list-style-type: none"> 他の金融機関から、対象口座が不正取引に利用されているとの報告あり
検査結果	口座名義人が第三者に利用させる目的で口座を開設し、複数の口座を当該第三者へ有償譲渡していたことが判明し、同名義人を検挙

(ウ) 恐喝事件

届け出た業態	預金取扱金融機関
対象口座	日本人名義口座
届出理由	<ul style="list-style-type: none"> 多額の振込入金とATMからの現金出金が短期間かつ頻繁に行われている 関係性不明の個人及び公営競技団体との間で、複数回の多額の振込入金及び送金あり。そのほか原資不明の多額の現金入金及び現金出金があり、申

	告された口座の利用目的に照らして妥当性・合理性がない ・ 暴力団等の疑いのある者からの送金があった口座。複数の個人との取引及びATMでの頻繁な現金入出金がみられ、集約口座の可能性あり
捜査結果	口座名義人が、貸付金の返済名目で現金を脅し取っていたことが判明し、同人を検挙

(I) 賭博事件（オンラインカジノ）

届け出た業態	預金取扱金融機関、暗号資産交換業者
対象口座	日本人名義口座
届出理由	《預金取扱金融機関》 ・ IPアドレス及び取引相手の口座からオンラインカジノ利用者と判断 ・ 銀行アプリに名義・住居が異なる他口座と同一のIPアドレスからの利用があり、口座の第三者利用の疑いあり 《暗号資産交換業者》 ・ 短期間で頻繁に暗号資産の受領や現金入金があり、暗号資産を売買した上、登録口座への現金出金や外部の同一アドレスに宛てた暗号資産の移転を行っていた。受領した暗号資産の一部は、一度も売買することなく外部アドレス宛てに移転しており不自然
捜査結果	口座名義人がオンラインカジノを通じた賭博を行っていた事実が判明し、同人を検挙

(オ) 強制執行妨害目的財産損壊等、電磁的公正証書原本不実記録・同供用事件

届け出た業態	預金取扱金融機関
対象口座	①日本人名義口座、②法人名義口座
届出理由	・ 不動産売買を目的とした個人口座への多額の振り込みがあるなど、取引履歴と比較して異常な入出金あり【①】 ・ 短期間で頻繁に送金がみられるが、一定期間での入金額と出金額がほとんど同額【①】 ・ 関係性不明の法人や個人からの複数回の振り込みの後、親族と認められる者の他行口座へ送金【①】 ・ 法人名義口座開設の申し込みをした法人代表者が暴力団等である疑いがあり、口座開設を謝絶【②】
捜査結果	口座名義人が所有する不動産に対する強制執行を妨害する目的でなされた不動産売買取引であることが判明し、同人らを検挙

(カ) 業務上横領事件

届け出た業態	預金取扱金融機関
対象口座	日本人名義口座
届出理由	・ 突然の多額の振り込みがあり、口座名義人の属性・申告された利用目的(学生による生計費目的利用)から不自然 ・ 関係性不明の法人からの振り込みや原資不明の現金入金があり、関係性不明の複数の個人へ送金又は現金出金 ・ ATMからの出金件数が過去の取引行動からかい離 ・ 短期間に、ATMから原資不明の多額の現金入金あり
捜査結果	口座名義人が、自身が経理担当を務める法人の預金を横領していたことが判明し、同人を検挙

(キ) 資金決済法違反事件

届け出た業態	預金取扱金融機関、暗号資産交換業者
対象口座	日本人名義口座
届出理由	<p>《預金取扱金融機関》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国から複数回にわたる多額の送金あり。送金を受ける都度、資金を暗号資産交換業者の金融機関口座に送金 <p>《暗号資産交換業者》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引が高頻度で取引額が高額であることから名義人へヒアリングした結果、知人から暗号資産の購入を依頼されたことが判明。第三者資金を流用した取引であると判断 ・ 長期間取引のなかった口座に、突如、短期間で申告資産を上回る入金が行われ、暗号資産買い付け後に短時間で外部アドレス宛てに移転
検査結果	口座名義人が、無登録で暗号資産交換業を行っていたことが判明し、同人を検挙

(ケ) 入管法違反（不法就労助長）事件

届け出た業態	資金移動業者
対象口座	複数の外国人名義口座
届出理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引時確認時に、在留カードの更新を促したところ、偽造カードを提出 ・ 提示された本人確認書類に記載された住所が届出住所と異なるなど偽造の疑いがあり、追加書類の提出を求めるも提出されず
検査結果	届出のあった複数の外国人（不法残留）を就労させていたことが判明し、雇用主らを検挙

(ケ) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

*1 違反事件

届け出た業態	預金取扱金融機関
対象口座	日本人名義口座
届出理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暴力団関係者と考えられる者から振り込まれた資金を、関係性不明の複数個人へ送金
検査結果	口座名義人の関係者が同口座を利用し、無許可で労働者派遣事業を行っていたことが判明し、同人らを検挙

(コ) 外為法違反事件

届け出た業態	預金取扱金融機関
対象口座	法人名義口座
届出理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自行が高リスクと評価する国からの複数回にわたる多額の国際送金あり ・ 口座名義人の事業内容（生活用品輸出業）と取引相手の送金目的（車両の代金支払）に整合性がない上、ラウンド数字（端数を処理した、いわゆるきりの良い数値）の金額の不自然な取引 ・ 他行からの振り込みを、即時現金出金（出金額の残高に占める割合は 90% 以上）

*1 昭和 60 年法律第 88 号

検査結果	当該口座の名義法人の代表者が、無許可で、車両を外国へ輸出していた事実が判明し、同人を検挙
------	--

(サ) 迷惑防止条例違反（客引き行為）事件

届け出た業態	預金取扱金融機関
対象口座	①日本人名義口座 ②法人名義口座
届出理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暴力団として把握している者から、多額の振り込みあり【①】 ・ 多額の入出金取引があり、一定期間の入金額と出金額がほとんど同額。把握している情報や属性等から取引目的が不審【①】 ・ 多額の振り込み及び振替取引あり。また、直前の現金入金を原資に、外国へ送金【②】 ・ 他行で開設された同一の法人名義口座から多額の振り込みを受け、ATMから現金出金【②】
検査結果	性風俗店の無料案内所を経営する口座名義人が、従業員らに命じて、性風俗店への客引き行為を常習的に行わせていた事実が判明し、同人らを検挙

イ 都道府県警察以外の検査機関等が疑わしい取引の届出を活用した事件例等

都道府県警察以外の検査機関等において、疑わしい取引の届出を検査等に活用した事件例、各検査機関等の把握した最近の犯罪事例・傾向等^{*1}は次のとおりである。

(ア) 検察庁

事件名等	詐欺事件、窃盗事件等
届け出た業態	預金取扱金融機関
対象口座	日本人名義口座
届出理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口座名義人の職業とは合理的な関連性が認められない振り込みあり ・ 口座への全ての振り込みは、多数の特定個人からのものであり、頻繁かつ不定期に行われる ・ 口座に振り込まれた資金は、同日中に多数の個人に振り込まれ、又は現金出金されるため、ほとんどの時期において残高は僅少

【検察庁の把握した最近の犯罪事例・傾向等】

[法人買収がマネー・ローンダリング目的で悪用されている可能性]

- ・ 不法な資金移転を伴う多くの事案において、一次的な送金先又はその後の送金先として法人名義の銀行口座が頻繁に用いられる。
- ・ それらの銀行口座の多くは稼働実態が認められない会社名義であり、法人買収の一環として譲渡されたものである。

(イ) 国税庁

事件名等	法人税法等違反事件、消費税法等違反事件、所得税法違反事件
届け出た業態	預金取扱金融機関
対象口座	①日本人名義口座 ②法人名義口座

*1 各検査機関等から提供のあった情報を基に紹介している。

届出理由	<ul style="list-style-type: none"> 法人からの多額の振込入金後、窓口における多額の現金出金に際し、口座名義人に使途を尋ねるも、詳細について回答を得られず【①】 頻繁な多額のATM入金及び多数の外国人名義口座への送金あり【①】 不特定多数の個人から頻繁に振込入金がある口座について、ATM画像を取り寄せ確認したところ、第三者の使用を確認【①】 過去の取引に照らして不相応に多額の振込入金並びに法人代表者の個人名義口座及び事業実態不明の法人名義口座への送金あり【②】
------	--

【国税庁の把握した最近の犯罪事例・傾向等】

- 令和6年度は、消費税関連事案(高級腕時計の輸出版売を装うため、インターネットで購入した安価な腕時計を用意し高価な腕時計を購入したとする領収証等を作成して、架空の課税仕入れ及び架空の輸出免税売上げを計上していた不正受還付事案、トレーディングカードの販売に係る課税売上げを申告から除外して、本来必要な消費税の納付を免れた事案等)、無申告事案(自分が代表を務める法人の自己保有株式の譲渡収入を得ていた者や、動画配信サイトの運営会社から使用料収入を得ていた者が確定申告書を提出しなかった事案等)、国際事案(外国法人が運営する医薬品等のインターネット販売事業に係るコンサルティング報酬を外国預金口座で留保する方法により所得税の徴収を免れていた事案等)等を告発した。
- このほか、脱税指南者が給与所得者に対し源泉所得税の不正還付を指南した事案、税理士である脱税請負人が自ら架空外注費の計上先となる不正加担先を用意した上、自身の顧客に脱税を指南していた事案、弁護士業を営む法人が、不正加担者を利用し取引事実のない架空の業務委託費を計上していた事案、人気タレントが所属する芸能事務所が複数の不正加担先に架空の請求書や業務委託契約書を作成させた上、架空の広告宣伝費や外注費を計上していた事案、ダイエット目的で人気の漢方内科診療を行う医療法人が、理事長の私的な高級腕時計の購入代金を診療材料仕入高に仮装計上していた事案等、社会的波及効果の高い事案を告発した。
- 告発の多かった業種は、建設業・不動産業及び人材派遣業となっている。。
- 脱税によって得た不正資金の多くは、現金や預貯金として留保されていたほか、不動産の購入、高級車両や高級時計の購入、有価証券等への投資、暗号資産の購入、競馬や外国カジノ等のギャンブル、高級クラブでの飲食等の交際費・遊興費等に多額の費消をしていた事例がみられた。

(ウ) 税関

事件名等	不正薬物密輸入事件等
届け出た業態	預金取扱金融機関、暗号資産交換業者
対象口座	①日本人名義口座 ②外国人名義口座 ③法人名義口座
届出理由	<p>《預金取扱金融機関》</p> <ul style="list-style-type: none"> 短期間に頻繁な送金取引があり、一定期間の入金額と出金額がほぼ同額【②】 IPアドレスにより、名義人の居住地より遠方(国内及び外国)からのアクセスが検知された【②】 取引時確認の際、片耳にイヤホンを付けた状態で誰かと連絡を取り合っている様子であり、質問に対して回答を避けるなど態度が不審【②】 口座開設の申込時に提示された個人番号カードのフォントに違和感があり、偽造の疑いを持った【①】 外国からの多額の送金及び受領直後の振り込みによる出金あり。送金人の事業実態等が不明であり、過去の取引に照らし取引金額が過大【③】 <p>《暗号資産交換業者》</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 取引金額が申告されていた資産収入を超えていたため審査を実施した際、原資や本人の確認が取れる資料の提出依頼に応じなかった【①】
--	--

【税関の把握した最近の犯罪事例・傾向等】

- 令和6年の全国の税関における不正薬物全体の摘発件数は1,020件(前年比24%増)となり、押収量では約2,579キログラム(同6%減)となった。押収量は、令和元年に約3,339キログラムに達したもの、その後は2,000キログラムを下回る状況が続いているが、令和5年に再び2,000キログラムを上回り約2,741キログラムを記録した。令和6年の押収量も約2,579キログラムと2,000キログラムを超え、初めて2年連続で2,000キログラムを超えた。
- この背景には、海上貨物や航空貨物による大口の摘発があったことや、覚醒剤の押収量が依然として高水準で推移していること、更には大麻や麻薬(ヘロイン、コカイン、MDMA等)の押収量が大幅に増加したことがある。
- 金地金の密輸は、消費税を申告・納付せずに国内に持ち込んだ金地金を国内の金買取業者(金地金買取店)に売却することによって、消費税額相当分を利益として獲得することを目的に行われていると考えられる。平成30年の罰則強化を含む取組等により、金地金密輸入事件の摘発は一時大幅に減少していたが、近年の訪日外国人旅行者数の急回復や金価格の高騰等を受け、足元で金密輸の摘発件数・押収量は急激に増加している(令和6年の全国の税関における金地金密輸入事件の摘発件数は493件(前年比約2.3倍)、押収量は約1,218キログラム(前年比約4倍))。

(I) 厚生労働省地方厚生局麻薬取締部

事件名等	規制薬物の密売事件等
届け出た業態	預金取扱金融機関、金融商品取引業者、資金移動業者、暗号資産交換業者
対象口座	①日本人名義口座 ②外国人名義口座 ③法人名義口座
届出理由	<p>《預金取扱金融機関》</p> <ul style="list-style-type: none"> 口座開設日に、多額の振込入金及び同額の現金出金の申出あり。理由を確認したところ、口座開設の理由と相違した理由であった【①】 過去の取引行動からかい離した取引が発生。自行の法人名義口座開設の申し込みを謝絶した者を含む法人及び複数の個人への送金あり【③】 IPアドレスに不審な点が検知されており、名義人は国内居住にもかかわらず、外国でのアクセスや、登録住所より遠方都市でのアクセスあり【②】 短期間かつ頻繁なATMでの現金出金あり【②】 <p>《金融商品取引業者》</p> <ul style="list-style-type: none"> 複数の顧客から共通した情報^{*1}での口座開設の申し込みが相次いたため、名義貸しの可能性が高いと判断【①】 <p>《資金移動業者》</p> <ul style="list-style-type: none"> 偽造の免許証と思われる身分証明書で口座開設の申し込みあり【①】 <p>《暗号資産交換業者》</p> <ul style="list-style-type: none"> 短期間に夜間の入出金を繰り返しており、口座登録電話番号とSMS認証の番号が異なる【①】 入金前にメールアドレス及び認証方法を変更するなど、不正取引において頻繁にみられる動きあり【①】

*1 例として、「英字4桁+数字5桁+ドメイン名」や「名前一部+数字+ドメイン名」のような規則性のあるメールアドレスが挙げられる。

【厚生労働省地方厚生局麻薬取締部の把握した最近の犯罪事例・傾向等】

- ・ 薬物購入代金を電子ギフト券で支払わせ、当該ギフト券を買取業者へ売って現金化する事例がみられた。
- ・ 薬物密売等で得た犯罪収益を、日本に取引所がない暗号資産に換えていた。
- ・ 違法薬物の代金を振り込ませる際に、客に「ヘンサイ」という名前で振り込みさせるなどし、虚偽の原因(借金の返済)のための振り込みであるかのように仮装する行為がみられた。
- ・ 日本に密輸した薬物を密売して得た犯罪収益で自動車を購入して、本邦から輸出し、外国で自動車を売却して現金化していた。
- ・ SNSを利用した薬物密売事犯において、依然として代金振込先に借名口座の利用が多くみられる。
- ・ SNS上で個人間の商品売買を行う際、決済サービスを悪用し違法薬物を密売する事例があるが、一部の決済サービス事業者は任意で設定された電子マネーのアカウントに紐づけられた登録情報の回答を拒むケースがあり、マネー・ローンダリングに悪用されるリスクが懸念される。
- ・ 違法薬物の譲渡人が代金を受領するために、インターネットオークションサイトを利用して架空商品を出品して譲受人に落札させる方法で正規の取引を装い、代金(同サイト上で利用可能なポイント)を受領していた。

(オ) 海上保安庁

事件名等	特定水産動植物 ^{*1} の密漁事件
届け出た業態	預金取扱金融機関
対象口座	日本人名義口座
届出理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暴力団関係者と思われる者を含む関係性不明の個人との間で、頻繁に送金及び振込入金があり、入金後に名義人の居住地ではない遠方のATMで同額の現金出金あり ・ 預入れはカードで、出金は通帳でそれぞれ異なる地域で行われ、1,000 円未満の端数のない金額で取引が繰り返されており不審な取引である

【海上保安庁の把握した最近の犯罪事例・傾向等】

- ・ 組織的な密漁は、実行部隊と買受業者が手を組んだ組織的な形態で行われるもの、暴力団が取引価格の高い漁獲物を資金源とするために関与するもの等が認められる。特に近年、密漁者が市場を通さず水産会社と直接売買するなど、販売ルートを変化させ密漁品の流通を隠匿した事例及び密漁品を正規品に偽装して流通させた事例がある。

*1 アワビ、ナマコ及びシラスウナギが、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(令和2年法律第79号)上の特定第一種水産動植物に指定されている。

第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度

本章では、危険度の高い取引形態、国・地域及び顧客属性について、危険度を高める要因、危険度の低減措置等の観点から分析し、評価する。

本章の評価の概要は次のとおりである。

リスクに関わる要因	危険度の高い取引	
1 取引形態	非対面取引、現金取引、外国との取引	
2 国・地域	【特に危険度が高い】FATF声明により対抗措置が要請されている国・地域	北朝鮮、イラン
	FATF声明により厳格な顧客管理が要請される国・地域	ミャンマー
3 顧客の属性	マネー・ローンダリングを行おうとする者	暴力団
	顧客管理が困難である者	非居住者 外国の重要な公的地位を有する者 法人（実質的支配者が不透明な法人等）

1 取引形態と危険度

FATF勧告の解釈ノートにおけるマネー・ローンダリング等の危険度を高める状況の例（「非対面の業務関係又は取引」、「取引が現金中心である」等）に加え、来日外国人によるマネー・ローンダリング事犯検挙事例等を参考にして、取引の危険度に影響を与える形態として、(1)非対面取引、(2)現金取引、及び(3)外国との取引を特定し、マネー・ローンダリング等に悪用される固有の危険性、マネー・ローンダリングに悪用された事例、疑わしい取引及び危険度の低減措置の観点から分析し、評価を行った。

(1) 非対面取引

ア 危険度を高める要因

(ア) マネー・ローンダリング等に悪用される固有の危険性

情報通信技術の進展、顧客の利便性を考慮した特定事業者が提供するサービスの多様化等を背景として、インターネット等を通じた非対面取引は急速に拡大している。

例えば、預金取扱金融機関においては、インターネットを利用して非対面で口座の開設や振り込み、外国送金等の金融取引が行われているほか、金融商品取引業者等においても、インターネットを利用して口座の開設や株式の売買等が行われている。また、暗号資産交換業者のように、非対面取引を前提とした商品やサービスを提供している特定事業者も存在する。

非対面取引は、取引の相手方と直接対面することなく行われるため、容貌、言動等を通じて本人の同一性等を確認することが困難となる。このため、本人特定事項の偽装や他人になりすました取引が行われる可能性が相対的に高くなり、取引時確認の精度は対面による取引に比べ低下しやすい傾向にある。加

えて、本人確認書類の郵送又はe K Y C^{*1}を用いて取引時確認を行う場合には、対面で確認する場合と異なり、書類の手触りや質感等を通じて真正性を判定することができない。このことは、本人確認書類の偽造や改ざんを見抜くことを困難とする要因となり得る。

また、非対面環境においては、預貯金口座やアカウントが第三者に譲渡や貸与され、契約主体とは異なる者が取引を実行していたとしても、特定事業者は容易にはその事実を把握できない。

さらに、インターネットバンキングや暗号資産の取引等においては、取引の指示から完了までの処理時間が非常に短い即時性、取引完了後に取消しが困難な不可逆性、短時間に多数回の送金等が繰り返し実行可能となる反復性といった特性がある。これらの特性により、当該取引手段がマネー・ローンダリングに悪用された場合には、資金が極めて短時間のうちに分散し、移動し、又は引き出されることとなるため、金融機関等が異常取引を検知し、遮断措置を講じることが困難になりやすい。

なお、インターネットバンキング等の非対面取引手段においては、利用者の認証情報がフィッシングやマルウェア等を通じて第三者に取得され、不正にアクセスされるおそれがあるといった脆弱性^{ぜいせきせい}がある。

(イ) 事例

特殊詐欺やS N S型投資・ロマンス詐欺においては、インターネットバンキングによる振り込みが、被害金の交付手段の一つとして用いられている。また、特殊詐欺等により発生した犯罪収益については、被疑者が管理する架空・他人名義の口座やアカウントに送金される実態が確認されている。こうした口座やアカウントには、偽変造された本人確認書類を用いて開設されたもの、報酬の提供を通じて他人から譲渡又は提供されたもの及び真正な契約者とは異なる第三者が実質的に管理しているものが多くみられる。これらの口座やアカウントは、犯罪収益の受領及び移転の手段として広く悪用されている状況にある。

非対面取引がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

【事例1】

不正に入手したインターネットバンキングのログインパスワード等を利用して、非対面取引により、他人になりすまして被疑者が管理する架空・他人名義口座に送金した。

【事例2】

不正に入手した暗号資産交換業者に係るアカウント情報等を利用して、非対面取引により、他人になりすまして、同アカウントに紐付く暗号資産ウォレットから被疑者

*1 electronic Know Your Customer。オンラインで取引時確認を完結することができる方法をいう。

が管理する暗号資産ウォレットに暗号資産を移転した。

【事例3】

窃取した健康保険証を用いて他人になりすまし、同人の住民票の写しを取得して同保険証と共に使用し、銀行口座を開設した上で、インターネットを通じた非対面取引により融資を申し込み、融資金を同人になりすまして開設した口座に入金させた。

【事例4】

不正に入手した他人のクレジットカード情報を用いて、非対面取引により短時間に複数回にわたって、大量の加熱式電子タバコの購入を申し込み、商品を受け取った上、共犯者に手渡した。

イ 疑わしい取引の届出

非対面取引に関する疑わしい取引の兆候としては、口座やアカウントの不正取得に関するもの、第三者による不正利用に関するもの、インターネットバンキングによる不自然な送金に関するもの、利用者の言動や背景に関するもの等が着目されている。

架空の人物や他人へのなりすまし又は第三者利用の疑いのある取引に着目して届け出られた非対面取引に関する疑わしい取引の届出理由は、次のとおりである。

- ・ 名義人の異なる多数の口座が同一の端末（IPアドレス）から開設されており、なりすましによる口座開設の疑いがある。
- ・ 取引時確認の際に確認した本人確認書類の偽造が疑われる口座について、登録メールアドレスが過去に不審な取引をしていた個人と同じである。
- ・ 口座の開設直後に振込限度額を引き上げた上、ATMから複数回入金した後、証券会社口座に送金している。また、ATMに設置された防犯カメラにより撮影された画像を確認したところ、本人確認書類の顔写真とは異なる容貌の人物が操作しており、第三者利用が判明した。
- ・ 口座名義人は日本国籍であるにもかかわらず、取引アクセス時のブラウザの言語設定が外国語であり、IPアドレスのロケーションも届出住所とは異なる遠方を示しているなど、第三者利用の疑いがある。
- ・ 口座の開設以降、取引のない口座について、振込依頼人名を「数字+個人名」等に変更した当該口座への振込入金が多数あるほか、ATMを利用して現金出金や法人名義口座への振り込みを行っている。
- ・ 法人名義口座から個人名義口座に複数の振り込みがあった後、振込依頼人名を大手ECサイト名に変更して当該個人名義口座から資金移動業者へ送金しており、不自然な態様の取引である。
- ・ 資金移動サービスのアカウントにATMを利用して現金が入金された後、即座に遠方のATMで出金されており、第三者のアカウント利用の疑いがある。

ウ 危険度の低減措置

(7) 法令上の措置

○ 犯罪収益移転防止法及び犯収法規則

犯罪収益移転防止法及び犯収法規則においては、本人特定事項の確認方法として、対面で本人確認書類の提示を受ける確認方法に加え、

- ・ 特定事業者が提供するソフトウェアを使用して撮影させた顧客等の本人確認書類の画像情報の送信を受ける方法
 - ・ 顧客等の本人確認書類の写しの送付を受けるとともに、取引関係文書を簡易書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法
- のような非対面で本人確認書類を利用する確認方法が規定されている。

これらの方針については、対面での確認方法と異なり、本人確認書類の手触りや質感等を確認することができないため、本人確認書類の偽変造等によるなりすまし等が懸念されるという課題がある。

このような課題に対応する法令上の措置として、非対面での本人特定事項の確認方法のうち、本人確認書類の偽変造等によるなりすまし等のリスクの高い方法の廃止等を内容とする犯収法規則の一部改正を行い、令和7年6月に公布されたところであり、令和9年4月の施行に向けて周知等が進められている。

なお、近年、対面により顧客等の本人特定事項の確認を行う際にも、偽変造された本人確認書類が悪用されている実態があり、治安上の大きな課題となっている。このような実態を踏まえ、対面での本人特定事項の確認方法について、本人確認書類の提示を受けるとともにICチップ情報を読み取る方法を原則とするなど、犯収法規則の関係規定を改正することを検討している。

(1) 事業者の措置

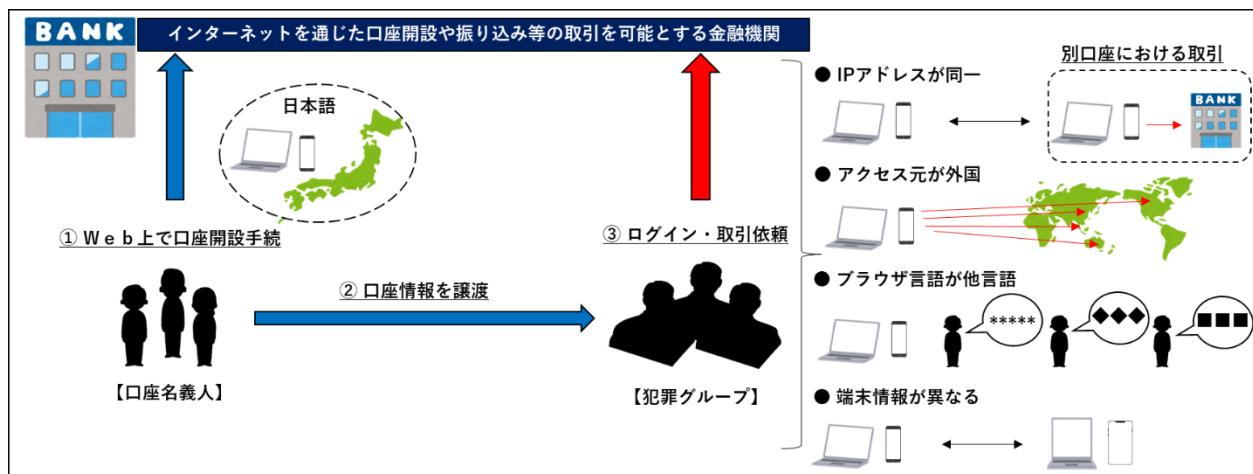
特定事業者においては、非対面取引における実務上のリスク低減措置として、取引時確認の完了後、第三者による不正取引の可能性を踏まえた継続的なモニタリングを実施している。

具体的な対応としては、

- ・ ログイン時のIPアドレス、アクセス元所在地、ブラウザ言語、端末情報等の整合性の確認
- ・ 顧客の電話番号、メールアドレス等の登録情報の確認
- ・ 24時間365日の取引モニタリング
- ・ 登録済みの連絡先情報や振込限度額等の変更の検知
- ・ 異常なログイン頻度や不自然な資金移動等の兆候に着目した取引のモニタリング

が挙げられる。これらのモニタリングによって不審な取引等が検知された場合には、必要に応じて、口座の利用制限等の措置を講じる対応が行われている。

図表49【非対面取引における第三者による不正取引の疑いの検知例】



エ 危険度の評価

非対面取引においては、特定事業者が、取引の相手方や本人確認書類を直接観察することができないため、取引時確認の精度が対面取引と比較して低下する傾向にある。そのため、対面取引と比較して、本人確認書類の偽変造等を通じて本人特定事項を偽ったり、架空名義を用い、又は他人になりすまして口座やアカウントを開設したりされる危険性が高い。また、取引時確認手続が完了した後において、契約者本人以外の第三者によって取引が行われる危険性も、対面取引に比べて高い。

さらに、インターネットバンキングでの取引や暗号資産の取引等においては、資金等の移転が短時間で完了する上、完了後に取引を取り消すことがインターネットバンキングに係る契約内容や技術上の仕様に照らして困難であることから、金融機関等が異常取引を検知した上で取引を遮断するなどして犯罪収益の移転等を防止するのが困難である。

実際に、非対面取引によって開設された口座が、当該口座の名義人になりすました者や、当該口座を譲渡された第三者により、マネー・ローンダリングの手段として悪用されていた事例が多数あり、これらの事実を踏まえると、非対面取引は、マネー・ローンダリング等に悪用されるおそれが高い取引形態の一つであり、危険度が高いと評価される。

【トピック】インターネットバンキングを悪用した不正送金、特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺

インターネットバンキングは、時間帯を問わず金融取引を可能とする利便性から、個人・法人を問わず広く普及している。一方、インターネットバンキングの脆弱性を悪用した事例として、フィッシング等によるインターネットバンキングを利用した不正送金事犯や、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺の被害金をインターネットバンキングで振り込ませる事例がみられる。また、これらの事例の犯罪収益については、その後、マネー・ローンダリングされる状況が認められている。

1 インターネットバンキングに係る不正送金について^{*1}

令和6年におけるインターネットバンキングに係る不正送金被害は、依然として高水準で推移している。

インターネットバンキングに係る不正送金は、大きく分けて、①準備、②攻撃、③不正送金、④資金洗浄の4つの段階を踏んで行われる。関東管区警察局サイバー特別捜査部の分析によると、近年、各段階において手口の変化が見られ、被害件数増加の要因となっていると考えられている。



2 特殊詐欺及びSNS型投資ロマンス詐欺におけるインターネットバンキングの利用実態^{*3}

(1) インターネットバンキングの利用実態

認知件数及び被害額が増加している特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺において、インターネットバンキングが利用されている実態を調査したところ、以下のとおりであった。

○ 特殊詐欺

令和6年中の、被害額が500万円以上の振込型(認知件数1,673件、被害額307.7億円)について、調査を実施したところ、結果概要は以下のとおりであった。

- ・インターネットバンキング利用の割合が認知件数の約6割、被害額の約7割を占める。

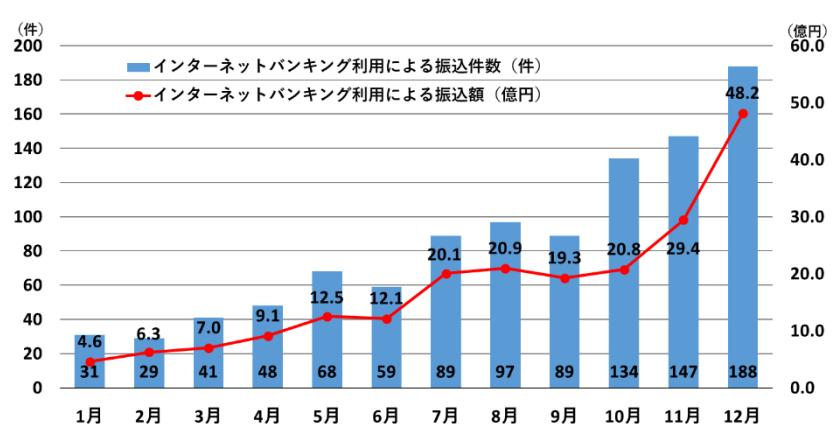
*1 「令和6年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」(令和7年3月、警察庁サイバー警察局)参照

*2 利用者がフィッシングサイトに入力した情報を被疑者が正規サイトに即座に入力し、その際利用者に送付される二段階認証のためのワンタイムパスワードもフィッシングサイトに入力させて、不正ログインを試みる手口

*3 警察庁ウェブサイト掲載資料(https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/souni/tokusyusagi/sagi_keihatsu2024.pdf)を参照

- ・インターネットバンキング利用の認知件数・被害額共に増加傾向。
- ・被害者が被害前にインターネットバンキング機能の設定を行った口座を利用したものが約7割に上る。
- ・被疑者の指示で被害者がインターネットバンキング口座を開設したり、インターネットバンキング機能を追加で設定したりするケースや、被疑者が被害者名義で同口座を開設するケースがみられる。

図表 50【特殊詐欺におけるインターネットバンキングを利用した振込被害の推移】



図表 51【特殊詐欺の類型別インターネットバンキング利用設定状況(認知件数)】

	オレオレ	架空料金請求	還付金	融資保証金	金融商品詐欺	ギャンブル	交際あっせん	その他	合計
新規口座開設（被害者が被疑者の指示でインターネットバンキング機能付き口座を開設）	123	9	0	0	4	0	0	1	137
新規口座開設（被疑者が被害者名義でインターネットバンキング機能付き口座を開設）	20	1	0	0	0	0	0	1	22
既存口座追加設定（被害者が被疑者の指示でインターネットバンキング設定）	87	10	5	0	1	0	0	2	105
既存口座追加設定（被疑者が被害者から口座情報を聞き出しインターネットバンキング設定）	10	0	0	0	0	0	0	0	10
既存口座利用（被害前から被害者がインターネットバンキング設定済み）	560	92	45	2	8	4	10	16	737
不明	5	4	0	0	0	0	0	0	9
合計	805	116	50	2	13	4	10	20	1,020

○ SNS型投資・ロマンス詐欺

令和6年中、振込型(認知件数 8,349 件、被害額 1,074.3 億円)について、調査を実施したところ、インターネットバンキング利用の割合が認知件数の約6割、被害額の約7割を占めることが判明した。

特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺は、匿名・流動型犯罪グループによる資金獲得活動として多く実行されているとみられており、本調査書に掲載している具体的な事例^{*1}のように、特殊詐欺に関して、犯罪収益が国内でATMから現金出金される手口のほか、複数の銀行口座を経由した資金移転、暗号資産への交換、外国送金やキャッシュ・クーリエ等によりマネー・ローンダリングされる手口がみられている。

(2) 特定事業者によるリスク低減措置

インターネットバンキングの利用限度額が非対面で変更可能であることや、連日にわたる1日の利用限度額に近い額の振り込みにより、被害の高額化がみられる。そのため、インターネットバンキングの利用申込みの際の確認や注意喚起、初期利用限度額の適切な設定、利用限度額引上げ時の利用者への確認や注意喚起等を行うことが重要であり、被害の未然防止に資する対策の検討が進められている。

*1 事例については、本調査書「第3 マネー・ローンダリング事犯の分析」「1 主体」「(1) 匿名・流動型犯罪グループ」「ウ 匿名・流動型犯罪グループが関与したマネー・ローンダリング事犯の手口」に記載している。

(2) 現金取引

ア 危険度を高める要因

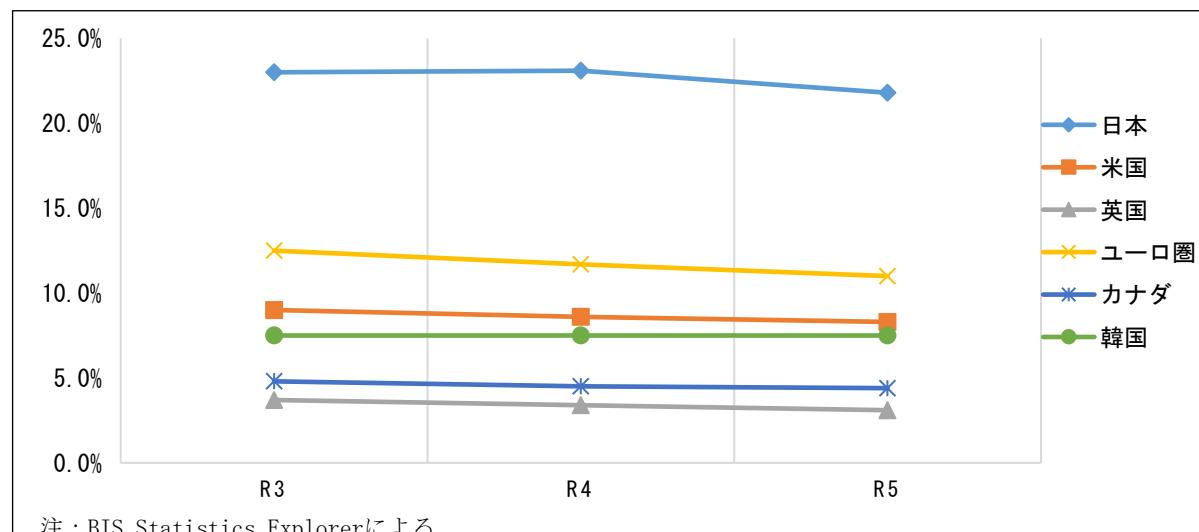
(ア) マネー・ローンダリング等に悪用される固有の危険性

現金取引には、遠隔地への速やかな資金移動が容易な為替取引と異なり、実際に現金の物理的な移動を伴うことから、相当の時間をする一方、匿名性が高く、金融機関等による記録が伴わない場合には、警察等の捜査機関によって資金の流れが追跡されにくいという特徴がある。また、現金については、広く普及したATMにより現金を引き出すことが容易であるのに加え、他の種類の資産に変換されやすいといった特徴が、マネー・ローンダリング等に悪用され得る。

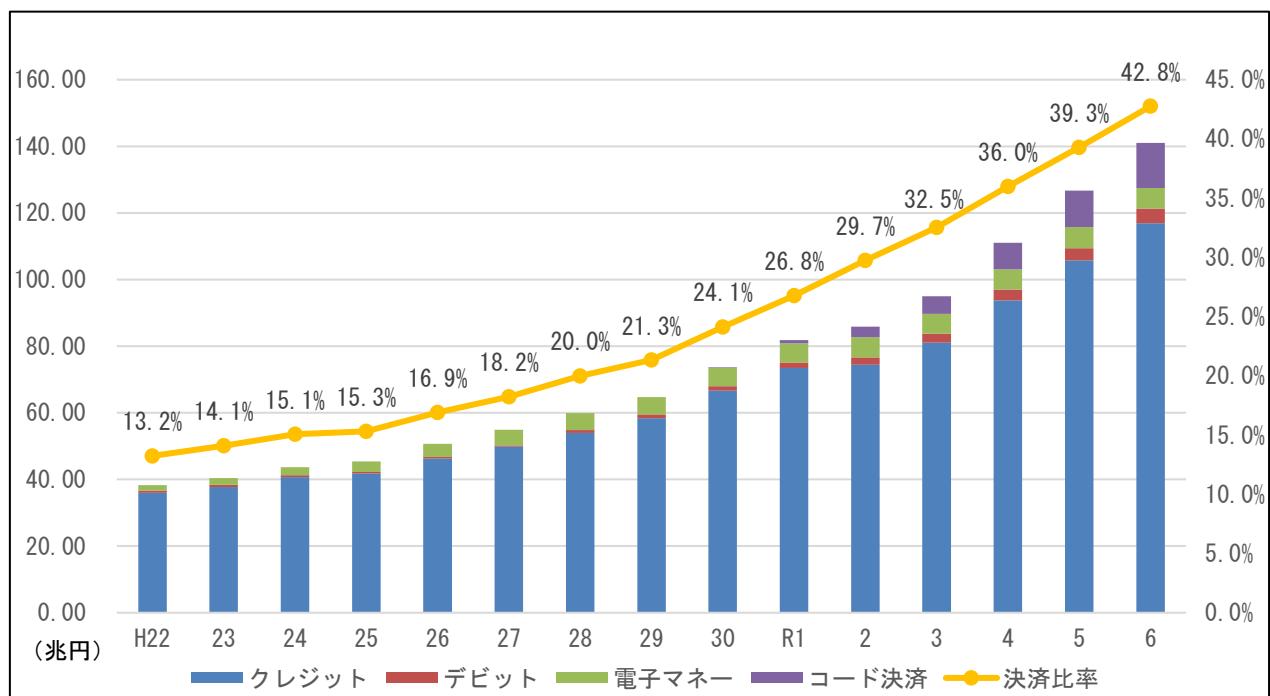
我が国では、依然として現金が主要な決済手段の一つとして広く利用されており、名目GDPに対する現金流通残高は他国と比較して相対的に高い水準にある（図表52参照）。一方で、「成長戦略フォローアップ」（令和元年6月21日閣議決定）において、令和7年6月までにキャッシュレス決済比率を4割程度にするという目標が定められ、その推進に取り組んできた結果、キャッシュレス決済比率は堅調に上昇し、令和6年には42.8%に達した（図表53参照）。

このような情勢の中、金融機関においては、店舗の統廃合や業務効率化により、対面による取引機会が減少しつつあり、対面で行われていた一部の現金取引がATMを通じて行われるようになっている。ATMを用いた取引では、対面による取引と比較して利用目的や背景の把握が困難となる。また、特定事業者による現金取引のモニタリングの頻度やタイミングにはばらつきがみられる。

図表52【各国等の名目GDPに対する現金流通残高の割合】



図表 53【キャッシュレス決済比率の推移】

**(1) 事例**

現金取引が悪用された事例では、現金の匿名性等を利用し、犯罪収益を現金で移転するほか、ATMを介した出金や入金、更には資産の現金購入や現金化といった手法がみられる。

現金取引がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

【事例 1】

窃盗により得た犯罪収益である盗品を、架空の人物や他人になりすまして質屋・古物商等に売却して現金化した。

【事例 2】

強盗により得た犯罪収益である現金を、金融機関窓口において高額紙幣に両替したほか、ATMを利用して親族名義の口座に預け入れた。

【事例 3】

詐欺により得た犯罪収益の一部を被疑者が管理する法人名義口座から払い出した上、親族名義で開設した定期預金口座に預け入れた。

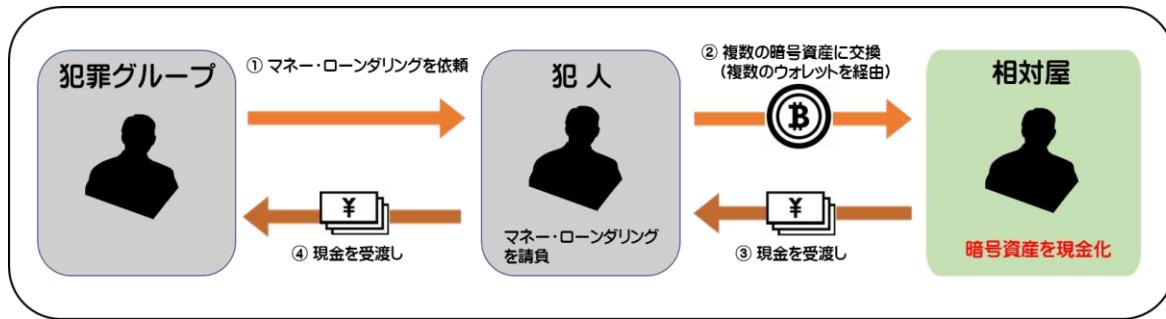
【事例 4】

強盗により得た犯罪収益である現金で自動車を購入した上、短期間で自動車販売店に売却して現金化した。

また、犯罪収益である現金を暗号資産に交換して複数の暗号資産ウォレット

を経由させた上、相対屋^{*1}を通じて現金化した事例もみられる。

図表 54【相対屋を通じた暗号資産の現金化のイメージ】



このほか、キャッシュ・クーリエにより犯罪収益である現金が外国に持ち出される事例も確認されている状況から、外国送金や暗号資産等により外国に移転された犯罪収益が現金化され、国内に持ち運ばれる手口も想定される。

イ 疑わしい取引の届出

現金取引に関する疑わしい取引については、金額に関するもの、取引の頻度や行動パターンに関するもの、取引の目的や背景に関するもの、取引限度額の変更に関するもの等、複数の観点からの兆候に着目して判断されている。

現金取引に関する疑わしい取引の届出理由において、匿名性等を利用した取引に着目したものでは、

- ・ ATMにおける同日中の現金による連續した振り込み（振込依頼人名は受取人の姓のみを使用し、異なる電話番号を登録するなど、依頼人を特定できないようになっていた）を検知し、店内の防犯カメラで撮影された画像を確認すると、雨天時にサングラス及びマスクを着用した者が利用しており、第三者利用の疑いがある
- ・ 意図的に窓口での現金引き出しを行わず、ATMで出金限度額での払出しを繰り返していると思われる
- ・ ATMでの出金限度額及び振込限度額を上限まで引き上げた上、他金融機関の個人名義の口座から振り込まれた資金を、届出住所から遠隔にある場所のATMで全額払い出している
- ・ 法人名義の口座から多額の振り込みがあった後、連日、日付が変わったばかりの深夜時間帯にATMから払い出している

等がある。

ウ 危険度の低減措置

(ア) 法令上の措置

○ 犯罪収益移転防止法及び犯収法施行令

金融に関する業務等を行う特定事業者に、200万円（為替取引又は自己

*1 証券取引所等の市場を通さずに、売手と買手が当事者同士で価格や売買数量等を決めて行う取引を行う者

宛小切手の振出しを伴うものにあっては、10万円）を超える現金の受払いをする取引に際して取引時確認を行う義務及び確認記録・取引記録の作成・保存を行う義務を課している。

○ 古物営業法（昭和24年法律第108号）及び質屋営業法（昭和25年法律第158号）

取引に際して相手方の住所・氏名等の確認を義務付けている（古物営業法では一部確認の免除規定あり）。

なお、金属盗の発生が増加する情勢を踏まえ、古物に該当するエアコンの室外ユニット等、電線及びグレーチングについて、取引金額の多寡にかかわらず、事業者に対して売却者の本人確認等を義務付けることを内容として古物営業法施行規則の一部が改正され、令和7年10月から施行された。

○ 外為法及び外国為替令（昭和55年政令第260号）並びに関税法（昭和29年法律第61号）

キャッシュ・クーリエに関しては、100万円（北朝鮮を仕向地とする輸出にあっては、10万円）相当額を超える現金等を携帯して輸出入する場合、外為法では財務大臣への届出を行う義務を課すとともに、関税法は税関長への申告を行わなければならないこととしている。また、税関では関係機関と緊密に連携し、情報の収集・分析・活用の強化に努めているほか、紙幣探知犬を導入するなど、不正な現金等の輸出入に係る水際での取締りに取り組んでいる。

(イ) 政策上の措置

このほか、我が国は「成長戦略フォローアップ」（令和元年6月21日閣議決定）においてキャッシュレス化決済比率に係る目標を定め、また、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」や「成長戦略等のフォローアップ」（令和5年6月16日閣議決定）等に基づき、キャッシュレス利用環境の整備を進めている。キャッシュレス化の進展は、不透明な現金資産の見える化や、現金流通の抑制を通じ、現金取引を悪用したマネー・ローンダリング等の防止に資するものと期待されている。

(ウ) 事業者の措置

特定事業者による危険度の低減措置の例は、次のとおりである。

- ・ 特殊詐欺等による高齢者の被害を防止するため、高齢者を対象にATMからの引き出し限度額を引き下げる。
- ・ 現金の入出金の金額が一定の基準を超えるときは、窓口においてヒアリングシートを起票する、取引目的や顧客属性に照らして自金融機関を利用する合理性を聴取するなどして確認を行う。
- ・ 現金持込みによる外国送金取引及び直前にATMで入金を行ったなどの実質的な現金持込みによる外国送金取引で、現金取引の合理性がないものを謝絶する。

- ・ 高額、高頻度又は入金したATMから遠隔の場所にあるATMからの出金を検出し、口座の利用目的、原資及び使途の調査を実施する。不審点が認められる場合は、犯罪収益移転防止法で定められている疑わしい取引の届出や取引時確認における厳格な取引時確認、犯罪に利用されていると疑われる口座の利用制限等を行う。
- ・ 一定金額以上の宝石・貴金属等の代金の支払は、現金取引ではなく、金融機関口座への振り込みにより行うよう依頼する。
- ・ 不動産取引については、基本的に現金取引は行わず、現金取引となる場合は原資等を調査し、その合理性を確認する。

エ 危険度の評価

現金取引は、匿名性等が高く、資金の流れの把握や解明が困難となる特性を有している。実際に、特殊詐欺による詐取金等の犯罪収益を現金で受け取り、移転させるなど、現金取引を通じてマネー・ローンダリングが行われた事例が多数確認されている。こうした状況を踏まえると、現金取引はマネー・ローンダリング等に悪用されるおそれが高い取引形態の一つであり、危険度は高いと評価される。

(3) 外国との取引

ア 危険度を高める要因

(ア) マネー・ローンダリング等に悪用される固有の危険性

我が国は、輸出入額等に鑑みれば、世界経済において重要な地位を占めている。また、高度に発達した金融市場を有し、世界有数の国際金融市场として相当額の取引が行われている。

図表 55【外国との取引に関する統計】

項目	金額（円）
輸出額	107兆879億
輸入額	112兆5,591億
外国為替円決済交換高	6,044兆3,634億
資金移動業の国外年間取扱金額	2兆1,305億

注：輸出額、輸入額及び外国為替円決済交換高は令和6年、資金移動業の国外年間取扱金額は令和5年度の実績である。

外国との取引は日常的に行われているが、国により法制度や取引システムが異なること、自国の監視・監督が他国まで及ばないこと等から、一般に、国内の取引に比べて、資金移転の追跡を困難とする性質を有する。

特に、外国との為替取引は、銀行間におけるコルレス契約^{*1}に基づいて支払委託が行われることが多く、このような取引は短時間に隔地間の複数の銀行を経由することから、犯罪収益の追跡可能性を著しく低下させる。コルレス契約に係る取引においては、金融機関は、送金依頼人等と直接の取引関係がない場合があるため、コルレス先（コルレス契約の相手方）におけるマネー・ローンダリング等防止のための体制が不十分である場合には、マネー・ローンダリング等に巻き込まれるおそれがある。例えば、コルレス先が営業実態のない架空銀行（いわゆるシェルバンク）である場合や、コルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用させている場合には、マネー・ローンダリング等に利用される危険性が高い。

また、諸外国等の中には、法人の役員や株主を第三者名義で登記することができるノミニ一制度を許容している国・地域もあり、当該国・地域において設立された実体のない法人が、犯罪収益の隠匿等に悪用されている実態も認められ、それら匿名性の高い法人名義の口座を複数経由すること等により、最終的な送金先が不透明になる危険性が高まる。

さらに、IT技術の発展によって決済手段や外国に資金を移転する方法は多様化し、外国との取引は一層複雑化しており、脆弱性は高まっている。従来の銀行を介した外国為替取引に加え、資金移動業者を通じた外国送金や、暗号資産等を用いた即時性の高い資金移転方法も利用されるようになっており、こうしたことが資金の出所や最終的な受取人の特定を困難にする要因となって

*1 外国所在為替取引業者との間で、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約

いる。

(1) 事例

外国との取引が悪用された事例では、匿名・流動型犯罪グループや来日外国人犯罪グループ等の国内の犯行主体のみならず、国際犯罪組織の関与や外国の犯行拠点にいる首謀者の存在も認められている。

手口としては、主に以下のものがみられる。

①	国内外の金融機関等を悪用し（外国送金等）、送金目的や受取目的を偽るもの
②	正規の貿易（物品の輸出入等）を装うもの
③	実際に資金移動をすることなく、国内外への実質的な送金・支払を請け負うもの（いわゆる地下銀行）
④	キャッシュ・クーリエによるもの
⑤	暗号資産の移転を悪用するもの

① 国内外の金融機関等を悪用し（外国送金等）、送金目的や受取目的を偽る手口のマネー・ローンダリング事犯では、

- ・ 日本で行われた特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺による詐取金、オンラインカジノに係る賭金等の犯罪収益の送金
- ・ 外国で行われたBEC^{*1}等の犯罪収益の受取

において、正当な資金のように見せ掛け、真の資金の出所や資金の実態を隠匿しようとする実態がみられる。

また、

- ・ 1回当たりの送金額を抑えて分割して送金しているとみられること
- ・ 実態のない役務提供（コンサルティング契約料、広告料、ソフトウェア使用料等）を送金又は受取の目的としていること
- ・ 受取人と送金人で送金の理由が異なること
- ・ 送金を受けた額のほとんど全額を現金で引き出すこと
- ・ 送金元から後日組戻し依頼がなされること

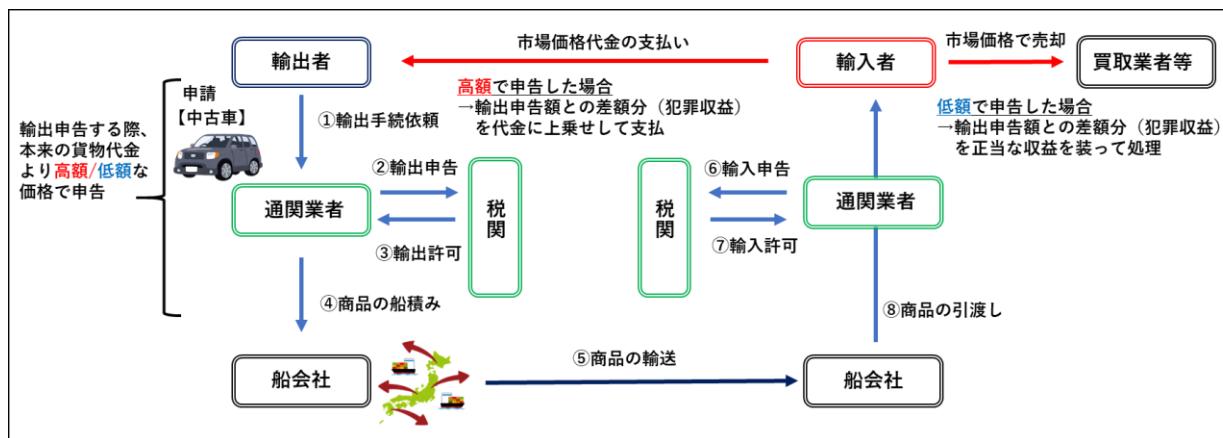
等の特徴がある。

② 正規の貿易を装った手口のマネー・ローンダリング事犯には、

- ・ 中古自動車を輸出する際、本来の貨物代金より高額又は低額な価格で輸出申告を行うことで、貨物代金支払に際して差額分を犯罪収益の移転に充てる（図表56参照）
- ・ 外国で需要が高い物品（自動車、重機等）を正規の貿易を装って輸出して、現地で換金し、実質的に外国へ送金する等の手口がある。

*1 Business Email Compromise。ビジネスメール詐欺をいう。

図表 56【中古自動車輸出を利用したマネー・ローンダリングのイメージ】

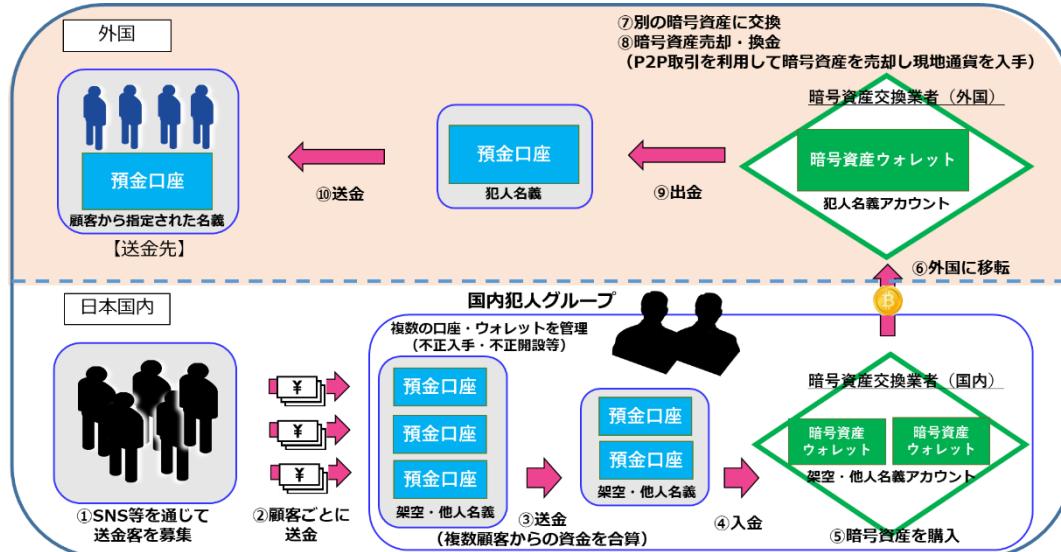


③ 実際に資金移動をすることなく、国内外への送金・支払を請け負ういわゆる地下銀行事犯には、

- 地下銀行を営む者が、依頼人から国内の口座に振り込まれた資金を利用して暗号資産を購入し、更に外国の暗号資産ウォレットに暗号資産を移転させるなどした上で、P2P^{*1}取引で売却して外国通貨入手し、依頼人から指示された外国の銀行口座へ送金する
- 地下銀行を営む者が、外国で需要が高い物品を正規の貿易を裝って輸出し、現地で当該物品を売却して外国通貨入手し、依頼人から指示された外国の銀行口座へ送金する

等の手口がある。

図表 57【暗号資産を利用した地下銀行事犯の事例】



④ キャッシュ・クーリエによるマネー・ローンダリング事犯には、

- 特殊詐欺の詐取金である犯罪収益を現金で引き出し、運搬役が首謀者いる外国に持ち出す

*1 Peer to Peer(ピアツーピア)取引。個人間取引をいう。

等の手口がある。

⑤ 暗号資産の移転を悪用するマネー・ローンダリング事犯には

- ・ 詐欺により得た犯罪収益で暗号資産を購入し、複数の暗号資産ウォレットを経由した後、同暗号資産を売却して現金化する等の手口がある。

また、特殊詐欺やSNS型投資詐欺事件等の外国拠点を外国当局が摘発し、日本に移送等して検挙した人数は令和6年中は50人であった。摘発された拠点の所在国はカンボジア（8件・28人）、フィリピン（4件・14人）、ベトナム（2件・6人）及びタイ（2件・2人）である。犯罪収益が上記のような手口により、外国にいる首謀者等に移転されたことが認められる。

外国との取引が悪用されたマネー・ローンダリング事犯については、次のものがある。

【事例1】

米国、ヨーロッパ等において実行した詐欺（BEC等）による詐取金を我が国の銀行に開設した口座に送金させた上で、口座の名義人である日本人が、受取理由について「オフィス用品」と金融機関に説明するとともに、虚偽のインボイス書類を提出して正当な取引による送金であるかのように装い、当該詐取金を引き出した。

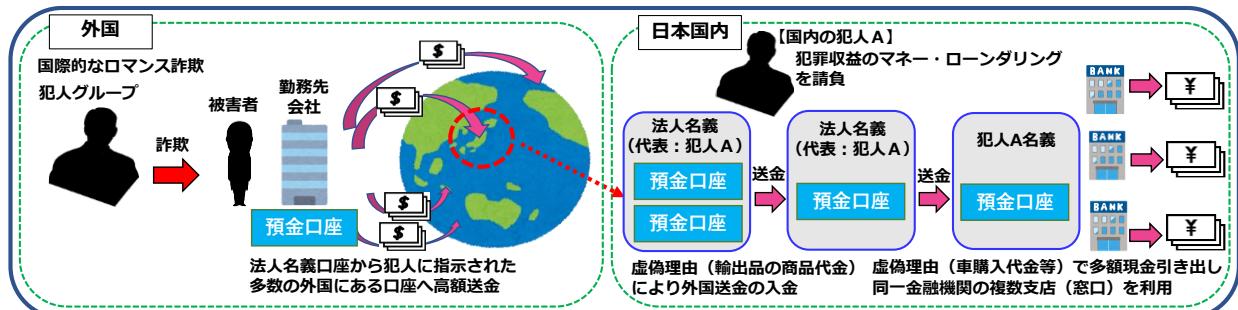
【事例2】

詐取金を外国送金する際、関係書類の送金理由欄に虚偽の送金理由を記載した上、これを証明する資料として実際には行っていないカカオ豆の輸入に関する虚偽のインボイス書類を提出するなどして正規の商取引を装い、外国の銀行に開設された被疑者名義の口座へ送金した。

【事例3】

第一種金融商品取引業の登録を受けることなく、店頭デリバティブ取引サイトを運営し、顧客の取引に係る資金をクレジットカード決済により被疑者が管理する外国法人名義の口座に振り込ませた。

図表 58 【国際的な詐欺事件に係るマネー・ローンダリング事例】



イ 疑わしい取引の届出

(ア) 国・地域別の疑わしい取引の届出について

令和4年から令和6年までの間の、外国送金に関する疑わしい取引の通知件数は次のとおりである。

図表 59 【外国送金に関する疑わしい取引の年間通知件数】

順位	送金先(元) 国・地域名	令和4年 (件)	令和5年 (件)	令和6年 (件)	合計 (件)	割合 (%)
1	中国	11,286	13,428	16,040	40,754	30.7
2	香港	3,900	3,355	3,950	11,205	8.4
3	米国	3,866	3,178	3,824	10,868	8.2
4	ベトナム	5,714	2,165	2,345	10,224	7.7
5	フィリピン	2,146	2,354	2,008	6,508	4.9
6	台湾	1,975	1,616	1,768	5,359	4.0
7	シンガポール	1,718	1,383	1,689	4,790	3.6
8	韓国	1,749	1,398	1,547	4,694	3.5
9	イギリス	1,633	1,029	1,241	3,903	2.9
10	アラブ首長国連邦	709	1,414	1,696	3,819	2.9
11	タイ	716	784	862	2,362	1.8
12	ロシア	917	774	655	2,346	1.8
13	オーストラリア	696	604	635	1,935	1.5
14	インドネシア	599	625	631	1,855	1.4
15	カンボジア	637	733	324	1,694	1.3
16	アイルランド	246	411	626	1,283	1.0
17	カナダ	444	327	339	1,110	0.8
18	マレーシア	388	378	293	1,059	0.8
19	トルコ	256	291	373	920	0.7
20	ドイツ	233	217	284	734	0.6
-	上記以外	4,760	4,984	5,770	15,514	11.7
-	合計	44,588	41,448	46,900	132,936	100.0

令和6年の疑わしい取引の通知件数の上位10か国・地域についての主な届出理由は、「経済合理性ない他国から多額送金」、「経済合理性ない他国へ多額送金」及び「虚偽情報提供海外送金」であり、各理由別の件数は次のとおりである。

図表 60【上位理由別件数】

経済合理性ない他国から多額送金			経済合理性ない他国へ多額送金及び虚偽情報提供海外送金		
順位	送金元 国・地域名	件数	順位	送金先 国・地域名	件数
1	中国	13,417	1	中国	1,220
2	香港	3,001	2	アメリカ	720
3	アメリカ	2,336	3	香港	456
4	台湾	1,395	4	フィリピン	360
5	シンガポール	1,267	5	ベトナム	205
6	韓国	1,113	6	韓国	194
7	ベトナム	1,093	7	シンガポール	191
8	アラブ首長国連邦	990	8	台湾	154
9	イギリス	739	9	アラブ首長国連邦	153
10	フィリピン	561	10	イギリス	132

令和6年の疑わしい取引の通知件数の上位5か国についての主な届出理由は次のとおり。

○ 中国

届出の8割以上は、「経済合理性ない他国から多額送金」である。次いで、「経済合理性ない他国へ多額送金」、「虚偽情報提供海外送金」の順である。また、個人名義の口座からの送金が届出の9割以上を占めており、特に「経済合理性ない他国から多額送金」において多い。

○ 香港

届出の主な理由は届出件数が多い順に、「経済合理性ない他国から多額送金」、「経済合理性ない他国へ多額送金」、「虚偽情報提供海外送金」であり、「虚偽情報提供海外送金」においては法人名義の口座からの送金が届出の7割以上と多い。

○ 米国

届出の主な理由は届出件数が多い順に、「経済合理性ない他国から多額送金」、「経済合理性ない他国へ多額送金」、「虚偽情報提供海外送金」であった。

○ ベトナム

届出の主な理由は届出件数が多い順に、「経済合理性ない他国から多額送金」、「真の受益者説明・資料提出拒否」、「経済合理性ない他国へ多額送金」である。また、中国に次いで個人名義の口座の割合が高く、「真の受益者説明・資料提出拒否」においては、大半が個人名義の口座からの送金である。

○ フィリピン

届出の主な理由は届出件数が多い順に、「経済合理性ない他国から多額送金」、「虚偽情報提供海外送金」、「真の受益者説明・資料提出拒否」である。また、「真の受益者説明・資料提出拒否」においては、全て個人名義の口座からの送金である。

(イ) 疑わしい取引の届出理由

外国との取引に関する疑わしい取引の兆候としては、送金目的や原資について合理的な説明がなされないもの、事業内容と無関係な国・地域への送金が反復的に行われているもの、高リスク国や第三国への送金を中継する取引がみられるもの等があった。これらは、犯罪収益の国外移転や、資金の出所・経路の不透明化を意図した取引である可能性を示している。

外国との取引に関する疑わしい取引の届出理由において、適切な対策がとられていない国・地域との取引、多額の現金を原資とする外国送金及び目的や原資について虚偽の疑いがある取引に着目した届出は、次のとおりである。

- ・ 外国からの法人名義口座への輸出代金の送金について、輸出許可通知書の写し等の書類の提出を受けたところ、経由地及び輸出先がマネー・ローンダーリング等の危険度が高い国・地域である。
- ・ 現金の入金等に当たり、原資の調達方法を疎明する資料として支払手段等の携帯輸入申告書のみを提示する。
- ・ 特許料の支払を目的とした外国送金の申込みについて、送金先の本社が、外為取引が制限されている国・地域にある。
- ・ 外国への多額送金について、現金入金を原資としている、「援助金」という詳細が不明な送金目的であるなど、取引の合理性を確認できない。
- ・ 外国からの多額送金について、受領目的を自己資金移動と申告しているものの、電文上の送金目的は市場調査費となっており、相違がみられる。
- ・ 外国にある事業実態が不明な法人名義の口座への複数回にわたる多額送金について、送金目的はソフトウェア料と申告しているものの、送金法人の業種、原資及び過去の取引の態様から合理的であるとの確証が得られない。また、意図的に取引を分割している可能性があるなど、不自然な態様の取引である。

ウ 危険度の低減措置**(ア) 法令上の措置****○ 犯罪収益移転防止法**

- ・ 特定事業者に対し、特定取引^{*1}を行うに際して取引の目的の確認を行う義務を規定
- ・ 為替取引を行う金融機関等に対しては、外国所在為替取引業者とコルレス契約を締結する際に当該取引業者の体制確認等を行う義務、他の金融機関等に外国に向けた支払に係る為替取引を委託する際に当該金融機関等に顧客（送金依頼人）及び支払の相手方に関する情報を通知する義務及び外国の同様の法制度に基づいて外国所在為替取引業者から提供された顧客の本人特定事項等を保存する義務を規定

○ 外為法及び関税法

*1 犯罪収益移転防止法第4条第1項に規定する特定取引をいう。

- ・ キャッシュ・クーリエに関する危険度の低減措置として、100万円（北朝鮮を仕向地とする輸出にあっては、10万円）相当額を超える現金、小切手等の支払手段若しくは証券又は重量が1キログラムを超える貴金属^{*1}を携帯して輸出入する場合、外為法では財務大臣への届出を行う義務を課すとともに、関税法では税関長への申告を行わなければならないことを規定

(1) 所管行政庁の措置

○ 金融庁

- ・ 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」において、コルレス契約締結時に係る「対応が求められる事項」を公表するとともに、預金取扱金融機関向けの監督指針においては、コルレス契約の締結について、監督上の着眼点を規定
- ・ 預金取扱金融機関及び資金移動業者に対して送金取引等に関する調査を実施するなど、外国送金を含む送金取引に重点を置いた監督上の取組を強化

○ 財務省

- ・ 「外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドライン」において、外為法令の遵守を促進するため、必要な態勢の整備等に関する具体的な検査項目等を規定
- ・ 税関において、全国銀行協会等向けに、支払手段の携帯輸出入申告書のみを疎明資料とした、多額の現金の入金や送金の依頼があった場合、慎重な対応をとるよう注意喚起を行う講演を実施するとともに、リーフレットを配布

(ウ) 事業者の措置

特定事業者による危険度の低減措置の例は、次のとおりである。

- ・ 外国為替取引を開始する法人顧客については、その法人を訪問するなどして、事業内容のヒアリング等を実施し、取引開始後は定期的に商流や決算書の内容等を確認
- ・ 現金持込み及び直前にATMで入金を行ったなどの実質的な現金持込みの外国送金取引で、現金取引の合理性がないものを謝絶
- ・ 外国からの送金について、送金目的だけでなく受取人の資金の使用状況を確認し、かい離があれば取引の謝絶や疑わしい取引の届出を実施
- ・ FATF声明で参加国等に対して対抗措置等が要請された国・地域に近接するエリア向けの外国送金取引について、取引時確認を強化
- ・ インターネットバンキングでの外国送金を可能とするサービスを提供する法人については、年次で態勢を確認しサービスの提供継続可否を判断

*1 金の地金のうち、全重量に占める金の含有量が90%以上のもの

エ 危険度の評価

外国との取引は、国・地域による法制度や取引システムの相違、自国の監視・監督が他国に及ばないこと等の構造的な要因により、国内取引と比べて、移転された資金の流れの把握や追跡が困難となる傾向がある。

実際に、外国との取引を通じてマネー・ローンダリングが行われた事例が確認されており、これらの状況を踏まえると、当該取引形態はマネー・ローンダリング等に悪用されるおそれが高い取引形態の一つであり、危険度は高いと評価される。

また、我が国における最近の組織犯罪の動向をみると、匿名・流動型犯罪グループや来日外国人犯罪グループが得た犯罪収益が、外国へ還流される事例も確認されており、外国との取引を通じた不正な資金移転の危険性も認められる。

さらに、FATF勧告の解釈ノートにおいて示されているマネー・ローンダリング等の危険度を高める状況や、実際の事例等を踏まえると、外国との取引のうち、次のような類型の取引は、マネー・ローンダリング等に悪用される可能性が高く、危険度が高いと認められる。

- ・ 適切なマネー・ローンダリング等対策がとられていない国・地域との間で行う取引
- ・ 多額の現金を原資とする外国送金取引（又は受取直後の多額の現金出金）
- ・ 外国送金に際してその目的や原資について顧客が虚偽の疑いがある情報等を提供する取引

【トピック】貿易を利用したマネー・ローンダリングの分析

犯罪収益であることを隠蔽し、貿易取引を利用して価値を移動させることを「Trade-Based Money Laundering」(TBML: 貿易を利用したマネー・ローンダリング)といふ。具体的には、貿易取引において貨物の価格・数量・内容等の輸出入申告事項を偽ることにより犯罪収益を合法な資金に見せ掛け、貿易取引を通じて移転するなどの手口のほか、我が国における最近の傾向として、特殊詐欺の詐取金を物品に換えて輸出し、現地で売却した代金を回収する等の手口がよくみられる。なお、当該物品の例として、一般的に高額な中古自動車、中古ピアノ、貴金属、化粧品及びトレーディングカードのほか、需要があり容易に売却できる日本製の衣類や衛生用品等が考えられる。

ここで中古自動車の事例を示すと図表61のとおりである。

特殊詐欺の被害者から振り込まれた被害金は、被疑者らが管理する複数の銀行口座を経由した後、中古自動車の販売、輸出等を行う事業者(以下「中古自動車販売業者」という。)に中古自動車の対価として入金される。

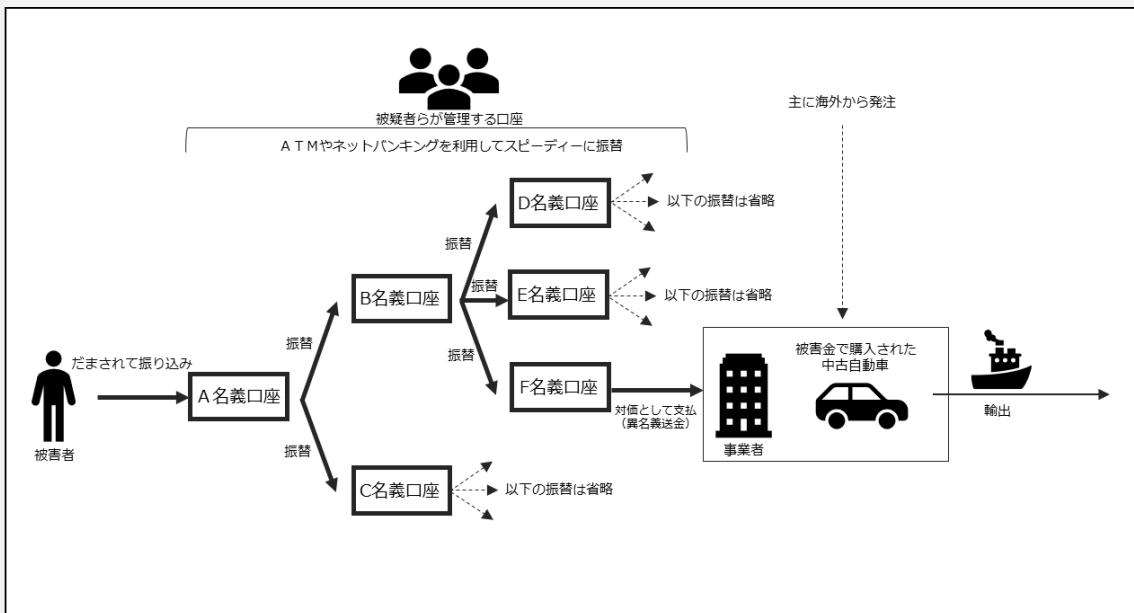
資金の流れを分析したところ、いくつかの特徴が確認された。

1つ目は、高額な被害金が短時間のうちに複数の銀行口座を経由して、中古自動車販売業者に振り込まれること。特殊詐欺の被害から同事業者への入金まで約30分で行われた事例がある(その際は3つの銀行口座を経由した)。

2つ目は、主に外国人名義の銀行口座が利用されており、特にベトナム国籍の割合が比較的高いことである。既に帰国した者の銀行口座が利用された事例もある。また、中古自動車販売業者への入金時、名義を別の外国人名、数字の羅列等に変更することも多くみられる。

以上のように、多数の外国人名義の銀行口座が組織的に管理され、不正な資金移転に利用されている実態に鑑みると、金融機関における更なる厳格な顧客管理はもとより、犯罪収益の追跡検査を行うまでの各種照会の円滑化等、検査機関と金融機関のより機動的な連携が求められるといえる。

図表61【貿易を利用したマネー・ローンダリング】



【トピック】東南アジアを拠点とする国際的な詐欺及びマネー・ローンダリングの脅威等について

国連薬物・犯罪事務所(UNODC)は、令和7年(2025年)4月に公表した報告書「[Infection Point: Global Implications of Scam Centres, Underground Banking and Illicit Online Marketplaces in Southeast Asia](#)」(分岐点:東南アジアに存在する詐欺センター、地下銀行及び違法オンラインマーケットプレイスがもたらす国際的影響)」で、東南アジアに存在する詐欺拠点が、人身取引や強制労働、暗号資産、地下銀行等を組み合わせた構造の下で、400億米ドル規模に上る巨額のマネー・ローンダリング拠点として機能している実態を明らかにしている。

報告書では、以下のように指摘している。

- ・ 東南アジア等の経済特区では、独立・散在する詐欺集団に代わり、サイバー技術等を有する大規模な詐欺集団が勢力を拡大。詐欺拠点を工業団地やカジノ、ホテル等を装って活動している。
- ・ 各国政府の危機意識が高まる中、犯罪組織は脆弱性の高い近隣地域に活動地域を拡大させており、年間数百億ドルの利益を生み出す数百の大規模な詐欺事件が発生している。東アジアと東南アジアの国々は令和5年(2023年)中にサイバー関連詐欺により推定最大370億米ドルを失っており、世界的にはより大きな推定損失が報告されている。
- ・ 東南アジアのオンライン犯罪産業が拡大するにつれ、拠点となる専用のビジネスパークが開発されている。カンボジア、フィリピン、ラオス、ミャンマー及びタイの主要拠点については、近年法執行機関による対応も行われている。
- ・ 東南アジアのオンライン犯罪産業の特徴は、その機動性にある。法執行や紛争を含む外部要因によって、事業と労働者は国内で、又は国境を越えて移動する(報告書では、メコン地域で認知又は報告されている詐欺センターの所在地を掲載)。
- ・ 詐欺拠点の建設といった物理的なインフラ整備にとどまらず、オンラインギャンブルプラットフォームやソフトウェアサービス、テレグラムベースの暗号化されたプラットフォーム等の犯罪インフラの整備も確認されている。
- ・ 特に、カンボジアをルーツとする最近 Haowang と改名された Huione Guarantee は、ユーザー数及び取引量において世界最大級の違法オンライン・マーケットプレイスとして台頭し、東南アジアにおけるサイバー詐欺を推進する重要なインフラとなっている。同プラットフォームとそのベンダーが使用する暗号資産ウォレットは、過去4年間で少なくとも 240 億米ドルを受け取っており、更に 60 億米ドルが主に違法なオンラインギャンブル関連のテレグラムボットを経由しており、マネー・ローンダリングに悪用されている可能性がある^{*1}
- ・ 日本は、東南アジア地域のサイバー関連詐欺とオンラインギャンブル産業の拡大から深い影響を受けており、両者の間で資金が不正に出入りしている。
- ・ 近年、世界中の法執行機関が、アジアのマネー・ローンダリング組織と、南米の麻薬カルテル、イタリア・アイルランドのマフィアといった世界中の犯罪集団との間で、協力関係、パートナーシップ及び相乗効果が拡大していると指摘している。ミラー取引^{*2}、国際的なマネー・ミュール^{*3}、いわゆるモーター・ケイドのネットワーク^{*4}(組織的なマネー・ミュールのネットワーク)、カジノ・ジャンケット^{*5}、オンラインギャンブルを利用したもの等、中国やその他のアジアの犯罪ネットワークによるマネー・ローンダリング手法の多様化が進んでいる。

*1 令和6年3月、カンボジア国立銀行は Huione Pay の銀行ライセンスを剥奪した。また、同年5月、米国財務省金融犯罪取締ネットワーク局(FinCen)は Huione Group 及びその関連企業を「主要なマネー・ローンダリングの懸念のある金融機関(Financial institution of primary money laundering concern)」に指定した。

*2 ある国・地域において金融商品を売却するのとほぼ同時に、他の国・地域において同数の金融商品を購入するなどして、表面的には直接の資金移動を伴わずに価値を移転する行為。

*3 他者のために犯罪収益を移転する者をいう。多くの場合には報酬を受け取るが、当該資金が犯罪収益であることを認識していない場合もある。

*4 連続的又は組織的に犯罪収益を移転する複数のマネー・ミュールの連鎖構造をいう。犯罪収益の移転に当たって他の犯罪組織と協力することで、捜査を妨害する目的を有する。

*5 プレーヤーをカジノへと誘導する代理人。

2 国・地域と危険度

FATF勧告の解釈ノートにおけるマネー・ローンダリング等の危険度を高める状況の例（「相互審査、詳細な評価報告書、公表されたフォローアップ報告書等の信頼のできる情報源により、適切なマネー・ローンダリング等対策がとられていないとされた国」）等を参考にして、取引の危険度に影響を与える国・地域として注意をするものを特定し、危険度を高める要因及び危険度の低減措置の観点から分析し、評価を行った。

(1) 危険度を高める要因

FATFは、マネー・ローンダリング等への対策上の欠陥があり、当該欠陥への対応に顕著な進展がみられず、又は欠陥に対処するために策定したアクションプランに沿った取組がみられない国・地域を特定した上で、FATF声明により、当該欠陥に関連する危険に留意してマネー・ローンダリング等への対策を講ずるよう参加国・地域に要請し、かつ全ての国・地域に強く求めている。行動要請対象の高リスク国・地域^{*1}は、いわゆるブラックリストとして公表されている。

なお、FATF声明は、4か月に1回（通常2月、6月及び10月）開催されるFATF全体会合において採択されるものであり、公表される国・地域名は、その都度変わり得ることから、特定事業者は継続的に注意を払う必要がある。

ア 北朝鮮

FATFは、平成23年（2011年）2月から継続して、北朝鮮から生じる継続的かつ重大なマネー・ローンダリング等の危険から国際金融システムを保護するため、対抗措置の適用を参加国・地域に要請し、かつ、全ての国・地域に強く求めている。

イ イラン

FATFは、平成21年（2009年）2月から継続してイランへの対抗措置の適用を参加国・地域に要請し、かつ、全ての国・地域に対して強く求めていたが、平成28年（2016年）6月、イランによる対応を評価して12か月間対抗措置を停止した。その後、平成29年（2017年）6月には、対抗措置の停止を継続してイランによる対応の進捗を監視するとした上で、イランから生じる危険に見合った厳格な顧客管理措置を適用するよう要請した。同要請に加え、令和元年（2019年）10月には、FATF勧告（勧告19）に基づき、イランに本拠を置く金融機関の支店・子会社に対する監督の強化、金融機関によるイラン関連の取引に係る報告体制又は体系的な報告の導入及び金融グループに対するイランに所在する全ての支店・子会社への外部監査の強化を要請した。そして、令和2年（2020年）2月からは、イランが国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約及びテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約を締結するための国内担保法をFATF基準に沿って整備していないことに鑑み、イランへの対

*1 行動要請対象の高リスク国・地域(High-Risk Jurisdictions subject to a Call for Action)とは、マネー・ローンダリング等及び拡散金融に係る対策の体制に重大な戦略上の欠陥を有する国・地域としてFATF声明により公表されている国・地域をいう。

抗措置の一時停止を完全に解除し、対抗措置を適用することを要請している。

ウ ミャンマー

FATFは、令和4年（2022年）10月以来、ミャンマーがマネー・ローンダーリング等への対策上、重大な欠陥への対処が進展していないこと等を踏まえ、ミャンマーから生ずるリスクに見合った厳格な顧客管理措置を適用することを参加国・地域に要請し、かつ、全ての国・地域に対して強く求めている。

（2）危険度の低減措置

犯罪収益移転防止法及び犯収法施行令は、イラン及び北朝鮮を犯罪収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国・地域（以下「特定国等」という。）と規定した上で、特定事業者に対して、特定国等に居住し、又は所在する顧客等との特定取引や、特定国等に居住し、又は所在する者に対する財産の移転を伴う特定取引を、厳格な取引時確認の対象とし、本人特定事項等の確認のほか、当該取引が200万円を超える財産の移転を伴う場合には、資産・収入の状況の確認を義務付けている。

また、ミャンマーとの取引は、犯収法規則における「犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して犯罪による収益の移転の危険性の程度が高いと認められるもの」に該当することから、同規則に基づき、特定事業者に対して、他の顧客との間で通常行う取引の態様との比較や顧客等又は代表者等に対する質問その他当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認するために必要な調査を行った上で、統括管理者等に疑わしい点があるか確認させる厳格な顧客管理を行うことを求めている。

所管行政庁は、特定事業者に対してFATF声明を周知するとともに、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認、疑わしい取引の届出及び外国為替取引に係る通知を行う義務の履行の徹底について要請している。

金融庁が策定している監督指針においては、疑わしい取引の届出のための態勢整備に当たって、調査書の内容を勘案の上、国籍（例：FATFがマネー・ローンダーリング等対策に非協力的な国・地域として公表しているもの）等に照らした取引金額、回数等の取引態様その他の事情の考慮が十分に行われているかという点を監督上の着眼点の一つとして定めている。

（3）危険度の評価

外国との取引は、上記のとおり、マネー・ローンダーリング等に悪用される危険性があると認められるが、FATF声明を踏まえれば、イラン及び北朝鮮との取引は、その危険度が特に高いと評価される。

また、令和4年（2022年）10月の声明で行動要請対象の高リスク国・地域として新たに追加されたミャンマーとの取引も、危険度が高いと評価される^{*1}。

もっとも、FATFは、マネー・ローンダーリング等への対策に重大な欠陥を有し、かつ、それに対処するためのアクションプランを策定した国・地域について、マネー・ローンダーリング等対策の改善のためにFATFの監視プロセス下に指定され

*1 財務省ウェブサイト(https://www.mof.go.jp/international_policy/convention/fatf/index.html)参照

た国・地域（Jurisdictions under Increased Monitoring）として公表した上で、当該国・地域に対し、提案された期間内における迅速なアクションプランの履行を要請している。このことから、当該国・地域との取引で、FATFが指摘する欠陥が是正されるまでの間になされるものは、危険性があると認められる。

なお、危険性が認められる国・地域との直接の取引以外でも、近隣の国・地域等を経由して最終的にはこれらの国・地域に送金するなどの悪質かつ巧妙な手口もあるため、そのような危険性を踏まえて取引時確認等の措置を的確に行う必要がある。

【トピック】FATF声明で参加国等に対して対抗措置等が要請された国・地域及びマネー・ローンダーリング等対策の改善のためにFATFの監視プロセス下に指定された国・地域の推移

危険度を高める要因としての国・地域は、FATF声明に応じて変化する。そのため、FATF声明及びFATF会合の結果に留意する必要がある。以下は、令和5年(2023年)1月から令和7年(2025年)10月までに公表された、FATF声明で参加国等に対して対抗措置等が要請された国・地域及びマネー・ローンダーリング等対策の改善のためにFATFの監視プロセス下に指定された国・地域について、当該指定等が決定された時期を一覧にしたものである。

なお、令和7年(2025年)10月におけるFATF全体会合時点での公表された国・地域を図表62に、過去に公表されていた国・地域を図表63に、それぞれアルファベット順で記載している。

図表 62【FATF声明で参加国等に対して対抗措置等が要請された国・地域】

凡例: ●は参加国等に対して対抗措置が要請されたことを、◎は参加国等に対してリスクに見合った厳格な顧客管理が要請されたことを示す。

国・地域／時期	2023年			2024年			2025年		
	2月	6月	10月	2月	6月	10月	2月	6月	10月
イラン	●	●	●	●	●	●	●	●	●
北朝鮮	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ミャンマー	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

図表 63【マネー・ローンダーリング等対策の改善のためにFATFの監視プロセス下に指定された国・地域】

凡例: ○はマネー・ローンダーリング等対策の改善のため、FATFの監視プロセス下に指定されたことを示す。

国・地域／時期	2023年			2024年			2025年		
	2月	6月	10月	2月	6月	10月	2月	6月	10月
アルジェリア						○	○	○	○
アンゴラ					○	○	○	○	○
ボリビア							○	○	○
ブルガリア			○	○	○	○	○	○	○
カメルーン	○	○	○	○	○	○	○	○	○
コートジボワール					○	○	○	○	○
コンゴ民主共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ハイチ	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ケニア			○	○	○	○	○	○	○
ラオス						○	○	○	○
レバノン					○	○	○	○	○
モナコ				○	○	○	○	○	○
ナミビア			○	○	○	○	○	○	○
ネパール						○	○	○	○
南スудан	○	○	○	○	○	○	○	○	○
シリア	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ベネズエラ				○	○	○	○	○	○
ベトナム		○	○	○	○	○	○	○	○
バージン諸島							○	○	○
イエメン	○	○	○	○	○	○	○	○	○
アルバニア	○	○							
バルバドス	○	○	○						
ブルキナファソ	○	○	○	○	○	○	○	○	○
クロアチア		○	○	○	○	○	○		
ケイマン諸島	○	○							
ジブラルタル	○	○	○						
ジャマイカ	○	○	○	○					
ヨルダン	○	○							

マリ	○	○	○	○	○	○	○		
モザンビーク	○	○	○	○	○	○	○	○	
ナイジェリア	○	○	○	○	○	○	○	○	
パナマ	○	○							
フィリピン	○	○	○	○	○	○			
セネガル	○	○	○	○	○				
南アフリカ	○	○	○	○	○	○	○	○	
タンザニア	○	○	○	○	○	○	○		
トルコ	○	○	○	○					
ウガンダ	○	○	○						
アラブ首長国連邦	○	○	○						

※ 各国の状況については、FATF 声明の原文「Jurisdictions under Increased Monitoring-24 October 2025」(<https://www.fatf-gafi.org/content/fatf-gafi/en/publications/High-risk-and-other-monitored-jurisdictions/increased-monitoring-october-2025.html>) 参照

【FATFのメンバーシップが停止された国・地域】

FATFは、ウクライナに対するロシアの侵略を強く非難するとしつつ、令和5年(2023年)2月のFATF全体会合において、ロシアの行動は世界的な金融システムの安全・安定・完全性を促進することを目的とするFATFの基本原則に容認できない程度に反し、国際協力と相互尊重へのコミットメントへの重大な違反を示しているとして、ロシアのFATFのメンバーシップ^{*1}を停止することを決定した。一方、ロシアは、FATF基準を履行する義務について引き続き責任を有し、ユーラシアグループ(EAG)のメンバーとして活動し続け、EAGメンバーとしての権利を保持し続けるとしている。

我が国は、ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、国際的な平和及び安全の維持を図るとともに、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容等を踏まえ、令和4年2月26日付けで閣議了解「「ドネツク人民共和国」(自称)及び「ルハンスク人民共和国」(自称)関係者並びにロシア連邦の特定銀行に対する資産凍結等の措置、両「共和国」(自称)との間の輸出入の禁止措置、ロシア連邦の政府その他政府機関等による新規の証券の発行・流通等の禁止措置、特定銀行による我が国における証券の発行等の禁止措置並びに国際輸出管理レジームの対象品目のロシア連邦向け輸出の禁止等に関する措置について」を行い、外為法による資産凍結等の措置を実施した。その後もG7をはじめとする国際社会と緊密に連携し、追加の金融措置及び貿易措置を継続して実施している。

*1 令和7年6月現在、FATFには我が国を含む38の国・地域及び2地域機関が参加している(ロシアを含む)。ロシアは、メンバーシップの停止によりFATF会合における議論と意思決定に参加する機会等を失っている。

3 顧客の属性と危険度

取引の危険度に影響を与える顧客の属性について、

- ・ 暴力団構成員等によるマネー・ローンダリング事犯検挙事例の存在等
- ・ F A T F 勧告の解釈ノートにおけるマネー・ローンダリング等の危険度を高める状況の例（「顧客が非居住者である」、「会社の支配構造が異常又は過度に複雑である」等）
- ・ F A T F の第3次対日相互審査での指摘（「顧客が外国の重要な公的地位を有する者である場合には、通常の顧客管理措置に加えて、一定の措置を実施すべき」、「写真が付いていない書類を取引時確認に用いる場合は、二次的な補完措置をとること」等^{*1}）

を踏まえ、次のとおり特定し、危険度を高める要因、危険度の低減措置等の観点から分析した上で、評価を行った。

顧客の属性	
マネー・ローンダリングを行おうとする者	暴力団 ^{*2}
顧客管理が困難である者	非居住者 外国の重要な公的地位を有する者 法人（実質的支配者が不透明な法人等）

(1) 暴力団

暴力団は、財産的利益の獲得を目的として、集団的又は常習的に犯罪を実行する、我が国における代表的な犯罪組織である。

その規模は多様であり、全国各地に様々な暴力団が存在している。令和7年6月1日現在、暴力団対策法の規定に基づき、25団体が指定暴力団として指定されている。

なお、令和6年末現在における暴力団構成員等の総数は約1万8,800人^{*3}であり、うち構成員が約9,900人、準構成員等^{*4}が約8,900人を占めている。この総数は、平成17年以降連続して減少しており、暴力団対策法が施行された平成4年以降最少となった。この背景としては、全国警察による集中的な取締りや、暴力団排

*1 平成26年の犯罪収益移転防止法の改正並びにこれに伴う犯収法施行令及び犯収法規則の改正(平成28年10月施行)により、現在、写真付きでない本人確認書類を用いる場合の危険度は低下したと認められるものの、写真付きでない本人確認書類は、写真付き本人確認書類に比べ、その同一性の証明力が劣ることに変わりはないこと等を踏まえると、特定事業者においては、犯罪収益移転防止法上の取引時確認方法を遵守するとともに、顧客が意図的に写真付き本人確認書類の提示を拒む場合等については、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があるものとして、引き続き注意を払う必要がある。

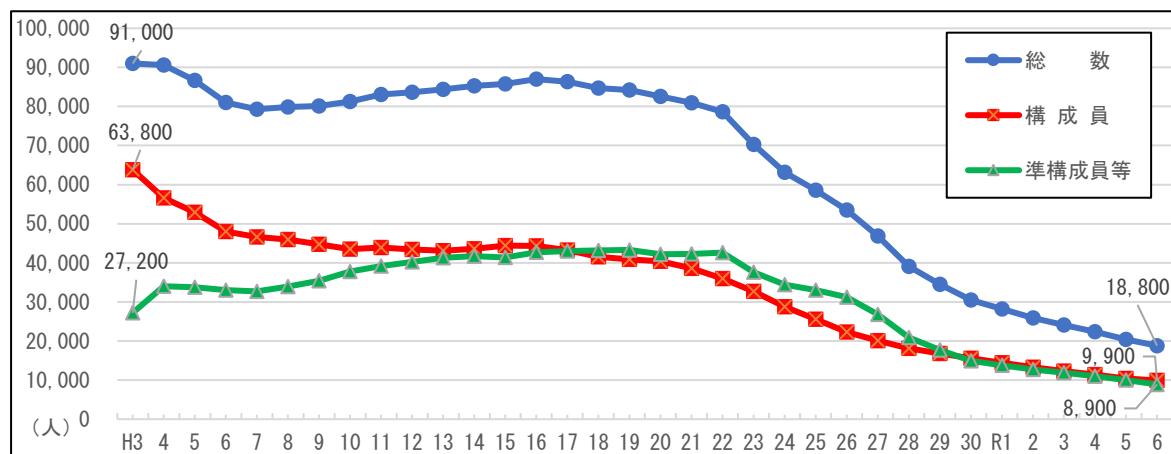
*2 我が国においてマネー・ローンダリングを行う主な主体については、第3章で分析を行っており、「匿名・流動型犯罪グループ」、「暴力団」及び「来日外国人犯罪グループ」を特定している。本章では、このうち、特定事業者にとって属性を捉えての対策が主である暴力団について、分析を行った。本章で記載のない「匿名・流動型犯罪グループ」や「来日外国人犯罪グループ」についても、資金獲得活動や特定事業者の提供する商品・サービスの悪用事例に着目したリスク低減措置を行うことは重要である。

*3 暴力団構成員等の数は概数である。

*4 暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するもの。

除活動の進展により構成員の離脱が進んだこと等が考えられる。

図表 64【暴力団構成員等の推移】



その一方で、暴力団と強い結び付きがありながら正式に組織に所属しない者が増加しているとみられるほか、暴力団の周辺にある者の活動や暴力団との関係性も多様化している状況にある。

このほか、暴力団のような明確な組織構造は有しないものの、これに属する者が集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行っている集団を準暴力団と位置付けている。また、近年、準暴力団に加えて、新たな特徴を有する犯罪集団が台頭し、治安対策上の脅威となっている。警察では、準暴力団を含むこれらのグループを「匿名・流動型犯罪グループ^{*1}」と位置付け、戦略的な実態解明・取締りを推進している。匿名・流動型犯罪グループの中には、資金の一部が暴力団に流れているとみられるものや、暴力団構成員をグループの首領やメンバーとしているもの及び暴力団構成員と共に謀して犯罪を行っているものも確認されている。

ア 危険度を高める要因

(ア) マネー・ローンダリング等に悪用される固有の危険性

暴力団は、覚醒剤の密売、賭博、繁華街における飲食店等からのみかじめ料の徴収、企業や行政機関等を対象とした恐喝・強要のほか、強盗、窃盗、特殊詐欺、各種公的給付制度を悪用した詐欺、金地金の密輸事犯等、時代の変化に応じて多様な資金獲得犯罪を行っている。また、暴力団は、実質的にその経営に関与している暴力団関係企業を利用し、又は共生者^{*2}と結託するなどして、その実態を隠蔽しながら、一般の経済取引を装った資金獲得犯罪を実行するなどしており、暴力団の資金獲得活動は巧妙化・不透明化している。獲得した資金については、追跡を困難にさせるほか、課税、没収等の対象となったり、獲得した資金に起因して検挙されたりする事態を回避することを目的として、マネー・ローンダリングを行い、個別の資金獲得活動とその成果である資金と

*1 匿名・流動型犯罪グループの実態等については、本調査書「第3 マネー・ローンダリング事犯等の分析」「1 主体」「(1) 匿名・流動型犯罪グループ」に記載している。

*2 暴力団に利益を供与することにより、暴力団の威力、情報力、資金力等を利用し自らの利益拡大を図る者をいう。

の関係を不透明化している実態がある。こうした犯罪収益は、組織の維持・強化のための活動資金や、武器の調達資金として利用されるほか、合法的な経済活動へ介入するためにも使用されており、社会・経済の健全性に対する重大な脅威となっている。

令和6年末現在、暴力団構成員等の総数は減少傾向にある中、令和6年の暴力団構成員等が関与するマネー・ローンダリング事犯の検挙事件数は前年と比較して増加している。また、暴力団と匿名・流動型犯罪グループが結託し、暴力団対策法や暴力団排除条例等による規制を回避しながら資金を獲得している状況も確認されており、マネー・ローンダリングは、暴力団構成員等にとって、引き続き、捜査機関等による資金の追跡を困難にさせる手段として不可欠であることがうかがわれる。

(1) 事例

暴力団構成員等が関与したマネー・ローンダリングの主な事例は、本調査書中「第3 マネー・ローンダリング事犯等の分析」「1 主体」「(2) 暴力団」に記載している。

イ 疑わしい取引の届出

令和4年から令和6年までの間における疑わしい取引の届出件数は 214 万1,107 件であり、このうち、暴力団に係る届出は 16 万 4,086 件で、全体の 7.7% を占めている。

ウ 危険度の低減措置

暴力団等^{*1}との関係遮断に向けた取組を推進するため、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）が策定されている。

上記指針を踏まえて、金融庁が策定している監督指針等において、預金取扱金融機関等に対し、①組織としての対応、②反社会的勢力対応部署による一元的な管理態勢の構築、③適切な事前審査の実施、④適切な事後検証の実施、⑤反社会的勢力との取引解消に向けた取組、⑥反社会的勢力による不当要求への対処、及び⑦株主情報の管理を求めている。

また、預金取扱金融機関等は、取引約款等に暴力団排除条項を導入し、取引の相手方が暴力団等であることが判明した場合には、当該条項に基づいて取引関係を解消する取組を進めている。一般的な実務上の対応としては、取引の相手方が暴力団等であることが判明した場合等には、犯罪収益移転防止法に基づく疑わしい取引の届出の要否を検討することとされている。

特定事業者の中には、取引開始時及び取引開始後に定期的に国内外のデータベース等を用いて、自社の顧客のスクリーニングを行い、取引の相手方が暴力団等に該当することが判明した場合、疑わしい取引の届出を行っているものもある。

*1 暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等が挙げられる。

なお、警察庁は、銀行の融資取引からの暴力団排除を徹底するため、平成30年1月から、銀行に対する新規の個人向け融資取引の申込者等について、銀行からの預金保険機構を介した暴力団情報の照会に応じるシステムの運用を開始している。

エ 危険度の評価

暴力団は、財産的利益の獲得を目的として、様々な犯罪を実行しているほか、企業活動を仮装・悪用した資金獲得活動を行っている。このような犯罪行為や資金獲得活動により得た資金の出所を不透明にするマネー・ローンダリングは、暴力団にとって不可欠な手段であり、実際に暴力団によって行われている実態が確認されている。このことから、暴力団との取引は危険度が高いと評価される。

近年では、暴力団が組織実態を隠蔽しつつ、一般社会で資金獲得活動を活発化させているほか、匿名・流動型犯罪グループが暴力団と共に共存共栄しながら、特殊詐欺等の違法な資金獲得活動を行う実態も確認されている。こうした状況を踏まえると、取引に際しては、表面的な取引相手にとどまらず、実質的な取引の相手方についても十分な確認を行う必要がある。

(2) 非居住者

ア 危険度を高める要因

FATF勧告の解釈ノートでは、マネー・ローンダリング等の危険度を高める状況の例として、「顧客が非居住者である」ことを挙げている。

特定事業者においては、日本国内に住所を有していない外国人等の非居住者との取引が発生し得るが、一般的に非居住者の本人特定事項や資産・収入の確認等の顧客管理措置は、居住者に比べて制約的となる傾向がある。特に、相手方と対面することなく取引が行われる場合には、特定事業者は、顧客等の本人確認書類を直接に確認することができない。また、本人確認書類又は補完書類が外国政府等により発行されたものである場合、当該書類の真偽を適切に判断するために必要な知見を有していない事業者も存在する。このため、居住者との取引と比較して、本人特定事項を偽った顧客と取引するおそれが高くなると考えられる。

イ 危険度の低減措置

金融庁が策定する監督指針においては、特定事業者に対し、疑わしい取引の届出を行うに当たり、顧客の属性、取引時の状況等を総合的に勘案して適切に検討・判断を行う態勢を整備することを求めている。

また、特定事業者においては、非居住者向けの口座開設や取引について、居住者と比較して利用条件を厳格に設定するなど、取引時確認や取引モニタリングの観点から、一定の危険度の低減措置が講じられている。

ウ 危険度の評価

非居住者との取引は、居住者との取引に比べて、特定事業者による継続的な顧客管理の手段が制限されやすく、また、非対面での取引や外国政府等が発行する本人確認書類等が用いられる場合は、匿名性が高まり、マネー・ローンダリング等が行われた場合に資金の追跡が一層困難となる。

一方で、我が国においては、非居住者向けの口座開設や取引に関し、居住者と比較して、リスクに応じた慎重な取扱いが求められているため、この点が一定程度危険度の低減に寄与している側面がある。

これらを踏まえると、非居住者との取引は、条件によって危険度に差が生じるもの、総じて危険度は高いと評価される。

(3) 外国の重要な公的地位を有する者

ア 危険度を高める要因

外国の重要な公的地位を有する者（外国 P E P s：国家元首、高位の政治家、政府高官、司法当局者、軍当局者等）は、マネー・ローンダリング等に悪用し得る地位や影響力を有するほか、非居住者であったり、居住者であっても主たる資産や収入源が国外にあつたりすることから、外国の重要な公的地位を有する者との取引は、特定事業者による顧客等の本人特定事項等の確認及び資産の性格・移動状況の把握が制限されてしまう性質を有する。また、汚職対策に関する規制は、国・地域により異なる。

FATFは、特定事業者に対し、顧客等が外国の重要な公的地位を有する者に該当するか否かを判断し、該当する場合には、資産・収入の確認を含む厳格な顧客管理措置を講じることを求めている。また、平成25年（2013年）1月には、重要な公的地位を有する者に関するガイドラインを策定し、重要な公的地位を有する者は、その立場ゆえにマネー・ローンダリング等や、公金横領・収賄を含む前提犯罪を実行する潜在的なおそれがあるとして、個々の者の事情にかかわらず、そのような者との取引は、常に危険度の高いものとして取り扱わなければならぬなどの認識を示した。

公務員に係る贈収賄、公務員による財産の横領等汚職に関する問題は、全ての社会及び経済に影響を及ぼすものであり、汚職行為を効果的に防止するためには国際協力を含む包括的かつ総合的な取組が必要であるとの認識が国際社会において共有されており、外国公務員が汚職行為により得た収益の移転防止のための対策が求められている。平成9年（1997年）には、外国公務員贈賄等による不公正な競争の防止のため、経済協力開発機構（OECD）において外国公務員贈賄防止条約が採択された。我が国においても、平成10年、不正競争防止法（平成5年法律第47号）の改正法が公布され、外国公務員等に対する不正の利益の供与等の罪が導入された（平成11年2月施行）。

なお、現在（令和7年10月現在）までのところ、我が国において、外国の重要な公的地位を有する者がマネー・ローンダリング等に関与した具体的な事例は認められていない。しかし、近年の不正競争防止法違反として、以下のような外国公務員への不正な利益供与事例がある。

- ・ 日本企業の現地子会社の会社員が、外国政府高官にゴルフクラブセット等を賄賂として供与した。
- ・ 日本企業の会社員が、外国における政府開発援助（ODA）事業において、道路建設工事受注の謝礼として、外国公務員に現金を供与した。
- ・ 日本企業の現地子会社の会社員が、違法操業の黙認を得るため、外国税関の公務員に現金等を供与した。
- ・ 日本企業の会社員が、ODAにおいて、鉄道建設事業のコンサルタント契約締結を有利に進めるため、外国公務員に現金を供与した。

(3) 外国の重要な公的地位を有する者

- ・ 日本企業の元取締役等が、火力発電所の建設事業に関連して、許可条件違反の默認の対価として、外国公務員に現金を供与した。
- ・ 日本企業の現地法人元社長が、通関違反をめぐる追徴課税及び罰金の減額の謝礼として、外国税関の公務員に、現金を供与した。
- ・ 日本在住の外国人が、在留資格申請及び婚姻届の提出に必要な書類の交付の対価として、在日総領事館の領事に現金を供与した。
- ・ 日本企業の役員が、罰金や追徴課税の減免等の見返りに外国公務員に現金を供与した。

イ 危険度の低減措置

犯罪収益移転防止法、犯収法施行令及び犯収法規則は、特定事業者に対し、

- ① : 外国の元首及び外国の政府等において重要な地位を占める者並びにこれらの者であった者
- ② : ①の家族
- ③ : ①又は②が実質的支配者である法人

との間で特定取引を行う際には、本人特定事項等のほか、当該取引が 200 万円を超える財産の移転を伴う場合には、資産・収入の状況の確認を行う厳格な取引時確認を義務付けている。

また、金融庁が策定している監督指針においては、犯収法施行令及び犯収法規則に規定された外国の元首等の顧客等との取引を行う場合に、適正に取引時確認を行う態勢が整備されているかという点を、監督上の着眼点の一つとして定めている。

これらの措置により、外国の重要な公的地位を有する者との取引においても、マネー・ローンダリング等のリスクの適切な管理が図られている。

ウ 危険度の評価

外国の重要な公的地位を有する者が、マネー・ローンダリング等に悪用し得る地位や影響力を有していること、本人特定事項等や資産の性格・移動状況の把握が制限されやすいこと、汚職対策に関する国ごとの取組に差があること等から、外国の重要な公的地位を有する者との取引は危険度が高いと評価される。

(4) 法人（実質的支配者が不透明な法人等）

(4) 法人（実質的支配者が不透明な法人等）

FATFは、平成30年（2018年）に公表したレポート^{*1}において、「近年の経済・金融サービスのグローバル化の進展は、犯罪者が犯罪収益の流れや犯罪性を隠匿するために、会社やビジネスの構造を悪用する機会にもなっており、例えば、会社による貿易取引を仮装して違法な収益を隠匿したり、実体のない又は実態の不透明な法人やノミニ一制度、法人等のためにサービスを行う事業者等を悪用するなどして、犯罪者の活動の真の目的や実質的支配者を隠匿したりしている」等と指摘している。

また、FATF勧告（勧告24等）では、各国に次のことを求めている。

- 顧客が法人である場合には、事業者が常に実質的支配者である自然人にまで遡って取引時確認を行うこととすること。
- 法人の実質的支配者を明らかにするような仕組みを作るとともに、権限ある当局が、適時に、法人の実質的支配者に係る情報を確認できるようにすること。
- 事業者による当該情報へのアクセスを促進するための措置を検討すること。
- 法人に関するマネー・ローンダリング等のリスクを評価すること。

ア 危険度を高める要因

(ア) 我が国の制度

我が国における法人には、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社等があり、これらの企業活動を行う全ての法人は商業登記法（昭和38年法律第125号）等に基づき登記を行うことで法人格を取得する。法人の設立手続や登記事項は、法人形態によって異なる。（図表65、66及び67参照）。

なお、我が国においては、法人の役員や株主を第三者名義で登記することができるノミニ一制度は存在しておらず、登記上の代表者や役員には、本人の氏名を用いて登記することとされている。そのため、法人の所有構造や役員情報が秘匿されることとは、他国と比較して生じにくい制度となっている。

図表65【日本国内における主な形態別法人数】

年度区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
株式会社(社)	2,612,677	2,691,378	2,659,393
合名会社(社)	3,325	3,068	3,039
合資会社(社)	12,482	12,290	11,741
合同会社(社)	160,132	184,719	202,723
その他(社)	75,770	22,798	79,821
合 計(社)	2,864,386	2,914,253	2,956,717

注1：国税庁の「会社標本調査」による。

2：法人数は、単体法人、連結法人及び通算法人の合計数である。

3：休業・清算中の法人及び一般社団・財団法人等は含まれていない。

4：その他は、協業組合、特定目的会社、企業組合、相互会社及び医療法人である。

*1 [Concealment of Beneficial Ownership \(July 2018\)「実質的支配者情報の隠匿」](#)

(4) 法人（実質的支配者が不透明な法人等）

図表 66【主な法人形態ごとの設立登記数】

年区分	令和4年	令和5年	令和6年
株式会社(社)	92,371	100,669	98,671
合名会社(社)	20	15	11
合資会社(社)	30	17	19
合同会社(社)	37,127	40,751	41,774
合計(社)	129,548	141,452	140,475

注：法務省の統計による。

図表 67【主な法人形態ごとの設立手続・要件等】

	株式会社	持分会社		
		合名会社	合資会社	合同会社
出資者	株主	社員		
必要な出資者	1名以上	1名以上（無限責任社員）	それぞれ1名以上（無限責任社員、有限責任社員）	1名以上（有限責任社員）
出資者の責任の範囲	有限責任	無限責任	無限責任、有限責任	有限責任
経営の主体	取締役	業務執行社員		
会社の代表者	代表取締役	代表社員		
所有と経営	所有と経営が分離	所有と経営が一致		
定款認証	必要	不要		
定款認証費用	5万円以下	不要		
登録免許税	資本金の額の1,000分の7の額。ただし、この額が15万円に満たない場合は15万円	6万円		資本金の額の1,000分の7の額。ただし、この額が6万円に満たない場合は6万円
定款の収入印紙代（紙媒体の場合）	4万円			
出資額と資本金の額	資本金の組入が必要。ただし、1/2を超えない額は資本準備金として計上することが可能	全額を資本余剰金として計上することが可能		
現物出資に係る検査役の調査	原則必要	不要		
決算公告	必要	不要		
利益・損益分配	原則として出資比率により分配	定款の定めがない場合は、各社員の出資の価額に応じて分配		
最高意思決定機関	株主総会	総社員の同意		
定款変更	株主総会の特別決議	総社員の同意		
役員の任期	原則2年。ただし、非公開会社では最長10年	なし		
株式（持ち株の譲渡）	原則自由。ただし、一定の方法による譲渡制限が認められる。	他の社員全員の承諾		

(イ) マネー・ローンダーリング等に悪用される固有の危険性

法人は、自然人とは異なる独立した財産権の帰属主体であり、自然人とは異なる法人固有の特性と、そこから派生するマネー・ローンダーリング等対策上の脆弱性があると考えられる。

法人固有の特性	
構造上の特性	<ul style="list-style-type: none"> 自然人は、その有する財産を法人の財産とすることで、他の自然人の協力を得なくとも財産の帰属主体を変更することが可能。 法人は、一般に、その財産に対する権利・支配関係が複雑であり、会社であれば、株主、取締役、執行役、更には債権者が存在

(4) 法人（実質的支配者が不透明な法人等）

	するなど、会社財産に対して複数の者がそれぞれ異なる立場で権利等を有する。
取引上の特性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人格を有することで取引における信頼性を享受し得る。 ・ 事業の名目で多額の財産の移動を頻繁に行うことができる。 ・ 個人と比べて取引停止による影響が大きい。
会社形態別の特性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人設立に際して必要となる定款の作成について、株式会社の場合には公証人による認証が必要であるが、持分会社の場合は不要である。 ・ 株式会社設立に際しては、実質的支配者の確認が必要であるが、持分会社設立に際しては不要である。 ・ 株式会社は、設立手続等が厳格であり、一般的な信用が高く、株式の譲渡がしやすい。 ・ 持分会社は、設立手続等が総じて簡易であって、維持コストが安価である。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ いわゆる「住所貸し」といわれる事業上の住所や設備、通信手段及び管理上の住所を提供するレンタルオフィス・バーチャルオフィス事業者が存在し、その中には郵便物受取サービス、電話受付代行、電話転送サービス等の附帯サービスを提供している事業者もある。 ・ 外国法人や非居住者に対して低い税率で金融サービスを提供する、いわゆるオフショア金融センターと呼ばれる国・地域があり、それらの国・地域は、金融規制が緩く、様々な投資スキームが組成しやすいといわれている。 ・ プライバシー保護を目的として法人の役員や株主を第三者名義で登記できるノミニ一制度が採用されている国・地域もある。
マネー・ローンダリング等対策上の脆弱性	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 財産を法人へ流入させれば、法人特有の複雑な権利・支配関係の下に当該財産を置くことになり、その帰属主体が不明確になり、犯罪収益の追跡が困難となる。 ・ 合法的な事業収益に犯罪収益等を混在させることで、違法な収益の出所を不透明にすることができます。 ・ レンタルオフィス等のサービスを利用することにより、実際には占有していない場所の住所や電話番号を自己のものとして外部に表示することができるほか、法人登記を用い、事業の信用、業務規模等に関し架空の又は誇張された外観を作出することができる。 ・ オフショア金融センターとされる国・地域において、実体のない法人が設立され、当該法人が犯罪収益の隠匿等に悪用される危険性がある。 	

マネー・ローンダリング等を企図する者は、このような法人の特性を悪用し、法人の複雑な権利・支配関係を隠れ蓑^{みの}にしたり、取締役等に自己の影響力が及ぶ第三者を充てたりするなどし、外形的には自己と法人との関わりを不透明にしつつ、実質的に法人及びその財産を支配するなどして、マネー・ローンダリング等を行おうとする。

(ウ) 事例

法人の悪用に係る事例としては、実体のない法人を新たに設立して法人名義の口座を取得し、短期間で資金の入出金を行う例や、休眠法人や法人名義の口

(4) 法人（実質的支配者が不透明な法人等）

座を買い取って利用する例が確認されている。また、合法的な事業を営む法人の収益に犯罪収益を混在させる方法や、決済代行・収納代行業者を通じて資金の移転を請け負う形でマネー・ローンダリングが行われる例もある。こうした手法を通じて還流していた資金には、特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺、オンラインカジノの利用等に関する犯罪収益等が含まれている。これらの事例は、法人の設立や口座の管理が実際には別人によって行われていることや、法人の活動内容や資金の流れが不明確であることが、マネー・ローンダリングのリスク要因となり得ることを示している。

実態が不透明な法人等がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

【事例1】

SNS等を用いて代表者となる者を勧誘してペーパーカンパニーを設立した上で、同ペーパーカンパニー名義の口座を不正に開設させた。また、決済代行・収納代行業と称してオンラインカジノの賭金を同口座に入金させ、犯人グループが管理する他の複数の法人名義口座を経由し、最終的に外国に送金した。犯人グループが管理する口座には、他の犯罪収益も入金されており、外国への送金のほか、ATMでの現金出金、暗号資産の購入等により、資金移転が行われていた。

また、法人を悪用したマネー・ローンダリング事犯の国内での検挙事例等をみると、次の実態がみられた。

悪用された法人の形態

- ・ 実体のない法人を新たに設立し、短期間で資金の受入れ・送金に利用する。
- ・ 第三者が所有する既存の法人を取得し、代表者名義のみを変更して使用する。
- ・ 登記上の代表者と実質的管理者が異なり、いわゆる「名義貸し」をしている。
- ・ 正規に事業を営む法人が、第三者の依頼により、犯罪収益の送金及び入金に協力する。

法人の登記の特徴

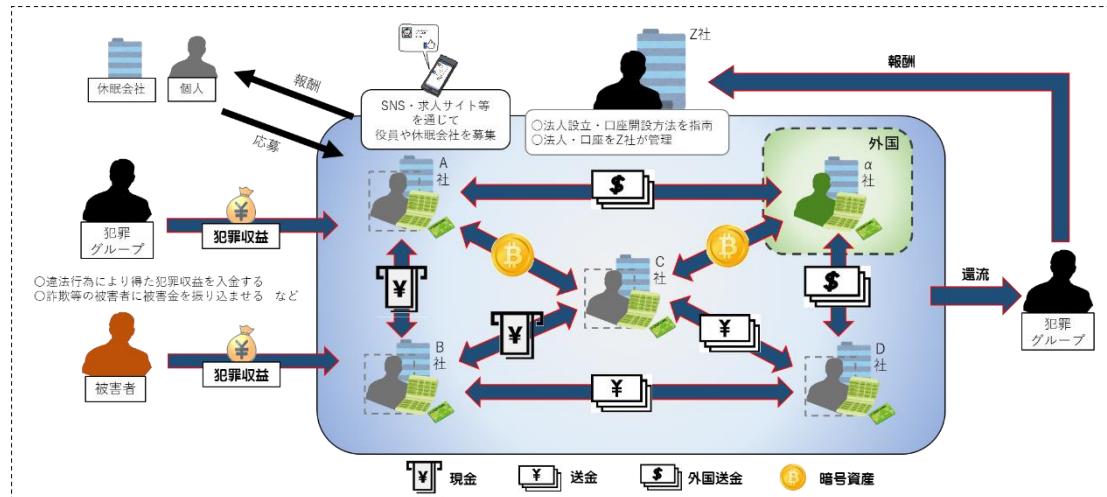
- ・ 登記されている資本金の額が数万円から数十万円と少額である法人が多く確認されたが、最近では資本金が比較的高額である法人も利用されている。
- ・ 所在地や役員の登記変更が頻繁である。
- ・ 登記された事業目的が多数にわたり、かつそれぞれの関連が低い。
- ・ 現物を伴わないサービス業等、資金の流れの正当性を外形的に説明しやすい内容へ事業目的が変更されている。

設立形態の傾向

- ・ 合同会社は、株式会社に比べて設立が簡易であり、短期間で悪用される傾向がある。中には設立から数か月以内に悪用されている法人もあった。
- ・ 最近では、新規に株式会社を設立した上で、当該法人の口座を悪用するケースも多数確認されている。
- ・ 新規法人を設立するに当たっては、同一の司法書士法人に複数の法人設立を依頼しているケースもある。
- ・ 法人設立そのものが犯罪収益の移転手段の一部として活用されており、法人名義口座はいわゆるトンネル口座として悪用されるケースもある。

前提犯罪の傾向
・ 半数近くが詐欺で使用されている。
・ その他、電子計算機使用詐欺及び賭博事犯で多く使用されている。

図表 68【法人を悪用した組織的なマネー・ローンダリングのイメージ】



令和4年から令和6年までの間に検挙されたマネー・ローンダリング事犯のうち、実体のない又は実態の不透明な法人が悪用された件数及び法人数は図表69のとおりである。

図表 69【実体のない又は実態の不透明な法人が悪用された件数及び法人数】

	令和4年	令和5年	令和6年
悪用件数（件）	6	15	35
法人形態別合計（社）	11	23	65
株式会社（特例有限会社含む）（社）	9	19	36
合同会社（社）	1	4	29
合名会社（社）	0	0	0
合資会社（社）	0	0	0
その他（社）	1	0	0

イ 疑わしい取引の届出

法人の悪用に関連する疑わしい取引の兆候としては、登記直後の法人名義の口座開設及び短期間での高額取引の集中、事業実態と合致しない送金・入金、代表者と異なる人物による口座操作や出金、外国送金の反復的実行、連絡先情報の頻繁な変更等が挙げられる。これらの兆候は、いわゆるトンネル口座や決済代行・収納代行口座の形態で、法人が資金の集約先や中継点として悪用されている可能性を示唆するものである。

実態の不透明な法人又は真の受益者が不明として届け出られた法人に関する疑わしい取引の届出理由において、顧客属性や事業内容、取引形態等に着目した届出は、次のとおりである。

- ・ 役員や法人に関連する口座名義人が暴力団等であることが判明した。
- ・ 法人の代表者が外国人でありながら、代表者の在留資格に就労制限がある。

(4) 法人（実質的支配者が不透明な法人等）

- 登記された事業目的に関連のないものが多数含まれており、かつ代表の住所地及び法人の所在地において、事業実態が確認できない。
- 取引申込時に、会社代表及び住所の変更が判明したため、株主名簿、定款等の提出を求めるも資料提出を拒まれ、実質的支配者が不透明である。
- 登記住所や申告された電話番号を確認するも、事務所や店舗が存在しない又は電話がつながらない。
- 同一の住所地に多数の法人を登記しており、事業実態も不明でペーパーカンパニー等であることが疑われる。
- 稼働実態が認められない会社でありながら、口座の動きが頻繁で、不明瞭な現金の入出金がみられる。
- 法人による取引であるにもかかわらず、合理的な理由なしに個人名義の口座を使用している。
- 入金した資金を代表者が同一の他法人に即時全額送金するなど、トンネル口座としての悪用が疑われる。
- 口座開設してから短期間に連続して登記住所を移転するほか、代表者が頻繁に変更され実質的支配者が不透明となっている。
- 事業内容に関し、代表者が明確な説明をすることができず、第三者が交渉窓口に立ち、実質的支配者に疑義がある。
- 暗号資産交換業者のアカウントに突如高額の取引が発生し、また、ログインに必要なIDやパスワード等の情報を共有して複数の端末を使用している動きがみられる。

ウ 危険度の低減措置

法人がマネー・ローンダリング等に悪用されることを防止するためには、法人の実質的支配者を明らかにして法人の透明性と資金の追跡可能性を確保するとともに、法人固有の特性を理解した上で取引時確認等の各種措置を適切に実施することが重要である。

FATF勧告のほか、平成25年（2013年）6月のG8ロック・ーン・サミットにおいて、G8行動計画原則が採択されたこと等も踏まえ、我が国はこれまで、法人の実質的支配者情報を確認するための制度等を次のとおり整備している。

(4) 法人（実質的支配者が不透明な法人等）

法令上の措置	
犯罪収益移転防止法 及び犯収法規則	<ul style="list-style-type: none"> 実質的支配者を規定し、特定事業者に対し、顧客等が法人である場合には、実質的支配者の本人特定事項を確認することを義務付け 法人等のために事業上の住所や設備、通信手段及び管理上の住所を提供するサービスを行う特定事業者に対して、役務提供契約の締結に際しての取引時確認及び確認記録・取引記録等の作成・保存を義務付け
公証人法施行規則（昭和24年法務府令第9号）	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社、一般社団法人又は一般財団法人の設立時の定款認証においては、公証人は、嘱託人に実質的支配者となるべき者の氏名、当該実質的支配者が暴力団員、国際テロリスト又は大量破壊兵器関連計画等関係者に該当するか否か等を申告させることを義務付け
商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則（令和3年法務省告示第187号）	<ul style="list-style-type: none"> 会社設立後の実質的支配者を継続的に把握できるようにするため、商業登記所が、株式会社からの申出により、当該株式会社の実質的支配者に関する情報を記載した書面を保管し、その写しを交付する制度について規定
会社法	<ul style="list-style-type: none"> 休眠会社^{*1}のみなし解散制度により、転売や不正な登記変更等がされた休眠会社が犯罪に悪用される危険度を低減 みなし解散は平成26年度以降毎年度実施されており、令和4年度が約2万9,000件、令和5年度が約2万8,000件、令和6年度が約2万7,000件となっている
その他の措置	
	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁が策定している監督指針において、法人である顧客との取引における実質的支配者の確認等、取引時確認を適正に実施するための態勢が整備されているかという点を、監督上の着眼点の一つとして規定 「マネー・ローンダーリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」において、実質的支配者等の取引時確認事項について、取引開始時のみならず、継続的顧客管理の中でも、リスクに応じて適切に確認することを金融機関等に要請

エ 危険度の評価

法人は、その固有の特性から、犯罪収益を容易に隠蔽することができることから、法人との取引はマネー・ローンダーリング等に悪用される危険性があると認められる。近年では、法人の所有構造が複雑でなくとも、設立や口座管理が実際には別人によって行われている事例や、法人の活動内容や資金の流れが不明確なまま継続的に利用されている事例がある。

また、法人形態に着目すると、株式会社については、その信用の高さから既存法人の悪用事例があるほか、新規に設立された法人が短期間でマネー・ローンダーリングに悪用される事例もある。合同会社については、設立の容易さから、株式

*1 株式会社であって、当該株式会社に関する登記が最後にあった日から12年を経過したものという。

(4) 法人（実質的支配者が不透明な法人等）

会社と比較して設立後比較的短期間での悪用が確認されている。

さらに、F A T F が指摘するように、実質的支配者が不透明な法人では、資金の帰属や移転経路の把握が困難となるため、当該法人との取引は特に注意が必要である。

これらを踏まえると、法人との取引は、実体の乏しさや管理主体の不明確さ、資金の流れの不透明性等が重なる場合には、マネー・ローンダリングに悪用される可能性が高く、危険度が高いと評価される。

【トピック】法人を利用してマネー・ローンダリングを行う犯行グループに係る分析

近年、他の犯罪グループが実行した特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺、オンラインカジノの運営等による犯罪収益のマネー・ローンダリングを請け負う犯罪グループの存在が明らかとなっている。令和6年中には、実体のない法人の代表者となる者をSNS等で募り、方法を指南した上で法人の設立及び法人名義口座の開設を行わせ、同法人名義口座を利用して犯罪収益をマネー・ローンダリングしていた犯罪グループを検挙している。また、その後も、多数の法人名義口座を管理し、犯罪収益のマネー・ローンダリングを行う犯罪グループの事例がみられている。

これら犯罪グループが利用している法人、口座及び取引の特徴等を分析した結果は、次のとおりである。

1 法人に係る分析結果

法人に係る分析結果は、次のとおりである。なお、以下に挙げた悪用された法人の特徴については、飽くまで一部の犯罪グループを対象にした分析結果であり、こうした特徴を持つ法人の大部分は、健全な事業活動を行っている。そのため、これらの特徴を持つからという理由だけで全ての法人が疑わしいわけではないという点を踏まえ対策を講じていくことが重要である。

- ・ 法人格では、株式会社の悪用が多数を占めた。
- ・ 住所地では、大都市圏が多く、また、法人の住所地は、被疑者や法人代表者の居住地等の属性に関連しているものと認められる。
- ・ 法人の住所地の建物種別では、集合住宅が最も多く、次に戸建て住宅となっており、住宅と比較してビルやレンタルオフィスは少ない。
- ・ 新規に設立された法人では、資本金の額は、200万円から300万円が最も多い。資本金は法人設立のための見せ金であり、法人設立後引き出している状況も認められた。
- ・ 一方、新規設立ではなく、既存の法人を悪用しているとみられる事例では、資本金が数千万円となる例もあった。
- ・ 登記簿上の目的欄の筆頭に、IT関連の内容（インターネットを用いた広告・宣伝・コンテンツの企画・設計・開発、ウェブサイトの制作等、アプリ・ソフトウェア等のシステム開発、RPA^{*1}等）を記載している法人が最も多かった。そのほか、会社・経理の処理代行といった事務代行に関わるもの、知的財産権の保有・利用許諾及び管理といった知的財産権の保有に関わるもの、営業・マーケティング業務の代行や広告代理業といった営業やその代行に関わるもの、コンサルティング業務に関わるもの、建設業、清掃業、各種サービスの決済代行・収納代行といったものが認められた。
- ・ 業務目的数は、4から6個の記載があるものが多数を占めた。
- ・ 役員数は、1人（代表取締役と取締役を兼ねる者）である法人が最も多い。
- ・ 同一の代表者が複数の法人の代表となっているケースや、同一の住所地で法人が設立されているケースは少数であった。

2 口座に係る分析結果

(1) マネー・ローンダリングに悪用された金融機関の種別

マネー・ローンダリングに悪用された口座の金融機関の種別では、インターネット専業銀行が最も多く、次いで都市銀行、地方銀行となっていた。1法人に対し複数の銀行での口座開設を指南するグループにおいては、知名度があり利便性が高く、また新規設立法人の口座開設が可能なインターネット銀行や都市銀行の口座を優先して開設している傾向がみられた。

(2) 口座開設の謝絶理由例

本分析対象の犯罪グループは、1法人に対し複数の銀行での口座開設を行っていたが、銀行によっては口座開設を謝絶している実態も確認された。本分析により判明した口座開設の謝絶理由例は次のとおりである。

- ・ 法人設立後日が浅く、事業実態が不明。他行で法人名義の口座開設済みであり、口座開設の必要性が乏しい。

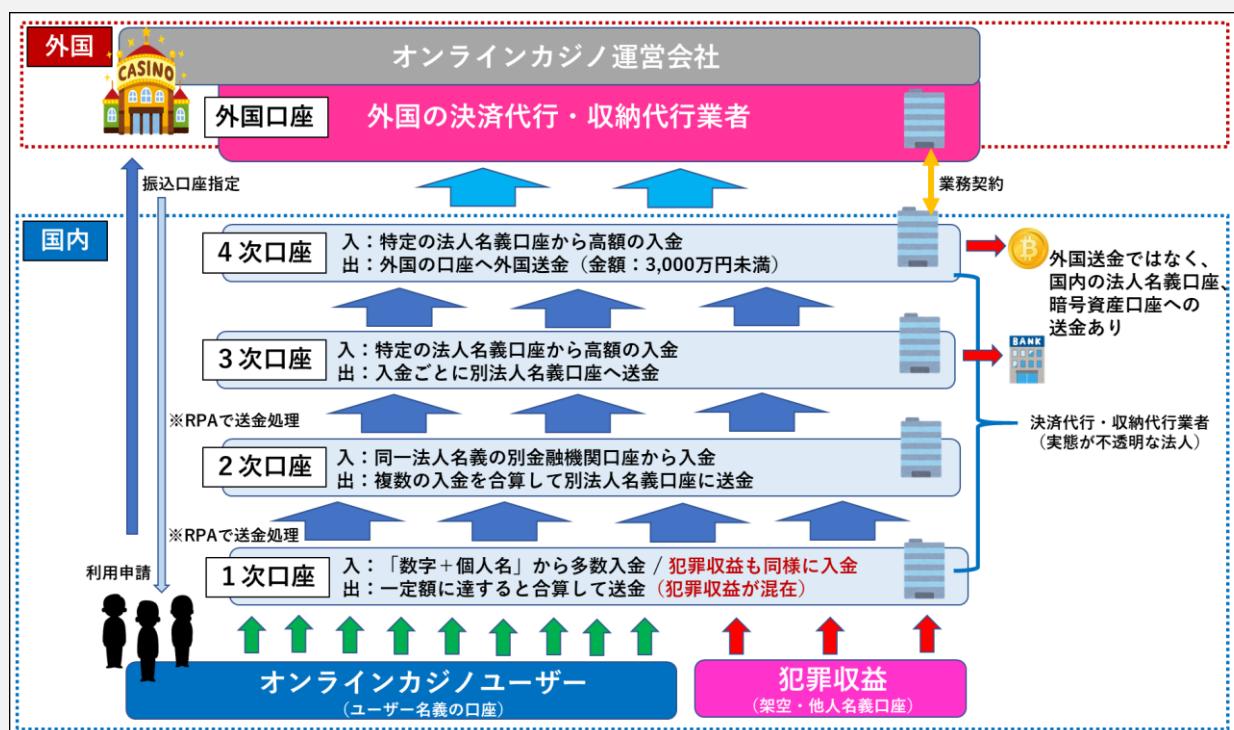
*1 Robotic Process Automation の略。ソフトウェアロボットにより業務を自動化する技術をいう。

- ・ 法人設立後日が浅く、会社所在地がバーチャルオフィスに該当。申告のあった事業目的に不自然な点がある。
- ・ 法人設立後日が浅く、当該法人のウェブサイトが簡素な作りで、事業実態を十分に把握することができない。
- ・ 事業内容がイベント等の運営で、ウェブサイトに掲載されているが、法人設立後間がなく実績等が不明であることに加え、会社所在地と代表者の住所が同一オフィスビル内であることから、不審である。
- ・ 事業内容は防水工事であるが、アパートの1室が本社であり、資材置場がある様子が無い。

3 送金取引に係る分析結果

犯罪収益のマネー・ローンダリングを請け負う犯罪グループにおいては、犯罪収益が入金される口座（1次口座）の資金を、早期に別の口座（2次口座）に移転させた後、更に複数の中継口座（3次口座）を経由し、最終的に外国送金を行う口座（4次口座）に移転させるといった特徴もみられた。また、その過程において、暗号資産交換業者の金融機関口座への送金やATMでの現金出金を行っているものもみられた。

图表 70【法人名義口座を悪用したマネー・ローンダリングのイメージ（オンラインカジノの仕組みを利用）】



(1) 国内取引

ア 1次口座に係る取引の中でみられた主な特徴

- ・ 「数字のみ」や「数字 + 個人名」から多数の振込入金（オンラインカジノの利用が疑われるもの）。
- ・ 振り込まれた資金が一定金額に達すると、ほとんど全額を同一法人名義の別金融機関の口座へ送金。
- ・ 1日に数回の送金を実施。
- ・ オンラインカジノの賭金とみられる振り込みのほか、詐欺事件等の犯罪収益とみられる振り込みも認められる。
- ・ RPAを活用して、送金処理を自動化する例もある。

イ 2次口座に係る取引の中でみられた主な特徴

- ・ 同一法人名義の別金融機関口座からの多数回の振込入金。
- ・ 数多回の振り込みを合算して別法人名義の別金融機関口座に送金。
- ・ 送金金額は、多くがラウンド数字ではなく、一桁代まで数字が付された金額。
- ・ RPAを活用して、送金処理を自動化する例もある。

(4) 法人（実質的支配者が不透明な法人等）

ウ 3次口座に係る取引の中でみられた主な特徴

- 特定の法人名義口座から数百万円の振込入金後、即日、別法人名義の別金融機関口座へ同額を送金。
- 特定の法人名義口座からの高額(数千万円)振込入金後、数千万円から数億円のまとまった金額を別法人名義口座に振り込み。
- 外国送金用口座に送金する場合、別法人名義の別金融機関口座に3,000万円未満の送金。
- 送金金額は、多くがラウンド数字ではなく、一桁代まで数字が付された金額。

エ 暗号資産口座に係る取引の中でみられた主な特徴

特定の法人名義口座からの数百万から数千万円の振込入金後、都度全額を暗号資産交換業者の金融機関口座へ送金。

(2) 外国送金

ア 主な取引目的

デジタルコンテンツ利用料、ウェブサイト管理費用、システムサービス関連費用、広告マーケティング料、市場調査費用、弁護士費用等の役務の提供に関するもの。

イ 主な取引相手先(国・地域)

フィリピン、シンガポール、台湾、イギリス、ドイツ及び香港。

ウ 取引の主な特徴(取引金額・頻度等)

- 3,000万円未満の送金を繰り返す。
- 原資は特定の法人名義口座からの振込入金であり、入金後、当日中又は3日程度以内に同額を外国送金。
- 頻度は1日に1回、月に多くても10回程度で、同日中の複数回の送金はなし。

【トピック】法的取極のマネー・ローンダリング等への悪用リスク

FATFは、勧告 25において、各国に法的取極に関するマネー・ローンダリング等のリスクを評価し、適切な措置を講じることを求めている。法的取極については、本調査書の第5章で扱う「信託銀行等が取り扱う信託(商事信託)」のほか、「民事信託」及び「外国信託」が該当する。本項目では、民事信託及び外国信託に関するマネー・ローンダリング等のリスクについて、分析し、評価を行う^{*1}。なお、我が国以外の一部の国・地域では、ノミニー制度が合法的に認められており、ノミニー制度と信託制度とを組み合わせることで、マネー・ローンダリング等が行われている実態があるが、我が国では、ノミニー制度は存在しない。

1 民事信託

(1) 特徴

民事信託は、営利目的ではなく、かつ反復継続して信託の引受けを行わない者が受託者となる信託を指す。民事信託は一般的に、委託者が自身の判断能力が低下した場合に備えて金銭等の財産の管理・処分を受託者に委ねるなどの目的から、家族(親族)間で信託契約^{*2}により設定されている。また、信託契約の有効性に係る争議を回避する目的で、信託契約書は公正証書とされることが多い。平成 30 年(2018 年)から令和 5 年(2023 年)までの民事信託に係る公正証書作成件数の推移は、図表 71 のとおりである。

図表 71【民事信託に係る公正証書作成件数の推移^{*3}】

年	2018	2019	2020	2021	2022	2023
民事信託	2,223	2,974	2,924	3,200	3,960	4,434
内容	信託契約	2,088	2,840	2,768	3,038	3,753
	遺言信託	83	76	65	87	94
	自己信託	52	58	91	75	113
						105

民事信託に組み入れられる信託財産の種類としては、金銭が最も多く、次いで不動産(居住用不動産及び収益用不動産)の割合が高くなっています。約9割の信託財産で金銭が組み入れられている【図表 72 参照】。信託法上、分別管理義務の履行のためには必ずしも必要ではないが、民事信託においては受託者が信託口座や信託専用口座を開設し、当該口座で財産を管理することが一般的である。

図表 72【民事信託に組み入れられる信託財産の種類^{*4}】

種類	割合
金銭	90%
居住用不動産	43%
収益用不動産	48%
上場株式	2%
非上場株式	20%

(2) 危険度の低減措置

民事信託の信託財産は金銭であることが多い、金融機関に信託口座を開設する信託が民事信託全体の大半を占めると考えられることから、信託口座の開設までに関与する第三者(公証人、信託契約の作成に関与する士業者、金融機関等)による措置が危険度の低減に寄与していると考えられる。

2 外国信託

(1) 特徴

FATF勧告 25 解釈ノートでは「外国の法的取極であって、自国と密接な関係(sufficient link)にあるもの」の評価を行うとしており、定義は次のとおりである。

FATF勧告25(法的取極)解釈ノートによる「外国信託」の「密接な関係」の定義

①	外国の法令に基づく信託であって、その受託者(その他これに相当する者)と自国の金融機関又はDNFBPs ^{*5} との間に十分(significant)かつ継続的(on-going)な取引関係があること
②	外国の法令に基づく信託であって、その受託者(その他これに相当する者)が、自國に相当額の不動産を有し、その他相当額の投資を行っているもの
③	外国の法令に基づく信託であって、その受託者(その他これに相当する者)が、自國の税法との関係で居住者に当たるもの

我が国においては、上記①②の定義の外国信託について、信託のマネー・ローンダーリング・テロ資金供与リスク評価に関する調査で以下の状況がみられた。

- ① 委託調査における聴き取り調査結果等によると、我が国における外国信託口座は確認することができず、また、日本の士業者が外国信託を設定する事例は極めて少ない。
- ② 信託財産に組み入れられる不動産が日本に所在する場合、不動産登記法(平成16年法律第123号)等により公示の対象となり、信託法により信託登記を行う必要がある。外国信託の信託登記には、信託目録作成の難易度、契約書の英訳、外国法の概念の法務局への説明等の観点で実務上の課題が多いとされている。そのため、日本の士業者が不動産を信託財産とした外国信託を設定する具体的な事例は、調査では確認されていない。

また、③の定義の外国信託については、受託者が国内に居住している場合、所得税等に関する申告(法定調書の提出)が必要となるため、税務当局による把握が可能となっている。

(2) 危険度の低減措置

(1)のとおり、実務上の課題等から日本の士業者が外国信託を設定する事例は極めて少ないとされており、仮に日本の不動産を外国で組成された信託財産とする場合には、信託登記によって、一定の透明性の確保が図られるため、危険度の低減に寄与すると考えられる。

3 危険度の評価

ノミニー制度が存在しない我が国においては、ノミニー制度と信託制度を組み合わせることでマネー・ローンダーリング等を行う実態が認められる外国と異なり、信託を悪用したマネー・ローンダーリング事犯の検挙事例は認められていない。中でも、「信託銀行等が取り扱う信託(商事信託)」と比較して、民事信託の規模は限定的である。また、外国信託については実務上の課題等から日本の士業者が外国信託を設定する事例は極めて少なく、調査の範囲内において外国信託口座も確認できていない。

そのため、我が国において民事信託及び外国信託がマネー・ローンダーリング等に悪用されるリスクは総合的に低いと認められる。

*1 本分析に当たっては、財務省の委託調査である「信託のマネロン・テロ資金供与リスク評価に関する調査」(令和7年3月)及び「FATF勧告25(法的取極)に関する調査」(令和6年3月)の結果を参照している。

*2 信託法(平成18年法律第108号)第3条では、信託の設定方法について、信託契約のほかに遺言による信託及び自己信託を規定している。

*3 「信託のマネロン・テロ資金供与リスク評価に関する調査」の表2から引用

*4 「信託のマネロン・テロ資金供与リスク評価に関する調査」の表3から引用。信託財産は、複数種類が組み入れられる場合がある。

*5 Designated Non-Financial Businesses and Professions(特定非金融業者及び職業専門家)の略

第5 商品・サービスの危険度

本章では、特定事業者ごとに取り扱う商品・サービス^{*1}の危険度の評価を行う。また、利用実態等を注視すべき新たな技術等を活用した商品・サービスについて、分析を行う。

1 危険性の認められる主な商品・サービス

危険度の評価に当たっては、本調査書中の「第2 我が国の環境」に記載した犯罪情勢等、「第3 マネー・ローンダリング事犯等の分析」に記載したマネー・ローンダリングに悪用された主な取引等及び疑わしい取引の届出の活用事例等、「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」に記載した取引形態と危険度（非対面取引、現金取引及び外国との取引）等を踏まえ、また、各業態の規模、各商品・サービスの脆弱性等を考慮し、特定事業者が取り扱う商品・サービスごとの危険度を高める要因、疑わしい取引の届出の内容及び危険度の低減措置について分析を行っている。

特に危険度の高い脆弱性の要因は次のとおりである。

脆弱性の要因	概要
匿名性	現金取引による原資の匿名性、インターネット空間における非対面取引の匿名性、架空の外観作出による匿名性
移転性	資金移転の容易性、第三者への権利（所有権、受益権等）の移転（権利主体の移転）の容易性
広範性	移転の相手方の地理的・属性的な広範性（外国との取引等）
変換性	現金から他の権利・商品への変換、財産的価値の高い商品から現金への変換等が容易であるといった原資の変換性
複雑性	追跡が困難となるような取引形態の高度性・複雑性

また、特定事業者が取り扱う商品・サービスごとの危険度の評価結果は次のとおりである。

危険度	商品・サービス
他の業態よりも相対的に危険度が高い取引	預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービス（下欄に掲げられたものを除く。）、資金移動サービス、電子決済手段、暗号資産
危険度が認められる取引	保険、投資、信託、金銭貸付、高額電子移転可能型前払式支払手段、外貨両替、ファイナンスリース、クレジットカード、不動産、宝石・貴金属、郵便物受取サービス、電話受付代行、電話転送サービス、法律・会計関係サービス

*1 調査書では特定事業者ごとにその取り扱う商品・サービスを記載しているが、特定事業者が取り扱う商品・サービスの範囲は一様ではない。特定事業者は、取り扱う商品・サービスに応じて、調査書における関連する記載を勘案することが求められる。

(1) 預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービス

ア 危険度を高める要因

(ア) マネー・ローンダーリング等に悪用される固有の危険性

銀行等の預金取扱金融機関^{*1}は、銀行法等に基づく内閣総理大臣の免許等を受ける必要があるところ、令和7年3月末現在、当該免許等を受けているものは1,162機関存在しており、主なものとして、銀行（133行。外国銀行支店を除く。）、協同組織金融機関（信用金庫（254金庫）、信用協同組合（143組合）、労働金庫（13金庫）、農業協同組合及び漁業協同組合（578組合）並びに信用農業協同組合連合会及び信用漁業協同組合連合会（41連合会））がある。そのうち銀行の預金残高及び預金口座数^{*2}は、令和7年3月末現在で1,190兆1,221億円、7億3,810万口となっている。

預金取扱金融機関は、その固有業務^{*3}である預金等の受入れ、資金の貸付け、手形の割引及び為替取引（内国為替・外国為替）のほか、これらに付随する業務として、例えば、資産運用に係る相談、保険商品の販売、クレジットカード業務、事業継承に係る提案、海外展開支援、ビジネスマッチング等幅広い業務を取り扱っている。

このほか、信託業務を兼営する銀行においては、上記の銀行業務（付随業務を含む。）に加え、信託業務として、金銭、有価証券、金銭債権、動産、不動産等の信託の引受けに係る業務を、信託併営業務として、不動産関連業務（売買仲介、鑑定等）、証券代行業務（株主名簿管理等）、相続関連業務（遺言執行、遺産整理等）等の業務を取り扱っている。

我が国の預金取扱金融機関の規模や活動範囲は千差万別であり、銀行、信用金庫等の監督官庁である金融庁は、預金取扱金融機関を主要行等（メガバンク等）と中小・地域金融機関（地方銀行、第二地方銀行及び協同組織金融機関）に区分して監督を行っている。3メガバンクグループは、いずれも、日本全国に支店を有するとともに、システム上重要な金融機関（G-SIFIs）に選定され、国際展開を推進している。地方銀行及び第二地方銀行は、それぞれ一定の地域を中心に営業しているが、一部には多地域展開を図っているものも存在する。協同組織金融機関は、特定の地区内においてのみ営業活動を行っている。

預金取扱金融機関の取引相手となる顧客も個人から大企業に至るまで様々であり、取引件数も膨大であるため、預貯金取扱金融機関が、それらの取引の中からマネー・ローンダーリング等に関連する顧客や取引を見極め、排除することは容易ではない。

また、国際金融市場としての我が国地位や役割を踏まえると、国際社会に

*1 犯罪収益移転防止法第2条第2項第1号から同項第16号まで及び同項第37号に掲げる者（銀行、信用金庫等）をいう。

*2 日本銀行時系列統計データによる。なお、当該データに整理回収機構及びゆうちょ銀行は含まれない。

*3 銀行法第10条第1項各号に定める業務をいう。

(1) 預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービス

おけるマネー・ローンダーリング等の脅威の高まりに関しては、我が国も例外ではなく、現に、国際犯罪組織が外国で得た不正収益をマネー・ローンダーリングする過程において、我が国の金融機関が資金の移転経路として利用された事例がある。

金融庁は、こうした特徴を踏まえ、金融セクター分析^{*1}において、預金取扱金融機関のセクターリスクを「High（高い）」と評価しており、特に、外国為替取引やコルレス契約が多いメガバンク及び非対面取引を中心に営業するインターネット専業銀行の危険度が相対的に高いとしている。

(1) 預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービスの現状及び悪用事例

過去3年間にマネー・ローンダーリングに悪用された取引を商品・サービスの類型ごとに分類すると、預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービスが最も多くを占めている。

a 預貯金口座

(a) 現状

預貯金口座は、預金取扱金融機関に対する信頼や預金保険制度に基づく預金者保護制度の充実等により、手持ち資金を安全かつ確実に管理するための手段として広く一般に普及している。また、近年は、顧客が店頭に赴くことなく、インターネットを通じて、非対面で口座を開設したり、取引を行ったりすることが可能となっており、さらに、インターネット上でのみサービスの提供を行う預金取扱金融機関の普及が進んできているなど、その利便性はますます高まっている。

一方、預貯金口座が広く一般に普及している広範性といった特性は、商品・サービスの脆弱性^{ぜい}となる。また、非対面取引は第三者へのなりすまし等を容易とするため、非対面で開設・利用可能な預貯金口座は、マネー・ローンダーリング等を企図する者にとって、犯罪収益の収受や隠匿の有効な手段となり得る。

犯罪収益移転防止法は、預金取扱金融機関に対し、顧客等との預貯金契約（預金又は貯金の受入れを内容とする契約）の締結に際して取引時確認を行う義務及び確認記録・取引記録の作成・保存をする義務を課している。

また、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律は、預金取扱金融機関に対して、預金口座等について、捜査機関等から当該預金口座等の不正な利用に関する情報の提供があることその他の事情を勘案して、特殊詐欺等の一定の犯罪に利用されている預金口座等である疑いがあると認める場合に、当該預金口座等に係る取引の停

*1 金融庁による金融セクター分析とは、金融機関等をセクターに分類し、各分類のリスクを特定・評価する枠組みであり、リスクベース・アプローチに基づく検査・モニタリング実施の基盤である。リスクの特定・評価に当たっては、調査書に加え、金融庁等の検査・モニタリングにおいて収集した情報や公開情報等を用い、各セクターで提供される商品・サービス、取引形態その他セクター特有のリスク要因等を考慮し、各セクターにおける脆弱性について分析している。また、調査書に記載されている疑わしい取引の届出件数も併せて考慮の上、業態間のリスク大小の相対比較を行っている。

止等の措置を適切に講ずることを義務付けている。

(b) 事例

預貯金口座がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- ・ 帰国した外国人や死者等の他人名義の口座を、解約手続等の措置をとることなく利用し、詐欺や窃盗による犯罪収益を入金した。
- ・ 金銭的対価を得る目的で売却された口座、架空・他人名義で開設された口座及び不正に開設された稼働実態のない法人名義の口座を利用し、詐欺、窃盗、ヤミ金融事犯、風俗関係事犯、薬物事犯、偽ブランド事犯等による様々な犯罪収益を入金した。
- ・ 複数の漫画をインターネット上に著作者に無断で公開する著作権法（昭和45年法律第48号）違反による犯罪収益を外国の銀行口座等に入金した。

これらの事案では、犯罪収益の隠匿手段として、架空・他人名義口座が多用されており、中には数千に上る口座を悪用した事例や、犯行拠点から数百通の通帳やキャッシュカード等が押収された事例も確認されている。こうした口座は、マネー・ローンダリング等の主要な犯罪ツールとなっている。

悪用された口座の多くは個人名義の口座であり、親族や知人から借り受けたもの、他人から買い受けたもの及び帰国する在留外国人から不正に譲渡されたものが含まれる。近年では、犯罪グループがSNS等で口座売買を募集している実態も確認されている。犯罪類型別の傾向としては、ヤミ金融事犯では債務者名義の口座が、賭博事犯では暴力団員の親族・知人名義の口座が、特殊詐欺事犯やSNS型投資詐欺・ロマンス詐欺事犯では架空・他人名義口座が用いられる傾向がある。

また、法人名義の口座が、特殊詐欺や国際的なマネー・ローンダリングにおいて、組織犯罪による多額の収益の受入れに悪用された事例も確認されている。

b 預金取引

(a) 現状

コンビニエンスストア等におけるATMの普及等により、預貯金口座の保有者が、時間・場所を選ばず、迅速かつ容易に預貯金の預入れ又は払戻し（以下「預金取引」という。）を行うことができるうこととなり、預金取扱金融機関は、高い利便性を提供している。

一方、マネー・ローンダリング等を企図する者は、口座による安全・確実な資金管理及び預金取引の高い利便性に着目して、口座に送金された収益の払戻しや取得した収益の預入れを通じて、マネー・ローンダリング等を実行するおそれがある。実際に特殊詐欺では、高齢者をはじめとする被

(1) 預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービス

害者にその預貯金口座から犯行グループが利用する架空・他人名義口座に送金させた上で、当該口座から現金を引き出すといった手口が確認されており、預金取引がマネー・ローンダリングの手段として悪用されている実態がある。

犯罪収益移転防止法は、預金取扱金融機関に対し、顧客等と 200 万円（為替取引又は自己宛小切手の振出しを伴うものにあっては、10 万円）を超える現金の受払いをする取引に際して取引時確認を行う義務及び確認記録・取引記録の作成・保存をする義務を課している。

(b) 事例

預金取引がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- ・ 外国で発生した詐欺事件の収益が国内の口座に送金された際、送金理由について「車の輸出代金」等と虚偽の説明を行い、正当な事業収益であるように装って現金を払い戻した。
- ・ 窃盗、詐欺、ヤミ金融、薬物犯罪、賭博等により得た犯罪収益を、架空・他人名義口座に預け入れた。
- ・ 窃盗により得た現金の所持が発覚することを恐れ、犯行直後に ATM を利用して現金を親族名義の口座に預け入れた。
- ・ 強盗により得た現金の一部を ATM をを利用して短時間に多数回に分けて知人名義の口座に預け入れた。
- ・ 窃盗により得た物品を売却し、その売却代金を自身が管理する口座に振り込ませた上で、銀行窓口において「友人の車を現金で購入するため」等と虚偽の払戻理由を述べ、正当な預金取引を装って現金を払い戻した。

c 内国為替取引

(a) 現状

内国為替取引は、給与、年金、配当金等の振込金の受入れや公共料金、クレジットカード等の支払に係る口座振替等、現金の移動を伴わない安全かつ迅速な決済を可能とするもので、隔地者間の取引に便利であるほか、ATM やインターネットバンキングの普及等から、身近な決済サービスとして広く国民一般に利用されている。

一方、このような資金移転を容易、迅速かつ広域に行うことができる内国為替取引の移転性という特性は、内国為替取引の脆弱性の一因ともなる。また、インターネットバンキング等の非対面取引や架空・他人名義口座を利用すれば匿名性の確保も可能となるため、内国為替取引はマネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

犯罪収益移転防止法は、預金取扱金融機関に対し、顧客等と金額が 10 万円を超える現金の受払いをする取引で為替取引を伴うものに際して取引時確認を行う義務及び確認記録・取引記録の作成・保存をする義務を課

(1) 預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービス

している。また、他の金融機関への資金の支払を伴う内国為替取引の場合には、移転元の金融機関に対し、移転先の金融機関から当該取引に係る顧客の確認を求められたときに、その日から3営業日以内に当該顧客の確認記録を検索することを可能にする事項に関する記録の作成を、移転先の金融機関に対し、当該取引に係る情報を検索することを可能にする事項に関する記録の作成を、それぞれ義務付けている。

(b) 事例

内国為替取引がマネー・ローンダリングに悪用された事例として、次のようなものが挙げられる。

- ・ 偽ブランド品を代金引換郵便で販売し、宅配業者が顧客から受け取った代金を事情を知らない第三者の業者を通じて、被疑者が管理する架空・他人名義口座に振り込ませた。
- ・ 業務上不正に取得した顧客のオンライン証券口座のアカウント情報を利用し、当該顧客の口座内の預託金を被疑者が不正に開設して管理する当該顧客名義口座に振り込ませた。
- ・ 不法残留の外国人を労働者として派遣して稼働させ、報酬を派遣先企業から複数回に分けて、被疑者が管理する知人名義の口座に振り込ませた。
- ・ 業務上管理していた法人名義口座から、事情を知らない知人名義の口座に対し、架空の給与振込として金融機関に依頼して振り込ませた上で、更にその知人名義の口座から被疑者名義の口座に振り込ませた。
- ・ 無登録で貸金業を営む者が、数千人の顧客からの返済金を、被疑者が管理する複数の架空・他人名義口座に振り込ませた。

インターネットバンキング等の非対面取引や、架空・他人名義口座の利用により、匿名性の確保が可能となることから、内国為替取引はマネー・ローンダリングに利用されやすい取引形態の一つと考えられる。

d 貸金庫

(a) 現状

貸金庫とは、保管場所の貸与を内容とするサービスであり、何人でも貸金庫業を営むことが可能であるが、実際には、銀行等の預金取扱金融機関が店舗内に設置した保管場所を有償で貸与するサービスが広く利用されている。

預金取扱金融機関の貸金庫は、一般に、有価証券、通帳、証書、権利書、貴金属等の貴重品や重要書類の保管を目的とするものである。しかし、契約上、預金取扱金融機関が貸金庫内に保管されている物品の中身を逐一確認することはなく、保管されている物品の中身は、原則として利用者のみによって把握される。そのため、貸金庫の秘匿性は非常に高く、著作権法違反やヤミ金融事犯による犯罪収益、現金、金塊等が不正に保管されてい

(1) 預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービス

た事例も確認されている。また、近年では、預金取扱金融機関の職員が利用者の貸金庫内に保管されていた現金や金塊を窃取する事件も発生している。

このように、保管内容の不透明性と高い秘匿性を併せ持つ貸金庫は、マネー・ローンダリング等を企図する者に悪用される可能性があることから、金融庁において、令和7年5月に、預金取扱金融機関による貸金庫業務の適正化を図るため、主要行等向けの総合的な監督指針等が改正された。当該監督指針を踏まえ、預金取扱金融機関においては、マネー・ローンダリングや貸金庫の不正利用等防止の観点からリスクが高いと考えられる物品等を格納可能な物品から除外し、適切な貸金庫の管理を実施するための内部管理態勢を整備するなどの措置が行われている。全国銀行協会では、令和7年6月に会員行向けの指針を改正し、貸金庫で現金を預からないとする方針を発表した。

また、犯罪収益移転防止法は、預金取扱金融機関に対し、顧客等と貸金庫の貸与を行うことを内容とする契約を締結するに際して取引時確認を行う義務及び確認記録・取引記録の作成・保存をする義務を課している。

(b) 事例

貸金庫がマネー・ローンダリングに悪用された事例としては、次のようなものがある。

- ・ だまし取った約束手形を換金し、その現金の一部を親族が契約した銀行の貸金庫に保管した。
- ・ 詐欺による犯罪収益が暴力団組織へ上納され、暴力団幹部が家族名義で契約していた銀行の貸金庫に保管した。

その他、他人名義で契約された貸金庫が、犯罪収益を物理的に隠匿する手段として利用されていた実態が確認されている。

e 手形・小切手

(a) 現状

手形及び小切手は、信用性の高い手形交換制度や預金取扱金融機関を通じた決済機能を有し、現金に代わる支払手段として、これまで我が国において広く利用されてきた。紙媒体である手形・小切手は、現金と比較して物理的に軽量で運搬性に優れており、裏書等により譲渡が容易であることから、高い流通性を有していた。また、預金取扱金融機関を通じて速やかに現金化が可能であった点も特徴である。

こうした高い運搬性・流通性・換金性は、商品・サービスとしての脆弱性ともなり、犯罪収益の物理的な移転や隠匿又は正当な資金に見せ掛ける仮装手段として利用されるおそれがある。

一方、手形及び小切手については、決済に時間要することや、受取企業側の資金繰りに支障を及ぼすことがあるといった理由から、政府が業界

(1) 預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービス

に対して廃止を呼び掛けている。令和4年には、全国の紙の手形交換所が廃止され、さらに令和8年度末をもって電子交換所の運用も廃止される。これにより、令和9年度以降に手形・小切手による決済を行う場合には、金融機関間で個別に現物を受け渡す形式が必要となる見込みであり、今後は実務上の取扱いが著しく限定されていくことが想定される。

犯罪収益移転防止法は、預金取扱金融機関に対し、顧客等との手形割引を内容とする契約の締結、取引の金額が200万円を超える線引きのない持参人払式小切手や自己宛小切手の受払いをする取引(現金の受払いをする取引で為替取引又は自己宛小切手の振出しを伴うものにあっては、10万円を超えるもの)等に際して、取引時確認を行う義務及び確認記録・取引記録の作成・保存をする義務を課している。

(b) 事例

手形・小切手がマネー・ローンダリングに悪用された事例は、次のとおりである。

- ・ ヤミ金融業者が、多数の借受人に対し元利金支払の名目で小切手を振り出させ、郵送させた上で、取立手続を経て架空・他人名義口座に資金を入金させた。
- ・ 正規の商取引を装って、取引相手からだまし取った約束手形について、経理処理の過程で架空の仕入れ先からの納品書や請求書等を偽造し、犯罪収益を正当な業務収益であるかのように装った。

【所管行政庁が近年新たに把握した脅威・脆弱性等】

- ・ 決済代行・収納代行のスキームで、外国に所在する別の事業者から代理受領権を取得した上で、当該別の事業者への送金を企図する第三者から、自らが開設している銀行口座に入金を受け、集めた資金を当該別の事業者に対してまとめて送金(いわゆる「バルク送金」)する事業者が存在することが確認された。銀行にとっては、資金移動業者と同様に、顧客宛てに入金をする者や、最終的に資金を受領する者の素性を把握することができないリスクが存在する。
- ・ JAバンク等をかたり不特定多数の者に送付するフィッシングメールの件数が高止まりの状況である。
- ・ 稼働中の法人名義の口座を利用してマネー・ローンダリングが行われるケースが存在し、正規の事業収益に犯罪収益を混在させることで、違法な収益の出所が不透明となるリスクが存在する。
- ・ 虚偽の申立てに基づいて、裁判所が発行した支払督促の書面や公証人が作成した公正証書を用いて、犯罪に悪用された疑いがあるとして凍結されていた口座から資金を引き出そうとする不当な強制執行が相次いでいる状況がみられる。

イ 疑わしい取引の届出

令和4年から令和6年までの間の、預金取扱金融機関による疑わしい取引の届出件数は次のとおりである。

図表 73【預金取扱金融機関による疑わしい取引の届出件数】

年区分	令和4年	令和5年	令和6年	合計
預金取扱金融機関(件)	435,728	522,649	611,069	1,569,446

金融庁は、インターネットを利用した取引に特有の不自然さや、テロ資金供与等に着目した参考事例を追加するなどして、預金取扱金融機関向けの「疑わしい取引の参考事例」を改訂し、令和7年8月に公表した。

令和4年から令和6年までの間における届出件数が多かった届出理由（「疑わしい取引の届出における入力要領」^{*1}のガイドライン番号名称）は、次のとおりである。

図表 74【預金取扱金融機関の主な疑わしい取引届出状況^{*2*3}】

届出理由	件数(件)	割合(%)
43. 不自然な態様・態度等	430,057	27.4
14. 多数者から頻繁送金	150,203	9.6
42. 暴力団員等	113,702	7.2
27. 経済合理性ない他国から多額送金	84,893	5.4
16. 突如多額入出金	76,716	4.9
44. 取引を行う目的・職業等から不自然な取引	67,525	4.3
1. 多額現金	66,182	4.2
11. 頻繁に多額入出金口座	65,006	4.1
13. 多数者へ頻繁送金	47,470	3.0
5. 架空名義・借名口座使用	47,004	3.0

また、インターネット上でのみサービスの提供を行う銀行をはじめとする様々な預金取扱金融機関から、顧客のIPアドレスや携帯電話番号に着目した疑わしい取引の届出がなされている。

架空名義や借名での取引が疑われることを理由とした届出の内容は、次のとおりである。

- 同一の写真を、異なる氏名・生年月日の複数の利用者が本人確認書類に添付している。
- 同じIPアドレスから、複数の口座開設・利用者登録がされている。
- 利用者の居住国が日本であるにもかかわらず、利用者のログイン時のIPアドレスが日本国外に割り当てられたものである。
- 同一の携帯電話番号が複数のアカウント・利用者の連絡先として登録されていたが、使用されていない番号である。

*1 「疑わしい取引の届出における入力要領 九訂版」(令和7年8月改訂、警察庁)

*2 令和4年から令和6年までの間の届出理由ごとの届出件数及び割合を示す(以下の事業者も同じ。)。

*3 ガイドライン番号名称のうち「公的機関からの犯罪収益に係る照会等」及び「その他」については、図表から除外している(以下の事業者も同じ。)。

(1) 預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービス

- 居住地や職業等の顧客属性を勘案し、当該預金取扱金融機関及び当該支店で口座開設をすることが不自然である。また、同様の申出が同時に複数発生する。

ウ 危険度の低減措置**(ア) 法令上の措置**

マネー・ローンダーリング等対策として、各関係法令に基づき危険度の低減措置が図られている。

○ 犯罪収益移転防止法

特定事業者に取引時確認等を義務付けていたるほか、特定事業者が外国為替取引を行う場合等に、他の特定事業者又は外国所在為替取引業者に対し、顧客及び支払の相手方に関する情報を通知しなければならない旨を規定

○ 銀行法

必要に応じて、金融庁が銀行に対して報告徴求、立入検査、業務改善命令等を行うことができる旨を規定

(イ) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダーリング等対策を推進するためには、特定事業者に義務付けられた措置が、適切に履行されることが重要であるが、これを確保するため、所管行政庁においては、ガイドラインの策定や業界団体及び特定事業者に対する講演・研修等、様々な取組が進められている。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
マネー・ローンダーリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.fsa.go.jp/common/law/index.html (金融庁)
主要行等向けの総合的な監督指針	https://www.fsa.go.jp/common/law/index.html (金融庁)
中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針	https://www.fsa.go.jp/common/law/index.html (金融庁)
系統金融機関向けの総合的な監督指針	https://www.maff.go.jp/j/keiei/sosiki/kyosoka/k_sido/ (農林水産省)
漁協系統信用事業における総合的な監督指針	https://www.jfa.maff.go.jp/j/keiei/gyokyou/sisin/ (水産庁)

【所管行政庁による主な取組例】**《金融庁》**

- 令和6年8月に警察庁と連名で発出した要請文に基づき、「口座不正利用対策」をテーマとした業態横断フォーラムの開催を促進しており、金融犯罪対策に関する事例・取組の共有や、都道府県警察と金融機関の連携協定締結等、地域一体での対策強化につなげている
- 「マネー・ローンダーリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき整備した態勢について、変化するマネー・ローンダーリング等のリスクに応じて有効性を維持・高度化すべく、有効性検証の考え方等を示した「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理」を公表(令和7年3月)

(1) 預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービス

- 金融機関による貸金庫業務の適正化を図るため、マネー・ローンダリング等防止の実効性確保等の観点から、主要行等向けの総合的な監督指針及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針を改正(令和7年5月)

《農林水産省》

- 農協・漁協の指導機関である都道府県信農連・信漁連や、農協・漁協を所管する都道府県とマネー・ローンダリング、テロ資金供与対策等の実態について意見交換を実施(令和6年7~12月)
- 系統金融機関の中央機関である農林中央金庫の経営層と意見交換を実施し、不正口座利用を含むマネー・ローンダリング対策に係る課題認識を共有(令和7年1月)
- 金融庁及び警察庁の要請を踏まえ、系統金融機関における対策が確実なものとなるよう、金融庁・警察庁との連名による通知を農林中央金庫及び各都道府県へ発出し、系統金融機関に対し口座の不正利用防止に向けた対策強化を要請(令和7年1月)
- 信農連・信漁連や都道府県に対し説明会を開催し、マネー・ローンダリングに対する危機意識の共有や適切な指導を依頼(令和7年1月)
- 農協・漁協に対して信用事業の取引実態や態勢整備に関する報告を求め、報告書を基にリスク分析を実施
- 農協・漁協等について、ガイドラインへの対応状況を確認するため検査を実施(令和6年4月~令和7年3月:信農連12先、信漁連4先、都道府県から要請のあった農協16先)

《厚生労働省》

- 労働金庫について、金融庁及び財務局と連携して、マネロンターゲット検査(令和6年2件、令和7年2件)・監督を実施
- 金融庁と連携して、労働金庫の経営層等へのマネー・ローンダリング等対策に関する説明及び意見交換会を開催(令和6年8月)

金融庁は、預金取扱金融機関を含む金融機関等に対し、令和3年2月に改正した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき、令和6年3月までに態勢整備を完了するよう要請した。大部分の金融機関等からは対応完了の報告があり、この集中的な取組が一定の効果を上げたと評価している。今後は、金融機関等においてリスクベース・アプローチを高度化し、有効な管理態勢を維持・高度化する段階への移行が求められていることから、金融庁は、令和7年3月に、有効性検証の考え方等を示した「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理」を公表した。金融庁はその有効性検証の取組状況についてモニタリングを行い、金融機関等における有効性検証の実施・促進を図っていく。

また、令和6年8月には、金融庁と警察庁が連名で、預貯金口座の不正利用等防止に向け、業界団体等に対し各種対策を要請している。さらに、犯罪の手口が巧妙化・多様化し、インターネットバンキングの悪用ともあいまって、特殊詐欺等の詐取金が暗号資産交換業者や資金移動業者の金融機関口座宛に送金される事例が発生している状況に鑑み、令和7年9月に前回(令和6年8月)の要請の内容を含め、次のような対策を要請した。

- ① 口座開設時における不正防止及び実態把握の強化
- ② 利用者側のアクセス環境や取引の金額・頻度等の妥当性に着目した多層的な検知

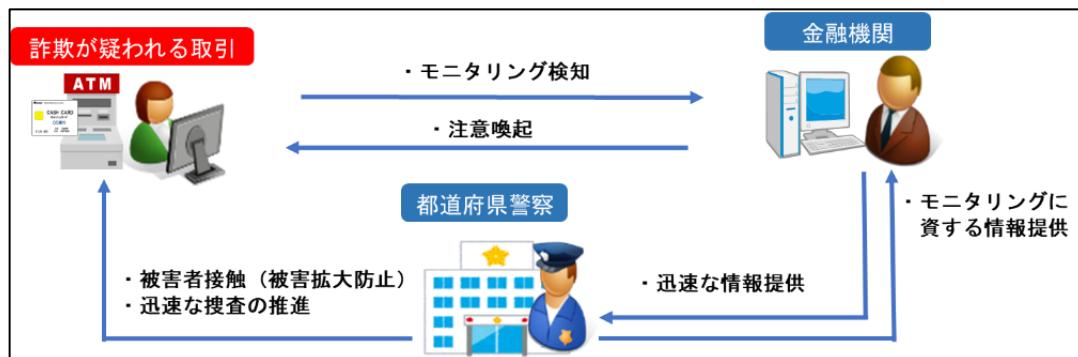
(1) 預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービス

- ③ 不正の用途や犯行の手口に着目した検知シナリオ・敷居値の充実・精緻化
- ④ 検知及びその後の顧客への確認、出金停止・凍結・解約等の措置の迅速化
- ⑤ インターネットバンキングに係る対策の強化
 - ・ 利用申込みの際の確認・注意喚起
 - ・ 初期利用限度額の適切な設定
 - ・ 利用開始後及び利用限度額引上げ時の確認・注意喚起
- ⑥ 振込名義変更による暗号資産交換業者及び資金移動業者への送金停止等
- ⑦ 不正等の端緒・実態の把握に資する金融機関間での情報共有
- ⑧ 警察への情報提供・連携の強化

これらは、非対面型の詐欺や法人名義口座の不正利用といった金融犯罪情勢の深刻化する実態を踏まえた要請であり、実効性のある対応の早期実施が求められている。

⑧「警察への情報提供・連携の強化」関連では、令和7年9月末現在、警察庁は金融機関28行と、事業者がモニタリングを通じて把握した詐欺の被害のおそれが高いと判断した取引等に係る口座に関する情報について、関係する都道府県警察及び警察庁に迅速な共有を行うこと等を内容とする「情報連携協定書」を締結している。また、都道府県警察においても、令和7年6月末現在、44の都道府県警察が、515の金融機関と連携を行っている。

図表 75【警察と金融機関の情報連携イメージ】



このほか、警察庁では、令和6年6月に策定された「国民を詐欺から守るために総合対策」のうち、「犯罪者のツールを奪うための対策」の一つとして、令和6年12月、金融機関を所管する関係省庁に対して、在留期間が満了した外国人名義の預貯金口座の悪用を防止するための以下の具体的措置が各金融機関において行われるよう、通知文書を発出している。

- ・ 在留期間が満了した外国人名義の口座から現金出金や他口座への振り込みが行われる場合には、当該口座の名義人本人が口座を使用しているか、取引時確認を実施
- ・ 在留期間満了日の翌日以降、上記の確認がなされるまでは、当該口座か

(1) 預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービス

らの現金出金及び他口座への振り込みを制限^{*1*2}

(ウ) 業界団体及び事業者の措置

各業界団体も、事例集や各種参考例の提示、資産凍結等の措置の対象者に関するデータベースの提供、研修の実施等により、各預金取扱金融機関によるマネー・ローダリング等対策を支援している。各預金取扱金融機関においても、マネー・ローダリング等対策の実施に当たり、対応部署の設置や規程・マニュアルの整備、定期的な研修等を行っているほか、内部監査、危険度が高いと考えられる取引の洗い出し、危険度が高い取引のモニタリングの厳格化等に取り組むなど、内部管理態勢の確立・強化を図っている。

また、金融機関等におけるマネー・ローダリング等対策の中核的な業務である取引のモニタリング等の高度化・効率化に向けた取組として、資金決済法改正（令和5年6月1日施行）を経て創設された、許可制の為替取引分析業が開始されている^{*3}。

さらに、全国銀行協会においては、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺等における不正利用口座への対策として、不正利用口座に関する情報を金融機関間で共有する仕組みの整備に関する検討が進められており、迅速かつ確実な情報共有を通じたマネー・ローダリング等対策の強化が期待されている。

【業界団体及び特定事業者による主な取組例】^{*4}

《業界団体》

- ・ 各業界団体において「マネー・ローダリング及びテロ資金供与対策ガイドライン」及び「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問(FAQ)」で求められる態勢整備のポイント、その水準等を整理した資料を作成し、会員に配布（全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会及び労働金庫連合会）
- ・ 代表行が自行の取組を紹介する勉強会を開催（全国地方銀行協会及び第二地方銀行協会）
- ・ 貸金庫業務に関する監督指針の一部改正に伴う対応として、貸金庫規定ひな型の改正及び利用目的等の確認のための申告書の参考例の策定を実施（全国銀行協会）
- ・ マネー・ローダリング等のリスク管理態勢の整備状況について、外部専門家の検証を受け、検証結果や想定される課題について全金庫向け説明会を令和6年12月に開催（労働金庫連合会）
- ・ 他金庫への質問等を事前に集約し、金庫間の質疑応答内容や金庫の特徴的な取組等を業態内で共有する金庫意見交換会を令和6年6月及び12月に開催（労働金庫連合会）

*1 入金(振り込みによる入金を含む。)や自動引落し・自動送金等は、制限の対象とはしない。

*2 制限後に、店頭で在留カードの提示を受けるなどして在留期間の更新等の事実を確認した場合は、当該制限を解除し、通常どおりの取引が可能。

*3 為替取引分析業については、令和6年調査書「【トピック】 金融機関等による取引モニタリング等の共同化」(119頁)に記載している。

*4 以下【業界団体及び特定事業者による主な取組例】及び【業界団体による主な取組例】においては、業界団体の名称について法人格の種類を省略する。

(1) 預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービス

- ・ 令和6年3月末までにシステムや規程等の態勢整備を実施。今後、システムを活用し、不正利用のリスクが高い顧客属性等の調査・分析や対策の有効性検証を実施予定(農林中央金庫)
 - ・ 金融庁及び警察庁の要請を受け、農林中央金庫から傘下の系統金融機関に口座の不正利用防止に向けた対策強化を要請。あわせて、JAバンクにおける金融犯罪対策に係る総点検を実施(農林中央金庫)
 - ・ 金融犯罪やマネー・ローンダーリングに係る統括部署を設け、農協の実践状況をモニタリングする等マネー・ローンダーリング対策を推進(農林中央金庫)
 - ・ 一部の県域で、都道府県警察との連携協定締結による情報連携の取組が進展中(信用農業協同組合連合会)
 - ・ 傘下の系統金融機関へ本人再確認調査及び「マネロン資金供与対策にかかる全国説明会」を実施(農林中央金庫)
- 《特定事業者》
- ・ 特殊詐欺や不正送金等による犯罪収益を振込入金専用口座を経由して入金した後、暗号資産を購入し、即時に購入した暗号資産を出金するといった手口が多数認められることから、暗号資産交換業者へ振込入金専用口座を提供する一部の預金取扱金融機関においては、暗号資産交換業者のマネー・ローンダーリング等リスク管理態勢を確認するための質問状の発出や、不正利用が発覚した際に、暗号資産交換業者側の判断で振込入金専用口座の利用を停止できる機能の提供等の対策を実施

エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダーリング等対策上、預金取扱金融機関が留意すべき主な事項は次のとおりである。

- ・ マネー・ローンダーリング等のリスクについて、包括的かつ具体的に洗い出しを行うこと。
- ・ 犯罪収益移転防止法等の法令対応にとどまらず、リスクに応じた顧客管理を行うこと。
- ・ 令和6年3月末を期限として整備した基礎的な態勢に基づき、P D C Aサイクルを回し、態勢の維持・高度化を図ること。
- ・ 法人名義口座を含む預貯金口座等の不正利用防止のため、犯行の手口やアクセス環境等不正利用の特徴を分析の上、対策を強化すること。

オ 危険度の評価

預金取扱金融機関は、安全かつ確実な資金管理が可能な口座をはじめ、時間・場所を問わず、容易に資金の準備又は保管ができる預金取引、迅速かつ確実に隔地間や多数の者との間で資金を移動することができる為替取引、秘匿性を維持した上で資産の安全な保管を可能とする貸金庫、換金性及び運搬容易性に優れた手形・小切手等様々な商品・サービスを提供している。

これらの商品・サービスは、その特性から、マネー・ローンダーリング等の有効な手段となり得るものであり、これらの悪用により、犯罪収益の收受又は隠匿がなされた事例があること等から、預金取扱金融機関が取り扱うこれらの商品・サービスは、マネー・ローンダーリング等に悪用される危険性があると認められる

(1) 預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービス

*1*2。

また、国際金融市场としての我が国の地位や役割、業界全体の金融取引量の大きさ、マネー・ローンダーリング等に悪用された取引等の統計上の数値、国際犯罪組織が関与する事例、近年の犯罪情勢等を踏まえると、マネー・ローンダーリング等に悪用される危険度は、他の業態よりも相対的に高いと認められる。

さらに、預金取扱金融機関が提供する商品・サービスがマネー・ローンダーリングに悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、

- ・ 匿名又は架空名義・借名（その疑いがあるものを含む。）による取引
- ・ 多数の者が行う取引
- ・ 高頻度で行われる取引
- ・ 多額の送金や入出金が行われる取引
- ・ 通常は資金の動きがない口座にもかかわらず、突発的に多額の入出金が行われる取引
- ・ 顧客の取引目的、職業、事業の内容等に照らし、不自然な様様・頻度で送金や入出金等が行われる取引
- ・ 多数の口座を保有している顧客（屋号付名義等を利用して異なる名義で保有している口座を含む。）の口座を使用した入出金が行われる取引

については、危険度がより一層高まるものと認められる。

このような危険度に対して、所管行政庁、特定事業者等は、前記のような危険度の低減措置を行っており、その効果は預金取扱金融機関による効果的な取組に表れている。

しかしながら、これらの取組については、預金取扱金融機関ごとに差異がみられる。リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない預金取扱金融機関についてはマネー・ローンダーリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

特に、本項目や、本調査書中「第3 1主体」において、架空・他人名義口座が悪用されている状況を踏まえると、口座を提供する預金取扱金融機関は、口座譲渡を防ぐこと及び事後的に不正な取引を検知する措置を行うことについて継続的な対応が求められる。

*1 犯罪収益移転防止法第2条第2項第28号は、特定事業者として、無尽会社を規定している。一定の口数及び給付金額を定め、定期的に掛金を払い込ませて、一口ごとに抽選、入札等の方法により、掛金者に対し金銭以外の財産の給付を行う無尽は、掛金・給付の仕組みが預金に類似する部分もあることから、犯罪収益の移転に悪用される危険性があると認められる。

*2 犯罪収益移転防止法第2条第2項第36号は、特定事業者として、電子債権記録機関を規定している。電子記録債権は、磁気ディスク等をもって電子債権記録機関が作成する記録原簿への電子記録をすることによって発生、譲渡等が行われるもので、債権譲渡の円滑性等に関して手形と類似の機能を有していることから、犯罪収益の移転に悪用される危険性があると認められる。

(1) 預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービス**【電子決済等取扱業者等^{*1}】**

社会経済全体のデジタル化が進む中、分散台帳技術の活用を含め、金融分野においてもデジタル化が加速しており、銀行等の預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービスも変化しつつある。こうした中、民間のイノベーションを促進しつつ、併せて、利用者保護等を適切に確保する観点から送金手段等のデジタル化に対応するため、令和4年6月、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第 61 号。以下「資金決済法等改正法」という。)が成立し、銀行法等^{*2}の改正により電子決済等取扱業者等に対する登録制等の業規制が導入されるとともに、犯罪収益移転防止法の改正により電子決済等取扱業者等が特定事業者に追加されることとなった。

電子決済等取扱業者等は、銀行等の委託を受けて、当該銀行等に代わって銀行等に預金口座を開設している預金者との間で、当該口座に係る資金を移動させ、当該資金の額に相当する預金債権額の減少又は為替取引により受け取った資金の額に相当する預金債権額の増加を、電子情報処理組織を使用する方法により行う事業を営むものである。

電子決済等取扱業者等は、犯罪収益移転防止法上の特定事業者に追加されたことにより、同法上の各種義務(取引時確認の実施、確認記録の作成・保存、疑わしい取引の届出等)が課されたほか、利用者から金銭等の預託を受けることを禁止されている。また、電子決済等取扱業者等の利用者は、当該銀行等の預金者に限られ、預金取扱金融機関による各種危険度の低減措置も講じられている。これらのことから、マネー・ローンダリング等の危険度も預金取扱金融機関が取り扱うサービスと同程度に低減されているものと認められる。

*1 電子決済等取扱業者、信用金庫電子決済等取扱業者及び信用協同組合電子決済等取扱業者

*2 銀行法、信用金庫法(昭和 26 年法律第 238 号)及び協同組合による金融事業に関する法律(昭和 24 年法律第 183 号)

(2) 保険会社等が取り扱う保険

ア 危険度を高める要因

(ア) マネー・ローンダーリング等に悪用される固有の危険性

保険契約は、原則として、人の生死に関し一定額の保険金を支払うことを約するもの又は一定の偶発的な事故によって生ずることのある損害を填補することを約するものである。資金の給付が行われるのはこれらの確率的な要件が満たされた場合に限られるため、この点は、保険がマネー・ローンダーリング等に悪用される危険度を大幅に低減する要因といえる。

しかし、一口に保険商品といつても、その内容は多様であり、保険会社等^{*1}は蓄財性を有する商品も提供している。蓄財性を有する商品は、将来の偶発的な事故に対する給付のみを対象とする商品と異なり、より確実な要件に係る給付、例えば満期に係る給付を伴うもの等がある。このような商品は、契約満了前に中途解約を行った場合にも高額の解約返戻金が支払われる場合が多く、例えば、契約締結時に保険料が支払われた後、速やかに中途解約された場合には、リスクが特に高いものと認められる。また、クーリングオフにより保険料充当額が返金される場合については、特にマネー・ローンダーリング等に悪用されているおそれが高いものとして留意する必要がある。

このような、原資から保険商品（又は保険商品から他の資産形態）への変換性^{せい}という特性は、商品・サービスの脆弱性となり、マネー・ローンダーリング等に利用され得る。

保険会社等のうち、令和7年3月末現在、保険業法(平成7年法律第105号)に基づく内閣総理大臣の免許を受けているものの数は98である。このほか、内閣総理大臣の登録を受けた少額短期保険業者、農林水産大臣等による設立の認可を受けた農業協同組合等がある。

金融庁は、金融セクター分析において、保険のセクターリスクを「Low」として相対的に低いと評価している。

(イ) 事例

保険商品がマネー・ローンダーリングに悪用された主な事例のうち、犯罪収益がその形態を変えた事例として、

- ・ 詐欺や売春等により得た犯罪収益を自己や家族の積立式の生命保険の保険料に充当していたもの

があり、また、保険がマネー・ローンダーリングに関係した事例として、

- ・ だまし取った休業損害保険金を架空・他人名義口座に入金させたものがある。

イ 疑わしい取引の届出

令和4年から令和6年までの間の、保険会社等による疑わしい取引の届出件数

*1 犯罪収益移転防止法第2条第2項第8号に掲げる者(農業協同組合)、同項第9号に掲げる者(農業協同組合連合会)、同項第17号に掲げる者(保険会社)、同項第18号に掲げる者(外国保険会社等)、同項第19号に掲げる者(少額短期保険業者)及び同項第20号に掲げる者(共済水産業協同組合連合会)をいう。

は次のとおりである。

図表 76【保険会社等による疑わしい取引の届出件数】

区分	年	令和4年	令和5年	令和6年	合計
生命保険(件)		3,521	4,029	4,814	12,364
損害保険(件)		407	532	603	1,542
共済事業(件)		11	12	4	27

金融庁は、インターネットを利用した取引に特有の不自然さや、テロ資金供与等に着目した参考事例を追加するなどして、保険会社向けの「疑わしい取引の参考事例」を改訂し、令和4年3月に公表した。

令和4年から令和6年までの間における届出件数が多かった疑わしい取引の届出理由（「疑わしい取引の届出における入力要領」のガイドライン番号名称）は、次のとおりである。

図表 77【生命保険の主な疑わしい取引届出状況】

届出理由	件数(件)	割合(%)
28. 暴力団員等	6,831	55.2
29. 不自然な態様・態度等	600	4.9
2. 保険金多額現金等支払	310	2.5
11. 経済合理性から異常な取引	278	2.2
3. 短期間・総額多額現金	69	0.6

図表 78【損害保険の主な疑わしい取引届出状況】

届出理由	件数(件)	割合(%)
28. 暴力団員等	562	36.4
29. 不自然な態様・態度等	78	5.1
11. 経済合理性から異常な取引	22	1.4
5. 架空名義・偽名契約	2	0.1

図表 79【共済事業の主な疑わしい取引届出状況】

届出理由	件数(件)	割合(%)
28. 暴力団員等	27	100

ウ 危険度の低減措置

(7) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策として、犯罪収益移転防止法では特定事業者に取引時確認等を義務付けているほか、各関係法令に基づき危険度の低減措置が図られている。

○ 保険業法

必要に応じて、所管行政庁が保険会社に対して報告命令、立入検査、業務

改善命令等を行うことができる旨を規定

(1) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダーリング等対策を推進するためには、特定事業者に義務付けられた措置が適切に履行されることが重要であるが、これを確保するため、所管行政庁においてもガイドラインの策定や業界団体及び特定事業者に対する講演・研修等、様々な取組が進められている。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
マネー・ローンダーリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.fsa.go.jp/common/law/index.html (金融庁)
保険会社向けの総合的な監督指針	https://www.fsa.go.jp/common/law/index.html (金融庁)
少額短期保険業者向けの監督指針	https://www.fsa.go.jp/common/law/index.html (金融庁)
認可特定保険業者向けの総合的な監督指針	https://www.fsa.go.jp/common/law/index.html (金融庁)
共済事業向けの総合的な監督指針	https://www.maff.go.jp/j/keiei/sosiki/kyosoka/k_sido/ (農林水産省)
漁協等の共済事業向けの総合的な監督指針	https://www.jfa.maff.go.jp/j/keiei/gyokyou/sisin/ (水産庁)

【所管行政庁による主な取組例】

《金融庁》

- ・他省庁、業界団体、特定事業者及び外国当局保険担当者に対するマネー・ローンダーリング等対策の高度化に向けた講演・研修等の実施
- ・「マネー・ローンダーリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき整備した態勢について、変化するマネー・ローンダーリング等のリスクに応じて有効性を維持・高度化すべく、有効性検証の考え方等を示した「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理」を公表(令和7年3月)

《農林水産省》

- ・共済事業を行う所管団体に対して、取引実態や態勢整備に関する報告を求め、報告書を基にリスク分析を実施
- ・マネー・ローンダーリング等対策について、共済事業を行う所管団体と意見交換を実施
- ・農協・漁協等について、ガイドラインへの対応状況を確認するため検査を実施(令和6年4月～令和7年3月、都道府県から要請のあった農協8先)

(ウ) 業界団体及び事業者の措置

各業界団体では、保険が不当な利益の追求に悪用されることを防ぐため、契約内容登録・照会制度等を導入して会員における情報共有を図り、会員が契約の申込みや保険金等の請求を受けた際に、同一の被保険者を対象とする同一種類の保険契約が複数ないか等の疑わしい点の有無を確認し、契約の締結や保険金等の支払を判断するに当たっての参考にできるようにしている。また、マネー・ローンダーリング等に関する解説資料や質疑応答等の各種資料を作成し

たり、協会内にプロジェクトチームを設置し、同チーム主催の会議等において、会員間の情報共有や意見交換を実施したりするなど、会員のマネー・ローンダーリング等対策を支援している。

各保険会社等は、マネー・ローンダーリング等対策の実施に当たり、対応部署の設置や規程・マニュアルの整備、定期的な研修の実施等を行っているほか、内部監査の実施、危険度が高いと考えられる取引の洗い出し、危険度が高い場合のモニタリングの厳格化等の取組を行うなど、内部管理態勢の確立・強化を図っている。

【業界団体による主な取組例】

- ・ 令和6年度事業の取組方針に基づき、農業協同組合に対して、取引時確認、確認記録の作成・保存等の措置について、研修資料や電子マニュアルを用いて研修・周知を実施（全国共済農業協同組合連合会）
- ・ 共済契約者等が制裁対象者や暴力団等でないことを確認するシステムチェック（フィルタリング・スクリーニング）を行い、取引の未然防止及び既存取引排除への取組を実施（全国共済農業協同組合連合会）
- ・ 200万円超の現金取引、貯蓄性の高い仕組みの商品の解約、新規契約取消し・クーリングオフ等の取引時におけるシステムチェック（取引モニタリング）を行い、農業協同組合に対して疑わしい取引への該当有無の判断に係る注意喚起を実施（全国共済農業協同組合連合会）
- ・ 農業協同組合に対し、電子マニュアルを用いて、合理的な理由のない早期解約・取消し、妥当な説明が困難な高額の現金取引、合理的な理由のない遠隔地の利用者との取引等を疑わしい取引の疑義がある取引として例示し、合理的な理由の有無に基づく慎重な審査・取引のモニタリングを実施（全国共済農業協同組合連合会）
- ・ 令和6年度コンプライアンス・プログラムに基づき、役職員のコンプライアンスに対する基本姿勢の確立と日常業務におけるコンプライアンス推進の向上に取り組むこととし、取引時確認等の措置については、内部で研修・教育を実施するとともに、漁業協同組合に対して研修・周知を実施（全国共済水産業協同組合連合会）
- ・ 共済掛金として200万円超を一括で払い込まれた契約について、モニタリング調査（現金収納の有無、現金の場合その理由の確認）を実施したほか、内部検査においても、モニタリング調査の検証を実施（全国共済水産業協同組合連合会）
- ・ 組合員以外が共済契約の申込みに来た場合、所定の取引時確認を行うとともに、加入目的や加入経路（内部規程により員外者については組合員又は役職員の友人・知人に限定している）の確認の徹底を漁業協同組合に指示（全国共済水産業協同組合連合会）

エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダーリング等対策上、保険会社等が留意すべき主な事項は次のとおりである。

- ・ リスクに応じた取引時確認及び継続的な顧客管理のための態勢を構築すること。
- ・ 特定事業者作成書面等の作成・見直しにおいて、調査書や広く用いられているひな型の内容を引用するだけでなく、商品・サービスや取引形態、取引に係

る国・地域、顧客の属性をはじめとする自社の取引の特性等を勘案するなど、リスクの特定・評価を包括的かつ具体的に行うこと。

- ・ I Tシステムについて、自らの事業規模・特性や取引形態等に応じて直面するリスクを踏まえ、導入の検討や既存システムの設定変更等を行うこと。
- ・ 制裁対象取引について、リスクに応じて検知するため、取引フィルタリングに関する適切な体制を構築し、整備すること。
- ・ 制裁対象取引に係る国内外の法規制等の遵守その他必要な措置を実施し、高リスク顧客を的確に検知する枠組みを構築すること。

オ 危険度の評価

資金の給付・払戻しが行われる蓄財性の高い保険商品は、犯罪収益で保険料を支払うことで、中途解約を行って解約返戻金を受け取ることや、犯罪収益を繰延べの資産とすることを可能とすることから、マネー・ローンダーリング等の有効な手段となり得る。

実際に、売春防止法違反に係る違法な収益を蓄財性の高い保険商品に充当していた事例があること等から、蓄財性の高い保険商品は、マネー・ローンダーリング等に悪用される危険性があると認められる。

また、保険商品がマネー・ローンダーリングに悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、

- ・ 匿名又は架空名義・借名（その疑いがあるものを含む。）による取引
- ・ 契約締結時に保険料が支払われた後、速やかに中途解約された取引については、危険度がより一層高まるものと認められる。

このような危険性を踏まえ、所管行政庁、保険会社等は、上記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組については、保険会社等ごとに差異がみられる。リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない保険会社等はマネー・ローンダーリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

(3) 金融商品取引業者等及び商品先物取引業者が取り扱う有価証券の売買の取次ぎ等

(3) 金融商品取引業者等及び商品先物取引業者が取り扱う有価証券の売買の取次ぎ等

ア 危険度を高める要因

(ア) マネー・ローンダリング等に悪用される固有の危険性

資金の運用方法には、預金取扱金融機関口座への預貯金のほかに、株式や債券等の金融商品への投資という方法がある。投資対象としては、株式や債券、投資信託の受益証券等の金融商品だけでなく、鉱物や農産物等に係る商品先物取引がある。

令和7年3月末現在、金融商品取引法に基づく内閣総理大臣の登録を受け、又は内閣総理大臣に届け出ている金融商品取引業者等^{*1}の数は5,967であり、商品先物取引法（昭和25年法律第239号）に基づく主務大臣（農林水産大臣又は経済産業大臣）の許可を受けている者^{*2}の数は36である。

我が国における投資対象となる株式や商品の取引状況を概観すると、株式に関して、令和6年中に東京証券取引所で行われた上場株式の売買金額は、プライム市場で約1,255兆円、スタンダード市場で約35兆円、グロース市場で約34兆円となっている。

また、商品先物取引に関しては、令和6年中に東京商品取引所及び堂島取引所で行われた取引の出来高は約393万枚^{*3}となっている。

投資は、預貯金と異なり、投資対象の市場価格の変動により元本割れするおそれがある反面、運用に成功すれば預貯金よりも多くの利益を得ることが可能である。

マネー・ローンダリング等に悪用される危険性の観点からみると、資金を預託すること又は株式の売買や商品先物取引を行うことによって多額の資金を様々な商品に転換することのできる変換性や、複雑な仕組みの金融商品に投資して、その資金の出所を不透明にすることで、犯罪収益^{せい}の追跡を困難にすることができる複雑性といった特性は、商品・サービスの脆弱性となる。

近年では、インターネット取引を中心とする証券会社の拡大により、非対面での口座開設や取引が一般化しており、本人確認書類の偽造や他人になりすました口座の開設のおそれが高まっている。また、オンライン証券口座への不正アクセスやアカウントの乗っ取りによる不正出金・売買といった事例もみられており、真正な名義人になりすまして資金の移動や有価証券の売買等が行われるおそれもある。

金融庁は、金融商品取引業者等及び商品先物取引業者においては、銀行口座等から証券総合口座・FX口座等への入金、当該口座等から指定した銀行口座等への送金、有価証券等の別口座・他業者への移管、店頭やATMでの現金の

*1 犯罪収益移転防止法第2条第2項第21号に掲げる者(金融商品取引業者)、同項第22号に掲げる者(証券金融会社)、同項第23号に掲げる者(特例業務届出者)、同項第24号に掲げる者(海外投資家等特例業務届出者)をいう。

*2 犯罪収益移転防止法第2条第2項第33号に掲げる者(商品先物取引業者)をいう。

*3 「枚」とは、取引所における取引の基本となる取引数量又は受渡数量を表す最小取引単位の呼称である。

(3) 金融商品取引業者等及び商品先物取引業者が取り扱う有価証券の売買の取次ぎ等

入出金等が可能であり、これらの取引を通じて犯罪収益を移転するリスクがあるとしている。例えば、グループ内での銀行口座と連動した入出金サービス等においては、資金の移動が高速化することで、必要な確認等が不十分となるリスクがあるとされている。また、インサイダー取引が行われ、インサイダー取引により獲得された資金が合法資産と結合したり、株式の売買が暴力団等の資金調達に利用されたりするなどのリスクがある。非対面取引においては、架空の人物や他人になりました者と取引を行うリスクがある。

このように、個々の取引形態には一定のリスクが存在するものの、金融庁は、金融セクター分析において、投資に係るセクターリスクを「Low」として、相対的に低いと評価している。

(イ) 事例

金融商品取引業者等及び商品先物取引業者が行う有価証券の売買の取次ぎ、商品市場における取引の委託の取次ぎ等がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- ・ 架空・他人名義で開設した証券会社の口座に、詐欺により得た犯罪収益を入金して株式を購入した。
- ・ 強盗により得た犯罪収益を、親族名義の口座に入金した後、当該親族名義で開設したFX口座に証拠金として入金した。
- ・ 詐取金の一部を用いて知人名義で法人の株式を購入し、当該知人に法人発起人の地位を取得させた上で株式会社を設立し、当該知人を代表取締役に選任させた。
- ・ 業務上横領により得た犯罪収益を商品先物取引に投資した。

イ 疑わしい取引の届出

令和4年から令和6年までの間の、金融商品取引業者等及び商品先物取引業者による疑わしい取引の届出件数は、次のとおりである。

図表 80【金融商品取引業者等及び商品先物取引業者による疑わしい取引の届出件数】

区分	年	令和4年	令和5年	令和6年	合計
金融商品取引業者等 (件)		19,032	20,550	23,804	63,386
商品先物取引業者 (件)		318	846	428	1,592

金融庁、農林水産省及び経済産業省は、インターネットを利用した取引における特有の不自然さや、テロ資金供与等に着目した参考事例を含む、金融商品取引業者等及び商品先物取引業者向けの「疑わしい取引の参考事例」を公表している。

令和4年から令和6年までの間における届出件数が多かった届出理由（「疑わしい取引の届出における入力要領」のガイドライン番号名称）は、次のとおりである。

(3) 金融商品取引業者等及び商品先物取引業者が取り扱う有価証券の売買の取次ぎ等

図表 81【金融商品取引業者の主な疑わしい取引届出状況】

届出理由	件数(件)	割合(%)
38. 不自然な態様・態度等	15,009	23.7
4. 架空名義・借名口座使用	13,202	20.8
37. 暴力団員等	9,387	14.8
42. 異なる客の同一 IP アドレス取引	1,657	2.6
39. 取引を行う目的・職業等から不自然な取引	1,416	2.2

図表 82【商品先物取引業者の主な疑わしい取引届出状況】

届出理由	件数(件)	割合(%)
4. 架空名義・借名取引	1,216	76.4
32. 真の受益者が不審な取引	40	2.5
27. 異なる客の同一 IP アドレス取引	9	0.6
26. 不自然な態様・態度	7	0.4
25. 暴力団員等	3	0.2

ウ 危険度の低減措置

(7) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策として、犯罪収益移転防止法では特定事業者に取引時確認等を義務付けているほか、各関係法令に基づき危険度の低減措置が図られている。

○ 金融商品取引法及び商品先物取引法

必要に応じて、それぞれの取引業者に対して所管行政庁が報告命令、立入検査、業務改善命令等を行うことができる旨を規定

(1) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダリング等対策を推進するためには、特定事業者に義務付けられた措置が、適切に履行されることが重要であるが、これを確保するため、所管行政庁においてもガイドラインの策定や業界団体及び特定事業者に対する講演・研修等、様々な取組が進められている。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.fsa.go.jp/common/law/index.html (金融庁)
金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	https://www.fsa.go.jp/common/law/index.html (金融庁)
商品先物取引業者等の監督の基本的な指針	https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syoutori/dealing/attach/pdf/hourei-8.pdf (農林水産省) https://www.meti.go.jp/policy/commerce/z00/250701sakimono-shishin.pdf (経済産業省)

(3) 金融商品取引業者等及び商品先物取引業者が取り扱う有価証券の売買の取次ぎ等

商品先物取引業におけるマネー・ローンダーリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syoutori/dealing/attach/pdf/money-5.pdf （農林水産省） https://www.meti.go.jp/policy/commerce/f00/211019amlcft_guideline.pdf （経済産業省）
不動産特定共同事業の監督に当たっての留意事項について	https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000263.html （国土交通省）

【所管行政庁による主な取組例】

《金融庁》

- ・他省庁、業界団体及び特定事業者に対するマネー・ローンダーリング等対策の高度化に向けた講演・研修等の実施
- ・「マネー・ローンダーリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき整備した態勢について、変化するマネー・ローンダーリング等のリスクに応じて有効性を維持・高度化すべく、有効性検証の考え方等を示した「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理」を公表(令和7年3月)

《農林水産省及び経済産業省》

- ・検査対象者に対して、「商品先物取引業におけるマネー・ローンダーリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」への対応(リスクベース・アプローチを含む。)及び体制整備について検査を実施

《国土交通省》

- ・金融庁と連携して、不動産特定共同事業の取引実態、マネー・ローンダーリング及びテロ資金供与対策の実施状況等に関する報告徴収を発出(令和6年度 91件、令和7年度 94件)
- ・「マネー・ローンダーリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」で対応を求めている事項について態勢整備の対応が完了しなかった事業者に対して対応状況を把握するための報告徴収を発出(令和7年3月)
- ・都道府県等向けにマネーローンダーリング・テロ資金供与対策等に関する勉強会を開催(令和6年8月、12月開催)

また、オンライン証券口座への不正アクセスを受け、令和7年7月、金融庁と警察庁は連名で、金融業界全体に不正アクセス及び不正取引への対策強化を要請している。

(ウ) 業界団体及び事業者の措置

各業界団体も、事例集や各種参考例の提示、研修の実施等により、各金融商品取引業者等及び商品先物取引業者によるマネー・ローンダーリング等対策を支援している。

各金融商品取引業者等及び商品先物取引業者も、マネー・ローンダーリング等対策の実施に当たり、対応部署の設置、規程・マニュアルの整備、定期的な研修の実施等を行っているほか、内部監査の実施、マネー・ローンダーリング等に係る危険性のある取引の特定、顧客管理の厳格化等に取り組むなど、内部管理態勢の確立・強化を図っている。

(3) 金融商品取引業者等及び商品先物取引業者が取り扱う有価証券の売買の取次ぎ等

【業界団体による主な取組例】

- ・会員の態勢整備状況について書面調査等を行ったほか、調査項目として、「マネロン・テロ資金供与対策の管理態勢」についてのヒアリングを実施し、各社からの回答を基にリスク評価を行い、当該会員への立入調査に活用(日本証券業協会、投資信託協会及び日本投資顧問業協会)
- ・取引時確認、取引記録等の作成・保存、疑わしい取引の届出等の措置等の法令・諸規則の遵守状況や、マネー・ローンダーリング等対策に係る内部管理態勢の整備状況等について点検することとする監査計画を策定・公表し、これに基づき会員に対して監査を行った。監査結果通知書を発出した会員との間でマネー・ローンダーリング等対策についての認識の共有を図ったほか、監査結果の概要を公表し、具体的な留意点を会員に周知した(日本証券業協会)
- ・オンラインを活用するなどし、会員向けの研修を実施(日本証券業協会、第二種金融商品取引業協会及び投資信託協会)
- ・会員に対し、情報提供や周知を行った(日本証券業協会、金融先物取引業協会、第二種金融商品取引業協会、投資信託協会、日本投資顧問業協会及び日本商品先物取引協会)
- ・会員向けに実施しているコンプライアンス研修の中で、犯罪収益移転防止法の概要や取引時確認における事項等に関する注意事項等の説明を行い、会員のマネー・ローンダーリング等対策を支援(不動産証券化協会)

エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダーリング等対策上、金融商品取引業者等が留意すべき主な事項は次のとおりである。

- ・法人顧客の実質的支配者の確認について、顧客による申告だけではなく第三者機関の情報も活用するなど、適切な措置を講じること。
- ・外国籍顧客について、在留期間の確認を行って当該確認に用いた資料を保存するほか、在留期間が終了した場合には追加資料提出を求めるなど、適切な措置を講じること。
- ・取引モニタリングについて、入出金モニタリングのシナリオの追加を行ったり、IPアドレス検知によって外国からの取引を把握したりするなどして、高度化を図ること。
- ・店頭における高額の現金取引を認める場合には、店頭における現金取引によるざるを得ない理由や入金経路(顧客の自己資金であるかなど)を確認及び記録し、不審な取引の有無を検証すること。
- ・ATMを用いた現金の入出金についてモニタリングを行い、短期間にATM入金又は出金が頻繁に繰り返されることにより高額な入金又は出金が行われたなど不自然な取引がみられた場合には、取引について合理的な理由があるかを調査した上で、必要に応じて疑わしい取引の届出を行うなど、適切な措置を講じること。
- ・当局又は自主規制団体の指摘等を通じて問題点を認識した場合には、適切な改善策を定め、その進捗状況を内部の会議体や内部監査等を通じて検証するなど、十分な改善が行われるようにすること。

(3) 金融商品取引業者等及び商品先物取引業者が取り扱う有価証券の売買の取次ぎ等

- ・ グループ内において、必要な情報共有や報告態勢の構築等を行い、取組に対する連携の強化を図ること。

オ 危険度の評価

金融商品取引業者等及び商品先物取引業者は、顧客が株式投資、商品先物取引等を行うための商品・サービスを提供しており、マネー・ローンダーリング等を企図する者は、犯罪収益をこれらの商品・サービスを利用して様々な権利等に変換するほか、これらの商品・サービスを利用して犯罪収益の価値を増大させることができる。

また、金融商品取引業者の中には、ファンドに出資された金銭を運用するものもあるが、組成が複雑なファンドに犯罪収益を原資とする金銭が出資されれば、その原資を追跡することが著しく困難になることから、金融商品取引業者等及び商品先物取引業者を通じて行われる投資は、マネー・ローンダーリング等の有効な手段となり得る。実際に、詐欺や業務上横領によって得た犯罪収益を株式や商品先物取引に投資していた事例があること等から、金融商品取引業者等及び商品先物取引業者を通じて行われる投資は、マネー・ローンダーリング等に悪用される危険性があると認められる^{*1*2}。

さらに、金融商品取引業者等又は商品先物取引業者がマネー・ローンダーリングに悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、匿名又は架空名義・借名（その疑いがあるものを含む。）による取引については、危険度がより一層高まるものと認められる。

このような危険性を踏まえ、所管行政庁並びに金融商品取引業者等及び商品先物取引業者は、前記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組については、金融商品取引業者等及び商品先物取引業者ごとに差異がみられる。リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない金融商品取引業者等又は商品先物取引業者はマネー・ローンダーリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

*1 犯罪収益移転防止法第2条第2項第27号は、特定事業者として、不動産特定共同事業者等を掲げている。令和7年3月末現在、不動産特定共同事業法(平成6年法律第77号)に基づく都道府県知事又は主務大臣の許可又は登録を受けている者の数は319であり、令和5年度に不動産特定共同事業スキームを活用して取得された資産は0.4兆円、譲渡された資産は0.2兆円である。不動産特定共同事業契約(各当事者が、出資を行い、その出資による共同の事業として、そのうちの1人又は数人にその業務の執行を委任して不動産取引を営み、当該不動産取引から生ずる収益の分配を行うことを約する契約等)を締結して、そこから生ずる利益の分配を行うこと等を業として行う不動産特定共同事業についても、犯罪収益の追跡を困難にする手段となり得ることから、犯罪収益の移転に悪用される危険性があると認められる。

*2 犯罪収益移転防止法第2条第2項第34号及び35号は、特定事業者として、振替機関及び口座管理機関を掲げている。社債、株式等について、その譲渡や質入れ等の効果を生じさせる振替に関する業務を行う振替機関及び他の者のために社債等の振替を行うための口座を開設する業務(証券会社、銀行等が行うことができる。)を行う口座管理機関についても、その取り扱う商品・サービスが犯罪収益の移転に悪用される危険性があると認められる。

(4) 信託会社等が取り扱う信託**ア 危険度を高める要因**

信託は、委託者が信託行為によって、受託者に対して金銭や土地等の財産を移転して、受託者は委託者が設定した信託目的に従って、受益者のためにその財産の管理・処分等をする制度である。

信託は、財産を様々な形で管理及び処分することができる制度であり、受託者の専門性を生かした資産運用や財産保全が可能であること、企業の資金調達の有効な手段であること等から、我が国の金融システムの基本的インフラとして、金融資産、動産、不動産等を運用するスキームにおいて幅広く活用されている。

信託会社として信託業を営むには、信託業法（平成16年法律第154号）に基づき、また、銀行その他の金融機関が信託業を営むには、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）に基づき、所管行政庁による免許、登録又は認可を受けることが必要とされているところ、令和7年3月末現在、当該免許、認可等を受けて信託業務を営む者^{*1}の数は99である。

信託が悪用されたマネー・ローンダーリング事犯の検挙事例は近年認められないものの、信託の商品・サービスの脆弱性として、委託者が受託者に単に財産を預けるのではなく、財産権の名義や財産の管理権・処分権の変更までをも伴う場合があることによる移転性や、信託前の財産を信託受益権に転換することにより、信託目的に応じて、その財産の属性、数及び財産権の性状を変換する複雑なスキームによって、原資の追跡を困難にすることができる複雑性がある。

金融庁は、金融セクター分析において、信託のセクターリスクを「Low」として相対的に低いと評価している。

イ 疑わしい取引の届出

令和4年から令和6年までの間の、信託に関する疑わしい取引の届出件数^{*2}は次のとおりである。

図表 83【信託に関する疑わしい取引の届出件数】

届出件数(件)	令和4年	令和5年	令和6年	合計
37	23	24	84	

また、令和4年から令和6年までの間に、「疑わしい取引の参考事例」に例示された類型のうち届出件数が多かった届出理由は、次のとおりである。

- 顧客が非協力的であったこと等により取引時確認が完了できまま行われた取引（23件、27.4%）
- 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引（16件、19.0%）

ウ 危険度の低減措置**(ア) 法令上の措置**

*1 犯罪収益移転防止法第2条第2項第25号に掲げる者（信託会社）、同項第26号に掲げる者（自己信託会社）及び信託兼営金融機関をいう。

*2 疑わしい取引として届出が行われた情報を分析し、信託との関係を確認できたものを計上した。

マネー・ローンダリング等対策として、犯罪収益移転防止法では特定事業者に取引時確認等を義務付けているほか、各関係法令に基づき危険度の低減措置が図られている。

○ 信託業法及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律

金融庁は、取引時確認等の管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じて信託会社及び信託兼営金融機関に対して報告を求めることができ、重大な問題があると認められる場合には、業務改善命令等を行うことができる旨を規定

(1) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダリング等対策を推進するためには、特定事業者に義務付けられた措置が、適切に履行されることが重要であるが、これを確保するため、所管行政庁においてもガイドラインの策定や業界団体及び特定事業者に対する講演・研修等、様々な取組が進められている。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.fsa.go.jp/common/law/index.html (金融庁)
信託会社等に関する総合的な監督指針	https://www.fsa.go.jp/common/law/index.html (金融庁)

【所管行政庁による主な取組例】

《金融庁》

- ・預貯金契約の取引を行う目的の類型の例示に「信託の受託者としての取引」を追加する「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」の一部改正(令和5年6月1日施行)を実施
- ・業界団体に対するマネー・ローンダリング等対策の高度化に向けた意見交換会等の実施
- ・「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき整備した態勢について、変化するマネー・ローンダリング等のリスクに応じて有効性を維持・高度化すべく、有効性検証の考え方等を示した「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理」を公表(令和7年3月)

金融庁によると、信託会社等の取引は、顧客との関係が金銭や土地等の財産等の当初の保有者（委託者）及び信託会社等（受託者）のみならず、財産等の権利の移転を受ける者（受益者）も含む三者関係となるとともに、信託の利用によって、その犯罪収益を自己から分離し、当該収益との関わりを隠匿し得る点に特性があるため、信託会社等においては、受託者として、委託者のみならず信託の受益者についても十分な確認・リスク評価手続等を実施する必要がある。一部の信託会社等においては、信託の受益者のリスクに応じた措置を講じているものの、信託会社等ごとに対応が異なるため、前記特性を踏まえたりスク評価・顧客管理措置を実施する必要がある。

(ウ) 業界団体及び事業者の措置

業界団体では、業務連絡会やマネー・ローンダーリングに関する検討部会等の開催を通じて、加盟会社に対し、外部コンサルタント等による研修・各種情報提供を行うとともに、加盟会社の意向に応じ、特定事業者作成書面等の記載内容の説明、マネー・ローンダーリング等対策に向けた態勢整備等についての意見交換を実施するなど、加盟会社におけるマネー・ローンダーリング等対策を支援している。

各信託会社等においても、マネー・ローンダーリング等対策の実施に当たり、特定事業者作成書面等の作成や、規程・マニュアルの整備、危険度が高いと考えられる取引の洗い出し、危険度が高い取引のモニタリングの厳格化等に取り組むなど、内部管理態勢の確立・強化を図っている。

【特定事業者による主な取組例】

- ・ 自らが提供する商品・サービスを踏まえ、信託スキームの関係者を洗い出した上で、関係者の本人確認やスクリーニングを実施
- ・ 受託財産の運用において、運用先をはじめとする関係者について、リスクに応じてスクリーニングを実施

エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダーリング等対策上、信託会社等が留意すべき主な事項は次のとおりである。

- ・ 適切な信託代理店審査・管理態勢を整備し、定期的に又は必要に応じてモニタリングや研修を実施すること。
- ・ 新たな信託商品・サービスを提供する場合には、リスクの特定・評価に当たり、当該商品等の個別具体的なリスクを考慮し、特定すること。
- ・ リスクについての分析を行うときは、疑わしい取引の届出の分析を含め、網羅的・具体的に分析を行い、特定事業者作成書面に反映させること。
- ・ リスクに応じた取引時確認、商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等を踏まえた顧客リスク評価の実施及び継続的な顧客管理態勢の構築が必要であること。
- ・ 営業部門、管理部門及び監査部門において、それぞれ採用又は研修を通じて、専門性・適合性を有する職員の確保が必要であること。

オ 危険度の評価

信託は、委託者から受託者に財産権を移転させ、当該財産に登記等の制度がある場合にはその名義人も変更させるとともに、財産の属性及び数並びに財産権の性状を変換する機能を有している。また、信託の効力は、当事者間で信託契約を締結したり、自己信託をしたりすることのみで発生させることができるため、マネー・ローンダーリング等を企図する者は、信託を利用すれば、当該収益を自己から分離し、当該収益との関わりを隠匿することができる。近年、信託が悪用されたマネー・ローンダーリング等事犯の検挙事例は認められないものの、このよう

(4) 信託会社等が取り扱う信託

な特性から、信託については、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

このような危険性を踏まえ、所管行政庁及び信託会社等は、前記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組について信託会社等ごとの差異が生じると、リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない信託会社等はマネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

(5) 貸金業者等が取り扱う金銭貸付

ア 危険度を高める要因

(ア) マネー・ローンダーリング等に悪用される固有の危険性

貸金業者等^{*1}による金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(以下これらを総称して「金銭貸付」という。)は、消費者や事業者の多様な資金需要に対して、利便性の高い融資商品の提供や迅速な審査等をもって対応することにより、その円滑な資金調達に寄与している。また、預金取扱金融機関等との提携を含めた自動契約受付機・現金自動設備の普及やインターネットを通じた取引の拡大は、商品利用の利便性を高めている。

一方、金銭貸付には、こうした利便性に加え、犯罪収益を得た者が、貸金業者等から借入れ及びそれに対する返済を繰り返すことで、当該犯罪収益の追跡を困難にすることができる権利主体の移転性、現金取引における原資の匿名性といった特性がある。このような商品・サービスの脆弱性を悪用することで、金銭貸付はマネー・ローンダーリング等の有効な手段となり得る。

貸金業を営むためには、貸金業法に基づく都道府県知事又は内閣総理大臣(2以上の都道府県に営業所又は事務所を設置して営業しようとする場合)の登録を受ける必要があり、令和7年3月末現在、当該登録を受けている者の数は1,473であり、令和6年3月末時点の貸付残高は41兆2,240億円である。

金融庁は、金融セクター分析において、金銭貸付のセクターリスクを「Low」として相対的に低いと評価している。

(イ) 事例

貸金業者等が行う金銭貸付に関連した取引により、犯罪収益の形態を変換した事例として、

- ・ 強盗や詐欺により得た犯罪収益を貸金業者への債務返済に充当したものがあり、金銭貸付がマネー・ローンダーリングに関係した事例として、
- ・ 偽造した他人の運転免許証の画像を利用して、インターネット上で架空・他人名義口座の開設及び貸金業者に対する貸金契約の申込みを行い、貸付金を同口座に振り込ませたもの

がある。

また、貸金業者等が行う金銭貸付ではないが、金銭消費貸借契約がマネー・ローンダーリングに悪用された事例として、

- ・ 投資コンサルティング業等を営む者が、資産運用会社へ投資するという名目でだまし取った犯罪収益について、顧客らに同社との金銭消費貸借契約を結ばせ正当な貸付金であるように装ったもの
- ・ 不正な輸出事業により得た犯罪収益を隠匿するために、取引企業と金銭消費貸借契約を交わした上で、同社名義の口座に短期貸付金として送金したものの

*1 犯罪収益移転防止法第2条第2項第29号に掲げる者(貸金業者)及び同項第30号に掲げる者(短資業者)をいう。

がある。

イ 疑わしい取引の届出

令和4年から令和6年までの間の、貸金業者等による疑わしい取引の届出件数は次のとおりである。

図表 84【貸金業者等による疑わしい取引の届出件数】

区分	年	令和4年	令和5年	令和6年	合計
貸金業者等(件)		45,684	63,954	88,282	197,920

金融庁は、インターネットを利用した取引に特有の不自然さや、テロ資金供与等に着目した参考事例を追加するなどして、「疑わしい取引の参考事例」を改訂し、令和4年3月に公表した。

令和4年から令和6年までの間における届出件数が多かった届出理由（「疑わしい取引の届出における入力要領」のガイドライン番号名称）は、次のとおりである。

図表 85【貸金業者等の主な疑わしい取引届出状況】

届出理由	件数(件)	割合(%)
5. 架空名義・借名口座使用	85,134	43.0
43. 不自然な態様・態度等	68,637	34.7
42. 暴力団員等	12,310	6.2
44. 取引を行う目的・職業等から不自然な取引	6,251	3.2
47. 異なる客の同一IPアドレス取引	3,209	1.6

ウ 危険度の低減措置

(7) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策として、犯罪収益移転防止法では特定事業者に取引時確認等を義務付けているほか、各関係法令に基づき危険度の低減措置が図られている。

○ 貸金業法

必要に応じて、所管行政庁が貸金業者に対して報告徴収、立入検査、業務改善命令等を行うことができる旨を規定

(1) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダリング等対策を推進するためには、特定事業者に義務付けられた措置が、適切に履行されることが重要であるが、これを確保するため、所管行政庁においてもガイドラインの策定や業界団体及び特定事業者に対する講演・研修等、様々な取組が進められている。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.fsa.go.jp/common/law/index.html (金融庁)
貸金業者向けの総合的な監督指針	https://www.fsa.go.jp/common/law/index.html (金融庁)

【所管行政庁による主な取組例】

《金融庁》

- ・ 業界団体に対するマネー・ローンダリング等対策の高度化に向けた意見交換会等の実施
- ・ 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき整備した態勢について、変化するマネー・ローンダリング等のリスクに応じて有効性を維持・高度化すべく、有効性検証の考え方等を示した「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理」を公表(令和7年3月)

(ウ) 業界団体及び事業者の措置

業界団体では、その自主規制規則の中で、取引時確認、疑わしい取引の届出や暴力団等による被害の防止を盛り込んだ社内規則等を策定し社内態勢を整備することを定め、会員に対応を要請している。

各貸金業者等も、マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、特定事業者作成書面等の作成や、規程・マニュアルの整備、危険度が高いと考えられる取引の洗い出し、危険度が高い取引のモニタリングの厳格化等に取り組むなど、内部管理態勢の確立・強化を図っている。

【業界団体及び特定事業者による主な取組例】

《業界団体》

- ・ 貸金業者に対して、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」で求められている態勢整備に向けた研修会を実施(日本貸金業協会)
- ・ 社内態勢整備のためのチェックリストを作成し、配布(日本貸金業協会)

《特定事業者》

- ・ 契約内容の類似性や不審点に着目したモニタリングを強化し、社内連携システムを通じて関連部署に着眼点等を共有する取組を実施

エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダリング等対策上、貸金業者等が留意すべき主な事項は次のとおりである。

- ・ 特定事業者作成書面の作成・見直しにおいて、調査書や広く用いられるひな型の内容を引用するだけでなく、商品・サービスや取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性をはじめとする自社の取引の特性を勘案するなど、リスクの特定・評価を網羅的に行うこと。
- ・ リスクに応じた取引時確認及び継続的な顧客管理のための態勢を構築すること。

- ・ I T システムについて、自らの業務規模・特性や取引形態等に応じて直面するリスクを踏まえ、導入の検討や既存システムの設定変更等を行うこと。
- ・ 高リスク顧客を的確に検知する枠組みを構築すること。

オ 危険度の評価

貸金業者等による金銭貸付は、犯罪収益の追跡を困難にすることができるなどから、マネー・ローンダーリング等に悪用される危険性があると認められる。また、架空の人物等をかたって融資詐欺を行い、その詐取金をあらかじめ開設していた架空名義口座に入金させる事例もあり、犯罪収益を生み出すために悪用される危険性も認められる。

さらに、貸金業者がマネー・ローンダーリングに悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、匿名又は架空名義・借名（その疑いがあるものを含む。）による取引については、危険度がより一層高まるものと認められる。

このような危険性に対して、所管行政庁、貸金業者等は、前記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組については、貸金業者等ごとに差異がみられる。リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない貸金業者等はマネー・ローンダーリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

(6) 高額電子移転可能型前払式支払手段発行者が取り扱う高額電子移転可能型前払式支払手段

(6) 高額電子移転可能型前払式支払手段発行者が取り扱う高額電子移転可能型前払式支払手段

ア 危険度を高める要因

(ア) 特徴

前払式支払手段とは、利用者が事前に金銭等を支払うことで取得し、その価値に応じて物品やサービスの代金支払に使用できる決済手段である。発行形態は、カードや利用コード、スマートフォンアプリ等多様であり、物理的な媒体のほか、電子的にサーバー上に記録される形式も広く用いられている。電子マネー型の前払式支払手段や電子ギフト券等がこれに該当し、主に、特定のサービスや加盟店等における小口決済手段として利用されている。とりわけスマートフォンアプリ等を通じた電子マネー型の前払式支払手段の中には、国内において数千万人規模の利用者を有するサービスもあり、我が国のキャッシュレス社会において、主要な決済手段の一つとして広く利用されている。令和5年度の前払式支払手段の発行額^{*1}は29兆9,003億円に達し、市場規模は年々拡大傾向にある。

前払式支払手段には、発行者等への支払にのみ利用できる「自家型」と、加盟店等のより広範な場面での支払にも利用できる「第三者型」がある。資金決済法は、未使用残高が一定額を超えることとなった自家型前払式支払手段の発行者に対しては内閣総理大臣への届出を、第三者型前払式支払手段の発行者に対しては内閣総理大臣の登録を受けることを、それぞれ義務付けている。

また、金融庁においては、第三者型前払式支払手段のうち、電子的な送付や譲渡が可能なものを、「電子移転可能型前払式支払手段」として制度説明上区分している。当該手段の中でも、特に高額^{*2}の入金や移転が可能なものについては、令和4年6月に成立・公布された資金決済法等改正法により、「高額電子移転可能型前払式支払手段」として位置付けられた。同改正により、高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者には業務実施計画の事前届出が義務付けられるとともに、犯罪収益移転防止法上の特定事業者として位置付けられ、取引時確認、取引記録・確認記録の保存、疑わしい取引の届出等の義務が課されることとなった。

一般に、前払式支払手段は資金決済法により原則として払戻しが禁止されており、利用者は入金した金額について自由に引き出し等を行うことはできない。このように、使途が物品やサービスの対価支払に限定されるという制度設計により、資金移動業者の提供する送金サービス（以下「資金移動サービス」という。）とは制度上明確に区別されている。

*1 一般社団法人日本資金決済業協会ウェブサイト「前払式支払手段の発行額等の推移」参照

*2 金額に係る要件については、残高譲渡型前払式支払手段は、移転が可能な1件当たりの未使用残高の額が10万円を超えるもの又は移転が可能な1月間の未使用残高の総額が30万円を超えるものであり、番号通知型前払式支払手段は、前払式支払手段記録口座に記録が可能な1件当たりの未使用残高の額が10万円を超えるもの又は同口座に記録が可能な1月間の未使用残高の総額が30万円を超えるものである。

(6) 高額電子移転可能型前払式支払手段発行者が取り扱う高額電子移転可能型前払式支払手段

なお、近年では、単一の決済サービス内で前払式支払手段と資金移動の機能が併存する例もみられる。この場合、利用者にとっては一体的に見えることがあるが、適用される法規制は異なるため、マネー・ローンダリング等対策上の義務には差異がある^{*1}。

オンラインプラットフォームの発展や、国際ブランドのクレジットカード決済基盤を活用したサービスの拡大等により、前払式支払手段の利用可能範囲は拡大し、機能は高度化している。利用対象となる商品・サービスの多様化、アカウント間での残高移転の容易さに加え、利用コード等の共有を通じて第三者が使用可能となる設計もみられるなど、機能面では現金に近づいていると考えられる。このように、制度上の制約（払戻し不可）は維持されつつも、実質的に資金の移転や匿名的な使用が可能となり、マネー・ローンダリング等に悪用されるおそれがある。特に、移転性、利用範囲の広範性及び匿名性といった特性が重なることにより、商品・サービスに内在する脆弱性がマネー・ローンダリング等の有効な手段として利用される可能性がある。

(1) 事例

前払式支払手段がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- ・ 不正に入手したクレジットカード情報をを利用して、オンラインで作成した架空・他人名義の電子ギフト券（バーチャルプリペイドカード）に入金し、生活費等の支払に使用していたほか、新たに作成した架空・他人名義の電子ギフト券への入金にも使用した。
- ・ 違法動画の販売代金の支払を受けるに当たり、架空の人物になりすまして登録した電子マネー利用権の残高を増額させた。
- ・ 不正に入手した他人の電子マネー利用権を利用し、当該他人になりすまして店舗等で商品を購入した。
- ・ 不正に入手したキャッシュカードを使用してATMを操作し、現金を払い戻した上、現金で電子マネー利用権を購入し、同利用権のコード番号をSNSを利用して他者へ送信することで、同利用権を移転させた。
- ・ 電子マネー利用権の買取業者が、特殊詐欺の被害品である同利用権の買受けを、正当な事業であるかのように装って行った上、同利用権をインターネット上の仲介業者を介して売却した。
- ・ 特殊詐欺の被害品である電子マネー利用権を、電子マネー売買業を営む別の被疑者から買い取った上、自身が経営する電子マネー買取業者に、同利用権を、他人になりすまして売却した。

*1 前払式支払手段としての機能を有するものであっても、入金した金額の引き出しや送金等が可能なものを発行する者については、資金決済法上の資金移動業者としての登録を受けること等が必要であり、当該登録を受けた場合には、犯罪収益移転防止法上の特定事業者となるため、取引時確認等の義務が課される。

(6) 高額電子移転可能型前払式支払手段発行者が取り扱う高額電子移転可能型前払式支払手段

イ 危険度の低減措置**(7) 法令上の措置**

マネー・ローンダリング等対策として、犯罪収益移転防止法では特定事業者に取引時確認等を義務付けているほか、各関係法令に基づき危険度の低減措置が図られている。

○ 資金決済法

令和4年6月、資金決済法が改正され、所管行政庁によるモニタリングを強化するため、高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者に対し、マネー・ローンダリング等の防止を確保するために必要な体制に関する事項等を記載した業務実施計画の届出義務を課す旨を規定している。

(イ) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダリング事犯を防止する観点だけではなく、犯罪全般を防止する観点から、関係省庁、業界団体等において注意喚起等の取組が進められている。

- ・ 経済産業省等は、キャッシュレス決済機能を提供する事業者に対し、不正アクセスに備えた十分な対策を講じることを要請（令和元年8月）
- ・ 一般社団法人キャッシュレス推進協議会は、「コード決済における不正な銀行口座紐づけの防止対策に関するガイドライン」（令和2年9月）、「コード決済における不正流出したクレジットカード番号等の不正利用防止対策に関するガイドライン」（平成31年4月）を公表

また、特定事業者に義務付けられた措置が、適切に履行されることを確保するため、所管行政庁においてもガイドラインが策定されている。

- ・ 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき整備した態勢について、変化するマネー・ローンダリング等のリスクに応じて有効性を維持・高度化すべく、有効性検証の考え方等を示した「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理」を公表（令和7年3月）

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイトURL等
マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.fsa.go.jp/common/law/index.html (金融庁)
事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係5前払式支払手段発行者関係）	https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kaisya/index.html (金融庁)

ウ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダリング等対策上、高額電子移転可能型前払式支払手段発行者が留意すべき事項は、同者が金融庁の「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の対象となることから、経営陣主導の下、当該ガイドラインに基づく態勢整備が必要であることである。

(6) 高額電子移転可能型前払式支払手段発行者が取り扱う高額電子移転可能型前払式支払手段**エ 危険度の評価**

我が国において、前払式支払手段は、資金決済法に基づき、原則として払戻しが禁止されており、利用者は入金した金額に相当する現金を自由に引き出すことができない。多くの発行者においては、入金上限額が設定されており、利用可能な相手先も発行者や特定の加盟店等に限定されるなど、制度設計上は資金の移転や換価性に一定の制約が設けられている。しかしながら、キャッシュレス化の進展に伴い、前払式支払手段の利用が可能な店舗は、オンラインを含めて拡大しており、利用形態も多様化している。また、一定金額以下の利用においては、取引時確認義務が課されておらず、匿名性の高い資金移転手段として利用される余地がある。

実際に、マネー・ローンダリングの過程において前払式支払手段が悪用された事例が発生している。特に特殊詐欺では、被害者から電子マネー利用権や電子ギフト券をだまし取った上、そのだまし取った電子ギフト券の売買等を仲介するサイトを通じて売却するなどして犯罪収益を隠匿する事例が発生していること等から、前払式支払手段は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

特に、高額電子移転可能型前払式支払手段については、高額の入金や譲渡を実際に実行している利用者は限られるとみられるものの、例えば、国際ブランドの高額電子移転可能型前払式支払手段では、数千万円の入金が可能なサービスも提供されていることや、同ブランドのクレジットカードの決済基盤を活用して、オンラインでの利用も含め、同ブランドの加盟店で使用することができる仕様となっており、当該クレジットカードと同じサービス機能を提供しているといった事情も高額電子移転可能型前払式支払手段の危険度を高めることとなる。

また、前払式支払手段がマネー・ローンダリングに悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、匿名又は架空名義・借名（その疑いがあるものを含む。）による取引については、危険度がより一層高まるものと認められる。

このような危険度に対して、所管行政庁等は、前記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組については、事業者ごとに差異がみられる。リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない事業者は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

(7) 資金移動業者が取り扱う資金移動サービス

ア 危険度を高める要因

(ア) マネー・ローンダーリング等に悪用される固有の危険性

資金移動業とは、預金取扱金融機関以外の一般事業者が為替取引を業として営むことをいう（1回当たりの送金額に応じた種別の登録等が必要^{*1}）。インターネット等の普及により、安価で便利な送金サービスの需要が高まる中、規制緩和により平成22年に導入された。

資金移動業を営むためには、資金決済法に基づき、内閣総理大臣の登録を受ける必要がある。令和7年3月末現在、当該登録を受けた者の数は83、令和5年度の年間送金件数は約35億2,230万件、年間取扱金額は約10兆6,145億円である。資金移動サービスは、来日外国人による送金手段としての利用に加え、インターネット等を通じた個人間の少額送金や企業間決済手段としても利用が拡大しており、今後も更なる需要の高まりが予想される（図表86参照）。

図表86【資金移動業の実績^{*2}】

区分	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間送金件数（件）		1,548,782,833	2,341,293,721	3,522,309,038
内訳	国内（件）	1,473,790,829	2,263,357,787	3,442,279,199
	国外（件）	74,992,004	77,935,934	80,029,839
年間取扱金額（百万円）		5,467,864	7,575,681	10,614,548
内訳	国内（百万円）	3,989,725	5,902,381	8,484,095
	国外（百万円）	1,478,134	1,673,298	2,130,451
登録資金移動業者数（社）		83	84	83

注：「国内」は国内から国内送金の件数、取扱金額を、「国外」は国内から国外送金及び国外から国内送金の件数、取扱金額を示す。

資金移動サービスには、大別して、次の3種類の方法がある。

- ① 依頼人が資金移動業者の営業店に現金を持ち込むなどして送金を依頼し、受取人が別の営業店で現金を受け取る方法
- ② 資金移動業者が開設した依頼人の口座と受取人の口座の間又は資金移動業者のウェブサイト等で開設された依頼人のアカウントと受取人のアカウント（又は依頼人の別のアカウント）の間で資金を移動させる方法
- ③ 資金移動業者がサーバに記録した金額と関連付けられたカードや証書（マネーオーダー）を発行し、そのカードを保有する者や証書を持参した者に支払を行う方法

これらのうち、近年では②のアカウントを通じた送金が主流となっており、スマートフォンアプリ等を通じた利便性の高いサービス提供が一般化している。また、近年では、単一の決済サービス内で前払式支払手段と資金移動の機

*1 100万円超の送金を行う場合は第一種資金移動業の認可、100万円以下の送金を行う場合は第二種資金移動業、5万円以下の送金を行う場合は第三種資金移動業の登録が必要である。

*2 一般社団法人日本資金決済業協会ウェブサイト「資金移動業の実績推移」参照

能が併存する例もみられる。こうしたサービスにおいては、チャージや決済、送金といった一連の行為が同一アプリ上で行われ法制度上の違いが意識されにくい構造になっているが、適用される法規制は異なるため、マネー・ローンダーリング等対策上の義務には差異がある。

さらに、資金移動サービスを提供する事業者の中には、預金取扱金融機関の送金ネットワークを用いず、独自に国際的な資金移転ネットワークを構築している事業者も存在するなど様々なビジネスモデルが展開されている。そのため、各事業者が展開しているサービスごとにマネー・ローンダーリング等に悪用されるリスクの所在が異なるなど、マネー・ローンダーリング等対策が困難であり、資金移転の経路の透明性の確保が課題となる。特に、外国送金に係るビジネスモデルにおいては、利用国の法制度や取引実務の差異、取引時確認情報の共有の困難さ等がリスク要因となっており、事業者ごとにリスクの所在や水準が異なる。加えて、令和5年4月には、資金移動業者の口座への賃金支払を可能とする厚生労働省令が施行され、資金移動業者が取り扱うサービスの範囲は更に拡大している。

資金移動サービスは、安価な手数料で迅速かつ世界的規模で資金を移動させることができる移転性、法制度の異なる外国への送金を可能とする広範性、非対面での指示が可能であることによる匿名性といった特性があり、これらの特性が重なった場合には、特に資金の流れの追跡が困難となる。このような商品・サービスの脆弱性^{ぜい}を悪用することで、資金移動サービスはマネー・ローンダーリング等の有効な手段となり得る。

こうした実態を踏まえ、金融庁は、金融セクター分析において、資金移動のセクターリスクを「High」として相対的に高いと評価している。

【所管行政庁が近年新たに把握した脅威・脆弱性等】

- グローバル展開をしている業者において、各国共通の手続を規程等に定めるにとどまり、我が国の法令等に則った取引時確認、スクリーニング、取引モニタリング等を行うための規程・手続の整備が不十分な実態が認められた。
- 外部委託先の管理を適切に行っていなかったため、委託先から再委託先、再々委託先に業務が委託されている実態を把握していない事例が認められた。

(1) 事例

資金移動サービスは、安価な送金手数料と利便性の高さから個人間送金やオンライン上での決済等多様な形態で利用が拡大する一方で、外形上は適法な取引を装いつつ、マネー・ローンダーリング等の手段として悪用される事例も確認されている。資金移動サービスがマネー・ローンダーリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- 危険ドラッグを販売した者が、その犯罪収益を架空・他人名義口座に隠匿した上、資金移動サービスを利用して外国からの原料調達費を支払った。
- 技能実習生として来日した不法残留者が、盗品を売却して得た犯罪収益を、

外国の犯罪組織に資金移動サービスを利用して送金した。

- ・ 外国の犯罪組織が詐欺を実行し、我が国の銀行口座に金銭を振り込ませた後、資金移動サービスを利用して、外国の犯罪組織に送金した。
- ・ 不正に入手した携帯電話回線及び口座情報をを利用して他人になりすまして資金移動サービスのアカウントを作成し、連携した銀行口座から不正に残高を増額させた上で、現金として払い出した。
- ・ 銀行口座に振り込まれた詐欺の詐取金を払い戻した後、コンビニエンスストアに設置されたマルチメディア端末を利用して、指定された資金移動サービスのアカウントに現金を入金した。

イ 疑わしい取引の届出

令和4年から令和6年までの間の、資金移動業者による疑わしい取引の届出件数は次のとおりである。

図表 87【資金移動業者による疑わしい取引の届出件数】

区分	年	令和4年	令和5年	令和6年	合計
資 金 移 動 業 者 (件)		20,271	29,232	39,122	88,625

金融庁は、インターネットを利用した取引に特有の不自然さや、テロ資金供与等に着目した参考事例を追加するなどして、「疑わしい取引の参考事例」を改訂し、令和4年3月に公表した。

令和4年から令和6年までの間における届出件数が多かった届出理由（「疑わしい取引の届出における入力要領」のガイドライン番号名称）は、次のとおりである。

図表 88【資金移動業者の主な疑わしい取引届出状況】

届 出 理 由	件 数 (件)	割 合 (%)
44. 取引を行う目的・職業等から不自然な取引	21,396	24.1
16. 経済合理性から異常な取引	8,935	10.1
4. 架空名義・借名口座使用	7,827	8.8
15. 突如多額入出金	6,542	7.4
43. 不自然な態様・態度等	5,077	5.7

また、資金移動業者が、顧客に対して送金目的を確認したところ、「外国のウェブサイトを通じてコンサルティング会社の求人募集に応募すると、自己の銀行口座に送金があり、これを他国へ送金するよう指示された」などの申告があったという、いわゆるマネーミュールによるマネー・ローンダリングの疑いに関する届出があった。

ウ 危険度の低減措置

(ア) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策として、犯罪収益移転防止法では特定事業者

に取引時確認等を義務付けているほか、各関係法令に基づき危険度の低減措置が図られている。

○ 資金決済法

資金移動業者による事業報告書の提出義務や、必要に応じて所管行政庁が資金移動業者に対して立入検査や業務改善命令等を行うことができる旨を規定

(1) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダーリング等対策を推進するためには、特定事業者に義務付けられた措置が、適切に履行されることが重要であるが、これを確保するため、所管行政庁においてもガイドラインの策定や業界団体及び特定事業者に対する講演・研修等、様々な取組が進められている。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
マネー・ローンダーリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.fsa.go.jp/common/law/index.html (金融庁)
事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）	https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kaisyu/index.html (金融庁)

【所管行政庁による主な取組例】

《金融庁》

- ・ 銀行免許等や資金移動業登録を得ないまま為替取引を行う事業者が金融機関に開設する口座を介して送金のサービスを行っている事例への対応として、金融庁では令和6年5月に、無登録の疑いのある事業者の為替取引に利用されている口座情報を入手した場合は、当該口座を開設する金融機関に対し、預金口座の不正利用に関する情報提供を行う場合がある旨を規定した「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 14 資金移動業者関係)(令和7年1月改正)」を公表
- ・ 「マネー・ローンダーリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき整備した態勢について、変化するマネー・ローンダーリング等のリスクに応じて有効性を維持・高度化すべく、有効性検証の考え方等を示した「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理」を公表(令和7年3月)
- ・ 国境をまたぐ収納代行のうち一定のものに資金移動業の規制を適用する「資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第 66 号)」を公布(令和7年6月 13 日公布、1年以内に施行予定)

金融庁は、資金移動業者の取引額、事業規模や特性によって、資金移動業者が直面するリスクが異なることから、各資金移動業者に対し、その取引額・事業規模・特性に応じたリスクに適切に対応するための態勢整備を求めている。

しかし、リスクの特定・評価において、取引時確認の不備等により顧客情報が不正確なため顧客属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証できる状態になっていない、疑わしい取引の届出の分析等を行っていないため具体的かつ客観的な根拠に基づくリスク評価を実施していないなど、一部の資金移動業者の取組に遅れが認められている。そのため、自らの事業規模・特性に応じた

リスクを包括的・具体的に検証した上、リスクの特定・評価を実施していくことを課題としている。また、顧客の利便性向上のために新たな技術を用いて新たなサービスを提供する場合には、従前のリスク低減措置では当該サービスのリスクを捕捉できない可能性もあることから、資金移動業者は、適切にリスクを把握した上、必要なリスク低減措置を講じる必要があるとしている。

また、令和7年9月には金融庁と警察庁は連名で、金融機関に対し、振込名義変更による資金移動業者の金融機関口座宛ての送金停止等、対策の強化を要請している。

(ウ) 業界団体及び事業者の措置

業界団体では、規程の整備や研修の実施のほか、犯罪収益移転防止法等に関する質疑応答集の作成等により、各資金移動業者によるマネー・ローンダリング等対策を支援している。また、不正利用防止に関してガイドラインを策定し、会員が不正利用防止のために講じるべき措置の考え方や、被害が生じた場合の補償方針等を示し、業界の不正利用防止に向けた取組を支援している。

各資金移動業者においても、マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、特定事業者作成書面等の作成や、規程・マニュアルの整備、危険度が高いと考えられる取引の洗い出し、危険度が高い取引のモニタリングの厳格化等に取り組むなど、内部管理態勢の確立・強化を図っている。

【業界団体による主な取組例】

- ・ 悪意のある第三者が不正に入手した銀行の預金者情報等に基づき、当該預金者の名義で資金移動サービスのアカウントを開設するとともに、当該預金者の銀行口座と連携した上で、銀行口座から資金移動業者のアカウントへ資金を不正に入金する事例(当該預金者の銀行口座なりすまし型の不正利用)や、資金移動業者が提供する資金移動サービスのアカウントID、パスワード等の情報を不正に入手した第三者が権限なく利用者の意思に反して当該アカウントを不正利用する事例(決済アカウント乗っ取り型の不正利用)の発生状況、被害が発生した場合の補償状況等について公表(令和6年9月、日本資金決済業協会)
- ・ 会員である資金移動業者のマネー・ローンダリング等対策に係る基礎的な態勢整備をより確実なものとするため、令和7年1月に会員向けに勉強会を実施するとともに、同年5月に規程参考例の改訂版を会員へ配布(日本資金決済業協会)

エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダリング等対策上、資金移動業者が留意すべき主な事項は次のとおりである。

- ・ 適切な代理店審査・管理態勢を整備し、定期的に又は必要に応じてモニタリングや研修を実施すること。
- ・ 銀行口座振替手続を通じた取引時確認によりアカウント開設を行う顧客についても、アカウント開設時において、なりすまいでないこと等の確認に加え、暴力団排除条項への該当性の事前審査を行うこと。

オ 危険度の評価

資金移動サービスは、為替取引を業として行うという業務の特性、外国の多数の国へ送金が可能なサービスを提供する資金移動業者の存在、高額の為替取引を行うことが可能となる第一種資金移動業の存在等を踏まえれば、マネー・ローンダーリング等の有効な手段となり得る。

実際、前提犯罪と無関係の第三者を利用したり、他人の本人確認書類を利用して同人になりすましたりするなどして外国に犯罪収益を移転していた事例や、悪意のある第三者が不正に入手した預金者の口座情報等を基に、当該預金者の名義で資金移動業者のアカウントを開設し、銀行口座と連携するとともに、銀行口座から資金移動業者のアカウントへ資金の入金を不正に行った事例も認められていること等から、資金移動サービスは、マネー・ローンダーリング等に悪用される危険性があると認められる。

また、預金取扱金融機関がマネー・ローンダーリング等対策を強化していることを背景として、マネー・ローンダーリング等を行おうとする者が、預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービスに代えて、資金移動業者が取り扱う資金移動サービスを用いている事例もあり、こうした事情も、資金移動サービスの危険度を高めることとなる。

資金移動業における年間送金件数・取扱金額が共に増加していること、令和4年10月に全国銀行データ通信システム（全銀システム）への参加資格が資金移動業者に拡大されたこと、令和5年4月に資金移動業者の口座への賃金支払（賃金のデジタル払い）が解禁されたこと等により、決済手段としての利用が拡大している状況を踏まえると、資金移動サービスがマネー・ローンダーリング等に悪用される危険度は、他の業態と比較して相対的に高まっているといえる。

さらに、資金移動業者がマネー・ローンダーリングに悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、

- ・ 匿名又は架空名義・借名（その疑いがあるものを含む。）による取引
- ・ 取引目的や職業又は事業の内容等に照らして不自然な態様・頻度の取引
- ・ 多数の者からの頻繁な送金取引

については、危険度がより一層高まるものと認められる。

このような危険性を踏まえ、所管行政庁及び資金移動業者等は、前記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組については、資金移動業者ごとに差異がみられる。リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない事業者は、マネー・ローンダーリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

(8) 電子決済手段等取引業者が取り扱う電子決済手段

ア 危険度を高める要因

(ア) マネー・ローンダリング等に悪用される固有の危険性

近年、金融のデジタル化が進む中で、法定通貨との価値の連動を目指すいわゆるステーブルコイン^{*1}を用いた取引が米国等で急速に拡大しており、国際的にはG20財務大臣・中央銀行総裁会議、FSB（金融安定理事会）、FATF等において、いわゆるグローバル・ステーブルコインへの対応について、利用者保護やマネー・ローンダリング等上の課題に関する議論が交わされ、諸外国において規制の検討が行われている。

こうした情勢等を踏まえ、令和4年6月、資金決済法等の改正により電子決済手段等取引業者^{*2}等に対する登録制等の業規制を導入することや、犯罪収益移転防止法の改正により電子決済手段等取引業者等を特定事業者に追加すること等を含む安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るために資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第61号）が公布され、令和5年6月1日から施行された。電子決済手段等取引業を営むためには、資金決済法に基づき、内閣総理大臣の登録を受ける必要があり、令和7年6月末現在、電子決済手段等取引業者の登録を受けた者の数は1である。

資金決済法において、電子決済手段とは、不特定の者に対して代価の弁済に使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる通貨建資産であって、電子情報処理組織を用いて移転できるもの等と定義されている。

また、その発行者は、資金移動業者、信託会社等に限定されているほか、その取引を行う仲介者を電子決済手段等取引業者とし、電子決済手段等取引業を営むためには、内閣総理大臣の登録を受けることを必要とするなど、必要な規制を整備することにより、適切な利用者保護、マネー・ローンダリング等対策等を図りながら、分散台帳技術等を活用した金融イノベーションに向けた取組等の促進を図っている。

FATFでは、いわゆるステーブルコインのマネー・ローンダリング等上の脆弱性^{*3}について、次のとおり指摘している。

- ・ 匿名性が高いこと、国境を越えて取引を行うことができること、瞬時に移転が可能で追跡が困難になること等、暗号資産と同様のマネー・ローンダリング等に悪用される脆弱性を有している。
- ・ 前記の脆弱性は、当該サービスが流通すればするほど高まるおそれがある。既存の暗号資産よりも価値が安定しているため、今後、社会の決済手段として広く流通する可能性がある。

*1 いわゆるステーブルコインについて明確な定義は存在しないが、一般的には、特定の資産と連動させることによる価値の安定を目的とするデジタルアセットで分散台帳技術（又はこれと類似の技術）を用いているものをいう。

*2 犯罪収益移転防止法第2条第2項第31号の2に掲げる者（電子決済手段等取引業者）をいう。

- 特にアンホステッド・ウォレットを利用したいわゆるP2P取引が容易に行われる場合、重大な脆弱性^{ぜい}が生じる可能性がある。
- 危険度を低減させるためには、その発行者や取引の仲介者は、金融機関や暗号資産交換業者と同様のマネー・ローンダリング等対策上の義務を負う必要がある。
- 直ちに世界規模で利用可能となり、複数の国の法域にまたがって流通するため、マネー・ローンダリングリスクに適切に対処するためには、国際協力が不可欠である。

このように、電子決済手段には、暗号資産と同様、インターネット空間における利用者の匿名性、国内外への移転性・迅速性・広範性、取引形態や各国間での規制の相違による複雑性といった特性があり、このような商品・サービスの脆弱性^{ぜい}を悪用することで、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

我が国において、電子決済手段等取引業者が取り扱う電子決済手段は現時点では限定的であるものの、将来的には幅広い分野で送金・決済手段として用いられる可能性があり、また、今後の社会への流通や技術的進歩等により、電子決済手段等を取り巻く環境は急激に変化する可能性がある。

(イ) 事例

外国で発行された電子決済手段がマネー・ローンダリングに悪用された事例には、次のようなものがある。

- 詐欺によって得た現金により購入した暗号資産を自己の暗号資産ウォレットに送信し、ステーブルコインに交換した上で、犯罪グループの管理するウォレットアドレスに送信した。

イ 危険度の低減措置

(ア) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策として、各関係法令に基づき危険度の低減措置が図られている。

○ 犯罪収益移転防止法

取引時確認等を義務付けているほか、電子決済手段等取引業者が、外国所在電子決済手段等取引業者との間で電子決済手段の移転を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するに際しては、当該外国所在電子決済手段等取引業者が取引時確認に相当する措置を的確に行うために必要な体制を整備していること等を確認しなければならない旨等を規定。また、電子決済手段等取引業者が電子決済手段の移転を行う場合等に、他の電子決済手段等取引業者又は外国電子決済手段等取引業者に対し、顧客及び移転の相手方に関する情報を通知しなければならない旨を規定

○ 資金決済法

電子決済手段等取引業者による事業報告書の提出義務や、必要に応じて所

管行政庁が電子決済手段等取引業者に対して立入検査や業務改善命令等を行うことができる旨を規定

○ 外為法

電子決済手段等取引業者等に対し、顧客の支払等に係る電子決済手段の移転を行う場合等において、当該顧客の本人確認義務及び資産凍結措置に係る確認義務を課す旨を規定。また、外国為替取引等取扱業者が遵守すべき基準を創設し、資産凍結措置等の実施のための態勢整備義務を規定

(イ) 所管行政庁の措置

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
マネー・ローンダーリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.fsa.go.jp/common/law/index.html (金融庁)
事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 17 電子決済手段等取引業者関係）	https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kaisya/index.html (金融庁)

ウ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダーリング等対策上、電子決済手段等取引業者が留意すべき事項は、資金決済法第2条第5項第3号に規定する電子決済手段（特定信託受益権）を移転する際に、トラベルルールの適用等を通じて送付人及び受取人の情報を把握することにより、マネー・ローンダーリング等リスクの低減を図ることである。

エ 危険度の評価

電子決済手段は、分散台帳技術を用いるという技術的類似点を持つ暗号資産と同様に、利用者の匿名性が高く、その移転が国境を越えて瞬時に行われるという性質を有する。

また、暗号資産よりも価値が安定している上、我が国においても、証券決済での利用に向けた検討が進められているなど、将来的には幅広い分野で送金・決済手段として用いられる可能性があり、今後の社会への流通や技術的進歩等による電子決済手段を取り巻く環境の変化に応じて、その危険度も急激に変化する可能性がある。これらを考慮すると、電子決済手段がマネー・ローンダーリング等に悪用される危険度は、他の業態よりも相対的に高くなる可能性もある。

さらに、暗号資産取引が悪用された事例を踏まえると、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、匿名又は架空名義・借名（その疑いがあるものを含む。）による取引については、危険度がより一層高まるものと認められる。

このような危険度に対して、電子決済手段等取引業者は、法令上義務付けられた措置を講じるのは当然として、暗号資産交換業者と同等のマネー・ローンダーリング等対策の態勢整備、継続的顧客管理による充実した情報の取得・活用、顧客動向の変化を捉えた機動的なモニタリングシナリオの設定等、あらかじめ高水

(8) 電子決済手段等取引業者が取り扱う電子決済手段

準の危険度の低減措置を講じる必要がある。

また、所管行政庁は、当該水準を維持する指導を行うとともに、適切なマネー・ローンダリング等対策の措置が講じられていない事業者に対し業務改善命令等の発出により改善を促すなど、危険度を低減させる継続的な措置が必要である。

(9) 暗号資産交換業者が取り扱う暗号資産**ア 危険度を高める要因****(ア) マネー・ローンダリング等に悪用される固有の危険性**

我が国では、資金決済法において、ビットコイン等の暗号資産は、物品を購入する場合等に、その代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器等に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨、通貨建資産並びに電子決済手段（通貨建資産に該当するものを除く。）を除く。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるものと定義されている。暗号資産交換業を行うためには、資金決済法に基づく内閣総理大臣の登録を受ける必要があり、令和7年6月末現在、当該登録を受けている者の数は28であり、令和7年6月末現在で現物取引高は1兆3,953億円、同月末時点の利用者口座数は1,258万口座となっている。

暗号資産は、世界的に取引額が増大しており、それに伴い暗号資産に関連したサイバー事案も発生している。令和6年5月には国内の暗号資産交換業者から多額の暗号資産が不正に移転されたとみられる事案が発生した。これらの事案の背景には、令和6年中の我が国におけるサイバー犯罪の検挙件数が13,164件と過去最多を記録しているほか、ランサムウェアによる被害が高い水準で推移していること、不正アクセスによる情報流出や、国家を背景としたサイバー攻撃集団による我が国の暗号資産取引所に対するサイバー攻撃が明らかになっていること等にみられるように、近年、サイバー空間をめぐる脅威については総じて極めて深刻な情勢が続いていることもあると思われる。

多くの暗号資産は、移転記録がブロックチェーン上で公開され、その取引を追跡することが可能である。しかし、外国の暗号資産交換業者で取引される暗号資産の中には、移転記録が公開されず、追跡が困難なものや、移転記録の維持・更新に脆弱性のあるものもある。

暗号資産取引の匿名性を高める技術としては、

- ・ 複数の中間アドレスを経由し、暗号資産を少しづつ連続して新しいアドレスに移転する「ピールチェーン」
- ・ 様々な手段を利用して暗号資産の送信アドレスと受信アドレスとのつながりを隠す「ミキサー」・「タンブラー」
- ・ 暗号資産を、互換性のないブロックチェーン間で移転させるツールである「ブリッジ」を複数回経由させることで追跡をより困難にする「チェーンホッピング」

等が存在し、これらを利用することで暗号資産の移転の証跡が不明瞭となり、その追跡が困難になる。米国では、ミキシングサービスを提供する企業に対し、犯罪収益のマネー・ローンダリングを手助けしているとして、制裁措置を実施した例もある。

また、取引時確認等の措置が義務化されていない国・地域に所在する暗号資産交換業者を通じた取引や、無登録の事業者による取引、個人の取得・管理に係る暗号資産ウォレットを使用するP2P取引である場合にも、取引により移転した暗号資産の所有者を特定することは困難となる。暗号資産交換業者の取引は、その大半がインターネットを利用して非対面で行われていることから、取引における匿名性が高く、第三者へなりすますことが容易となる。

外国の中には、暗号資産と法定通貨との交換を行うことができる暗号資産ATMが多数設置されている国があり、利用者の利便性が高まりつつある。実際に、薬物密売人が薬物売買で得た犯罪収益を、偽造した本人確認書類を用いて暗号資産ATMで暗号資産に交換する事案が発生していることから、利用実態について注視する必要がある。

さらに、FATF等においては、マネー・ローンダリング等目的でのいわゆるステーブルコインの不正利用の増加、分散型金融(DeFi^{*1})への継続的なハッキングの発生等から、暗号資産と同様のブロックチェーン上技術と暗号資産との連携のリスクも指摘されている。

このように、暗号資産には、インターネット空間における利用者の匿名性、国内外への移転性・迅速性・広範性、取引形態や各国間での規制の相違による複雑性といった特性があり、商品・サービスの脆弱性を悪用することで、暗号資産はマネー・ローンダリング等の有効な手段となっている。

金融庁は、金融セクター分析において、マネー・ローンダリング等を行おうとする者が、預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービスのほかに、暗号資産取引を組み合わせて用いる事例も認められること等も考慮に入れて、暗号資産のセクターリスクを「High」として相対的に高いと評価している。

【所管行政庁が近年新たに把握した脅威・脆弱性等】

- ・ 暗号資産交換業を行うために、資金決済法に基づく内閣総理大臣の登録を受けていない個人がSNS等で暗号資産交換を呼び掛ける事案が見受けられる。
- ・ 暗号資産交換業者から照会を受けた際に、利用者としてどのように回答すべきか指南するウェブサイトが相応数存在している。暗号資産交換業者から利用者への照会又は利用者からの回答内容の分析に際しては、回答が指南によるものではないかといった点等に留意する必要がある。
- ・ 不正利用が増加傾向にある暗号資産交換業者においては、不正利用の手口の分析やそれに応じた取引モニタリングシナリオの見直し等の不正利用対策が、十分に行われていないという傾向が認められる。
- ・ 取引モニタリングにおけるシナリオの有効性検証が未実施であったため、開発要件とは異なる仕様のシナリオが実装されていたことが看過され、異常な暗号資産取引を検知できなかった事例が認められる。

(1) 事例

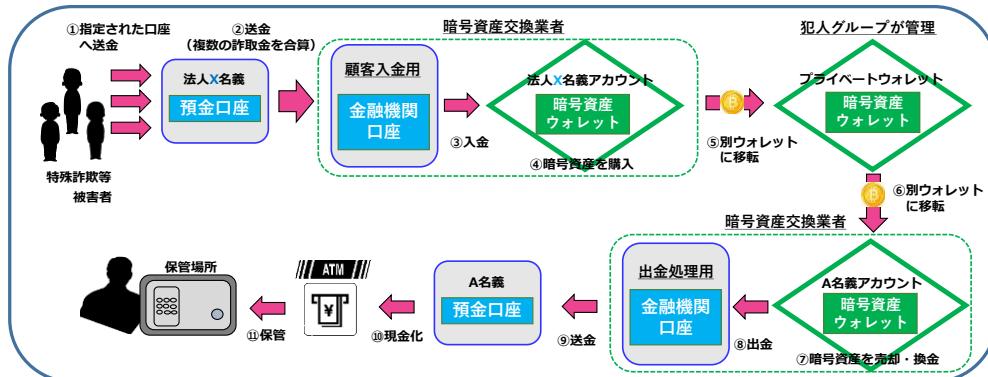
*1 Decentralized Finance。いわゆる「DeFi」について明確な定義は存在しないが、FSB(金融安定理事会)の報告書(2022年2月)では、「分散台帳技術に基づき、仲介者を必要としないことを企図した金融サービスや商品を提供するもの」と説明されている。

(9) 暗号資産交換業者が取り扱う暗号資産

暗号資産がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- ・ FX取引の勧誘でだまし取った資金の運用を装うために、無登録の暗号資産交換業者を通じて暗号資産を購入し、被疑者が管理する暗号資産ウォレットに移転させた後、金融機関口座を経由して現金化した。
- ・ 電子計算機使用詐欺によって得た暗号資産を、匿名での開設が可能な外国の暗号資産交換業者の暗号資産ウォレットに移転させた。
- ・ 暗号資産の取引を業とする法人の従業員に、当該法人名義の口座に振り込まれた詐欺等による犯罪収益で暗号資産を購入させ、自己の管理する暗号資産ウォレットに移転させた後、ほとんど同額の暗号資産を当該法人アカウントの暗号資産ウォレットに移転し、金融機関口座を経由して現金化させた。
- ・ 詐欺により得た犯罪収益で暗号資産を購入して複数の暗号資産ウォレットを経由させた後、同暗号資産を売却して現金化し、被疑者が管理する法人名義口座に入金させ、更に被疑者名義の口座に送金して払い戻し、現金を犯人グループに交付した。
- ・ 詐欺により得た犯罪収益を、被疑者が管理する暗号資産交換業者の金融機関口座に送金し、換金及び送金の自動化プログラムを用いて暗号資産に交換した上で、複数の暗号資産ウォレットを経由して被疑者が管理する暗号資産ウォレットに移転させた。

図表 89 【暗号資産を悪用したマネー・ローンダリングのイメージ】



また、近年では、他人になりすまして暗号資産交換業者との間における暗号資産交換契約に係る役務の提供を受けること等を目的として、当該役務の提供を受けるために必要なID、パスワード等の提供を受けるなどした、犯罪収益移転防止法違反が増加しているところ、外国籍の留学生・就労者等が開設した暗号資産アカウントのID及びパスワードを第三者に有償で提供した事例がある。

さらに、暗号資産が犯罪において対価を支払うために使用された主な事例は、次のとおりである。

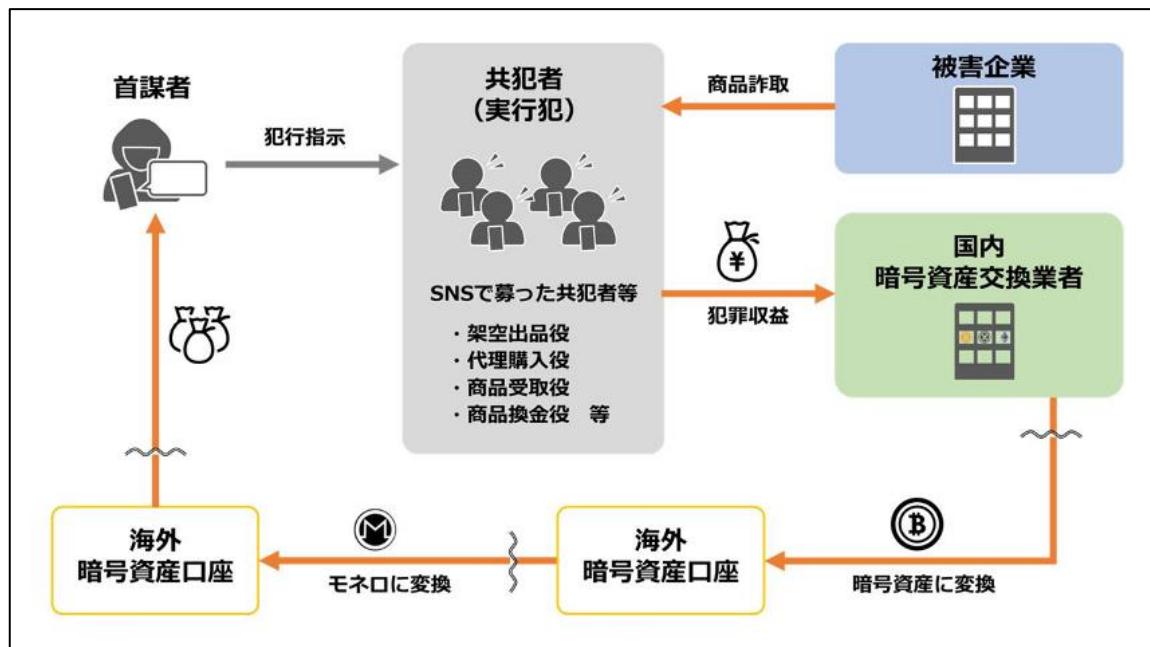
- ・ 外国のウェブサイトで購入した違法薬物の代金の支払に暗号資産が用い

られた。

- ・ ランサムウェアの対価支払に暗号資産が用いられた。
- ・ 無許可の金融商品取引業者による金融商品取引に暗号資産が用いられた。

なお、令和6年10月、関東管区警察局サイバー特別捜査部等の合同捜査本部では、オンラインのフリーマーケットサービス等で、他人のクレジットカード情報により商品を購入して商品を転売した上、犯罪収益を、取引履歴の追跡が極めて困難となるように設計された匿名性の高い暗号資産「モネロ」に換えてマネー・ローンダリングを行っていた犯行グループを検挙している。

図表90【クレジットカード不正利用事案の概要】



イ 疑わしい取引の届出

令和4年から令和6年までの間の、暗号資産交換業者による疑わしい取引の届出は次のとおりである。

図表91【暗号資産交換業者による疑わしい取引の届出件数】

区分	年	令和4年	令和5年	令和6年	合計
暗号資産交換業者	(件)	16,550	19,344	22,667	58,561

金融庁は、ブロックチェーン上の取引の態様や匿名化技術の使用に係る事例を含む「疑わしい取引の参考事例」を作成し、令和4年3月に公表した。

令和4年から令和6年までの間における届出件数が多かった届出理由（「疑わしい取引の届出における入力要領」のガイドライン番号名称）は、次のとおりである。

図表 92【暗号資産交換業者の主な疑わしい取引届出状況】

届出理由	件数(件)	割合(%)
34. 真の受益者説明・資料提出拒否	8,315	9.4
41. 不自然な態様・態度等	6,951	7.8
4. 架空名義・借名口座使用	4,610	5.2
2. 短期間・総額多額現金	3,133	3.5
35. 真の受益者が不審な取引	2,411	2.7

架空名義や借名での取引が疑われることを理由とした届出の内容は、次のとおりである。

- 同一の写真を、異なる氏名・生年月日の複数の利用者が本人確認書類に添付している。
- 同じIPアドレスから、複数のウォレット開設及び利用者登録がされている。
- 利用者の居住国が日本であるにもかかわらず、利用者のログイン時のIPアドレスが日本国外に割り当てられたものである。
- 同一の携帯電話番号が複数のアカウント及び利用者連絡先として登録されていたが、使用されていない番号である。

ウ 危険度の低減措置

(7) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策として、各関係法令に基づき危険度の低減措置が図られている。

○ 犯罪収益移転防止法

特定事業者に取引時確認等を義務付けているほか、暗号資産交換業者が外国所在暗号資産交換業者との間で暗号資産の移転を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するに際しては、当該外国所在暗号資産交換業者が取引時確認に相当する措置を的確に行うために必要な体制を整備していること等を確認しなければならないこと、及び暗号資産交換業者が暗号資産の移転を行う場合等に、他の暗号資産交換業者又は外国暗号資産交換業者に対し、顧客及び移転の相手方に関する情報を通知しなければならない旨を規定

○ 資金決済法

暗号資産交換業者による事業報告書の提出義務や、必要に応じて所管行政庁が暗号資産交換業者に対して立入検査や業務改善命令等を行うことができる旨等を規定

○ 外為法

暗号資産交換業者に対して、顧客の支払等に係る暗号資産の移転を行う場合等において、当該顧客の本人確認義務及び資産凍結措置に係る確認義務を課す旨を規定。また、外国為替取引等取扱業者が遵守すべき基準を創設し、資産凍結措置等の実施のための態勢整備義務を規定(令和6年4月1日に施

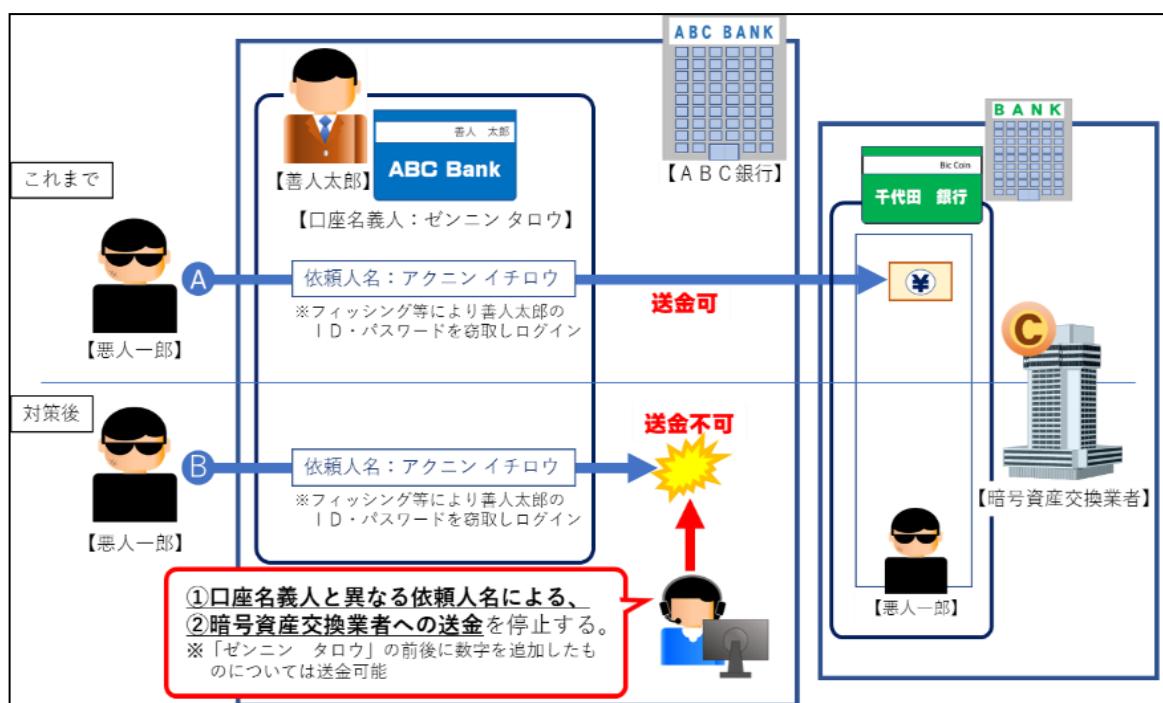
行)

(1) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダリング等対策を推進するためには、特定事業者に義務付けられた措置が、適切に履行されることが重要であるが、これを確保するため、所管行政庁においてもガイドラインの策定や業界団体及び特定事業者に対する講演・研修等、様々な取組が進められている。

また、令和7年9月には金融庁と警察庁が連名で、金融機関に対し、振込名義変更による暗号資産交換業者の金融機関口座宛ての送金停止等、対策の強化を要請している。

図表93【暗号資産交換業者への不正送金対策のイメージ】



【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.fsa.go.jp/common/law/index.html (金融庁)
事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 16 暗号資産交換業者関係）	https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kaisya/index.html (金融庁)

【所管行政庁による主な取組例】

《金融庁》

- 国際的詐欺事件等が増加していることから、金融庁のウェブサイトやSNSにより利用者への注意喚起を実施
- 無登録で暗号資産交換業を行っている疑いがある者に関する利用者相談が寄せられているため、無登録業者に対し警告を行うなど、国内外の無登録業者に対し厳正に対応しているほか、ウェブサイト等にて利用者への注意喚起を実施

- ・「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき整備した態勢について、変化するマネー・ローンダリング等のリスクに応じて有効性を維持・高度化すべく、有効性検証の考え方等を示した「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理」を公表(令和7年3月)

(ウ) 業界団体及び事業者の措置

業界団体では、金融庁の「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた自主規制規則及びガイドラインを制定するとともに、その業務として、会員の法令及び自主規制規則の遵守状況に係る監査や、その結果を踏まえた指導のほか、暗号資産を利用した犯罪等に関する注意喚起を行っている。また、令和4年3月に同庁が公表した、暗号資産交換業者向けの「疑わしい取引の参考事例」を踏まえ、会員に対し、疑わしい取引の届出状況に係る調査を実施している。

各暗号資産交換業者においても、マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、特定事業者作成書面等の作成や、規程・マニュアルの整備、危険度が高いと考えられる取引の洗い出し、危険度が高い取引のモニタリングの厳格化等に取り組むなど、内部管理態勢の確立・強化を図っている。

【業界団体及び特定事業者による主な取組例】

《業界団体》

- ・「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問(FAQ)」のポイントをまとめた資料を作成し、会員向けに発出(日本暗号資産等取引業協会)
- ・「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の「対応が求められる事項」を踏まえた態勢整備の完了に向け、協会が会員の対応状況のフォローを実施(日本暗号資産等取引業協会)
- ・マネー・ローンダリング等対策に関する自主規制規則・ガイドラインの改訂を実施(日本暗号資産等取引業協会)

《特定事業者》

- ・一部の暗号資産交換業者においては、振込入金専用口座を提供する預金取扱金融機関との間での入金情報の共有、自社のモニタリングシナリオの充実、ブロックチェーン分析ツールを用いての不正出金に利用された暗号資産ウォレットアドレスの特定、ログインや入出金時の二要素認証の導入等の複数の対策を効果的に組み合わせることで、不正利用防止に関する取組を実施

エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダリング等対策上、暗号資産交換業者が留意すべき主な事項は次のとおりである。

- ・ 経営陣が主体的・積極的に関与して具体的な指示を行い、また、関係各部署を連携させるなどして、実効性のあるリスク低減措置や行動計画を策定し、態勢整備を推進する必要があること。
- ・ 管理部門は、法令等遵守の推進を行うにとどまらず、リスクベース・アプローチ及びP D C Aサイクルを積極的に実践できる態勢を構築する必要があること。

- 内部監査については、ルールベースでの監査にとどまらず、リスクベース・アプローチに基づく監査を実施する必要があること。
- リスクの低減策について、取引時確認といった法令上義務付けられた対策要件の当てはめのみにとどまらないように、また、調査書や広く用いられているひな型に記載された対策をそのまま実行することにとどまらないようになること。特定事業者作成書面に取りまとめる分析結果については、特に、非対面取引や暗号資産自体の高い匿名性といった脆弱性の要因を踏まえたリスクベース・アプローチの観点から、リスクの低減策が十分かどうかを検討した結果を記し、その結果を確実に取引時確認業務に還元させること。
- 自社で行ったリスクの特定・評価を踏まえ、外国人の在留期間管理をはじめとする継続的な顧客管理措置を行う必要があること。

オ 危険度の評価

暗号資産は、利用者の匿名性が高く、その移転が国境を越えて瞬時に行われるという性質を有するほか、暗号資産に対する規制が未導入又は不十分な国もあることから、こうした国の暗号資産交換業者が犯罪に悪用された場合には、その移転を追跡することが困難となる。実際に、その匿名性を悪用し、不正に取得した暗号資産を、外国の暗号資産交換業者を経由して移転した後に換金し、架空・他人名義口座に振り込ませていた事例があること等から、暗号資産は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

また、我が国においては、暗号資産の移転等に必要な情報を他人に提供するなどといった犯罪収益移転防止法違反が増加している。さらに、預金取扱金融機関がマネー・ローンダリング等対策を強化している中、マネー・ローンダリング等を行おうとする者が、預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービスのほかに、暗号資産取引を組み合わせて用いる事例も認められる。こうした事情も暗号資産の危険度を高めることとなる。

加えて、暗号資産取引が世界規模で拡大し、それを取り巻く環境も急激に変化していることも考慮に入れると、暗号資産がマネー・ローンダリング等に悪用される危険度は、他の業態よりも相対的に高いと認められる。

これらの事例等を踏まえると、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、匿名又は架空名義・借名（その疑いがあるものを含む。）による取引については、危険度がより一層高まるものと認められる。

このような危険度に対して、所管行政庁、業界団体等が、前記のような態勢の整備を含む危険度の低減措置を進めたことにより、継続的な顧客管理による充実した情報の取得や活用のほか、顧客動向の変化を捉えた機動的なモニタリングシナリオの変更や検知を行う事業者が増加するなど、顕著な結果もみられている。前記のような危険度の低減措置以外にも、所管行政庁、業界団体等は、事業者におけるマネー・ローンダリング等対策の水準を維持する指導を行うこと

(9) 暗号資産交換業者が取り扱う暗号資産

もに、適切な対策が講じられていない事業者に対し業務改善命令等の発出により改善を促すなど、危険度を低減する措置を継続的に行っている。

しかしながら、暗号資産取引を取り巻く環境の急激な変化が生じてから、即時に適切な危険度の低減措置を行っていくのは容易ではないことから、暗号資産交換業者には、あらかじめ高水準の措置を行うことが求められる。こうした措置が不十分な場合には、暗号資産交換業者は危険度を適切に低減させることが不可能となり、危険度は高い状態となる。

(10) 両替業者が取り扱う外貨両替

ア 危険度を高める要因

(ア) マネー・ローンダリング等に悪用される固有の危険性

外貨両替は、主に、邦人が外国への旅行や出張等の際に必要となる外貨を調達したり、本邦滞在中の外国人が円貨を調達したりするために利用されている。現在、外貨両替業を営む者は、預金取扱金融機関とそれ以外のものに大別される。後者の例としては、外貨両替を専業として行っているもののほか、旅館業者、旅行業者、古物商等が挙げられ、本業の顧客の便宜を図るために副業として外貨両替業を営むものが多く認められる（図表94参照）。

図表94【外貨両替業者の取引状況】

報告者	年	令和4年				令和5年				令和6年			
		報告者数 (者)	取引件数 (件)	取引金額 (百万円)	1件当たり の取引額 (千円)	報告者数 (者)	取引件数 (件)	取引金額 (百万円)	1件当たり の取引額 (千円)	報告者数 (者)	取引件数 (件)	取引金額 (百万円)	1件当たり の取引額 (千円)
預 金 取 扱 金 融 機 関	都市銀行・地方銀行	67	74,794	21,158	283	53	157,783	30,334	192	45	101,951	32,293	317
	信用金庫	53	1,489	168	113	38	951	109	114	31	872	100	114
	外国銀行	20	252	369	1,465	20	254	974	3,832	20	306	1,727	5,649
	その他	6	4,294	662	154	6	13,005	1,063	82	6	16,400	816	50
預 金 取 扱 金 融 機 関 以 外	資金移動業 クレジットカード業	9	74,288	17,432	235	9	160,582	22,219	138	10	217,428	24,208	111
	旅館業	18	847	147	173	20	6,580	1,352	205	18	5,521	3,423	620
	旅行業	12	431	96	223	13	2,438	186	76	16	3,442	290	84
	古物商	42	23,296	3,416	147	58	40,404	4,664	115	80	68,212	7,003	103
	その他	46	81,613	9,699	119	56	212,941	15,873	75	61	356,883	28,872	81
合計		273	261,304	53,147	203	273	594,937	76,773	129	286	771,013	98,731	128

注：外国為替の取引等の報告に関する省令（平成10年大蔵省令第29号）第18条第1項の規定により、当該年の1月から12月までに財務大臣に報告のあった月の平均値を算出したもの。

近年、外貨両替を取り扱う預金取扱金融機関数は減少傾向であり、外貨両替を取り扱う預金取扱金融機関においても外貨両替取扱店舗数や取り扱う通貨の種類を減らすなど、外貨両替事業を縮小する傾向がある。外貨両替の取引件数及び金額は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う訪日外国人や外国への渡航者の減少等により一時的に減少したものの、現在は回復がみられている。

犯罪収益を物理的に外国に持ち出せば、国内でその存在が露見して処罰、没収等を受けることとなる可能性を低減させることができるが、更にこれを当該外国の通貨に両替して国境を越えて移動させれば、それを当該外国で使用することが可能となる。外貨両替は、物理的に金銭の外観を変えたり、大量の小額紙幣を少量の高額紙幣に交換したりすることができる変換性に加え、外貨宅配や外貨自動両替機を利用すれば、非対面での両替が可能となるといつ

た匿名性があり、マネー・ローンダリング等に悪用され得る商品・サービスとしての脆弱性を持つ。

我が国においては、外貨両替業について、免許制や登録制は採っておらず、誰でも自由に営むことができるが、FATFの第3次対日相互審査においては、この点が不備事項として指摘された。FATF勧告（勧告26）においても、「両替を業とする金融機関は、免許制又は登録制とされ、国内のマネー・ローンダリング・テロ資金供与対策義務の遵守を監視及び確保するための実効性のある制度の対象とすべきである。」とされている。

(1) 事例

外貨両替がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- 複数の来日外国人が、国内の窃盗事件により得た日本円を、偽名を用いた上で、取引時確認を逃れるため、複数回の取引に分けて外国通貨に両替した。
- 薬物密売組織が、無登録で外貨両替業を営む者を利用して、密売により得た犯罪収益等を外貨に両替した（外国の事例）。

また、両替業者が取り扱う外貨両替ではないが、個人間での外貨両替がマネー・ローンダリングに悪用された事例として、

- 詐欺により得た現金を被疑者が管理する国内の口座に送金した上で、個人間での外貨両替を利用して、当時の為替相場で換算した外国通貨を被疑者が管理する外国にある口座から指定された外国にある口座に送金するものがある。

イ 疑わしい取引の届出

令和4年から令和6年までの間の、両替業者による疑わしい取引の届出件数は次のとおりである。

図表 95【両替業者による疑わしい取引の届出件数】

区分	年	令和4年	令和5年	令和6年	合計
両替業者(件)		430	655	617	1,702

財務省は、インターネットを利用した取引に特有の不自然さ等に着目した参考事例を追加するなどして、両替業者向けの「疑わしい取引の参考事例」を改訂し、令和元年10月に公表した。

令和4年から令和6年までの間における届出件数が多かった届出理由（「疑わしい取引の届出における入力要領」のガイドライン番号名称）は、次のとおりである。

図表 96【両替業者の主な疑わしい取引届出状況】

届出理由	件数(件)	割合(%)
1. 多額現金の取引	530	31.1
3. 短期間・頻繁取引	360	21.2
15. 不自然な態様・態度等	217	12.7
10. 偽造盗難通貨等	121	7.1
8. 本人確認の意図的回避(急な取引変更)	88	5.2

ウ 危険度の低減措置

(ア) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策として、犯罪収益移転防止法では特定事業者に取引時確認等を義務付けているほか、各関係法令に基づき危険度の低減措置が図られている。

○ 外為法

必要に応じて所管行政庁が外貨両替業者に対して立入検査、是正命令等を行うことができる旨を規定

(イ) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダリング等対策を推進するためには、特定事業者が義務付けられた措置等を、適切に履行することが重要であり、これを確保するため、所管行政庁において、ガイドラインの策定や業界団体及び特定事業者に対する講演・研修等、様々な取組を進めている。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイトURL等
外国為替取引等取扱業者のための外為法 令等の遵守に関するガイドライン	https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/guide_kawase/inspection/guideline_index.htm (財務省)

【所管行政庁による主な取組例】

《財務省》

- 両替業者には、犯罪収益移転防止法に基づくマネー・ローンダリング防止のための対応に加え、令和6年4月に施行された改正外為法により策定されることとなった「外国為替取引等取扱業者遵守基準」に基づき、同法に基づき実施されている経済制裁措置に対応するための態勢整備等が求められている。こうした対応が各業者において適切に実施されるよう、財務省は、当該基準に対応するための具体的方法についてアウトリーチを実施したほか、外国為替検査で検知した不備事例等を紹介するためのアウトリーチも実施している。

(ウ) 業界団体及び事業者の措置

外貨両替を扱っている事業者を多数抱える一部の業界団体では、特定事業者作成書面等や内部規程の整備に向けたマニュアル(ひな型)の作成・配布を行うなど、マネー・ローンダリング等対策に関する自主的な取組を行っている。また、当局と連携して定期的に会員向けの説明会を開催するなどして、外貨両替を行う各事業者における内部管理態勢の確立・強化を支援している。

外貨両替業者においても、マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、特定事業者作成書面等の作成や、規程・マニュアルの整備、危険度が高いと考えられる取引の洗い出し、危険度が高い取引のモニタリングの厳格化等に取り組むなど、内部管理態勢の確立・強化を図っている。

エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダリング等対策上、両替業者が留意すべき主な事項は次のとおりである。

- 同一顧客が外貨両替機を用いて複数回連続して取引を行い、当該取引の合計が200万円相当額を超えた場合等についても、犯罪収益移転防止法の規定に基づく取引時確認を適切に実施すること。このほか、「なりすまし取引」、「偽りが疑われる取引」、「イラン・北朝鮮居住顧客等との取引」及び「外国PEPsとの取引」については厳格な顧客管理を行う必要が特に高いと認められる取引であることから、適切に取引時確認を行うこと。
- 疑わしい取引の届出に係る内部規程は、財務省が公表する「外国通貨又は旅行小切手の売買に係る疑わしい取引の参考事例」を勘案の上、策定すること。
- 外貨両替業務に従事する担当者に対し、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認や疑わしい取引の届出の義務等を適切に履行するための研修等を実施すること。
- オンラインで非対面により本人特定事項の確認を行った場合には、顧客等から提供を受けた画像情報等を適切に記録すること。
- 疑わしい取引の参考事例を参照しつつ、これらと類似した取引について、届出の要否を判断すること。
- 疑わしい取引ではないと判断した理由を適切に記録すること。

オ 危険度の評価

外貨両替は、犯罪収益を外国に持ち出して使用する手段の一部になり得ることや、一般に現金（通貨）による取引であること、匿名性が高く、その保有や移転に保有者の情報が必ずしも伴わないこと等から、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

実際に、外国で得た犯罪収益である外貨を、事情を知らない第三者を利用するなどして日本円に両替していた事例があること等から、外貨両替は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

また、外貨両替がマネー・ローンダリングに悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、

- 匿名又は架空名義・借名（その疑いがあるものを含む。）による取引
- 短期間のうちに高頻度で行われる取引
- 顧客が取引時確認を意図的に回避していると思料される取引
- 偽造通貨、盜難通貨、これらと疑われる通貨等に係る取引

- 顧客が他者のために活動しているとの疑いが生じた取引については、危険度がより一層高まるものと認められる。

このような危険性を踏まえ、所管行政庁、外貨両替業者等は、前記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組については、外貨両替業者ごとに差異がみられる。リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない外貨両替業者は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

(11) ファイナンスリース事業者が取り扱うファイナンスリース

ア 危険度を高める要因

(ア) マネー・ローンダーリング等に悪用される固有の危険性

ファイナンスリースは、機械設備、自動車等の物品を調達しようとする企業等に対し、その指定する物品を、ファイナンスリース事業者が代わって販売者（サプライヤー）から購入し、当該企業等に貸貸する形態のサービスであり、企業等が物品を調達する場合に必要となる費用を長期に分割して支払うことができるなどのメリットがある。

ファイナンスリースは、ファイナンスリース事業者及び賃借人という契約当事者のほかに販売者が関与すること、リース期間が比較的長期にわたること等の特徴により、賃借人と販売者が共謀して実態の伴わないファイナンスリース契約を締結するなどしてマネー・ローンダーリング等に利用される可能性がある。商品・サービスの脆弱性として、取引実態の仮装による資金・財物移転が容易にできる移転性という特性が考えられる。

(イ) 事例

ファイナンスリースが悪用されたマネー・ローンダーリング事犯の検挙事例は近年認められないものの、過去には、暴力団への利益供与の手段として悪用された事例として、暴力団との親交を有する者がファイナンスリースで調達した物品を暴力団組長に長期間使用させたものがある。

イ 疑わしい取引の届出

令和4年から令和6年までの間の、ファイナンスリース事業者による疑わしい取引の届出件数は次のとおりである。

図表 97【ファイナンスリース事業者による疑わしい取引の届出件数】

年区分	年	令和4年	令和5年	令和6年	合計
ファイナンスリース事業者	(件)	71	214	141	426

令和4年から令和6年までの間における届出件数が多かった届出理由（「疑わしい取引の届出における入力要領」のガイドライン番号名称）は、次のとおりである。

図表 98【ファイナンスリース事業者の主な疑わしい取引届出状況】

届出理由	件数(件)	割合(%)
16. 暴力団員等	251	58.9
9. 多重リース	36	8.5
8. 空リース	35	8.2
17. 不自然な態様・態度等	21	4.9
3. 架空名義・借名取引	15	3.5

ウ 危険度の低減措置

(ア) 法令上の措置

マネー・ローンダーリング等対策として、犯罪収益移転防止法では特定事業者に取引時確認等を義務付けているほか、報告・資料提出の要求、立入検査等所管行政庁による監督上の措置も規定している。

また、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）は、国土交通大臣が管理する自動車登録ファイルに所有者の氏名、住所、使用の本拠の位置等の登録を受けた自動車でなければ運行の用に供してはならないと規定しており、このような制度は、登録自動車が大半を占める自動車リース契約の危険度の低減に資するものと考えられる。

(イ) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダーリング等対策を推進するためには、特定事業者に義務付けられた措置が適切に履行されることが重要であるが、これを確保するため、所管行政庁においても業界団体及び特定事業者に対する講演・研修等、様々な取組が進められている。

【所管行政庁による主な取組例】

《経済産業省》

- ・「タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について」等に関し、リース事業協会を通じて会員会社への周知徹底を図った。
- ・ファイナンスリース事業者におけるマネー・ローンダーリング等対策の現況を確認するため、ファイナンスリース事業者 6 社に対するアウトリーチを実施した。
- ・ファイナンスリース事業者に対するリスク評価を実施するとともに、経済産業省によるファイナンスリース事業者向けガイドラインを策定し、リース事業協会を通じて会員会社への周知を行った。

(ウ) 業界団体及び事業者の措置

各業界団体では、ガイドラインの策定や、犯罪収益移転防止法の概要、取引時確認における確認事項等を周知するチラシ・パンフレットの作成・配布及び研修の実施により、各ファイナンスリース事業者によるマネー・ローンダーリング等対策を支援している。

各ファイナンスリース事業者も、マネー・ローンダーリング等に悪用されるリスクが高い取引のリスク低減措置を講じているほか、マネー・ローンダーリング等対策に関する基本方針や対応マニュアル等の制定、役職員に対する研修の実施、マネー・ローンダーリング等のリスクに対応するための専門部署の設置等を行っている。

また、賃借人と販売者が共謀した実態が伴わない取引を防止するため、取引時確認に加え、高額取引、新規契約案件及び事故が多いリース物件に係る取引については、実質的な取引の有無の確認を強化するなどの取組を行っている。

【業界団体による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
ファイナンスリース業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/consumer/250307leasemanerongl.pdf (経済産業省)

エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダリング等対策上、ファイナンスリース事業者が留意すべき主な事項は次のとおりである。

- ・ 「ファイナンスリース業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき、必要な体制の構築等を行うこと。
- ・ 「ファイナンスリース事業者における疑わしい取引の参考事例」を参照しつつ、これらと類似した取引について疑わしい取引の届出の要否を判断すること。
- ・ いわゆる「空リース」や「多重リース」の取引や、リース物品が転売等される事案も発生していることから、これらのリスクを考慮し、必要に応じてリース物品の現物確認を行うこと。

オ 危険度の評価

近年、ファイナンスリースが悪用されたマネー・ローンダリング事犯の検挙事例は認められないものの、ファイナンスリースは、貸借人と販売者が共謀して実態の伴わない取引を行うことが可能であること等の特性から、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

また、このような状況等を踏まえると、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、

- ・ 匿名又は架空名義・借名（その疑いがあるものを含む。）による取引
- ・ 同一の機械設備等について複数のファイナンスリース契約を締結しているなど、ファイナンスリース事業者から物件代金を詐取しようとしているとの疑いが生じた取引

については、危険度がより一層高まるものと認められる。

このような危険性を踏まえ、所管行政庁、ファイナンスリース事業者等は、前記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組については、ファイナンスリース事業者ごとに差異がみられる。リスクに応じた実効的な低減措置が行われていないファイナンスリース事業者は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

(12) クレジットカード事業者が取り扱うクレジットカード

ア 危険度を高める要因

(ア) マネー・ローンダリング等に悪用される固有の危険性

クレジットカードは、適時に簡易な手続で利用できるため、商品代金を支払う方法として広く利用されている。

割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号）により、クレジットカード事業者が利用者から商品代金等に相当する額を購入から 2 月を超えて受領し、又はリボルビング方式により受領する包括信用購入あっせん^{*1}を業として行うためには、経済産業大臣の登録を受ける必要がある。令和 7 年 3 月末現在、当該登録を受けている者の数は 245 である。

昨今、電子商取引及びキャッシュレス決済の普及に伴い、クレジットカード決済市場の規模は継続的に拡大している。そのような中で、サイバー事案の増加等を背景に、クレジットカードの不正利用被害も拡大しており、令和 6 年の被害額は 555 億円で過去最多となった。

クレジットカードは、犯罪収益を現金で取得した者がクレジットカードを利用して当該現金を別の形態の財産に変換することができることから、犯罪収益の追跡可能性を低下させるおそれがある。

クレジットカードは、利用者が自己の保有するクレジットカードを第三者に交付し、又はそのクレジットカード番号等の情報を第三者に教えることにより、当該第三者に商品等を購入させることができるほか、国内外を問わず利用でき、一部には利用可能枠の上限が高額なものもある。したがって、例えば、第三者に換金性の高い商品等を購入させ、当該第三者が当該商品等を売却して現金を得ることにより、事実上の資金移動を、国内外を問わず行うことが可能となる。このような、現金から物品への変換性や、第三者使用による事実上の移転性といった特性は、商品・サービスの脆弱性となり、クレジットカードはマネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

【所管行政庁が近年新たに把握した脅威・脆弱性等】

クレジットカードの不正利用事案の中には、被害金が暗号資産に交換され、移転される事案もみられる。

(イ) 事例

クレジットカードがマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

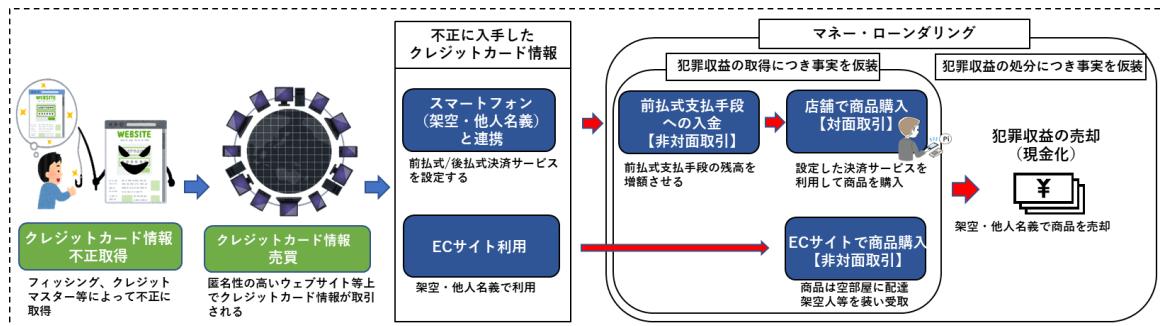
- ・ ヤミ金融を営む店舗経営者が、借受人から貸付金の返済を受けるに当たり、借受人による飲食代金と仮装してクレジットカード決済をさせ、クレジットカード発行会社に虚偽の情報を送信して、代金の支払を受けた。

*1 クレジットカード事業者が利用者から、あらかじめ定められた時期までに、商品代金等の合計額を基礎としてあらかじめ定められた方法により算定して得た金額を受領するもの(割賦販売法第2条第3項)

(12) クレジットカード事業者が取り扱うクレジットカード

- 特殊詐欺による犯罪収益である詐取金を、被疑者のクレジットカード利用代金に充てるため、クレジットカードに紐付く銀行口座に振り込ませた。
- 薬物代金の受取方法として、ショッピングサイト内に商品を架空出品し、同サイトの決済システム上でクレジットカードを使用して、商品の販売代金名目で薬物代金の支払を受けた。
- 無許可営業の風俗営業店において利用客からクレジットカード決済により支払を受けた飲食代金について、クレジットカード決済代行業者を介して、関係者名義口座に入金させた上、更に被疑者名義の口座に送金させた。
- 不正に入手したクレジットカード情報を利用し、架空・他人名義で登録された電子マネー利用権の残高を増額させた。
- 不正に入手したクレジットカード情報を利用し、架空・他人名義のスマートフォンで後払式決済サービスが利用できるように設定し、店舗において名義人になりすまして同決済サービスを利用して商品を購入した。
- 不正に入手したクレジットカード情報を利用し、インターネット上で商品の購入を申し込み、配送先に架空の人物や実際の居住地とは異なる住所地を指定するなどして受領した。

図表 99【クレジットカードを悪用したマネー・ローンダリングのイメージ】



イ 疑わしい取引の届出

令和4年から令和6年までの間の、クレジットカード事業者による疑わしい取引の届出件数は次のとおりである。

図表 100【クレジットカード事業者による疑わしい取引の届出件数】

区分	年	令和4年	令和5年	令和6年	合計
クレジットカード事業者	(件)	41,106	45,674	57,978	144,758

経済産業省は、インターネットを利用した取引に特有の不自然さや、テロ資金供与等に着目した参考事例を追加するなどして、クレジットカード事業者向けの「疑わしい取引の参考事例」を改訂し、平成31年4月に公表した。

令和4年から令和6年までの間ににおける届出件数が多かった届出理由（「疑わしい取引の届出における入力要領」のガイドライン番号名称）は、次のとおりである。

図表 101【クレジットカード事業者の主な疑わしい取引届出状況】

届出理由	件数(件)	割合(%)
3. 架空名義・借名取引	36,652	25.3
9. 名義人と異なる者のカード利用	34,646	23.9
13. 不自然な態様・態度等	20,721	14.3
12. 暴力団員等	17,114	11.8
1. 短期間・複数枚のカード発行又は頻繁な再発行	6,075	4.2

ウ 危険度の低減措置

(ア) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策として、犯罪収益移転防止法では特定事業者に取引時確認等を義務付けているほか、各関係法令に基づき危険度の低減措置が図られている。

○ 割賦販売法

- ・ 割賦販売法の施行に必要な限度において、所管行政庁が包括信用購入あっせん業者に対して報告徴収、立入検査、業務改善命令等を行うことができる旨を規定
- ・ 包括信用購入あっせん業者の登録の要件として「包括信用購入あっせんの公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制」を規定

(イ) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダリング等対策を推進するためには、特定事業者に義務付けられた措置が適切に履行されることが重要であるが、これを確保するため、所管行政庁においてもガイドラインの策定や業界団体及び特定事業者に対する講演・研修等、様々な取組が進められている。

令和6年4月、「クレジットカード・セキュリティ官民対策会議」が設置され、クレジットカード不正利用被害の状況、関係事業者における取組状況、対策の方向性等について官民で認識が共有され、官民一体となった取組や体制の構築に係る検討が行われている。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイトURL等
クレジットカード業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/credit/pdf/20211118creditmanerongl.pdf (経済産業省)

【所管行政庁による主な取組例】

《経済産業省》

- ・ 業界団体と連携して、特定事業者に対するマネー・ローンダリング等対策を含めた研修等を実施

(ウ) 業界団体及び事業者の措置

業界団体では、自主規制規則の中に取引時確認及び疑わしい取引の届出を盛り込み、会員に対応を要請している。また、経済産業省が策定した「クレジットカード業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等を踏まえた会員向けの研修を実施し、会員にマネー・ローンダリング等対策についての理解を浸透させることにより、各クレジットカード事業者による対策を支援している。

クレジットカード事業者は、割賦販売法に基づき、経済産業大臣による指定を受けた信用情報機関にクレジットカード会員の情報を照会することにより、クレジットカード発行の申込みが短期間のうちに多数行われていないか等の疑わしい点の有無を確認し、契約の締結や更新等の判断に当たっての参考としているほか、厳格な入会・更新審査等による利用可能額の上限設定を行っている。

また、対面取引における契約名義人と異なる者による使用を防止するための本人確認、危険度が高いと考えられる取引の洗い出し、取引の危険度が高い場合のモニタリングの厳格化、非対面取引におけるなりすまし使用を防止するためのシステム（ワンタイムパスワード等）の導入、AI等を活用した利用者の行動分析等によるリスクベースでの本人認証の精度向上、取締当局との定期的な情報交換等の自主的な取組を進めている。

【業界団体による主な取組例】

- ・ 全国8地区において、会員を対象とした情報連絡会でマネー・ローンダリング関連情報も含め情報提供を実施（日本クレジット協会）
- ・ 「『改正クレジットカード業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン』を踏まえたクレジットカード会社における対応に関する説明会」を開催し、クレジットカード事業者における対応を説明するとともに、同説明会を収録した動画を会員に対して配信（日本クレジット協会）

エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダリング等対策上、クレジットカード事業者が留意すべき主な事項は次のとおりである。

- ・ リスクの特定・評価に当たり、自らの業務の特性とそれに伴うリスクを包括的かつ具体的に想定して、直面するリスクを特定し、評価を実施すること。
- ・ 疑わしい取引の該当性について適切な検討・判断が行われる体制を整備し、届出の状況等を自らのリスク管理体制の強化に活用すること。
- ・ 「クレジットカード業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に記載された「対応が求められる事項」及び「対応が期待される事項」に則した対応を行うこと。

オ 危険度の評価

クレジットカードは、利用することにより犯罪収益を別の形態の財産に変換できること、不正に入手したクレジットカード情報をを利用して商品の購入を申し

(12) クレジットカード事業者が取り扱うクレジットカード

込んだ上、他人になりすまして受け取るなどにより、犯罪収益の取得について事実を仮装することができること等から、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

また、クレジットカードが悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引（特に非対面取引）のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、

- ・ 匿名又は架空名義・借名（その疑いがあるものを含む。）による取引
- ・ クレジットカードにより、多額のギフトカード等の現金代替物を頻繁に購入する顧客に係る取引

については、危険度がより一層高まるものと認められる。

このような危険性を踏まえ、所管行政庁、クレジットカード事業者等は、前記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組については、クレジットカード事業者ごとに差異がみられる。リスクに応じた実効的な低減措置が行われていないクレジットカード事業者は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

(13) 宅地建物取引業者が取り扱う不動産**ア 危険度を高める要因****(ア) マネー・ローンダリング等に悪用される固有の危険性**

不動産は、財産的価値が高く、多額の現金との交換を容易に行うことができるほか、その利用価値、利用方法等によって大幅に異なった評価をすることができることから、通常の価格に金額を上乗せして対価を支払うなどの方法により容易に犯罪収益を移転することが可能となる。また、真の購入者とは異なる者又は架空名義で購入すること等により、資金の出所や不動産の帰属先を不透明にすることができます。このような原資の匿名性や、価値の高い財産と現金の変換性といった特性は、商品・サービスの脆弱性となり、不動産はマネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

我が国では、不動産のうち、価値が高く、取引が活発に行われているものは宅地及び建物であり、これらの取引を行う事業者を、宅地建物取引業者として一定の法規制の対象としている。

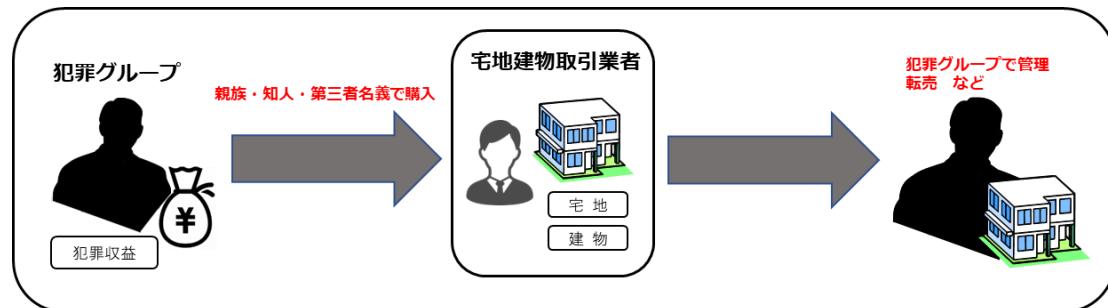
宅地建物取引業を営むためには、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）に基づく都道府県知事又は国土交通大臣（2 以上の都道府県に事務所を設置して営業しようとする場合）の免許を受ける必要があり、当該免許を受けている者の数は、令和 7 年 3 月末現在、13 万 2,291 業者である。令和 5 年度の年間売上高は約 56 兆円で、国土交通大臣が指定する指定流通機構である不動産流通機構に登録・通知をされた令和 6 年度の年間の契約成立報告件数は約 21 万件である。各宅地建物取引業者の事業規模の差は大きく、年間の取引件数が数千件を超えるような大手事業者が存在する一方で、地域密着型の営業を展開する個人経営等の中小事業者も存在し、後者が多数を占めている。

(イ) 事例

不動産がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

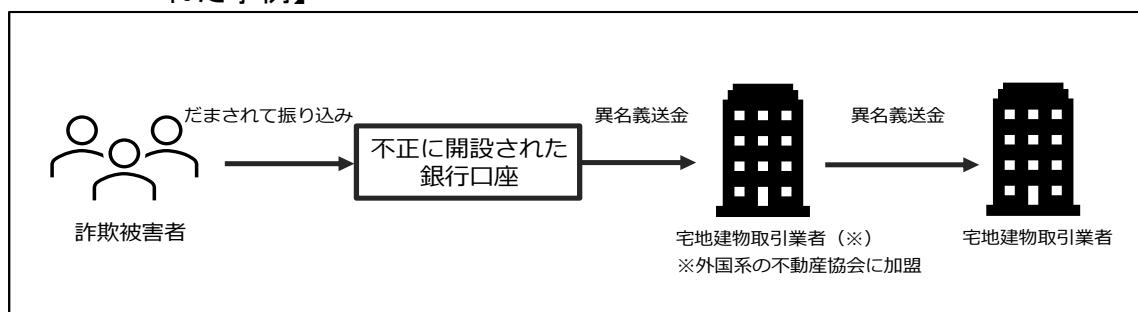
- ・ 売春により得た犯罪収益を原資として、親族名義で土地を購入した。
- ・ 宅地建物取引業を営む者が、第三者の名義を使用した賃貸契約を仲介した上、仲介手数料について正規賃貸契約による売上げとして計上し、正当な業務収益であるかのように装った。
- ・ 貸金業や宅地建物取引業を営む者が、金銭の貸付けに当たり、相場より高値で不動産を購入させた上、正当な不動産売買代金の受領を装い違法な利息を受領した。
- ・ 宅地建物取引業を営みビルの一室を賃貸していた者が、その部屋で著作権法違反に当たる商品を販売して得た犯罪収益であると知りながら、賃料名目で現金を受領した。
- ・ 薬物の密売人等が、薬物の密売により得た犯罪収益等を使って、知人の名義で、生活用の不動産や薬物製造に使用する不動産を購入した（外国の事例）。

図表 102 【宅地建物取引業者を利用したマネー・ローンダリングのイメージ】



このほか、特殊詐欺の被害金の資金の流れを分析したところ、不正に開設された銀行口座を介して被害金が宅地建物取引業者に送金され、その後、不動産に換えられた疑いのある事例が認められた。

図表 103 【特殊詐欺の被害金が銀行口座を介して宅地建物取引業者に送金された事例】



イ 疑わしい取引の届出

令和4年から令和6年までの間の、宅地建物取引業者による疑わしい取引の届出件数は次のとおりである。

図表 104 【宅地建物取引業者による疑わしい取引の届出件数】

区分	年				合計
		令和4年	令和5年	令和6年	
宅地建物取引業者 (件)		11	18	25	54

令和4年から令和6年までの間ににおける届出件数が多かった届出理由（「疑わしい取引の届出における入力要領」のガイドライン番号名称）は、次のとおりである。

図表 105 【宅地建物取引業者の主な疑わしい取引届出状況】

届出理由	件数(件)	割合(%)
1. 多額現金	21	38.9
20. 不自然な態様・態度等	5	9.3
2. 短期間・総額多額現金	4	7.4
19. 暴力団員等	3	5.6
8. 短期間・多数取引	2	3.7

なお、業界の規模に比して、疑わしい取引の届出件数は少ないといえるが、次のような着眼点から届出がなされたものもあり、業界全体においても参考になると思料される。

- ・ 年齢や職業等に見合わない多額の現金による支払が行われた取引
- ・ 顧客が決済方法を現金取引にこだわる姿勢を示すなど、資金の出所に関する疑わしさがあった。
- ・ 取引に当たって公開情報を検索した結果、詐欺等に関わった可能性のある顧客と判明した。
- ・ 法人の実質的支配者を調査した結果、暴力団員等に該当した。

ウ 危険度の低減措置

(ア) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策として、犯罪収益移転防止法では特定事業者に取引時確認等を義務付けているほか、各関係法令に基づき危険度の低減措置が図られている。

○ 宅地建物取引業法

- ・ 必要に応じて、所管行政庁が宅地建物取引業者に対して報告徴収、立入検査、指導等を行うことができる旨を規定
- ・ 宅地建物取引業者の事務所ごとに、宅地建物取引業に関する取引の都度、売買、交換若しくは貸借の相手方又は代理を依頼した者の氏名、住所等の事項を記載した帳簿を5年間備え付けること等を規定

(イ) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダリング等対策を推進するためには、特定事業者に義務付けられた措置が、適切に履行されることが重要である。これを確保するため、所管行政庁においては、監督ガイドラインの策定・更新、「宅地建物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定、事業者が当該ガイドラインに沿った顧客管理措置を実施しているかといった観点からのリスクベースでの検査監督の強化、業界団体及び特定事業者に対する講演・研修等、様々な取組が進められている。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイトURL等
宅地建物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk3_00001_00040.html (国土交通省)

【所管行政庁による主な取組例】

《国土交通省》

- ・ 監督当局に対し、犯罪収益移転防止法に基づく義務の履行状況について監督強化を要請するとともに、苦情紛争相談の対象となることが比較的多い事業者及び免許を受けてか

ら日の浅い事業者を中心に立入調査を引き続き実施(令和6年度立入業者数:1,270業者)

- ・ 業界団体に対し、FATF第5次審査に向けた犯罪収益移転防止法等の遵守、取組強化等を求める通知を発出(令和7年6月末)
- ・ 中小から大手までの業界団体に対し、FATF第5次審査、疑わしい取引の届出等について周知するためのセミナー等を開催(令和6年10月～令和7年5月)

(ウ) 業界団体及び事業者の措置

「不動産業における犯罪収益移転防止及び反社会的勢力による被害防止のための連絡協議会」は、不動産業における犯罪収益移転防止等に関する連絡協議会申合せや普及啓発用の冊子等の作成・頒布を継続して行っている。また、FATF等におけるマネー・ローンダーリング等対策に関する議論の状況を継続的にフォローし、連絡協議会構成員間での情報交換・共有を継続的に行うとともに、FATFによる対日相互審査への対応を行うなど、犯罪収益移転防止法の制度の運用に関する継続的な取組を進めている。

宅地建物取引業者によるリスクベース・アプローチの取組の例は、次のとおりである。

- ・ 過去に、何らかの理由によって取引が中止され、又は成立しなかった顧客との取引について情報をデータベース化して全社的に共有し、当該顧客に関して、以後、取引が生じた場合は、顧客管理を強化し、又は取引を謝絶するなどの措置を講じている。
- ・ 暴力団等との取引を見逃さないために、暴力団等の言動等に関する特徴について、宅地建物取引業者独自のチェックリストを作成し、顧客管理において活用している。

【業界団体による主な取組例】

- ・ 業界団体で構成する「不動産業における犯罪収益移転防止及び反社会的勢力による被害防止のための連絡協議会」を令和6年9月及び令和7年1月に開催し、疑わしい取引の届出の強化等を周知。また、令和7年度は取組強化のため、警察庁及び国土交通省と連携し、年4回定期的に開催予定
- ・ 同協議会において、会員企業向けに犯罪収益移転防止法の義務履行に関する教育動画を作成し、同協議会のウェブサイトで配信(令和7年5月)

エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダーリング等対策上、宅地建物取引業者が留意すべき主な事項は次のとおりである。

- ・ 取引時確認において、本人特定事項を本人確認書類等によって確認すること。
- ・ 「疑わしい取引の参考事例」を踏まえ、自社が行う取引について疑わしい取引の届出（契約が成立しなかった場合も含む。）の要否を検討すること。
- ・ 売買契約成立前のいわゆる反社チェック等により契約締結を回避した場合も届出の対象となること。特に、業界団体が運営する反社データベースにより

当事者の照会を行い、照会結果が「該当可能性あり」の場合は、疑わしい取引の届出を行うこと。

オ 危険度の評価

不動産は、財産的価値が高く、多額の現金との交換を行うことができるほか、通常の価格に金額を上乗せして対価を支払うなどの方法により容易に犯罪収益を移転させることができることから、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

実際に、売春や詐欺により得た犯罪収益が不動産の購入費用に充当された事例が把握されていること等から、不動産は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。また、近年では、資産の保全又は投資を目的として不動産が購入される場合も多く、国内外の犯罪組織等が犯罪収益の形態を変換する目的で不動産取引を悪用する危険性もある。例えば、顧客の属性に見合わない高額な取引を行う場合は、顧客の属性に加えて、購入資金の出所等についても確認を行うなどのリスクに応じた対応が必要である。

また、宅地建物取引業者がマネー・ローンダリングに悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、匿名又は架空名義・借名（その疑いがあるものを含む。）による取引については、危険度がより一層高まるものと認められる。

このような危険性を踏まえ、所管行政庁、宅地建物取引業者等は、前記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組については、宅地建物取引業者ごとに差異がみられる。「宅地建物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に沿った顧客管理措置を実施していないなど、リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない宅地建物取引業者は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

(14) 宝石・貴金属等取扱事業者が取り扱う宝石・貴金属

ア 危険度を高める要因

(ア) マネー・ローンダリング等に悪用される固有の危険性

宝石及び貴金属は、財産的価値が高く、その小さな形状から持ち運びも容易であり、世界のいずれの地域においても多額の現金等と容易に交換することができる。また、取引された物の流通経路・所在を追跡するための手段が少なく匿名性が高い。そのため、現金取引による原資の匿名性及び財産的価値が高く、容易に現金に換えることのできる変換性という特性は、商品・サービスの脆弱性となり、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

重量が1キログラムを超える貴金属^{*1}を携帯して輸出入する場合は、外為法において財務大臣への届出を義務付けられており、関税法において税關への申告を行わなければならないこととされている。

我が国では、財産的価値の高い貴金属を密輸し、外国との税制度の違いを利用して不法に利益を得る手口がある。具体的には、非課税の国・地域で貴金属（金塊）を購入し、それを我が国に密輸入することにより消費税の納付を免れ、その後国内の貴金属店等で消費税込みの価格で売却することで消費税分の利益を得ることができる。

令和5事務年度^{*2}における金地金密輸による処分（検察官への告発又は税關長による通告処分）の件数は102件（前事務年度比約18%減）、脱税額は約3億6,000万円（同約2.1倍）であった。平成29年に財務省が「ストップ金密輸」緊急対策を策定するとともに、取締りの強化を実施し、平成30年に金密輸に対する罰則を大幅に引き上げて以降、同密輸による処分件数等は減少していたが、金の価格上昇や訪日外国人旅客数の急増等を背景に再び増加傾向にあり、今後の動向について注視すべき状況にある^{*3}。

密輸の手口は、金を加工・変形させて体腔内や商業貨物、国際郵便物内等に隠匿して密輸する、洋上取引によって密輸するなど、巧妙化・複雑化がみられるとともに、密輸の経路は、航空旅客、航空貨物、国際郵便物、洋上取引等を利用するなど多様化がみられる。密輸の仕出地は香港、中国、韓国、台湾及びベトナムが多い。また、密輸によって得た犯罪収益を基に国外で金塊を購入し、これを再び我が国へ密輸して、国内買取店で売却するという、犯罪収益を得ることを繰り返す循環型スキームが認められる。この背景には、韓国人密輸グループや暴力団関係者等の国内外の犯罪組織が関与している実態がある。

金地金は価格の変動を伴うことに加え、その取引は現金取引が主流であることが、取引の匿名性を高める要因となっている。一方で、マネー・ローンダリング等対策として、一定金額以上の取引の場合については現金取引を廃止

*1 外為法第6条第1項第10号に規定する貴金属をいう。

*2 令和5年7月から令和6年6月までをいう。

*3 金地金密輸事件の処分件数と脱税額の推移は、本調査書「第2 我が国の環境」「4 犯罪情勢等」「(1) 国内犯罪情勢」「カ 金地金密輸」に記載している。

(14) 宝石・貴金属等取扱事業者が取り扱う宝石・貴金属

し金融機関口座への振り込みのみの受付としている事業者がおり、取引形態に変化がみられる。

経済産業省は、宝石取扱事業者が宝石の取引を行う場合、クレジットカードや銀行振込による支払が多く現金取引が少ないとから、資金の追跡可能性の観点からマネー・ローンダリング等に悪用されるリスクは相対的に低いと評価している一方で、高額商品の取扱いが多い百貨店や大手宝石商に関しては一定のリスクがあり、また、会社規模に不相応な規模の取引や非居住者との取引が多い貴金属等取扱業者は、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクが高いと評価している。

(1) 事例

宝石及び貴金属がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- ・ 窃盗により得た金塊を金買取業者に売却する際に、知人によって法人名義で売却させた。
- ・ 窃盗により得た宝石が附属した装飾品を質屋に売却する際に、他人になりますして売却した。

これらの取引は、売買契約の締結時に他人になりますたり、偽造された本人確認書類を提示して本人特定事項を偽ったりするなど、より一層匿名性を確保した態様により行われている。

また、外国でも、薬物犯罪により得た犯罪収益で金塊を購入し、それを外国に密輸した事例等があり、その匿名性の高さや換金・運搬の容易さから、宝石及び貴金属がマネー・ローンダリングに悪用されている実態がある。

イ 疑わしい取引の届出

令和4年から令和6年までの間の、宝石・貴金属等取扱事業者による疑わしい取引の届出件数は次のとおりである。

図表 106 【宝石・貴金属等取扱事業者による疑わしい取引の届出件数】

区分	年	令和4年	令和5年	令和6年	合計
宝石・貴金属等取扱事業者	(件)	124	138	223	485

令和4年から令和6年までの間における届出件数が多かった届出理由（「疑わしい取引の届出における入力要領」のガイドライン番号名称）は、次のとおりである。

図表 107 【宝石・貴金属等取扱事業者の主な疑わしい取引届出状況】

届出理由	件数(件)	割合(%)
1. 多額現金	128	26.4
17. 短期間・多数取引	82	16.9
2. 短期間・総額多額現金	46	9.5
14. 架空名義・借名取引	39	8.0
4. 複数人・複数多額取引	34	7.0

ウ 危険度の低減措置

(ア) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策として、犯罪収益移転防止法では特定事業者に取引時確認等を義務付けているほか、各関係法令に基づき危険度の低減措置が図られている。

○ 古物営業法

宝石・貴金属等を取り扱う古物商について、必要に応じ、警察職員が立入検査等を行うことができるほか、都道府県公安委員会が古物営業の停止を命ずること等ができる旨を規定

○ 質屋営業法

必要に応じて、警察官が質屋に対して立入検査等を行うことができるほか、都道府県公安委員会が質屋営業の停止を命ずること等ができる旨を規定

(イ) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダリング等対策を推進するためには、特定事業者に義務付けられた措置が、適切に履行されることが重要である。これを確保するため、所管行政庁においては、「宝石・貴金属等取扱事業者におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定、事業者が当該ガイドラインに沿った顧客管理措置を実施しているかといった観点からのリスクベースでの検査監督の強化、業界団体及び特定事業者に対する講演・研修等、様々な取組が進められている。

なお、リスクベースでの監督強化のため、継続的に行っている犯罪収益移転防止法の履行状況に係る調査について、毎年度、状況に応じた質問項目の見直しを検討している。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
宝石・貴金属等取扱事業者におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/hoseki_kikinzoku/pdf/guidelines_20220203.pdf (経済産業省)

【所管行政庁による主な取組例】**《経済産業省》**

- ・「タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について」等に関し、業界団体を通じ事業者へ周知を徹底
- ・一般社団法人日本金地金流通協会が開催した同協会会員企業を対象とした研修会において、「宝石・貴金属等取扱事業者におけるマネー・ローンダーリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を説明するとともに、犯罪収益移転防止法に関する遵守事項等を説明(令和6年9月)
- ・警察庁の特殊詐欺の抑止対策に協力するため、宝石・貴金属等取扱事業者に対し、「犯罪収益移転防止法の履行状況に係る調査」の調査票と併せて警察庁が作成した特殊詐欺の被害予防に向けた啓発チラシも同封(令和6年10月)
- ・警察庁と連携し、宝石・貴金属を取り扱う古物商に対し、ガイドラインの周知を図るため、各都道府県警察のウェブサイトにある古物商関係のページに経済産業省が作成したガイドラインを掲載(令和7年1月)
- ・マネー・ローンダーリングや犯罪収益移転防止法上の義務を解説したリーフレットを作成し、宝飾展示会において配布(令和7年1月)
- ・一般社団法人日本ジュエリー協会の会員企業向けに、犯罪収益移転防止法に関する説明会を実施(令和7年7月)
- ・一般社団法人日本リ・ジュエリー協議会の会報誌において、犯罪収益移転防止法やFA TFに関する説明を寄稿(令和7年7月～)

(ウ) 業界団体及び事業者の措置

一般社団法人日本金地金流通協会は、密輸された金地金の買取りを防ぐために、外国から持ち込まれた金地金については、税関における申告書、納税の領収書等を確認することを事業者に求めるなどの対策を行っている。また、一般消費者に金地金取引時の本人確認書類の提示が必要であることを周知するため経済産業省の後援名義を得たポスター等の配布や、ウェブサイトでの広報のほか、経済産業省職員、財務省職員等を講師とした会員実務者向け研修会の開催等を通じて、会員に対し、犯罪収益移転防止法の周知徹底を図っている。

一般社団法人日本ジュエリー協会では、犯罪収益移転防止法の概要、事業者に求められる義務の内容等を記載したリーフレットの作成・配布、専用ウェブサイトの更新等により、事業者等のマネー・ローンダーリング等対策について会員への周知徹底を図っている。

一般社団法人日本リユース業協会及び一般社団法人東京古物商防犯連盟では、会員等向けのハンドブックに、貴金属取引を行う際における犯罪収益移転防止法上の義務等について掲載し、同ハンドブックを会員に配布することでマネー・ローンダーリング等対策について周知を図っている。

全国質屋組合連合会は、会員向け冊子やウェブサイト等を通じて、会員に対し、犯罪収益移転防止法の周知徹底を図っている。

宝石・貴金属等取扱事業者においても、マネー・ローンダーリング等対策として、規程・マニュアルの整備、定期的な研修の実施のほか、国際的な業界認証を取得するため定期的に外部監査を受けることによる内部管理体制の確立・強

化を図っている。

【業界団体による主な取組例】

- ・ ジュエリー・リモデル・カウンセラー資格検定試験のセミナーにおいて犯罪収益移転防止法を取り上げるとともに、試験問題で出題(随時、一般社団法人日本リ・ジュエリー協議会)
- ・ 宝飾展示会の会場内において、協会が作成した犯罪収益移転防止法の概要や事業者に求められる義務の内容等を記載したリーフレットを配布(令和6年1月・8月、令和7年1月、一般社団法人日本ジュエリー協会)
- ・ 会員企業を対象とした研修会を開催し、経済産業省職員を講師として「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の説明を実施し、マネー・ローンダリング対策等の周知徹底を実施(令和6年9月、一般社団法人日本金地金流通協会)
- ・ ジュエリーコーディネーター資格制度において、3級検定試験のテキスト改訂版(販売編)で「ジュエリー業界における犯罪収益移転防止法」の内容を掲載(令和7年2月、一般社団法人日本ジュエリー協会)
- ・ 「サスティナブルな取組み」ガイドラインにおいて、顧客・取引先とのサスティナブルな取引の関連制度として犯罪収益移転防止法の概要を掲載し、公開(令和7年2月、一般社団法人日本ジュエリー協会)
- ・ 会報誌において、経済産業省からの犯罪収益移転防止法やFATFに関する説明を寄稿(令和7年7月～、一般社団法人日本リ・ジュエリー協議会)

エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダリング等対策上、宝石・貴金属等取扱事業者が留意すべき主な事項は次のとおりである。

- ・ 「宝石・貴金属等取扱事業者におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に記載された「対応が求められる事項」及び「対応が期待される事項」に則した対応を行うこと。
- ・ 取引時確認等を的確に行うため、社員に対する教育訓練の強化及び規程の整備・見直しを行うこと。
- ・ 「疑わしい取引の参考事例」を踏まえ、自社が行う取引について、疑わしい取引の届出の要否を検討すること。

オ 危険度の評価

宝石及び貴金属は、財産的価値が高く、運搬や世界中での換金が容易であるとともに、取引後に流通経路・所在の追跡が困難であり匿名性が高く、特に金地金については現金取引が中心であること等から、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

実際に、他人になりますなどし、犯罪により得た現金で貴金属等を購入した事例があること等から、宝石及び貴金属は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

また、宝石・貴金属等取扱事業者がマネー・ローンダリングに悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、

- ・ 匿名又は架空名義・借名（その疑いがあるものを含む。）による取引

(14) 宝石・貴金属等取扱事業者が取り扱う宝石・貴金属

- 同一人物・企業が、短期間のうちに多くの宝石・貴金属の売買を行う場合
 - 顧客の1回当たりの購入額が少額であっても、頻繁に購入することにより結果として多額の購入となる取引
 - 顧客の収入や資産等に見合わない多額の購入又は販売を行う取引
- については、危険度がより一層高まるものと認められる。

このような危険度を踏まえ、所管行政庁、宝石・貴金属等取扱事業者等は、前記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組については、宝石・貴金属等取扱事業者ごとに差異がみられる。「宝石・貴金属等取扱事業者におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に沿った顧客管理措置を実施していないなど、リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない宝石・貴金属等取扱事業者は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

(15) 郵便物受取サービス業者が取り扱う郵便物受取サービス**ア 危険度を高める要因****(ア) マネー・ローンダリング等に悪用される固有の危険性**

郵便物受取サービス業者は、自己の居所又は事務所の所在地を顧客が郵便物を受け取る場所として用いることを許諾し、当該顧客宛ての郵便物を受け取り、これを当該顧客に引き渡す業務を行っている。

郵便物受取サービスを利用することにより、顧客は、実際には占有していない場所を自己の住所として外部に表示し、郵便物を受け取ることができるため、特殊詐欺等において郵便物受取サービスが被害金等の送付先として悪用されている実態がある。このような事業等の架空の外観作出や、帰属先の不透明化による取引の匿名性という特性は、商品・サービスの脆弱性となる。実際に、特殊詐欺事件等の捜査過程で、取引時確認義務等に違反している疑いが認められたことにより、令和4年から令和6年までの間に、国家公安委員会は郵便物受取サービス業者に対して3件の犯罪収益移転防止法に基づく報告徴収を実施した。この報告徴収によって判明した主な違反の内容は、次のとおりである。

- ・ 犯収法規則で定める本人確認書類及び確認方法で取引時確認を行っていないこと。
- ・ 顧客の取引目的の確認を行っていないこと。
- ・ 確認記録の一部を保存していないこと。
- ・ 犯収法規則で定める事項を確認記録に記録していないこと。

また、経済産業省は、特に、公開情報等において、犯罪収益移転防止法に基づかない本人特定事項の確認方法を採用していることを周知している業者や、非対面での契約申込を受け付けたり、その住所を利用者の法人登記に用いたりすることが可能な郵便物受取サービス業者が、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクが高いと評価している。

(イ) 事例

郵便物受取サービスがマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- ・ 特殊詐欺の被害金を、郵便物受取サービス業者を含む複数の場所を経由して受領した。
- ・ ヤミ金融の返済金やわいせつDVDの販売代金を、架空・他人名義で契約した郵便物受取サービス業者宛てに送付させた。

イ 疑わしい取引の届出

令和4年から令和6年までの間の、郵便物受取サービス業者による疑わしい取引の届出件数は次のとおりである。

図表 108【郵便物受取サービス業者による疑わしい取引の届出件数】

区分	年	令和4年	令和5年	令和6年	合計
郵便物受取サービス業者	(件)	1	30	35	66

経済産業省は、郵便物受取サービスが悪用された実態等を踏まえた参考事例を追加するなどして、郵便物受取サービス業者向けの「疑わしい取引」の参考事例」を改訂し、平成31年4月に公表した。

令和4年から令和6年までの間における届出件数が多かった届出理由（「疑わしい取引の届出における入力要領」のガイドライン番号名称）は、次のとおりである。

図表 109【郵便物受取サービス業者の主な疑わしい取引届出状況】

届出理由	件数(件)	割合(%)
2. 真の受益者説明・資料提出拒否	13	19.7
6. 架空名義・借名取引	10	15.2

ウ 危険度の低減措置

(ア) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策として、犯罪収益移転防止法では特定事業者に取引時確認等を義務付けているほか、報告又は資料提出の要求、立入検査等所管行政庁による監督上の措置も規定している。

(イ) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダリング等対策を推進するためには、特定事業者に義務付けられた措置が、適切に履行されることが重要である。これを確保するため、所管行政庁においては、「郵便物受取サービス業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定・更新、事業者が当該ガイドラインに沿った顧客管理措置を実施しているかといった観点からリスクベースでの検査監督の強化、特定事業者に対する説明会等、様々な取組が進められている。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイトURL等
郵便物受取サービス業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.meti.go.jp/policy/commercial_main/receiving/pdf/20211224yuubinbutumanerongi.pdf (経済産業省)

【所管行政庁による主な取組例】

《経済産業省》

郵便物受取サービス業者に対する報告徴収2件、立入検査2件、是正命令2件及び指導3件を実施(令和6年中)。是正命令を実施した場合は、違反事実及び是正命令の内容をウェブサイトで公表している。

(ウ) 事業者の措置

郵便物受取サービス業者によるリスクベース・アプローチの取組の例は、次のとおりである。

- ・ 過去において何らかの理由により取引を中止した又は取引が成立しなかった顧客との取引について、同業他社との間で情報を共有することにより、顧客管理の強化を行っている。
- ・ 不審事例を取りまとめて業務対応に反映させたマニュアル、契約審査基準、契約謝絶基準等を作成している。

エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダリング等対策上、郵便物受取サービス業者が留意すべき主な事項は次のとおりである。

- ・ 「疑わしい取引の参考事例」を踏まえ、自社が行う取引について、疑わしい取引の届出の要否を検討すること。
- ・ 「郵便物受取サービス業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に記載された「対応が求められる事項」及び「対応が期待される事項」に則した対応を行うこと。

オ 危険度の評価

郵便物受取サービスは、詐欺、違法物品の販売を伴う犯罪等において、犯罪収益の送付先として悪用されている実態がある。本人特定事項を偽り当該サービスの役務提供契約を締結することにより、マネー・ローンダリング等の主体や犯罪収益の帰属先を不透明にすることが可能となるため、郵便物受取サービスはマネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

実際に、架空名義で契約した郵便物受取サービス業者宛てに犯罪収益を送付させ、これを隠匿した事例があること等から、郵便物受取サービスは、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

また、前記のような郵便物受取サービス業者の内部管理体制に不備等があることによる法令上の義務の不履行は、郵便物受取サービスの危険度を高めることとなる。

さらに、郵便物受取サービス業者がマネー・ローンダリングに悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等について、

- ・ 匿名又は架空名義・借名（その疑いがあるものを含む。）による取引
 - ・ 会社等の実態を仮装する意図でサービスを利用するおそれがある顧客との取引
 - ・ 同一顧客でありながら、複数の法人名を使って郵便物受取サービス契約を締結しようとする者との取引
 - ・ 受け取る郵便物に頻繁に多額の現金が含まれる顧客との取引
- については、危険度がより一層高まるものと認められる。

(15) 郵便物受取サービス業者が取り扱う郵便物受取サービス

このような危険度を踏まえ、所管行政庁及び郵便物受取サービス業者は、前記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組については、郵便物受取サービス業者ごとに大きな差異がみられる。「郵便物受取サービス業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に沿った顧客管理措置を実施していないなど、リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない郵便物受取サービス業者は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

(16) 電話受付代行業者が取り扱う電話受付代行

ア 危険度を高める要因

(ア) マネー・ローンダーリング等に悪用される固有の危険性

電話受付代行業者は、自己の電話番号を顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾し、当該顧客宛ての当該電話番号に係る電話を受けて、その内容を当該顧客に連絡する業務を行っている。

これを利用することにより、顧客は、自宅や事務所の実際の電話番号とは別の電話番号を自己の電話番号として外部に表示し、連絡を受けることができるため、詐欺等において電話受付代行が悪用されている。このような事業等の架空の外観作出や、帰属先の不透明化による取引の匿名性という特性は、商品・サービスの脆弱性となる。

(イ) 事例

電話受付代行が悪用されたマネー・ローンダーリング事犯の検挙事例は近年認められないものの、マネー・ローンダーリング等の主体や犯罪収益の帰属先を不透明にするものとして、公的補助金の申請費用名下の詐欺事件において連絡先として電話受付代行が悪用された事例等がある。

イ 疑わしい取引の届出

令和4年から令和6年までの間においては、電話受付代行業者による疑わしい取引の届出はない。

ウ 危険度の低減措置

(ア) 法令上の措置

マネー・ローンダーリング等対策において、犯罪収益移転防止法では特定事業者に取引時確認等を義務付けているほか、報告又は資料提出の要求、立入検査等所管行政庁による監督上の措置についても規定している。

(イ) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダーリング等対策を推進するためには、特定事業者に義務付けられた措置が、適切に履行されることが重要である。これを確保するため、所管行政庁においては、監督ガイドラインの策定・更新、「電話受付代行業及び電話転送サービス業におけるマネー・ローンダーリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定、事業者が当該ガイドラインに沿った顧客管理措置を実施しているかといった観点からのリスクベースでの検査監督の強化の検討、特定事業者に対する周知等、様々な取組が進められている。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイトURL等
電話受付代行業及び電話転送サービス業におけるマネー・ローンダーリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.soumu.go.jp/main_content/000810738.pdf (総務省)

【所管行政庁による主な取組例】**《総務省》**

- ・ 総務省のウェブサイトに、犯罪収益移転防止法により電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者に求められる対応を分かりやすくまとめた解説資料を掲載
- ・ 電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者による法令の遵守の状況やリスク管理の状況等を把握するため書面等による調査を実施(令和7年2月)
- ・ 電気通信事業法上の届出を行っている事業者に対し、犯罪収益移転防止法の概要や取引時に確認すべき事項等を記載した周知文書を発出(令和7年7月)

エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダリング等対策上、電話受付代行業者が留意すべき事項は、「疑わしい取引の参考事例」を踏まえ、自社が行う取引について、疑わしい取引の届出の要否を検討することである。

オ 危険度の評価

近年、電話受付代行業者が悪用されたマネー・ローンダリング事犯の検挙事例は認められないものの、電話受付代行は、顧客がその事業に関して架空の外観を作出してマネー・ローンダリング等の主体や犯罪収益の帰属先を不透明にすることを可能とするなどの特性から、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

このような危険性を踏まえ、所管行政庁は前記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組については、電話受付代行業者ごとに差異がみられる。「電話受付代行業及び電話転送サービス業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に沿った顧客管理措置を実施していないなど、リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない電話受付代行業者は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

(17) 電話転送サービス事業者が取り扱う電話転送サービス

ア 危険度を高める要因

(ア) マネー・ローンダリング等に悪用される固有の危険性

電話転送サービス事業者は、自己の電話番号を顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾し、当該顧客宛ての又は当該顧客からの当該電話番号に係る電話を当該顧客が指定する電話番号に自動的に転送する業務を行っている。

電話転送サービス事業者は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）に規定する電気通信事業者として届出等を行う必要があり、令和 7 年 3 月末現在、電話転送サービスを行う事業を営むことについて届出をしている者の数は 1,034 である。

電話転送サービスを利用することにより、顧客は、自宅、事務所、携帯電話等の実際の電話番号とは別の電話番号を自己の電話番号として相手方に表示し、当該別の番号で発着信することができるため、特殊詐欺等の犯罪において電話転送サービスが悪用されている事例もある。このような事業等の架空の外観作出や、帰属先の不透明化による取引の匿名性という特性は、商品・サービスの脆弱性^{ぜい}となる。また、近年、電話転送サービスに必要な施設・設備を有しない電話転送サービス事業者であっても、他社が有するクラウド PBX^{*1}を経由させることで、03 番号等の固定電話番号を相手方に表示させることでできる電話転送サービスを提供することが技術上可能となっており、当該事業者に電話回線を卸している電話転送サービス事業者が、自己が有するクラウド PBX を当該事業者に使用させている事例もある。特殊詐欺においては、電話回線の卸売をする他社から電話回線を仕入れた電話転送サービス事業者が供給する電話転送サービスが利用されており、特殊詐欺事件の捜査においては、最終的な卸先となる電話転送サービス事業者と契約した者の確認等に時間を要するなどの支障が生じている。

実際に、平成 25 年以降、電話転送サービスが特殊詐欺等の犯罪に利用され、電話転送サービス事業者に取引時確認等の義務違反の疑いが認められるとして、都道府県警察から国家公安委員会に多数の報告が行われている。

国家公安委員会は、電話転送サービス事業者に対し、令和 4 年から令和 6 年までの間に 7 件の犯罪収益移転防止法に基づく報告徴収を行った。これらの報告徴収によって判明した主な義務違反の内容は、次のとおりである。

- ・ 犯収法規則で定める本人確認書類及び確認方法で取引時確認を行っていないこと。
- ・ 顧客の取引目的や職業等の確認を行っていないこと。
- ・ 確認記録に犯収法規則で定める事項を記録していないこと。

*1 構内交換機(Private Branch Exchange)をクラウド化し、専用線やインターネット等を介して通話機能(内線、外線、転送等)を構築できるようにしたサービスのこと。

なお、電話転送サービス事業者については、総務省による是正命令の前に廃業等し、新たな屋号で事業を始めることで義務違反を是正するための規制から逃れているケースもある。

総務省は、特に、取引時確認を非対面で行っている電話転送サービス事業者、マネー・ローンダーリング等対策のための体制の整備ができていない少人数の電話転送サービス事業者及び電話回線の卸売をする他社から電話回線を仕入れた電話転送サービス事業者は、マネー・ローンダーリング等に悪用されるリスクが高いと評価している。

(イ) 事例

電話転送サービスがマネー・ローンダーリングに悪用された主な事例として、わいせつDVDの販売によって得た犯罪収益を隠匿した事件において、架空・他人名義で契約した複数の電話転送サービスを顧客との連絡のため悪用したもの等があり、犯罪収益の帰属先等を不透明にするものとして、電話転送サービスが悪用されている実態がある。

また、電話転送サービス事業者の中には、犯罪に利用されることを認識していないながらサービスを意図的に提供しているものが存在しており、このような電話転送サービス事業者が、特殊詐欺の犯行を容易にしたとして、詐欺事件の^{ほう}帮助で検挙された事例がある。

イ 疑わしい取引の届出

令和4年から令和6年までの間の、電話転送サービス事業者による疑わしい取引の届出件数は次のとおりである。

図表 110【電話転送サービス事業者による疑わしい取引の届出件数】

区分	年				合計
		令和4年	令和5年	令和6年	
電話転送サービス事業者 (件)		1	17	5	23

電話転送サービス事業者による疑わしい取引の届出には、契約者宛ての郵送による通知に対して、当該契約者から身に覚えのない契約である旨の申出がなされるなど、なりすましによる契約が疑われる取引についての届出、公的機関からの照会等を契機として、自社で当該顧客の取引等に関する検証を行った上でなされた届出等がある。

ウ 危険度の低減措置

(ア) 法令上の措置

マネー・ローンダーリング等対策において、犯罪収益移転防止法では特定事業者に取引時確認等を義務付けているほか、各関係法令に基づき危険度の低減措置が図られている。

○ 電気通信事業法

電気通信事業法の施行に必要な限度において、所管行政庁が電気通信事業者に対し報告徴収、立入検査等を行うことができる旨を規定

(イ) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダリング等対策を推進するためには、特定事業者に義務付けられた措置が、適切に履行されることが重要である。これを確保するため、所管行政庁においては、監督ガイドラインの策定・更新、「電話受付代行業及び電話転送サービス業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定、事業者が当該ガイドラインに沿った顧客管理措置を実施しているかといった観点からのリスクベースでの検査監督の強化、特定事業者に対する周知等、様々な取組が進められている。

特に、電話転送サービスが特殊詐欺等の犯罪に悪用される事案が多く見受けられることから、電気通信事業者の業界団体（一般社団法人電気通信事業者協会（TCA）及び一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会（JUSA））と協力して、固定電話番号の利用停止等スキームを運用し、特殊詐欺等に悪用された固定電話番号等の利用を制限することを通じて、電話転送サービスの悪用防止に取り組んでいる。また、総務省は、本スキームの運用を通じて得られた悪質な電話転送サービス事業者の情報を活用し、犯罪収益移転防止法、電気通信事業法等に基づく指導監督を行うことができるよう、警察庁と連携して仕組みの構築に取り組んでいる。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイトURL等
電話受付代行業及び電話転送サービス業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.soumu.go.jp/main_content/000810738.pdf (総務省)

【所管行政庁による主な取組例】

《総務省》

- ・ 悪質な電話転送サービス事業者が一定の要件を満たす場合に、当該事業者の保有する全ての固定電話番号等(在庫番号)を一括で利用制限ができるようスキームを改定(令和5年6月)
- ・ 悪質な電話転送サービス事業者に対し、在庫番号を一括で利用制限する措置を、令和6年に10者10,126番号に実施
- ・ 犯罪収益移転防止法に基づく報告徴収を2件及び是正命令1件実施(令和6年中)
- ・ 電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者による法令の遵守の状況やリスク管理の状況等を把握するため、書面による調査を実施(令和7年2月)
- ・ 電気通信事業法上の届出を行っている事業者に対し、犯罪収益移転防止法の概要や取引時に確認すべき事項等を記載した周知文書を発出(令和6年8月)
- ・ 事業者団体が主催する説明会において、犯罪収益移転防止法の施行状況等に関する説明を実施(令和7年6月)

国家公安委員会が行った報告徴収の結果に基づく意見陳述を受けて、総務省は、当該事業者に対して犯罪収益移転防止法に基づく報告徴収等を実施し、個別具体的な指導等を行っており、令和6年中は、是正命令を1件実施した。

所管行政庁は、一部の電話転送サービスが特殊詐欺等の犯罪に悪用されてい

る現状を踏まえ、電話転送サービス事業者に対する指導等により、これらの改善・是正を図っている。

なお、特殊詐欺の被疑者は、電話転送の仕組みを悪用し、携帯電話から電話を架ける際に相手方の電話機に固定電話番号を表示させたり、官公署を装った電話番号への架電を求める文面のはがき等を送り付けたりしている。このような実態を踏まえ、令和元年9月、警察庁及び総務省は、固定電話番号を提供する主要な電気通信事業者に、警察からの利用停止要請に基づいて、犯行に利用された固定電話番号の利用を停止するなどの対策を求める取組を開始し、令和3年11月には、利用停止等対象に特定IP電話番号（050IP電話番号）を追加した。

これらの対策に加え、令和5年6月、総務省は、悪質な電話転送サービス事業者が一定の要件を満たす場合に当該事業者が保有する全ての固定電話番号等を一括で利用制限することができるようスキームの改正を行った。

(ウ) 事業者の措置

【業界団体による主な取組例】

- 令和4年12月から、電話転送サービス事業者を中心として組織されている「日本ユニファイド通信事業者協会」が、新たに固定電話番号等の利用停止等スキームの対象事業者として参画（日本ユニファイド通信事業者協会）
- 法令に関する勉強会や本人確認書類の確認方法講座等を実施し、各種法令に対応した標準申込書を策定するなど、電話転送サービス事業者の不正利用対策を向上する取組を実施しているほか、関係行政機関等との情報交換を行い、最新の情報を会員に提供し注意喚起を行うなど、リスク低減に向けた積極的な取組を実施（日本ユニファイド通信事業者協会）
- 電気通信事業者関連5団体（テレコムサービス協会、電気通信事業者協会、日本インターネットプロバイダ協会、日本ケーブルテレビ連盟及び日本ユニファイド通信事業者協会）が、電話サービス提供事業者向けの新たな優良事業者認証制度を運用するため、電話事業者評価機構（Elite Telecom Operator Certification body, ETOC）を設立（令和6年10月）

エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダリング等対策上、電話転送サービス事業者が留意すべき主な事項は次のとおりである。

- 取引目的、顧客の職業等を確認すること。
- 法人の顧客に対して、実質的支配者の確認を行うこと。
- 確認記録の作成及び保存を行うこと。
- 非対面取引において、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付すること。
- 「疑わしい取引の参考事例」を踏まえ、自社が行う取引について、疑わしい取引の届出の要否を検討すること。
- 固定電話番号等の利用停止等スキームに参画するなどの不適正利用対策に取り組むこと。

オ 危険度の評価

電話転送サービスは、顧客が事業に関して架空の外観を作出してマネー・ローンダリング等の主体や犯罪収益の帰属先を不透明にすることを可能としており、特殊詐欺により得た犯罪収益を隠匿するなどのマネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

また、前記のような電話転送サービス事業者の内部管理体制の不備等による法令上の義務の不履行は、電話転送サービスの危険度を高めることとなる。

さらに、電話転送サービスが特殊詐欺に悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、匿名又は架空名義・借名（その疑いがあるものを含む。）による取引については、危険度が一層高まるものと認められる。

このような危険性を踏まえ、所管行政庁は、前記のような危険度の低減措置や指導・監督等によって、電話転送サービス事業者による法令上の義務履行の徹底を図るなど、危険度の低減措置を図っている。

しかしながら、電話転送サービス事業者における取組の程度の差異は大きい。「電話受付代行業及び電話転送サービス業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に沿った顧客管理措置を実施していないなど、リスクに応じた実効的な低減措置が図られていない電話転送サービス事業者は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

(18) 法律・会計専門家が取り扱う法律・会計関係サービス**ア 危険度を高める要因****(ア) マネー・ローンダーリング等に悪用される固有の危険性**

法律に関する専門的知識を有する専門家としては弁護士等、司法書士等及び行政書士等が、会計に関する専門的知識を有する専門家としては公認会計士等及び税理士等が挙げられる。

弁護士は、当事者その他関係人の依頼等によって、法律事務を行うことを職務としている。弁護士は、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）に備えられた弁護士名簿に登録されなければならず、地方裁判所の管轄区域ごとに設立された弁護士会に所属しなければならない。令和7年3月末現在、弁護士4万6,243名、沖縄特別会員3名、外国法事務弁護士525名、弁護士法人1,782法人及び外国法事務弁護士法人10法人の登録等がされている。

司法書士は、他人の依頼を受けて、登記に関する手続について代理し、又はこれに関する相談に応ずることや、簡裁訴訟代理等関係業務等を業としている。司法書士は、日本司法書士会連合会（以下「日司連」という。）に備える司法書士名簿に登録されなければならない。令和7年3月末現在、司法書士2万3,421名及び司法書士法人1,286法人の登録がされている。

行政書士は、他人の依頼を受けて官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを業とするほか、書類を官公署に提出する手続について代理すること等を業とすることができる。行政書士は、日本行政書士会連合会（以下「日行連」という。）に備える行政書士名簿に登録されなければならない。令和7年4月現在、行政書士5万2,734名及び行政書士法人1,516法人の登録等がされている。

公認会計士は、財務書類の監査又は証明をすることを業とするほか、公認会計士の名称を用いて、財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずることを業とすることができる。公認会計士は、日本公認会計士協会（以下「公認会計士協会」という。）に備える公認会計士名簿又は外国公認会計士名簿に登録されなければならない。令和7年3月末現在、公認会計士3万6,669名、外国公認会計士1名及び監査法人294法人の登録等がされている。

税理士は、税務官公署に対する租税に関する法令等に基づく申告、申請、請求、届出、報告、申立等の代理・代行並びに税務書類の作成及び税務相談を業とするほか、これらに付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる。税理士は、日本税理士会連合会（以下「日税連」という。）に備える税理士名簿に登録されなければならない。令和7年3月末現在、税理士8万1,696名及び税理士法人5,146法人の登録等がされている。

このように、法律・会計専門家は、法律、会計等に関する高度の専門的知識

を生かし、様々な取引行為に関与するとともに、高い社会的信用を得ている。

一方、マネー・ローンダリング等を企図する者にとって、法律・会計専門家は、その目的にかなった財産の管理又は処分を行う上で必要な法律・会計上の専門的知識を有するとともに、その社会的信用が高いため、法律・会計専門家を取引や財産の管理に介在させることにより、これに正当性があるかのような外観を作出することが可能になるといった点で、利用価値の高いものであるといえる。

また、FATF等は、銀行等に対する規制が効果的に実施されるにつれ、マネー・ローンダリング等を企図する者は、銀行等を通じる手段に代えて、法律・会計専門家から専門的な助言を得、又は社会的信用のある法律・会計専門家を取引行為に介在させるなどの手段を用いてマネー・ローンダリング等を実行するようになってきたことを指摘している。

このような法律・会計専門家の持つ高度な専門的知識や社会的信用を利用した正当性があるかのような外観作出による、取引の匿名性及び複雑性といった特性は、商品・サービスの脆弱性となり、マネー・ローンダリングに悪用され得る。

(1) 事例

法律・会計関係サービスがマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- ・ ヤミ金融を営む者が、行政書士に会社設立事務の代理を依頼して、実体のない会社を設立した上で、預金取扱金融機関に同社名義の口座を開設し、犯罪収益を隠匿する口座として悪用した。
- ・ 詐欺により得た犯罪収益を正当な事業資金であるかのように装うため、事情を知らない税理士を利用して経理処理をさせた。
- ・ 詐欺等により得た犯罪収益を出資金として株式会社を設立しようとした者が、その手続を、事情を知らない司法書士に依頼し、当該株式会社名義口座を開設して犯罪収益を入金させた。
- ・ 元暴力団構成員が、詐欺により得た犯罪収益である現金の一部を用いて、事情を知らない司法書士を利用して、法人の事業経営を支配する目的で親族を代表取締役とする会社を設立した。

また、外国においても、

- ・ 薬物の密売人が、薬物犯罪により得た犯罪収益を、共犯者であるビルの購入者から支払を受けた補償金であるかのように仮装した事案において、事情を知らない弁護士が当該ビルの売買の代理人として利用された事例等があり、マネー・ローンダリングを企図する者が、犯罪収益の隠匿行為等を正当な取引として仮装するため、法律・会計関係サービスを利用している実態がある。

イ 危険度の低減措置**(7) 法令上の措置**

犯罪収益移転防止法は、法律・会計専門家（弁護士等を除く。）に対し、一定の取引に際して、取引時確認（行政書士等、公認会計士等及び税理士等については、ハイリスク取引の場合の資産及び収入の状況の確認を含む。）を行う義務や確認記録及び特定受任行為の代理等の記録を作成・保存する義務を課しているほか、報告又は資料提出の要求、立入検査等所管行政庁による監督上の措置についても規定している。

また、行政書士等、公認会計士等及び税理士等については、守秘義務に係る事項を除き、疑わしい取引の届出を行わなければならないこととされており、司法書士等については、日弁連及び司法書士会の会則において疑わしい取引の届出に代替する措置を設けている。

なお、弁護士等については、犯罪収益移転防止法の規定に基づき、日弁連の会則等により、一定の業務に関する依頼者の本人特定事項等の確認、確認記録・取引記録の作成・保存、マネー・ローンダーリング等に利用される疑いのある場合における受任の回避等を義務付けており、個別の弁護士等における依頼者の本人特定事項等の確認及び記録の保存等に関して、年次報告書での報告を義務付けるなど取引時確認等に相当する措置を定めている。

図表 111【士業者に対する犯罪収益移転防止法上の各種義務】

士業者の区分	本人特定事項の確認	取引目的等の確認	疑わしい取引の届出
弁護士等	会則（第12条）	会則（第12条）	
司法書士等			
行政書士等			
公認会計士等	法（第4条）	法（第4条）（注1）	法（第8条）（注2）
税理士等			

注1：司法書士等については、資産及び収入の状況の確認義務は除外

2：守秘義務の対象事項は除外

(イ) 所管行政庁及び自主規制団体の措置

各所管行政庁及び法律・会計専門家ごとに組織する各団体においても、マネー・ローンダーリング等防止のための取組を推進するため、規程の整備、各種執務資料の作成、研修会の開催等を行い、これらを通じて、各法律・会計専門家に対してマネー・ローンダーリング等のリスクの理解を促進している。

a 日弁連・弁護士会

日弁連は、改正犯罪収益移転防止法の施行（令和6年4月1日）を踏まえ、弁護士等のマネー・ローンダーリング等対策に関する規程等を改正し、弁護士等が弁護士会に提出する年次報告書の様式の改正等を行ったため、令和7年4月の当該改正様式等の施行に向けて会員へ改正内容を周知した。また、法律事務所に対する聞き取り調査及び年次報告書の回答内容に関する追跡調査を実施して、危険度の高い業務類型を分析し、その結果を「弁護士業務に

おけるマネー・ローンダリング危険度調査書」（以下「弁護士業務危険度調査書」という。）にまとめ、日弁連の全会員に配布される機関誌等に掲載するなどして、弁護士等に対して弁護士業務におけるマネー・ローンダリングのリスクの理解を促している。このほか、日弁連は、弁護士等のマネー・ローンダリング等対策に関する規程等の遵守を促すための各種ツール、Q&A集及びeラーニング講座を作成して弁護士等や弁護士会に提供するとともに、法律事務所での取組事例、新しい技術によって生じるマネー・ローンダリングのリスク等をウェブサイト等に掲載し、会員等へのマネー・ローンダリング対策等の周知・情報共有をすることにより、各弁護士等による対策の強化を支援している。

日弁連が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダリング等対策上、弁護士等が留意すべき主な事項は、次のとおりである。

- ・ 弁護士業務危険度調査書を参考すること等により、自身の業務におけるリスクを分析し、評価すること。
- ・ 上記のリスク分析・評価の結果等も踏まえながら、依頼者の属性、依頼者との業務上の関係、依頼内容等に照らし、その依頼の目的が犯罪収益の移転に関わるものであるか否かについて慎重に検討し、適切な対応を講ずること。

弁護士会は、年次報告書の記載内容、提出の有無等を踏まえて、リスクを有すると認められる弁護士等に対して必要に応じた是正を求めている。

こうしたリスクに応じたモニタリングを通じ、日弁連は、会員の年次報告書の提出状況や、マネー・ローンダリング等対策に関する弁護士の義務の履行状況について、改善が認められるとしている。

b 法務省・日司連

日司連は、研修会の開催や、機関誌「月報司法書士」にマネー・ローンダリング等対策に関する記事を掲載すること等により、司法書士等に対し司法書士業務に関するリスクの理解を促している。

また、日司連は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与対策等に関するガイドラインの作成について検討するとともに、ブロック会における説明会及び司法書士会担当者会議の開催並びに会員向けの映像コンテンツ等の作成・周知に取り組むなど、司法書士業務への影響等について情報共有を図っている。

さらに、改正犯罪収益移転防止法の施行（令和6年4月1日）に伴い、法務省は日司連と連名で、司法書士等を対象とするリスクベース・アプローチの枠組みを示し、これを遵守させることを目的とする「司法書士及び司法書士法人の業務のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与に関するガイドライン」を令和6年4月1日に策定・公表するとともに、日司連は、「リスクベース・アプローチの手引（考え方）」、「司法書士等のためのマネー・ロ

ーンダーリング及びテロ資金供与等に関する『リスク要因の参考事例』集」及び研修用DVDを作成した。

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダーリング等対策上、司法書士等が留意すべき事項は、本人確認書類等の提出を受けて取引時確認を適切に行うこと等があり、所管行政庁は、司法書士等に対する指導等により、これらの改善・是正を図っている。また、所管行政庁は、依頼受任時に依頼内容が犯罪収益の移転を目的としたものでないか慎重な検討をしていない司法書士等について、リスクがあると評価している。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
司法書士及び司法書士法人の業務のマネー・ローンダーリング及びテロ資金供与に関するガイドライン	https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00607.html (法務省)

c 総務省・日行連

日行連は、平成30年1月から令和7年3月までの間、行政書士等会員用のVOD研修サイトにおいて、犯罪収益の移転を防止するため、取引時確認、取引記録等の作成等を適切に行うことの目的とした研修講座「犯罪収益移転防止法における本人確認について」を掲載した。令和7年4月からは、令和6年4月の改正犯罪収益移転防止法施行を踏まえ、同講座を「犯罪収益移転防止法における取引時確認等について－ハンドブック解説－」に改め、取引時確認等についてまとめた動画も研修に盛り込み、全会員に対し周知徹底を図っている。

また、平成31年3月から、行政書士等向けウェブサイトにおいて、犯罪収益移転防止法に基づく行政書士業務に関する実態調査の結果を踏まえて、取引時確認や確認記録作成等の義務に関する周知徹底を行うとともに、マネー・ローンダーリング等の防止の重要性に関する説明及び犯罪組織やテロ組織への関与を未然に防ぐための理解や対応を呼び掛けた文書を掲載した。

さらに、改正犯罪収益移転防止法の施行（令和6年4月1日）に伴い、総務省は、行政書士等が、マネー・ローンダーリング等に利用されず健全にその機能を維持していくため、「行政書士及び行政書士法人におけるマネー・ローンダーリング及びテロ資金供与に関するガイドライン」を令和6年4月に策定・公表するとともに、日行連は、「取引時確認等ハンドブック」を作成し、令和7年1月に公表した。

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダーリング等対策上、行政書士等が留意すべき主な事項は、次のとおりである。

- ・ 取引時確認を徹底すること。
- ・ 確認記録等の作成及び保存を適切に行うこと。
- ・ 疑わしい取引の届出を行うこと。

所管行政庁は、行政書士等に対する指導等により、これらの改善・是正を

図っている。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
行政書士及び行政書士法人におけるマネー・ローンダーリング及びテロ資金供与に関するガイドライン	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/gyouseishoshi/index.html (総務省)

d 金融庁・公認会計士協会

金融庁は、公認会計士等が、マネー・ローンダーリング等に利用されず健全にその機能を維持していくため、「公認会計士及び監査法人におけるマネー・ローンダーリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を令和6年4月1日に施行するとともに、当該ガイドラインの策定に合わせて、公認会計士等向けの疑わしい取引の届出に関する参考事例を公表した。

また、公認会計士協会が主催する全国研修会で実施される「公認会計士及び監査法人におけるマネー・ローンダーリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に関する講義へ講師を派遣するとともに、同協会の機関誌に当該ガイドラインに関する記事を寄稿した。

公認会計士協会は、改正犯罪収益移転防止法の円滑な施行（令和6年4月1日）に向け、取引時確認等に関する様式を定めた「犯罪収益移転防止法の適用に関する様式例」を令和6年7月に公表し、公認会計士等に求められるマネー・ローンダーリング等対策を含めた解説動画を会員向けに公表するとともに、会員向けに実施する全国研修会において、講義を実施した。また、公認会計士協会は、会員に対し、犯罪収益移転防止法の遵守状況に関する調査を毎年実施しているほか、会員向けウェブサイトや一斉配信メールにおいて、FATFが公表したマネー・ローンダーリング等に関する資料等の紹介や、マネー・ローンダーリング等対策に関する各種情報の周知を行っている。

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダーリング等対策上、公認会計士等が留意すべき主な事項は、次のとおりである。

- ・ 公認会計士法（昭和23年法律第103号）や公認会計士協会が定める倫理規則の規定に基づく業務制限により、公認会計士等が行うことができる特定業務には制限があること。
- ・ 特定業務のうち一定の取引（特定取引等）を顧客と行う場合、取引時確認、確認記録の作成・保存及び取引記録等の作成・保存並びに疑わしい取引の届出を行うこと。
- ・ 顧客に提供する業務や取引等を考慮してリスクの特定・評価を行い、顧客情報や取引の内容等に照らして講ずるべき低減措置を判断し実施すること。これらを踏まえて、リスク回避のため新規契約や契約見直し等も検討すること。

所管行政庁は、公認会計士等に対する指導等により、これらの改善・是正を図っている。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
公認会計士及び監査法人におけるマネー・ローンダーリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.fsa.go.jp/common/law/kokuji.html (金融庁)

e 国税庁・日税連

国税庁は、税理士等に対し、犯罪収益移転防止法の遵守状況に関する実態の確認を毎年実施している。また、改正犯罪収益移転防止法の施行（令和6年4月1日）に伴い、税理士等がマネー・ローンダリング等に利用されず健全にその機能を維持していくため、「税理士及び税理士法人におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を令和6年4月1日に策定・公表した。

日税連は、財務省及び国税庁と協働し、税理士等に求められるマネー・ローンダリング等対策に関する研修として、マネー・ローンダリング等対策において日本が求められる対応や、改正犯罪収益移転防止法における取引時確認及び疑わしい取引の届出義務の概要に係る動画を作成し、税理士会員限定のウェブサイトにおいて配信した。また、確認記録のチェックリストの作成や「税理士のためのマネー・ローンダリング等対策」の周知用チラシを改定し、日税連ウェブサイトに掲載するなど、犯罪収益移転防止法の理解を促進している。

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダリング等対策上、税理士等が留意すべき事項は、取引時における本人確認等（取引時確認）を行い、確認記録を適切に作成し保存すること等があり、所管行政庁は、税理士等に対する指導等により、これらの改善・是正を図っている。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
税理士及び税理士法人におけるマネー・ローンダーリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.nta.go.jp/taxes/zeirishi/sonota/01.htm (国税庁)

ウ 危険度の評価

法律・会計専門家は、法律、会計等に関する高度な専門的知識を有するとともに、社会的信用が高いことから、その職務や関連する事務を通じた取引等はマネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

実際に、犯罪収益の隠匿行為等を正当な取引であると仮装するために、法律・会計関係サービスが利用された事例があること等から、法律・会計専門家が、次の行為の代理又は代行を行うに当たっては、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

- 宅地又は建物の売買に関する行為又は手続

不動産は、財産的な価値が高く、多額の現金との交換を容易に行うことがで

きるほか、その価値が容易に減損しない。また、土地ごとの利用価値、利用方法等について様々な評価をすることができるため、財産的価値の把握が困難であることから、マネー・ローンダリング等を企図しようとする者が、通常の価格に金額を上乗せして対価を支払うことにより不動産取引をマネー・ローンダリング等に悪用する危険性がある。さらに、その売買に当たっては、境界の確定、所有権の移転登記等、煩雑かつ専門的な知識を必要とする手続を経なくてはならず、これらの知識や社会的信用を有する法律・会計専門家を利用して当該手続を行うことにより、より容易に犯罪収益を移転することが可能となる。

- ・ 会社等の設立、合併等に関する行為又は手続

会社その他の法人、組合又は信託は、出資者等とは独立した財産が形成されるものであり、これらは、例えば、多額の財産の移動を事業名目で行うことを行うなど、財産の眞の帰属や由来を仮装することを容易にするものであることから、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性がある。また、法律・会計専門家は会社等の組織、運営及び管理に必要な専門知識のほか、社会的信用も有していることから、法律・会計専門家を利用して会社の設立等に関する行為又は手続を行うことにより、より容易に犯罪収益を移転することが可能となる。

- ・ 現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分

法律・会計専門家は、財産の保管や売却、当該財産を原資とした他の財産の購入等を行う上で必要な専門的知識及び有用な社会的信用を有しており、法律・会計専門家を利用して財産の管理又は処分を行うことにより、より容易に犯罪収益を移転することが可能となる。

また、法律・会計専門家がマネー・ローンダリングに悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、匿名又は架空名義・借名（その疑いがあるものを含む。）による取引については、危険度が一層高まるものと認められる。

このような危険性に対して、所管行政庁、自主規制団体等は、前記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組に法律・会計専門家ごとに差異が生じると、リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない法律・会計専門家は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、法律・会計専門家全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

2 利用実態等を注視すべき商品・サービス

(1) カジノ

外国の多数の国・地域では、合法的にカジノが営まれており、カジノに係るマネー・ローンダリング等の危険性について、FATFが平成21年（2009年）に公表したレポート^{*1}は、次のような指摘をしている。

- ・ カジノは現金が集中する事業であり、しばしば24時間営業を行い、多額の現金取引が素早く行われる。
- ・ カジノは、口座、為替送金、外貨両替等の多様な金融サービスを提供するが、地域によっては、金融機関ではなく娯楽場として規制されており、マネー・ローンダリング等対策が十分になされていない。
- ・ 地域によっては、カジノ業界における職員の離職率が高く、マネー・ローンダリング等対策のための教育訓練等が十分になされていない。

また、カジノに関連するマネー・ローンダリング事犯の手口について、次のような指摘をしている。

- ・ 犯罪収益でカジノチップを購入し、それを使用することなく、再び現金に払い戻すこと。
- ・ カジノチェーンを利用し、犯罪収益をカジノ口座から他の口座に送金すること。
- ・ 他の顧客のチップを犯罪収益で買い取ること。
- ・ カジノの窓口において、多額の小額紙幣や硬貨をより管理のしやすい高額紙幣に両替すること。

さらに、FATF勧告は、カジノがマネー・ローンダリング等に悪用される危険性を勘案し、カジノ事業を免許制とすること、また、カジノ事業者に対して、一定の場合に、顧客の身元確認、照合等の顧客管理の措置を行うこと等を要請している。

これらを踏まえ、特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号。以下「IR整備法」という。）は、カジノ事業を免許制とともに、犯罪収益移転防止法を改正し、カジノ事業者を特定事業者に追加した上で、カジノ事業者に顧客に対する取引時確認、確認記録・取引記録の作成・保存、疑わしい取引の届出等を義務付けている。また、特定複合観光施設区域整備法施行令（平成31年政令第72号）による改正後の犯収法施行令は、次に掲げる取引を取引時確認等の義務が課される特定取引とした。

- ・ 特定資金移動業務又は特定資金受入業務に係る口座の開設を行うことを内容とする契約の締結
- ・ 特定資金貸付契約の締結
- ・ チップ交付等取引（チップの交付若しくは付与又は受領をする取引）であって、当該取引に係るチップの価額が30万円を超えるもの
- ・ 特定資金受入業務に係る金銭の受入れ

*1 [Vulnerabilities of Casinos and Gaming Sector \(March 2009\)](#)「脆弱性」〔仮訳:カジノとゲームセクターの脆弱性〕

- カジノ関連金銭受取引（特定資金受入業務に係る金銭の払戻し、特定資金貸付契約に係る債権の弁済の受領又は金銭の両替）であって、当該取引の金額が30万円を超えるもの

- カジノ行為関連景品類（いわゆる「コンプ」）の提供であって、当該提供に係るカジノ行為関連景品類の価額が30万円を超えるもの

さらに、令和3年7月にはカジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則（令和3年カジノ管理委員会規則第1号）が施行された。

これらIR整備法令では、犯罪収益移転防止法に基づく規制に加えて、カジノ事業の免許審査において、カジノ管理委員会が申請者の作成した犯罪収益移転防止規程を審査することとした上で、カジノ事業者に対し、次に掲げる各種の義務を課している。

- 現金の受入れをする取引又は現金の払戻しをする取引の1営業日当たりの合計金額が100万円を超える場合のカジノ管理委員会への届出
- チップの譲渡・譲受け・持出しの防止措置

加えて、令和4年7月には、カジノ事業の免許等の処分に係る審査基準や当該審査に係る事務処理要領を定めたガイドラインが策定・公表され、カジノがマネー・ローンダリング等に悪用されないための環境整備が進められている。

その後、令和5年4月には、IR整備法に基づき、国土交通大臣が「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」を認定し、我が国におけるIR設置に向けた手続が進められているところである。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイトURL等
カジノ事業の免許等の審査事務ガイドライン	https://www.jcrc.go.jp/policy/legal/index.html (カジノ管理委員会)

第6 危険度の低い取引

本章では、危険度の低い取引について記載する。

リスクベース・アプローチの基本原則として、リスクが高い場合にそれらのリスクを管理し、低減するための厳格な措置をとる一方、リスクが低い場合には簡素化された措置が許容されるため、犯収法規則第4条において、簡素な顧客管理を行うことが許容される取引が定められている。

1 危険度を低下させる要因

顧客や取引の属性、決済方法、法制度等を踏まえると、次に示すような要因を有する取引は、危険度が低いものと考えられる。

	危険度を低下させる要因	左記要因が危険度を低下させると考えられる理由
①	資金の原資が明らか	資金の原資の性質や帰属元が明らかな取引は、マネー・ローンダリング等に悪用することが困難であるため
②	顧客等が国又は地方公共団体	国又は地方公共団体を顧客等とする取引は、国の職員等により、法令上の権限や内部管理体制等の下で行われるため、取引の過程・内容に関して透明性が高く、資金の出所又は使途先が明らかであることから、マネー・ローンダリング等に悪用することが困難であるため
③	法令等により顧客等が限定されている	法令等により取引を行うことができる顧客等が限定されている取引は、マネー・ローンダリング等を企図する者が取引に参加することが難しいことから、マネー・ローンダリング等に悪用することが困難であるため
④	取引の過程において、法令により国等の監督が行われている	取引を行うに際して、国等への届出や国等による承認が必要となる取引は、国等による監督が行われることから、マネー・ローンダリング等に悪用することが困難であるため
⑤	会社等の事業実態を仮装することが困難	法人等のために、事業上の住所や設備、通信手段、管理上の住所等を提供するサービスは、事業の信用、業務規模等に関して架空の、又は誇張された外観を作出することができるため、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があるものの、当該サービスのうち、会社等の事業実態を仮装することが困難なものは、マネー・ローンダリング等に悪用することも困難であるため
⑥	蓄財性がない、又は低い	蓄財性がない、又は低い商品・サービスへの犯罪収益の投資は、マネー・ローンダリング等には非効率的であるため
⑦	取引金額が規制の敷居値を下回る	取引金額が規制の敷居値を下回る取引は、マネー・ローンダリング等の観点から非効率であるため ^{*1}
⑧	顧客等の本人性を確認する手段が法令等により担保されている	法令等により顧客等の本人性が確認されている取引及び業法等により国からの認可等を受けている者を顧客とする取引は、顧客等の本人性が明らかであることから、資金に関する事後追跡の可能性が担保されているため

*1 FATFも、勧告や解釈ノート等において顧客管理措置を行うべき取引金額の敷居値を設けている。ただし、1個の取引をあえて複数の取引に分割して行うことにより、当該1個の取引の金額が形式的に敷居値を下回ったとしても、このような行為はいわば脱法的に規制を免れるためのもの(ストラクチャリング)であることから、その取引の危険度は高くなる。犯罪収益移転防止法及び犯収法施行令では、特定事業者が同一の顧客等との間で二以上の現金等受払取引、預金等払戻し、外貨両替、貴金属売買等の特定取引を同時に又は連続して行う場合において、一の取引を分割していることが一見して明らかなるときは、一の取引とみなすこととしている。

2 危険度の低い取引の種別

前記1の危険度を低下させる要因を有する具体的な取引の種別として、次の取引が認められる。ただし、次の取引に該当する取引であっても、当該取引が疑わしい取引その他顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引である場合は、危険度が低いとは認められない^{*1}。

	危険度の低い具体的な取引の種別		前記1で該当する要因
1	金銭信託等における一定の取引	犯収法規則第4条第1項第1号に定める受益者に返還すべき財産を管理すること（金銭信託）等を目的として行われる取引	①、③ ④、⑧
2	保険契約の締結等	犯収法規則第4条第1項第2号に定める保険契約（イ：満期保険金等の支払がない保険契約、ロ：払戻総額が保険料払込総額の8割未満の保険契約）の締結等	⑥
3	満期保険金等の支払	犯収法規則第4条第1項第3号イに定める払戻総額が保険料払込総額の8割未満の保険の満期保険金等の支払	⑥
		犯収法規則第4条第1項第3号ロに定める適格退職年金契約、団体扱い保険 ^{*2} 等の満期保険金等の支払	①、③ ④、⑧
4	有価証券市場（取引所）等において行われる取引	犯収法規則第4条第1項第4号に定める有価証券市場（取引所）等 ^{*3} において行われる有価証券の売買等	③、⑧
5	日本銀行において振替決済される国債取引等	犯収法規則第4条第1項第5号に定める日本銀行において振替決済される国債取引等	③、⑧
6	金銭貸付等における一定の取引	犯収法規則第4条第1項第6号イに定める日本銀行において振替決済がなされる金銭貸借	③、⑧
		犯収法規則第4条第1項第6号ロに定める払戻総額が保険料払込総額の8割未満の保険契約等	①、③ ④、⑥
		犯収法規則第4条第1項第6号ハに定める個別クレジット ^{*4} 等	⑧
7	現金取引等における一定の取引	犯収法規則第4条第1項第7号イに定める取引の金額が200万円を超える無記名の公社債の本券又は利札を担保に提供する取引	①、⑧
		犯収法規則第4条第1項第7号ロに定める国又は地方公共団体への金品の納付又は納入	⑧
		犯収法規則第4条第1項第7号ハに定める電気、ガス又は水道水の料金の支払	⑧

*1 犯罪収益移転防止法及び犯収法施行令においては、犯収法規則で定める簡素な顧客管理を行うことが許容される取引について、基本的には、取引時確認が必要となる特定取引から除外する一方で、取引記録等の作成・保存及び疑わしい取引の届出が必要となる特定業務からは除外しておらず、一定の顧客管理の対象となっている。また、当該取引が疑わしい取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引であれば、簡素な顧客管理を行うことが許容される取引であっても、特定取引に該当し、取引時確認の対象となることが規定されている。

*2 保険契約のうち、被用者の給与等から控除される金額を保険料とするものをいう。

*3 金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場若しくは同法第67条第2項に規定する店頭売買有価証券市場又はこれらに準ずる有価証券の売買若しくは同法第2条第23項に規定する外国市場デリバティブ取引を行う外国（金融庁長官が指定する国又は地域に限る。）の市場をいう。

*4 個別クレジットとは、購入者等がカード等を利用することなく、販売業者等から商品購入等を行う際に、あっせん業者が、購入者等及び販売業者等との契約に従い、販売業者等に対して商品代金等に相当する額の金額を支払い、その後購入者等があっせん業者に対し当該額の金額を一定の方法により支払っていく取引形態である。

		犯収法規則第4条第1項第7号ニに定める小学校、中学校、高等学校、大学等に対する入学金、授業料等の支払	(8)
		犯収法規則第4条第1項第7号ホに定める預貯金の受払いを目的とした200万円以下の為替取引等	(7)、(8)
		犯収法規則第4条第1項第7号ヘに定める、為替取引を伴う200万円以下の商品代金等の現金による受払いをする取引のうち、支払を受ける者が支払を行う者について特定事業者の例に準じた取引時確認等をしたもの	(7)、(8)
8	社債、株式等の振替に関する法律 ^{*1} に基づく特定の口座開設	犯収法規則第4条第1項第8号に定める社債、株式等の振替に関する法律に基づく特別口座の開設	(3)、(8)
9	スイフト(SWIFT)を介して行われる取引	犯収法規則第4条第1項第9号に定めるスイフト(SWIFT)を介して特定事業者等の間で確認又は決済の指示が行われる取引 ^{*2}	(3)、(8)
10	ファイナンスリース契約における一定の取引	犯収法規則第4条第1項第10号に定める賃貸人が1回に受け取る賃貸料の額が10万円以下のファイナンスリース取引	(7)
11	現金以外の支払方法による貴金属等の売買	犯収法規則第4条第1項第11号に定める200万円を超える貴金属等の売買で代金の支払方法が現金以外の取引	(8)
12	電話受付代行における一定の取引	犯収法規則第4条第1項第12号に定める電話受付代行における一定の取引(イ:電話受付代行業であることを第三者に明示する旨が契約に含まれる電話受付代行業の役務提供契約、ロ:コールセンター業務等 ^{*3} の契約)	(5)
13	国等を顧客とする取引等	犯収法規則第4条第1項第13号イに定める国又は地方公共団体が法令上の権限に基づき行う取引	(1)、(2) (3)、(4)、(8)
		犯収法規則第4条第1項第13号ロに定める破産管財人等が法令上の権限に基づき行う取引	(1)、(3) (4)、(8)
		犯収法規則第4条第1項第13号ハに定める特定事業者がその子会社等を顧客等として行う取引	(1)、(8)
14	司法書士等の受任行為の代理等における一定の取引 ^{*4}	犯収法規則第4条第3項第1号に定める任意後見契約の締結	(4)、(8)
		犯収法規則第4条第3項第2号に定める国等が法令上の権限に基づき行う取引及び破産管財人等が法令上の権限に基づき行う取引	(1)、(4)、(8) 及び (2)又は(3)

*1 平成13年法律第75号

*2 特定通信手段(特定事業者及び日本銀行並びにこれらに相当する者で外国に本店又は主たる事務所を有するもの(以下「外国特定事業者」という。)の間で利用される国際的な通信手段であって、当該通信手段によって送信を行う特定事業者及び日本銀行並びに外国特定事業者を特定するために必要な措置が講じられているものとして金融庁長官が指定するもの)を利用する特定事業者及び日本銀行並びに外国特定事業者を顧客等とするものであって、当該特定通信手段を介して確認又は決済の指示が行われる取引をいう。犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第4条第1項第9号の規定に基づき通信手段を指定する件(平成20年金融庁告示第11号)により、スイフト(SWIFT:Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication)が指定されている。

*3 電話(ファクシミリ装置による通信を含む。)を受けて行う業務であって、商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品、権利若しくは役務を提供する契約についての申込みの受付若しくは締結を行うものをいう。コールセンター業務に当たる具体的な例は、資料請求・問合せ受付、カスタマーセンター、ヘルプデスク、サポートセンター、消費者相談窓口、保守センター、受注センター等が挙げられる。

*4 犯罪収益移転防止法別表第2条第2項第46号に掲げる者の項の中欄第3号に掲げる財産の管理又は处分に係る特定受任行為の代理等にあっては、当該財産の価額が200万円以下のものを除くものをいう。

第7 テロ資金供与に関する危険度

世界各地においてテロ事件が発生するなど、現下の国際テロ情勢は依然として厳しい状況にある。また、イラク及びシリアで戦闘に参加していた外国人戦闘員^{*1}が母国又は第三国に渡航してテロを行うこと等が懸念されている。このように、テロの脅威が国境を越えて広がっていることからも、各国が連携してテロ資金供与対策を講ずることが不可欠である。我が国においても、テロ資金供与に関するリスクは、対象者・資金経路・使用手段の多様化により一層複雑化しており、国際的な基準に基づいた、包括的な分析と対応が求められている。

本調査書では、FATF勧告、その解釈ノート、FATFが公表する各種報告書、我が国の犯罪収益移転防止法に基づく措置等を踏まえ、以下の観点からテロ資金供与に関する危険度を評価している。

脅威	I S I L、A Q等のイスラム過激派をはじめとするテロ組織、テロ資金供与関係者等
脆弱性	テロ資金の合法・非合法な出所及び供与手段

これらを総合的に検討し、我が国への影響も含めて評価を行った結果、特に危険度の高い属性として、I S I LやA Q等のイスラム過激派、外国人戦闘員及びイスラム過激派組織によるインターネット上のプロパガンダに影響されて過激化したとみられる者が特定された。本調査書においては、これらの属性を有するものを総称して「イスラム過激派等」と記述する。

1 危険度を高める要因

(1) 國際テロ情勢と我が国に対する脅威

テロ資金供与の脅威は、テロ組織又はその支援者が活動を継続し、資金を必要として調達を試みることに起因する。我が国を含む国際社会においては、以下に示すようなイスラム過激派等の活動が確認されており、これらはテロ資金供与リスクにおける主要な脅威として位置付けられる。

○ イスラム過激派等の脅威

I S I Lは、平成31年（2019年）3月、イラク及びシリアにおける全ての支配地域を失っているが、令和5年（2023年）8月に就任した5代目指導者アブ・ハフス・アル・ハシミ・アル・クラシに対し、I S I Lの「州」を称する各地の関連組織が忠誠を表明している。

I S I Lについては、

- ・ 従前から、イラク及びシリアにおける軍事介入に対する報復として、「対I S I L有志連合」に参加する欧米諸国等に対するテロの実行を呼び掛けていること
- ・ 外国人戦闘員及びその家族の多くがI S I Lの旧支配地域を離れて母国又

*1 テロ行為を準備・計画・実行することやそのための訓練を受けること等を目的として、居住国又は国籍国以外の国や地域に渡航する者

は第三国に渡航しテロを起こす危険性があること

- ・ I S I Lの旧支配地域に残留する者一部は、いまだ拘束されずに活動を継続していること
- ・ 収容施設又は難民キャンプで更なる過激化が進む可能性があること等が指摘されている。

また、シリアでは、令和6年（2024年）12月にH T Sを中心とする反政府勢力がアサド政権を打倒し、H T Sの指導者を大統領とする暫定政府が樹立されたが、情勢は依然として不安定であり、これに乘じてI S I Lをはじめとする国際テロ組織がテロの実行を企図する可能性が指摘されている。

近年、A Qは各国のテロ対策作戦により、関連組織を含む幹部の殺害等でグループ指導部の損失に直面しており、例えば、令和4年（2022年）7月、米国の作戦により、A Qの指導者アイマン・アル・ザワヒリが殺害された。しかし、中東やアフリカにおいて活動するA Q関連組織は、現地の政府機関等を狙ったテロを継続しており、ザワヒリの殺害がこれら関連組織に及ぼす影響は限定的とみられる。

このほか、令和5年（2023年）10月に発生したハマス等のパレスチナ武装勢力によるイスラエルへのテロ攻撃及びその後の武力衝突を受け、I S I L、A Q及びそれらの関連組織や支持者らは、イスラエル、欧米権益等に対するテロの実行を呼び掛けており、各国で同情勢に關係するとみられるテロ事件が発生するなど、国際テロを取り巻く情勢は、依然として厳しい状況にあるといえる。

また、令和3年（2021年）8月にタリバーンによって首都カブールが制圧されたアフガニスタンでは、同国及び周辺地域を拠点とするI S I L-K^{*1}によるテロ事件が発生するなど、不安定な治安情勢が続いている。タリバーンとA Qの関係も指摘されており、A Qの脅威の再拡大が懸念されている。

○ 我が国を標的とするテロの脅威

国際連合安全保障理事会決議（第1267号及びその後継の決議並びに第1373号）及び閣議了解を受けた資産凍結等の措置の対象に含まれる日本人や我が国に居住している者は把握されておらず、また、現在までのところ、日本国内において、国際連合安全保障理事会が指定するテロリストによるテロ行為は確認されていない。

しかしながら、我が国においても、I S I L関係者と連絡を取っていると称する者や、インターネット上でI S I Lへの支持を表明している者が存在しており、過激思想を介して緩やかにつながるイスラム過激派組織のネットワークが我が国にも及んでいることを示している。こうしたことからも、国内において、I S I LやA Q関連組織等の過激思想に影響を受けた者によるテロが発生する可能性は否定できず、引き続き警戒が必要である。

*1 ISIL関連組織である Islamic State in Iraq and the Levant-Khorasan(イラクとレバント地方のイスラム国ホラサン)の略

図表 112【国際テロ事件発生件数】

項目／年	令和3年	令和4年	令和5年
発生件数（件）	8,357	7,351	7,382
死者数（人）	23,712	21,957	21,596

注：米国国務省の「Annex of Statistical Information2023」による。

図表 113【令和6年（2024年）中に発生した主なテロ事件】

発生月日	事件
1月3日	イラン・ケルマーンにおける自爆テロ事件
3月22日	ロシア・モスクワにおける襲撃テロ事件
8月7日	オーストリア・ウィーンにおけるコンサート会場を標的としたテロ未遂事件

注：警察庁「令和7年版警察白書」から抜粋。

(2) 特徴

FATFや、エグモント・グループ等による指摘・分析結果を踏まえた、テロ資金供与の特性は、次のとおりである。

○ 資金の出所の多様性と偽装性

テロ資金は、テロ組織によるその支配地域内の取引等に対する課税、薬物密売、詐欺、身代金目的誘拐等の犯罪行為又は外国人戦闘員に対する家族等からの金銭的支援により得られるほか、団体、企業等による合法的な取引を装って得られること。

○ 少額・断片的な取引形態による検知困難性

テロ資金供与に関係する取引は、テロ組織の支配地域内に所在する金融機関への国際送金等により行われることもあるが、マネー・ローンダリングに関係する取引よりも少額であり得るため、事業者等が日常的に取り扱う多数の取引の中に紛れてしまう危険性があること。

○ 送金先・経由地の特徴

テロ資金の供与先として、イラク、シリア、ソマリア等が挙げられるほか、それらの国へ直接送金せずに、トルコ等の周辺国を経由する例があること。

○ 暗号資産の利用

ISIL-Kは、関連メディアである「ホラサンの声（Voice of Khurasan）」において、暗号資産の一種であるモネロによる資金提供を呼び掛け、実際に数万ドル単位の資金を調達しており、資金調達の手段が従来の身代金目的誘拐等の犯罪行為から暗号資産を利用したISIL-K支援者からの寄附へと移行していること。

○ SNS等の利用

テロ資金調達等において、SNS、クラウドファンディング及びモバイルアプリの利用が増加しており、併せて過激主義を助長したり、寄附を呼び掛けたりする動画が用いられること。

○ 伝統的な手法

ISILは、ハワラ^{*1}のほか、現金を直接受け渡すといった伝統的な手法を広く利用し続けているとされ、移転の経路として各地の金融ハブを利用していること。

(3) 国内事例

これまで、我が国ではテロ資金供与に関する検挙事例はないものの、以下のとおり、在日外国人にイスラム過激派の思想への共鳴がうかがえる事例や国内の団体に国際テロ組織への財政的支援が疑われる事例がある。

【事例1】イスラム過激派の思想に影響を受けたとみられる者による無許可輸出

輸出に際して経済産業大臣の許可を受けなければならないライフルスコープを、同許可を受けずにインドネシアに輸出したとして、外為法違反（無許可輸出）で逮捕された在日インドネシア人2人のパソコン等に、イスラム過激派の思想に共鳴していたことがうかがえる画像や、爆発物の製造に関する動画が保存されていた。

【事例2】不正に開設した口座を利用して資金移転

第三者に利用させる目的で口座を開設し、キャッシュカードをだまし取ったとして会社役員が検挙されたが、当該口座には、国際手配中の日本赤軍^{*2}メンバーを支援しているとみられる国内の団体からの入金があり、そのほとんど全額が外国で引き出されていた。

(4) 国外事例

国内事例に加え、テロ資金供与の実態や典型的な手口に関する理解を深めるため、各国の法執行機関や報道等により明らかとなつた国外での事例は以下のとおりである。

【事例1】テロ資金供与への暗号資産の利用（韓国）

ウズベキスタン人Aは、AQ関連組織であるKTJ^{*3}を支援した罪で懲役1年6か月の有罪判決を受けた。同Aは、 Telegramにおいて、KTJから資金を提供してほしい旨の依頼を受け、KTJがテロ組織であることを知りながら、KTJの組織員2名に対し、20回にわたり400万ウォン（約2,900米ドル）相当の暗号資産等を提供した。

【事例2】雇用主を介したテロ資金の送金（シンガポール）

インドネシア人Aは、雇用主に対し、給与の送金先を同Aの親族が保有する口座であると思い込ませて、ISIL等の支援者が保有する口座に対し、5回にわたり約1,200シン

*1 中東、北アフリカ及びインド亜大陸で一般的に利用されている非公式な価値移転システムをいう。

*2 日本赤軍は過去に数々の国際的なテロ事件を引き起こし、現在も7人の逃亡中の構成員が国際指名手配されており、逃亡中の構成員の検挙及び組織の活動実態の解明に向けた取組が推進されている。

*3 Khatiba al-Tawhid wal-Jihad(カティーバ・アル・タウヒード・ワル・ジハード)の略

ガポールドル（約930米ドル）を送金させた。

【事例3】社会保障保険口座の資金の送金（インドネシア）

インドネシア人Aは、同Aの兄弟で既にシリアにおいてISILに参加している人物B及び人物Cに対し、最大6,000万インドネシアルピア（約4,000米ドル）を送金した。同Aは、同Bの身分証明書を使用して同Bの社会保障保険口座から現金を引き出し、シリアに所在する仲介人を通じて資金を送金したとされる。

【事例4】合法な送金事業者を介したテロ資金の送金（オーストラリア）

オーストラリア人Aは、パキスタンからシリアに渡航して外国人戦闘員としてISILへの参加を企図した者を支援するため、1万8,000米ドルをパキスタン及びトルコに送金した。送金された資金は、トルコの仲介役を通じてオーストラリア人のISIL戦闘員Bに提供された疑いがあり、これらの送金に関わったグループは、テロ資金の送金に外国送金サービスを利用していたとされている。

【事例5】テロ資金供与のための暗号資産の利用助長（米国）

米国人Aは、SNS上にビットコインを用いてISILへの資金提供を隠蔽する方法や、シリアへの渡航を企図するISIL支持者へ便宜供与をする方法を掲載し、ISIL及びその支援者に対して助言をした。同Aは、戦闘目的でISILへの参加を企図する米国居住の少年のシリア渡航を支援したことを認めているほか、同AのSNSアカウントは、4,000人以上のフォロワーを有し、7,000件以上の投稿を通じて、ISILを支持するためのプラットフォームとして利用された。特に、同Aは、同アカウントを用いて、ビットコインやそのシステムの仕組みに関する解説のほか、ビットコイン利用者を匿名化する新しいツールの紹介を記載した「Bitcoin wa' Sadaqat al-Jihad（ジハードのためのビットコイン及び寄附）」と題する自身の記事へのリンク等を行い、ビットコイン等のオンライン上の資産を使ったISILへの資金支援を拡大する手法や、安全な方法によるISILへの寄附システムの設立方法について、SNS上に投稿するなどした。

【事例6】銀行からローンを借り入れて紛争地域へ渡航（マレーシア）

マレーシア人ISIL支援者数名は、銀行から個人ローンを借り入れることでISILに参加するための資金入手した。報道によれば、マレーシア兵役訓練課程の元教官1人を含む5人以上のISIL支援者が銀行からローンを借り入れて渡航を企てたとされる。ローンの額は最大3万米ドルに及ぶ例もあったが、20代前半の若い過激主義者らは、信用格付がまだ低いため、5,000リンギット（約1,400米ドル）程度のローンを申し込んでいた。また、別の過激主義者ら2人は、入手した資金をイラク・シリアへの渡航費、物資の調達資金、現地での生活費等として利用する予定であったとされる。

2 疑わしい取引の届出

(1) 届出に当たっての主な留意点

テロ資金供与に関する疑わしい取引の届出に当たっては、マネー・ローンダリングに関する一般的な留意点に加え、テロ資金供与の特性を踏まえ、次の事項に留意

する必要がある。

【顧客の属性】
外為法及び国際テロリスト等財産凍結法における資産凍結対象者の本人特定事項（氏名、生年月日等）、通称等
【取引国・地域】
<p>送金先・送金元が、テロ組織が活動する国・地域やそれらの周辺国・地域であるか。</p> <p>なお、FATFが指摘する次の点を考慮し、テロ資金供与のリスクは、イラクやシリア等の紛争地域に近接する国・地域以外の国・地域にも存在し得ることに留意すべきである。^{ぜい}</p> <ul style="list-style-type: none"> ソーシャルメディア、新しい支払手段等の技術の進歩により、テロ資金供与の対策に脆弱性が生じていること。 テロのリスクが低い国であっても、当該国内で資金の収集・貯蓄をされ、又は当該国を経由して資金が移転されるなど、依然としてテロ資金供与のリスクに直面している可能性があること。
【取引形態】
<ul style="list-style-type: none"> 送金理由が寄附等であっても、活動実態が不透明な団体又は個人を送金先としていないか。 送金後に現金での即時引き出し又は異なる口座への即時送金がなされているいか。

(2) 届出事例にみられる傾向

テロ資金供与に関する取引については、特定事業者により積極的に疑わしい取引の届出がなされており、届出には、以下のような特徴が認められている。

【氏名の類似性による届出】
顧客の氏名が資産凍結等の対象者やテロ関係者として報じられている者の氏名と類似しているという理由で届け出ていること。
【属性・取引内容を踏まえた届出】
特定事業者が顧客の属性、取引形態等を踏まえてテロ資金供与の疑いがあるという理由で届け出ていること。
【外国との取引の比率が高い】
届出がなされた取引の態様をみると、外国との取引が大部分を占めており、それらに関係する国・地域はアジア及び中東の国・地域が多いこと。
【現金の反復出金行動】
疑わしい取引の届出の中には、中東の国において、デビットカードを利用し、複数回にわたり総額が多額となる現金出金をしている取引について、顧客属性とあいまってテロ資金供与の疑いがあると判断され、届け出られたものもみられること。

これらの取引形態は、FATFやエグモント・グループが指摘するテロ資金供与の典型的兆候と整合しており、我が国においても潜在的リスクが存在していることを示している。

特定事業者においては、上記の観点を踏まえ、リスクベースでの取引監視及び届出判断の高度化が引き続き求められる。

3 危険度の低減措置

(1) 法令上の措置

○ 犯罪収益移転防止法及び組織的犯罪処罰法

- ・ 組織的犯罪処罰法は、テロ資金提供罪等が犯罪収益の前提犯罪であると定めるとともに、テロ資金そのものを犯罪収益として規定
- ・ テロ資金の疑いがある財産に係る取引を、犯罪収益移転防止法に基づく疑わしい取引の届出の対象として規定
- ・ 警察庁は、国際連合安全保障理事会決議（第1267号及びその後継の決議並びに第1373号）及び閣議了解を受けた資産凍結等の措置の対象者のリストが改正される都度、所管行政庁を通じて、特定事業者に対し、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認義務等の履行及び疑わしい取引の届出の徹底を図るよう要請

○ テロ資金提供処罰法

- ・ テロ資金供与防止条約等による、テロリズムに対する資金供与の防止のための措置の実施に関する国際的な要請に応えるため、必要な国内法整備を行うことを目的として制定
- ・ 公衆又は国若しくは地方公共団体若しくは外国政府等を脅迫する目的をもって行われる殺人や航空機の強取等の一定の犯罪行為（「公衆等脅迫目的の犯罪行為」）のほか、資金等の提供等の罪の対象とする犯罪行為（「特定犯罪行為」）を規定
- ・ 公衆等脅迫目的の犯罪行為又は特定犯罪行為（以下「公衆等脅迫目的の犯罪行為等」という。）を実行しようとする者が、そのための資金又はその実行に資するその他利益（資金以外の土地、建物、物品、役務その他の利益をいう。以下「資金等」という。）を提供させる行為、それ以外の者が、公衆等脅迫目的の犯罪行為等を実行しようとする者に資金等を提供する行為、公衆等脅迫目的の犯罪行為等を実行しようとする者に資金等を提供しようとする協力者に資金等を提供する行為等についての罰則を規定（令和4年12月に公布された国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律により、法定刑を引き上げた。）

○ 外為法

- ・ 対外取引について、資産凍結等の措置を求める国際連合安全保障理事会決議（第1267号及びその後継の決議並びに第1373号）及び閣議了解を受け、対象となる個人・団体に対し、G7による同時凍結も含めて累次の資産凍結等の措置を実施

- 令和7年8月28日現在、テロリスト等として418個人・122団体を指定し、当該個人・団体向け支払と、当該個人・団体との間の資本取引（預金取引、信託取引及び金銭の貸付契約）等を許可制として、それらの取引を不許可処分とすることにより、資産凍結等の措置を実施

○ 国際テロリスト等財産凍結法

- 国内取引について、資産凍結等の措置を求める国際連合安全保障理事会決議（第1267号及びその後継の決議並びに第1373号）及び閣議了解を受け、対象となる個人・団体の財産の凍結等の措置を実施
- 令和7年8月28日現在、418個人・122団体の国際テロリストを財産の凍結等の措置をとるべき対象として公告しており、当該個人・団体に対し、金銭の贈与を受けるなど一定の行為をする場合に都道府県公安委員会の許可を受けることを義務付け
- 都道府県公安委員会には、公告された国際テロリストに対して、当該国際テロリストが所持している財産の一部の提出を命じ、これを仮領置する権限を付与

（2）その他の措置

- 令和4年12月、内閣総理大臣を議長とする犯罪対策閣僚会議において、FATF勧告を踏まえたマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の強化等を定めた「世界一安全な日本」創造戦略2022」を策定
- 警察では、未然防止及び事態対処の両面から
 - 情報収集・分析と捜査の徹底
 - 出入国在留管理庁や税関等の関係機関と連携した水際対策の強化
 - 官民一体となったテロ対策の推進
 - 警戒警備体制の強化等のテロ対策を推進
- 令和4年12月、警察庁及び金融庁は、テロ資金供与リスクに対する理解促進を図るため、金融機関等を対象としたテロ資金供与対策に関する説明会を実施
- 非営利団体に対するテロ資金供与対策の啓発
内閣府は、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）がテロ資金供与に悪用されないためにとるべき対応を記載した「特定非営利活動法人のテロ資金供与対策のためのガイダンス」を策定している。当該ガイダンスは、国際的な情勢やFATF勧告8に基づく要請等を踏まえ、継続的に更新されており、最新版は令和7年6月に公表された。NPO法人を対象に策定しているものの、非営利団体全般に対しても参考となる内容として、資金の透明性確保や適切なリスク管理体制の構築を促すものであり、関係者に対する啓発・支援の一環として活用されている。

4 危険度の評価

我が国においては、テロ資金供与に関する法令上の措置等が整備されており、他国

と比較してテロ資金供与リスクは相対的に低いと評価される状況にある。

実際、国際連合安全保障理事会決議（第1267号及びその後継の決議並びに第1373号）及び閣議了解を受けて資産凍結等の措置の対象とされた者の中に、日本人や我が国に居住している者の把握はなく、また、現在まで、日本国内において、国際連合安全保障理事会が指定するテロリストによるテロ行為は確認されていない。

しかしながら、FATFは、令和元年に公表したレポート^{*1}において、国内でテロやテロ資金供与の事例がない場合であっても、それをもってテロ資金供与リスクが低いと直ちに結論付けることはできず、国内で資金が収集され、外国に送金される可能性を排除すべきではないと指摘している。

また、我が国に対するテロの脅威や、テロ資金供与の脅威・脆弱性に関する国際的な指摘等を踏まえると、以下のような懸念が存在することを認識する必要がある。

- ・ イスラム過激派等が、外国人コミュニティに潜伏し、当該コミュニティを資金調達等に悪用すること。
- ・ 外国人戦闘員によって資金調達等が行われること。
- ・ 紛争地域に渡航する者もテロ資金供与を行う主体となり得ること。
- ・ 我が国の団体、企業等の合法的な取引を装ってテロ資金が供与されること。
- ・ 特定事業者が提供する商品・サービス（暗号資産の移転を含む。）が、事業者の監視を免れて悪用され得ること。

これらの状況を踏まえれば、特にイスラム過激派等の関与が疑われる取引については、テロ資金供与の危険度が高いと認められる。

さらに、テロの準備行為自体が極めて密行性が高く、収集されるテロの関連情報の大半が断片的なものであることから、前記危険度を踏まえた更なる情報の蓄積及び継続的かつ総合的な分析が引き続き求められる。

*1 [Terrorist Financing Risk Assessment Guidance \(July 2019\)「仮訳:テロ資金供与リスク評価ガイドンス」](#)

【トピック】非営利団体のテロ資金供与への悪用リスク

FATFは勧告8において、非営利団体がテロリスト等に悪用されることを防止するため、参加国に対し、リスクベース・アプローチに基づく対応を講じることを求めている。本項目では、我が国における非営利団体に関するテロ資金供与リスクについて、まず国際的な評価基準やリスク認識等に基づく脅威及び脆弱性の整理を行い、その上で、我が国の非営利団体に関する実態や制度的な対応について法人類型ごとに分析を行い、最終的にリスク評価を行う。

1 テロ資金供与リスクに関する非営利団体^{*1}の主な特徴

我が国における非営利団体とは、団体の構成員に対し収益を分配することを目的とせず、様々な社会貢献活動を行う団体の総称であり、その設立や管理は、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「NPO法」という。)や公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)等、個別の法律に基づいて規制されている。

FATFの勧告、解釈ノート等では、全ての非営利団体が一律に危険度が高いとみなされるものではなく、活動の性質や地域、取引の構造等に応じてリスクは異なるとされている。そのため、個々の団体の脅威や脆弱性を踏まえた対応が求められている^{*2}。

(1) 非営利団体に内在する脆弱性

非営利団体がテロ資金供与に悪用され得る背景として、以下のような構造的脆弱性が指摘されている。

- ・ 非営利団体は一般的に社会的信頼を得ており、多様な資金源を用いて現金を集中的に取り扱う傾向がある。
- ・ 紛争地域やその周辺で活動している団体が、結果としてテロ組織の活動に必要な金融取引の枠組みを提供してしまう可能性がある。
- ・ 資金の調達主体と支出主体が分離している場合が多く、資金の最終使途が不透明になりやすい構造を持つ。

(2) 非営利団体を通じた資金提供の脅威

国内では非営利団体がテロ資金供与に悪用された事例は確認されていないが、海外で活動する非営利団体については、その地域で活動するテロ組織が当該非営利団体に対する脅威となる可能性がある。

具体的には、外国の事例やFATFのタイプ別分析等では、以下の手口が示されている。

- ・ テロ組織やその支援者が、慈善活動を名目に非営利団体を設立し、資金を調達した上、テロリストやその家族への支援金として提供する。
- ・ 合法的な非営利団体の活動にテロ組織関係者が介入し、団体が行う正規の金融取引を通じて、紛争地域等に所在するテロ組織への資金の送金を実行する。
- ・ 正当な活動を行っている団体が、意図せずに国外のテロ組織と関係のある他の非営利団体に資金を提供してしまい、結果的にテロ資金として利用される。

FATF勧告8に関連する文書においては、こうした悪用の態様として、以下の3類型を示している。

- ① テロ組織が合法的な団体を装う
- ② 合法的な団体が取引ルートとして利用される
- ③ 合法な資金がテロ組織に横流しされる

こうした非営利団体を通じた資金供与の手口は、国際的にも深刻な脅威と認識されており、平成31年(2019年)3月に採択された国際連合安全保障理事会決議第2462号においても、テロリスト等が合法的

*1 FATFが、「非営利団体とは、一義的に、慈善、宗教、文化、教育、社会、友愛等の目的のため、又は他の慈善行為を実施するために、資金を調達し、支出する法人、法的取極め又は法的組織をいう」としていることを踏まえ、我が国では「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」において、その対象を、特定非営利活動法人(NPO法人)、公益法人、社会福祉法人、医療法人、学校法人及び宗教法人としている。

*2 FATFは、非営利団体をテロ資金供与への悪用から保護する措置について、非営利団体が行う合法的な慈善活動を妨害又は阻止するものであってはならないと指摘している。

な企業や非営利団体を悪用して資金を調達・移転する行為に対し、深刻な懸念が表明されている。また、暗号資産等の新たな金融手段の登場により、こうした団体を経由して追跡困難な資金の移動が行われる可能性があることについても、懸念が示されている。

2 我が国の非営利団体

我が国における非営利団体は、法人種別ごとに異なる法制度や活動特性を有しており、所管行政庁においては、それぞれの制度的な枠組みに基づく監督・指導を行うとともに、リスク評価の結果を踏まえ、リスクベース・アプローチに基づくモニタリングを実施している。以下では、各法人の制度的特徴、テロ資金供与リスクに係る脆弱性及びリスク低減に向けた対応状況を整理し、我が国における非営利団体に関する実態的なリスク構造を把握することを目的とする。

(1) NPO法人＜所轄：内閣府＞

ア 特徴

NPO法人は、NPO法に基づき、特定非営利活動を主たる目的として設立される法人である。「特定非営利活動」とは、NPO法に定める20分野の活動であり、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的としている。活動分野としては、例えば、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」、「人権の擁護又は平和の推進を図る活動」、「国際協力の活動」等がある。

設立に際しては、上記の特定非営利活動の種類、当該特定非営利活動に係る事業の種類等を記載した定款、役員名簿、社員名簿、設立趣旨書、事業計画書等の必要書類を所轄庁に提出し、その審査を経て認証を受ける必要がある。

令和7年7月末現在、NPO法人数は49,252法人である。

イ テロ資金供与リスクに係る脆弱性

NPO法人がテロ資金供与に悪用されるおそれのある構造的脆弱性として、次のような点が挙げられる。

- ・テロの脅威にさらされている地域や紛争地域で活動していること

一部のNPO法人は、人道上の理由から、テロが実行されている地域やその周辺で活動しており、こうした地域では、法人の活動地域がテロリストの活動地域と重なるおそれがある。また、支援対象者とテロリストが近接する可能性もあり、支援資金や物資が不正に流用されるリスクが生じ得る。

- ・相当量の資金の取扱い及び国外での現金使用

NPO法人の中には、相当額の寄附・助成金等を受け取り、外国への送金や現金の持ち出しを通じて支援を行う法人も存在する。このような現金取引や輸送は匿名性が高く、資金の流れを追跡することが困難になり、悪用のリスクが高まる。

- ・外国パートナーとの連携やボランティアの活用による関係者の特定の困難性

外国で活動を展開する際には、現地のパートナーと連携するが多く、また、多数のボランティアが参加している。こうした状況では、関係者の身元確認が十分に行われず、テロ組織やその支援者が関与するリスクが生じる。

- ・活動実態の不明確な法人の存在

いわゆる休眠状態にある法人や、事業報告書において「活動実績なし」、「事業年度内の支出なし」等と記載される法人が一定数存在しており、こうした法人はテロ組織等により名義のみを悪用されるリスクが生じ得る。

ウ 危険度の低減措置

NPO法人のテロ資金供与リスクに対しては、NPO法において、所轄庁による報告徴収、立入検査、改善命令、設立の認証取消し等の監督権限が、報告の拒否等に対する罰則を伴って規定されており、犯罪収益移転防止法等の関係法令とあいまって、制度的な対応が講じられている。

また、内閣府は、令和7年6月に「特定非営利活動法人のテロ資金供与対策のためのガイドンス」を更新・公表し、所轄庁及びNPO法人に対し改めて周知を行った。当該ガイドンスは、NPO法人がテロ資金供与に悪用されないためにとるべき具体的な対策を明示しており、リスク低減に資する内容となっている。

さらに、令和5年10月からは、NPO法人の活動内容や活動地域を踏まえて対象法人を抽出し、所轄庁が個別にアプローチするリスクベース・アプローチに基づくモニタリングが実施されている。このモニタリングは、詳細な実施手順に基づく実効性の高い取組であり、NPO法人のテロ資金供与リスクの更なる低減に資するものと考えられる。

(2) 公益法人＜所轄:内閣府＞

ア 特徴

公益法人とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき、公益目的事業を行うことを目的として設立される法人である。公益目的事業とは、学術、芸術、慈善等の活動であつて、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものと定義されている。

一般社団法人又は一般財団法人が公益法人となるためには、行政庁に対して公益認定申請を行い、第三者機関(公益認定等委員会等)への諮問・答申を経て、行政庁から認定を受けることが必要である。

令和7年9月1日現在、公益法人数は9,815法人(速報値)である。

イ テロ資金供与リスクに係る脆弱性

公益法人がテロ資金供与に悪用されるおそれのある構造的脆弱性として、次の点が挙げられる。

- ・テロの脅威にさらされている地域や紛争地域で活動していること

ごく一部の公益法人は、テロが実行されている地域やその周辺で活動しており、当該地域での活動は、他地域に比べて相対的にリスクが高いと考えられる。

- ・外国における事業の委託・助成の実施

公益法人は、自らが事業を実施するだけでなく、外国において事業者や協力団体への委託・助成を通じて活動する場合がある。こうしたケースでは、資金の調達主体と支出主体が異なり、資金の使途が不透明になりやすく、資金管理や使途確認の難易度が高まる。

- ・相当額の資金の取扱い及び国外での現金使用

一部の公益法人は、相当額の寄附・補助金等を受け取り、外国への送金や現金の持ち出しを通じて支援を行う法人も存在する。このような現金取引や輸送は匿名性が高く、資金の流れを追跡することが困難になり、悪用のリスクが高まる。

ウ 危険度の低減措置

公益法人においては、所轄庁による法令に基づく監督措置の適切な運用と、各法人による自発的なリスク管理の取組により、テロ資金供与リスクを一定程度低減できているものと考えられる。特に、テロ資金供与へ巻き込まれることを防止するためには、各公益法人が自ら事業の流れを踏まえたリスク認識を持ち、そのリスクに応じた適切な対策を講じることが重要である。内閣府が令和4年6月に公表した「公益法人におけるテロ資金供与対策について」では、法人の実態に応じた具体的な対策を例示しており、法人による主体的な取組を奨励している。また、リスクベース・アプローチに基づき対象法人を絞った上で、一定の基準の下でのモニタリングを実施している。

こうした取組により、公益法人がテロ資金供与に悪用されるリスクは、一定程度低減されているものと考えられる。

(3) 社会福祉法人＜所轄:厚生労働省＞

ア 特徴

社会福祉法人は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)に基づき、社会福祉事業を行うことを目的として設立される法人である。社会福祉事業は、同法に定められた事業に限定されており、例えば老人ホームや児童養護施設等の経営等が含まれる。設立に当たっては、設立代表者が、定款、事業計画、予算書その他の必要書類を整備し、所轄庁の認可を受ける必要がある。

令和6年3月31日現在、社会福祉法人数は21,118法人である。

また、社会福祉法人は、主に国内における高齢者・児童福祉等の社会福祉事業を目的として設立されるものであり、外国における活動は限定的である。

イ テロ資金供与リスクに係る脆弱性

社会福祉法人のテロ資金供与リスクについては、FATFが示す4つの評価観点(①商品・サービス、②取引形態、③国・地域、及び④顧客属性)に基づき分析が行われている。

- ・商品・サービス、取引形態

一部の社会福祉法人では、外国支援に関連して現金や送金の取扱いがみられるものの、その頻度や規模は限定的である。

- ・国・地域

外国で活動する例は限定的であり、紛争地等の高リスク地域での活動は確認されていない。

- ・顧客属性

取引相手の多くは、公的機関に準ずる主体や、属性確認が実施された事業者で構成されている。

これらを踏まえると、外国活動を行う社会福祉法人においても、現時点ではテロ資金供与リスクは限定的であり、重大な脆弱性はないと考えられる。

ウ 危険度の低減措置

社会福祉法人が外国において事業を実施する場合には、その旨を定款に明記し、所轄庁の承認を得ることが求められている。また、国内事業と外国事業を区別するため、拠点別に区分した計算書類の作成が義務付けられている。さらに、毎年度提出が義務付けられている現況報告書において、外国での事業を実施した場合には、当該事業を実施した旨、事業の内容及び実施国を明記することが規定されており、その内容に基づき、所轄庁によるモニタリングが適切に行われている。これらの仕組みにより、社会福祉法人におけるテロ資金供与リスクは、一定の制度的措置により低減されているものと考えられる。

(4) 医療法人<所轄:厚生労働省>

ア 特徴

医療法人は、医療法(昭和23年法律第205号)に基づき、病院、診療所等を開設・運営することを目的として設立される法人であり、その設立には都道府県知事の認可を要する。

令和7年3月31日現在、医療法人数は59,419法人である。

医療法人の外国での活動は、外国の医療機関の運営や、現地医療従事者に対する医療技術の教授等に限定されており、全て所轄庁の認可を受けて実施されている。令和6年7月1日現在、外国で活動している医療法人は10法人である。

イ テロ資金供与リスクに係る脆弱性

医療法人については、社会福祉法人等と同様に、FATFが示す4つの観点(①商品・サービス、②取引形態、③国・地域、及び④顧客属性)に基づき、テロ資金供与リスクに係る脆弱性を分析した。

- ・商品・サービス

提供するサービスは医療関係に限定されており、テロ組織の支援に直結する性質は乏しい。

- ・取引形態

一部の法人において現金や外国との取引等の取扱いが確認されているが、規模や頻度は限定的である。

- ・国・地域

活動の大半は国内に限定されており、外国での活動も医療支援目的に限定されている。

- ・顧客属性

サービス提供対象は、主に患者、医療従事者等の個人に限定されており、取引相手の属性も明確である。

これらの点から、医療法人に内在する脆弱性は限定的であり、現時点においてテロ資金供与に悪用されるリスクは比較的低いと考えられる。

ウ 危険度の低減措置

医療法人に対しては、テロ資金供与リスクの低減に資する我が国の主要な法令上の措置に加えて、医療法に基づく一般的な監督権限により、制度的な対策が講じられている。具体的には、医療法人が外国において新たな事業を展開する場合には、定款を変更するとともに、外国において事業を

行うことについて所轄庁の認可を受けることが義務付けられており、また、外国への出資に際しては、事前の届出が必要とされている。また、医療法人が一定期間にわたり活動を停止している場合には、法人の廃止手続が制度上講じられているほか、毎年の活動状況報告に基づき、所轄庁による定期的な監督が行われている。これらの制度的措置により、医療法人におけるテロ資金供与リスクは、一定程度低減されているものと考えられる。

(5) 学校法人＜所轄:文部科学省＞

ア 特徴

学校法人とは、私立学校を設置・運営することを目的として設立される法人であり、その設立に当たっては、私立学校法(昭和24年法律第270号)に基づき、設立目的や名称等を定めた寄附行為について所轄庁の認可を受ける必要がある。

令和6年5月1日現在、学校法人数は7,848法人である。

学校法人は、国内において教育活動を行うことを目的としており、外国での事業は限定的である。

イ テロ資金供与リスクに係る脆弱性

学校法人がテロ資金供与リスクについて、社会福祉法人等と同様に、FATFが示す4つの観点(①商品・サービス、②取引形態、③国・地域、及び④顧客属性)に基づき、テロ資金供与リスクに係る脆弱性を分析した。

・商品・サービス、取引形態

外国との取引の取扱いは一部の法人に認められるが、提供されるサービスは教育活動に限定されおり、金銭取引も学納金や研究関連経費等に限られる。

・国・地域

外国での事業の大半は、教育研究活動又はそれに付随する事業であり、令和4年調査時点において98%がそれに該当している。

・顧客属性

外国との取引における相手先は、公的機関の認証を受けた事業者、学生又は属性確認を実施した者に限定されている。

これを踏まえると、学校法人におけるテロ資金供与リスクは限定的であると考えられ、顕著な脆弱性は現時点では認められていない。

ウ 危険度の低減措置

学校法人の活動については、外国での事業に限らず、毎年度、財務関係書類や事業報告書等の作成及び事務所への備付けが義務付けられており、これらは利害関係人による閲覧の対象となっている。また、所轄庁から助成を受けている法人については、これらの書類の写しを所轄庁へ提出する義務があり、所管庁による内容確認・監督も行われている。さらに、教育研究活動及びその付随事業以外の収益を目的とした事業を行う場合には、学校法人が定める寄附行為にその旨を記載し、所轄庁の承認を受けることが必要とされている。これらの制度的な枠組みにより、学校法人におけるテロ資金供与リスクは、一定程度低減されているものと考えられる。

(6) 宗教法人＜所轄:文部科学省＞

ア 特徴

宗教法人は、宗教団体が法人格を取得するため、宗教法人法(昭和26年法律第126号)に基づき設立された法人である。設立に当たっては、設立の目的、名称等の所定の事項を記載した規則について、所轄庁の認証を受ける必要がある。

令和5年12月31日現在、宗教法人数は178,921法人であり、このうち、約99%に当たる177,753法人は、都道府県知事が所轄する宗教法人(そのほとんどが、一つの都道府県の区域内のみに境内建物を備える宗教法人)である。また、抽出調査によると、包括宗教法人を除く全体の約72%は、年間事業収入が500万円未満である^{*1}。

*1 宗教法人が行う事業に関する調査報告(令和3年10月1日時点)

イ テロ資金供与リスクに係る脆弱性

宗教法人については、以下のような構造的特性が存在しており、これらはテロ資金供与等に悪用されるリスク要因となり得る。

- ・活動実態の不透明性

宗教法人として設立されながら、実質的に宗教活動を行っていない法人（以下「不活動法人」という。）が一定数存在しており、これを放置した場合、第三者により法人格が不正に利用され、テロ資金供与や脱税、営利目的の活動等に悪用されるおそれがある。

- ・法人情報の更新・報告体制の不徹底

一部の不活動法人では、代表役員の所在不明や、財務関係書類の長期間未提出といったケースが確認されており、こうした法人の実態把握が困難となる状況がみられる。

令和6年12月31日時点において、不活動法人として確認されている法人は5,019法人である。

ウ 危険度の低減措置

宗教法人に対しては、毎年度の財務関係書類等の作成及び事務所への備付けが義務付けられており、これらの書類は、信者その他の利害関係人による閲覧請求権の対象とされている。また、当該書類の写しを所管庁に提出する義務も定められている。

文化庁では、全ての宗教法人がこうした法令上の義務を着実に履行できるよう、督促の徹底、過料手続の適正な実施及び不活動法人対策の強化を図っている。令和5年3月には都道府県に対して通知を発出し、以降、担当部課長会議等を通じて直接説明を行っている。

具体的には、各都道府県に対し、次の対応を求めている。

- ・事務所備付け書類の写しの未提出法人に対する督促の徹底
- ・提出が見込まれない法人に対する過料手続処分の確実な実施
- ・不活動宗教法人の判断基準の明示（代表役員の所在不明、書類の連続未提出等）

また、令和5年度より開始された不活動宗教法人対策推進事業を通じて、都道府県が実施する取組に対する支援が行われているほか、都道府県宗教法人事務担当者研修会等を通じ、不活動宗教法人が犯罪組織に悪用されるリスクに対する注意喚起等が行われている。こうした対策により、宗教法人におけるテロ資金供与リスクは、制度面等から一定程度低減されているものと考えられる。

（7）その他の団体

ア 特徴

FATFの定義による「慈善行為」を行う団体には、一般社団法人、一般財団法人又は法人格を有しない任意団体も含まれる。これらの団体は、慈善行為や国際協力活動等を行うことが可能である。

外務省及び特定非営利活動法人国際協力NGOセンターのレポート^{*1}によると、一般社団法人・一般財団法人が25法人、任意団体が99団体、それぞれ「国際協力を実行する非営利の市民組織」として活動していることが確認されている。

同レポートによると、日本のNGOの8割以上は外国に事務所を有しておらず、外国での活動は限定的である。また、国際NGOデータベースの分析によれば、登録された任意団体の約75%が年間収入1,000万円以下であり、最大でも4,000万円以下にとどまっていることから、全体として組織規模は小さい傾向にある。

イ 危険度の低減措置

一般社団法人・一般法人及び任意団体のうち、FATFの定義する非営利団体に該当するが、法人格の違いにより認証・認定・登録等の手続に服していない団体については、組織規模や活動内容が限られたものに加え、資金移動に際しては、金融機関を通じた取引が原則となっている。

また、認証・認定・登録等に服していない一般社団法人・一般財団法人については、組織規模は一般的に任意団体より大きい傾向にあるものの、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成

*1 外務省及び特定非営利活動法人国際協力NGOセンター「[NGOデータブック 2021 数字で見る日本のNGO](#)」（令和4年2月）

18年法律第48号)に基づき、法人登記の義務が課されている。当該義務に違反した場合には罰則(罰金)が科されるほか、捜査当局が当該登記情報にアクセス可能となっており、リスクに応じた抑止・追跡の措置が制度的に整備されている。これらの制度的枠組みにより、これらの法人であっても、一定の監視・規制環境が確保されており、前述の6つの法律に基づく非営利団体と比較して、テロ資金供与に悪用されるリスクは、相対的に小さいものと考えられる。

3 危険度の評価

我が国においては、以下のような特性を有する非営利団体について、テロ資金供与に悪用される危険度が相対的に高まると考えられる。

- ・テロ行為が行われている地域やその周辺で活動している非営利団体
- ・相当量の資金を取り扱い、外国への送金や現地での現金取扱いを行っている非営利団体
- ・休眠状態にあるなど、法人としての実体が不明確な非営利団体

これら団体が関与する金融取引については、我が国が国際金融市場の一翼を担っていることを踏まえ、国際機関による指摘等についても考慮する必要がある。

一方で、我が国においては、非営利団体がテロ資金供与に悪用されたとして摘発された事例は確認されておらず、また、外国で活動する非営利団体の割合も限定的であること等から、総合的に見て、現時点におけるテロ資金供与に関するリスクは低いと評価される。

ただし、近年、国際的に非営利団体を悪用したテロ資金供与リスクに対する懸念が高まりつつあることから、我が国においても引き続き非営利団体に関するリスク評価の適切な見直しを行い、所轄庁等においては、危険度に応じたモニタリングの実施が求められる。あわせて、危険度の高い地域で活動する非営利団体については、その活動の健全性が確保されるよう、テロ資金供与に係る危険度とその対策に関するアウトリーチを継続的に実施することが重要であると考えられる。